

# 目次

第1部 アンケート調査.....	1
第2部 DV被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査 （被害者面接調査）.....	81
第3部 調査結果から見られる現状と課題.....	143



# 第1部

## アンケート調査

# 目次

## I 調査概要

1. 調査目的 .....	3
2. 調査項目 .....	3
3. 調査方法 .....	3
4. 回収結果 .....	3
5. 報告書の見方などについて .....	3

## II 調査結果

1. 男女の役割に関する意識について .....	5
2. 配偶者からの暴力(DV)に関する認知度について .....	7
3. 配偶者からの暴力の被害経験、相談の状況などについて .....	20
4. 交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)について .....	37
5. 周囲の方の暴力被害について .....	58
6. 男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制について .....	61
7. 回答者の属性 .....	63
8. 自由意見 .....	66

## III 資料

1. 調査票 .....	67
--------------	----

# I 調査概要

## 1. 調査目的

DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。堺市では、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく基本計画として、「第 4 期さかい男女共同参画プラン」を平成 24 年 3 月に策定し、「女性に対する暴力の根絶」を主要な課題の一つとして位置づけ施策の推進を図っている。また、平成 25 年 3 月には、「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV 防止基本計画)」を策定し、DV の防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進している。

本調査は、男女間における暴力に関する市民の意識と実態を明らかにすることで、DV の防止と被害者の保護・自立支援に関する課題を把握し、今後の施策をさらに推進するために実施した。

## 2. 調査項目

- (1) 男女の役割に関する意識について
- (2) 配偶者からの暴力(DV)に関する認知度について
- (3) 配偶者からの暴力の被害経験、相談の状況などについて
- (4) 交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)について
- (5) 周囲の方の暴力被害について
- (6) 男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制について

## 3. 調査方法

- (1) 調査対象: 堺市在住の 18 歳以上の男女 3,000 人(区別の人口比、性比による層化抽出)
- (2) 調査方法: 郵送による配布・回収
- (3) 調査期間: 平成 28 年 11 月 7 日～平成 28 年 11 月 21 日

## 4. 回収結果

有効回収数 1,343 件 (実発送数 2,987 件) 有効回収率 45.0%

## 5. 報告書の見方などについて

### 調査結果について

- (1) グラフ内の数字は特記のない限り、百分比(%)である。
- (2) 集計の百分比(%)は、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出している。このため、択一設問の場合は百分比の合計値が 100.0 にならないことがある。

- (3) 複数回答の場合は、百分比(%)の合計が 100 を超えることがある。
- (4) 「n=〇」は、100%に対応する回答数(基数)である。
- (5) 選択肢の文言は、図表中では簡略化している場合がある。
- (6) 回答数の女性と男性の合計が全体と一致しないのは、性別の設定において「その他」回答及び無回答があるためである。

### 比較した類似調査について

**H26 内閣府 DV 調査**: 男女間における暴力に関する調査(2014 年実施、n=3,544)

**H28 内閣府世論調査**: 男女共同参画社会に関する世論調査(2016 年実施、n=3,059)

### サンプリング誤差について

得られた割合p(%)には、そのサンプル数(下表のn)によって、異なった誤差が発生する。このサンプリング誤差は次の通り。(信頼度 95%)

#### ●サンプリング誤差

サンプリング誤差の単位は%

	p (%) → n (サンプル数) ↓	1	10	20	30	40	50
		99	90	80	70	60	50
総数(全体)	1,343	0.5	1.6	2.2	2.5	2.7	2.7
女性30歳未満	73	2.3	7.0	9.4	10.7	11.5	11.7
女性30歳代	109	1.9	5.7	7.7	8.8	9.4	9.6
女性40歳代	142	1.7	5.0	6.7	7.7	8.2	8.4
女性50歳代	133	1.7	5.2	6.9	7.9	8.5	8.7
女性60歳代	174	1.5	4.5	6.1	6.9	7.4	7.6
女性70歳以上	164	1.6	4.7	6.2	7.2	7.7	7.8
男性30歳未満	48	2.9	8.7	11.5	13.2	14.1	14.4
男性30歳代	57	2.6	7.9	10.6	12.1	13.0	13.2
男性40歳代	89	2.1	6.4	8.5	9.7	10.4	10.6
男性50歳代	75	2.3	6.9	9.2	10.6	11.3	11.5
男性60歳代	111	1.9	5.7	7.6	8.7	9.3	9.5
男性70歳以上	143	1.7	5.0	6.7	7.7	8.2	8.4

(表の見方)

「男性 40 歳代(n=89)」の回答(p)が「70% (または 30%)」であった場合、その誤差はプラスマイナス 9.7% (約 0.1)となっている。つまり、70%という回答の値は 63% (70-(70×0.1)%)と 77% (70+(70×0.1)%)の間の数値を代表していることになる。(ということが 95%の信頼度でいえる。)

nが大きいほど誤差は小さく、またnが小さいほど誤差は大きくなる。

本調査の調査票では、回答者の年齢階層を 20 歳未満と 20 歳代で尋ねたが、女性の 20 歳未満は n=12、男性の 20 歳未満は n=11 と小さく、誤差が非常に大きくなるため、ともに 20 歳代と合算して「女性 30 歳未満」「男性 30 歳未満」とした。

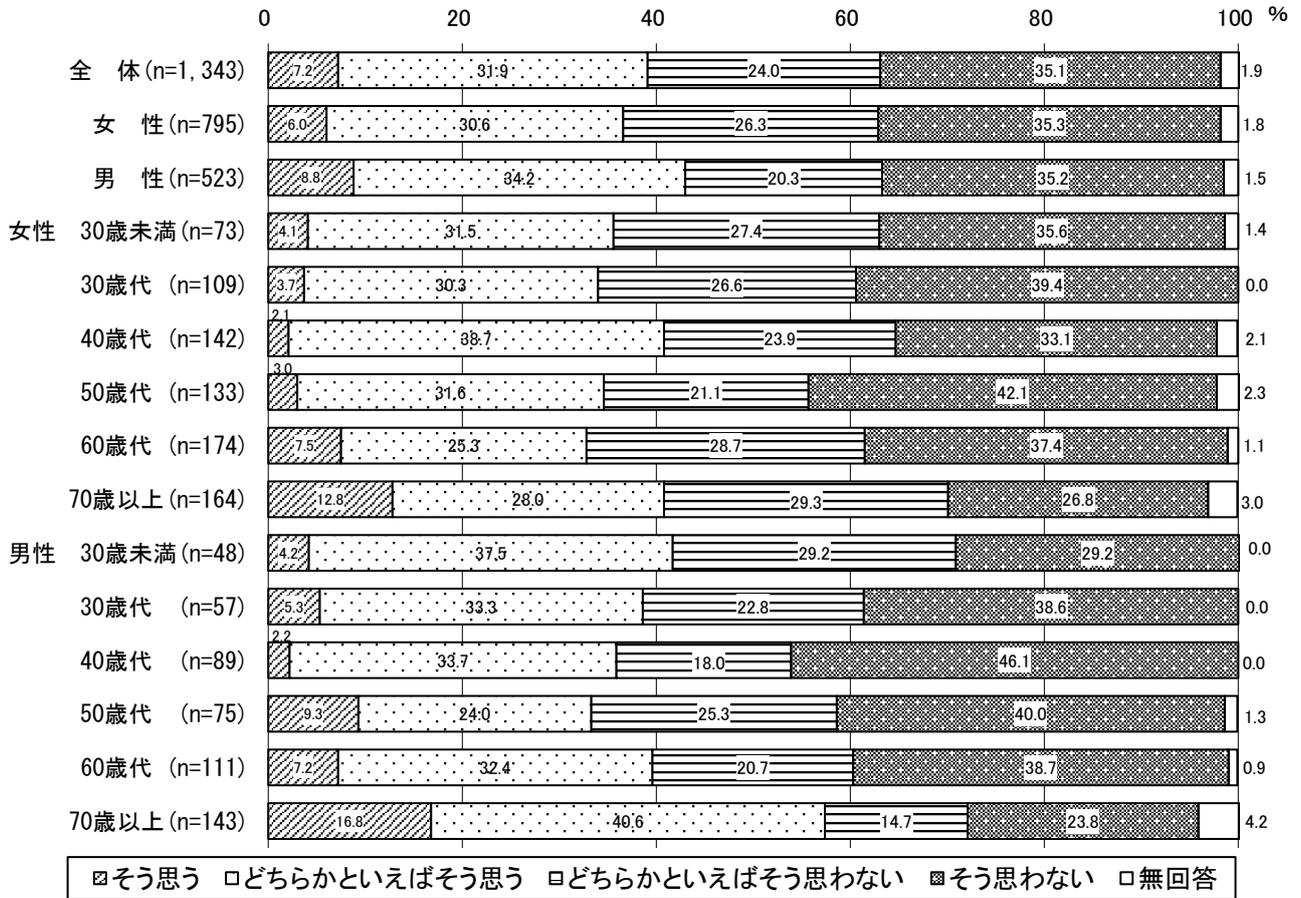
## II 調査結果

### 1. 男女の役割に関する意識について

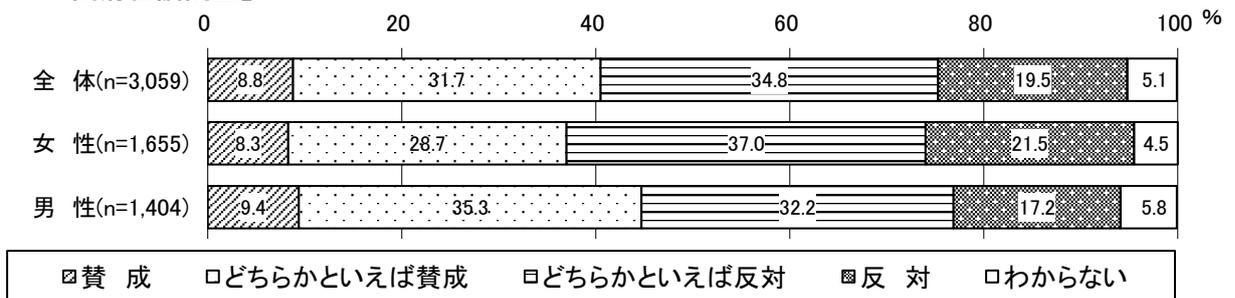
**問1 「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方について、あなたはどのように思いますか。（あてはまる番号1つに○）**

- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計値は 39.1%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計値は 59.1%である。
- ・H28 内閣府世論調査と比較すると、本調査においては、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計値の割合が 4.8 ポイント高く、固定的な性別役割分担認識に対して否定的な傾向が強いといえる。
- ・性・年代別では、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計値が高いのは、女性 60 歳代、女性 30 歳代、男性 50 歳代の順となっている。最も低いのは男性 70 歳以上である。

「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方をどう思うか  
(性・年代別)



[H28内閣府世論調査]

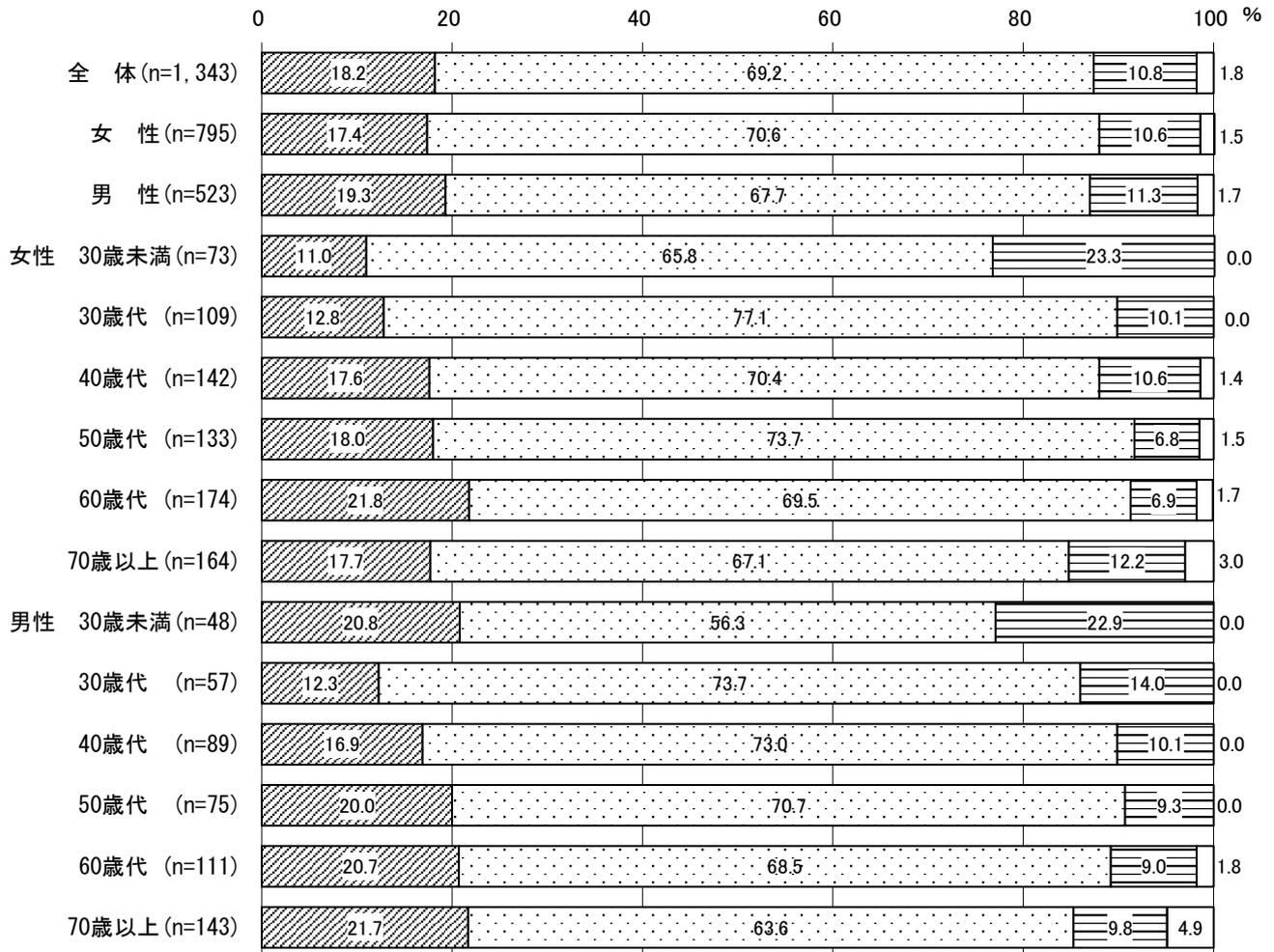


## 2. 配偶者からの暴力(DV)に関する認知度について

**問2 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を知っていますか。（あてはまる番号1つに○）**

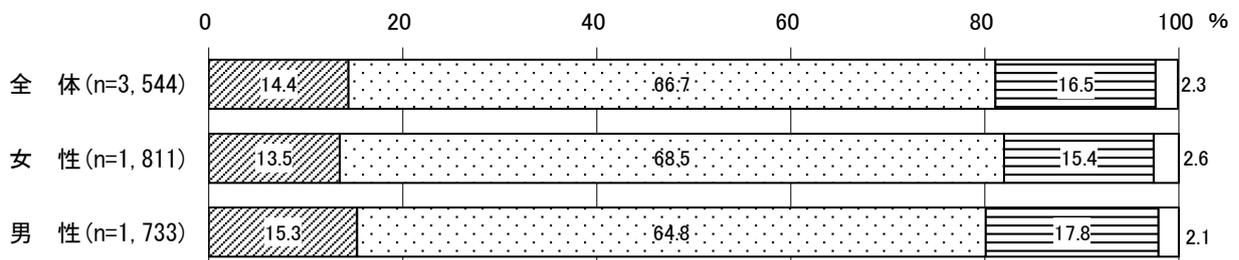
- ・「法律があることも、その内容も知っている」(18.2%)、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」(69.2%)である。この合計値は87.4%で、九割近くの回答者が法律の存在を知っている。
- ・H26内閣府DV調査と比較すると、「法律があることも、その内容も知っている」「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」ともに、本調査のほうが高い。
- ・性・年代別にみると、「法律があることも、その内容も知っている」「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」の合計値が高いのは、女性50歳代、女性60歳代、男性50歳代の順である。
- ・逆に、「法律があることを知らなかった」の割合が最も高いのは女性30歳未満、次いで男性30歳未満で、若い層で知られていない割合が高い。

DV防止法を知っているか（性・年代別）



法律があることも、その内容も知っている       法律があることは知っているが、内容はよく知らない  
 法律があることを知らなかった                       無回答

[H26内閣府DV調査]

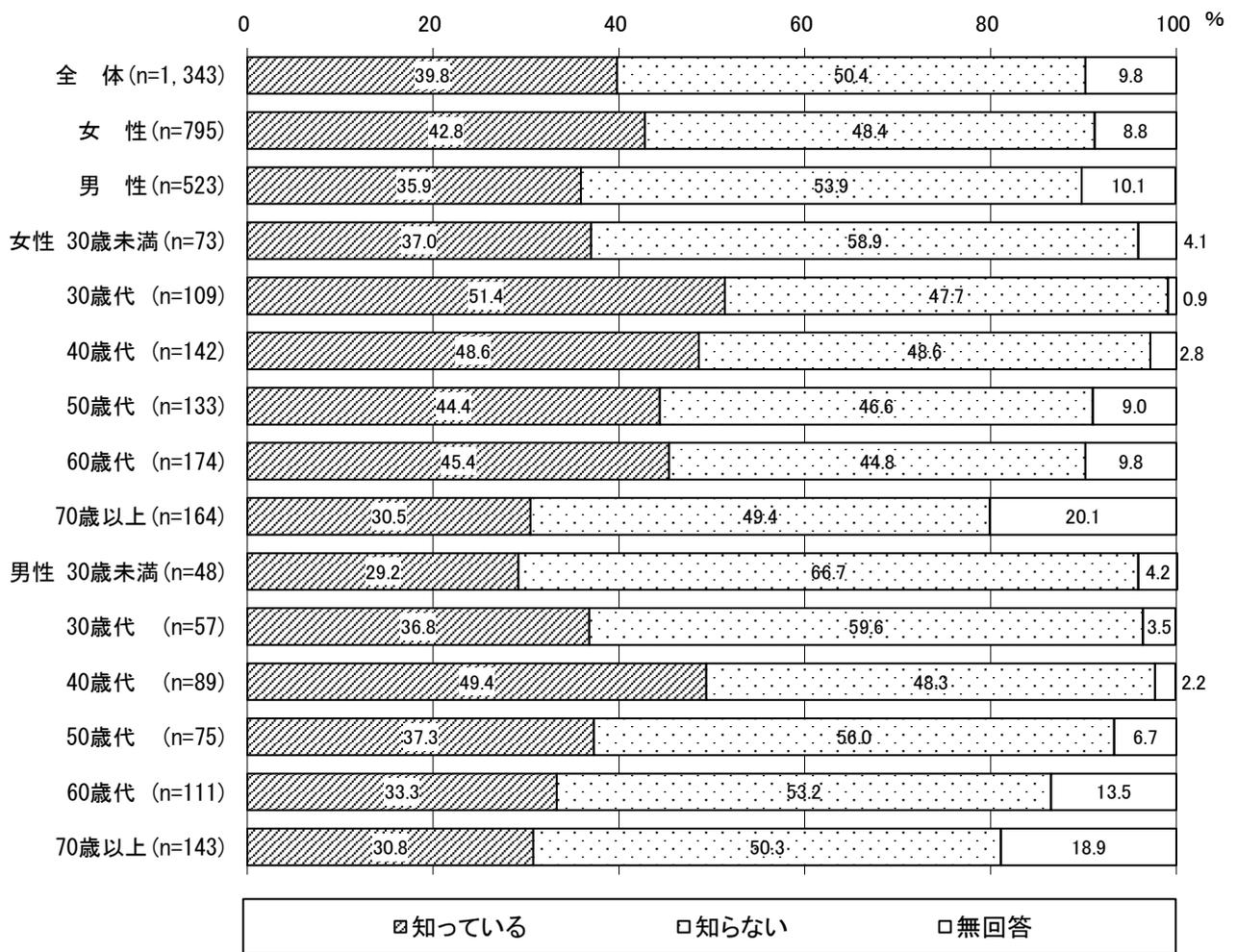


法律があることも、その内容も知っている       法律があることは知っているが、内容はよく知らない  
 法律があることを知らなかった                       無回答

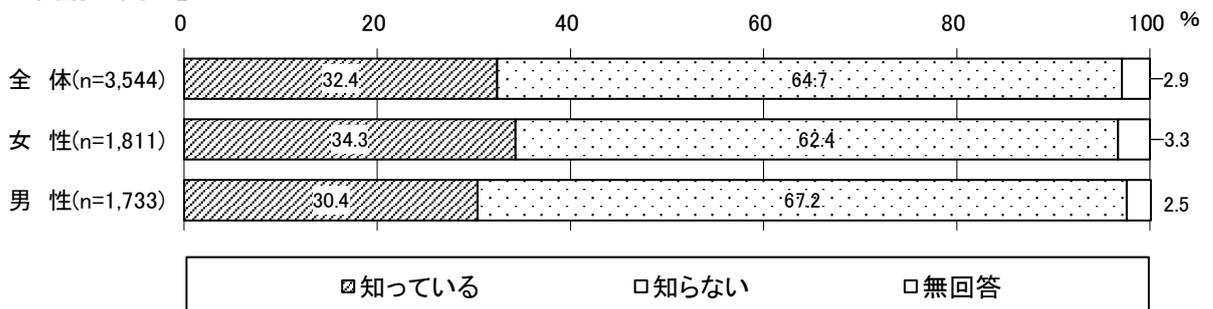
**問3 あなたは、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。(あてはまる番号1つに○)**

- ・39.8%の回答者がDV相談窓口を「知っている」としている。この割合は女性が男性より6.9ポイント高い。
- ・全体の回答者でH26内閣府DV調査と比較すると、本調査のほうが7.4ポイント高い。
- ・性別で見ると、「知っている」の割合が最も高いのは、女性では30歳代で51.4%、男性では40歳代で49.4%となっている。
- ・逆に「知らない」の割合が最も高いのは、男女とも30歳未満であり、これは問2のDV防止法の認知割合と同様の傾向である。

**DV相談窓口を知っているか(性・年代別)**



**[H26内閣府DV調査]**

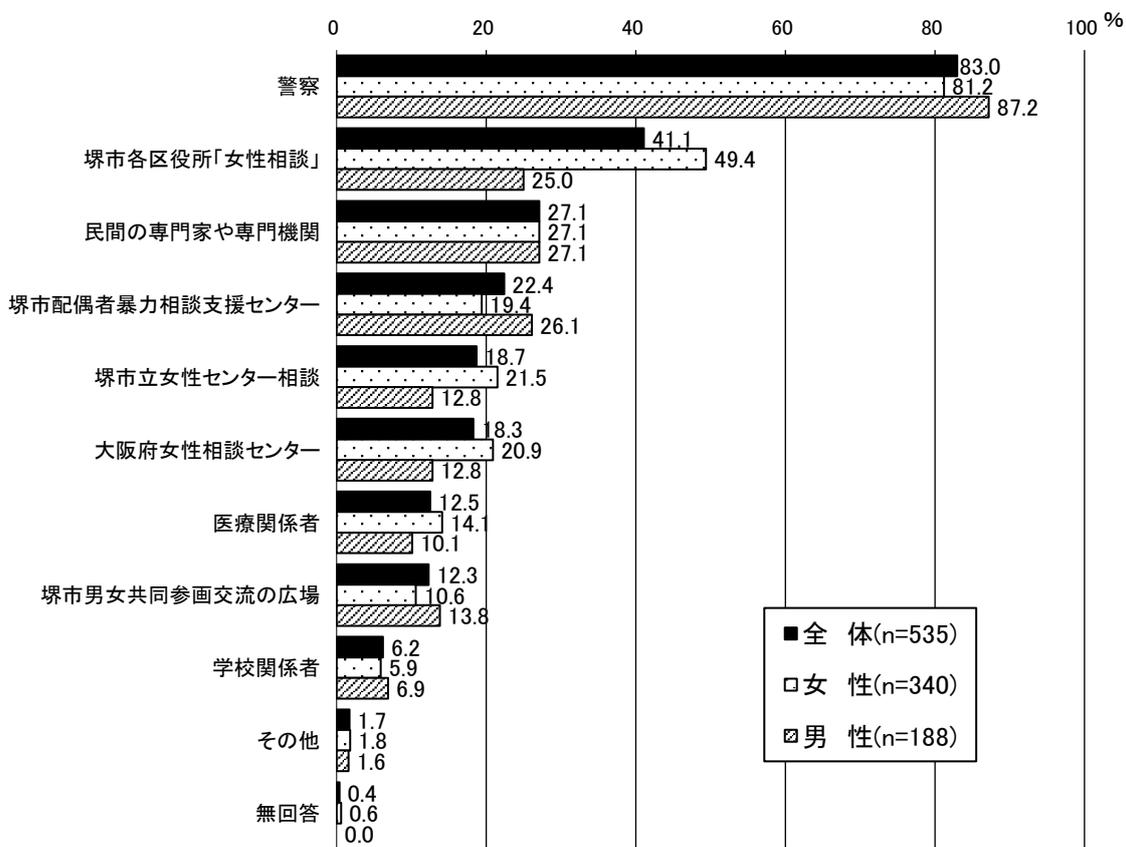


問3で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします。

問3-1 あなたの知っている窓口は次のうちどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

- ・DV相談窓口で最もよく知られているのは、「警察」の83.0%である。以下は「堺市各区役所『女性相談』」(41.1%)、「民間の専門家や専門機関」(27.1%)、「堺市配偶者暴力相談支援センター」(22.4%)と続く。
- ・性別で見ると、「堺市各区役所『女性相談』」は、女性では49.4%と、男性の25.0%と比べて24.4ポイント高くなっている。一方、堺市配偶者暴力相談支援センターは、男性では26.1%と、女性の19.4%と比べて6.7ポイント高くなっている。

知っているDV相談窓口（複数回答）（性別）

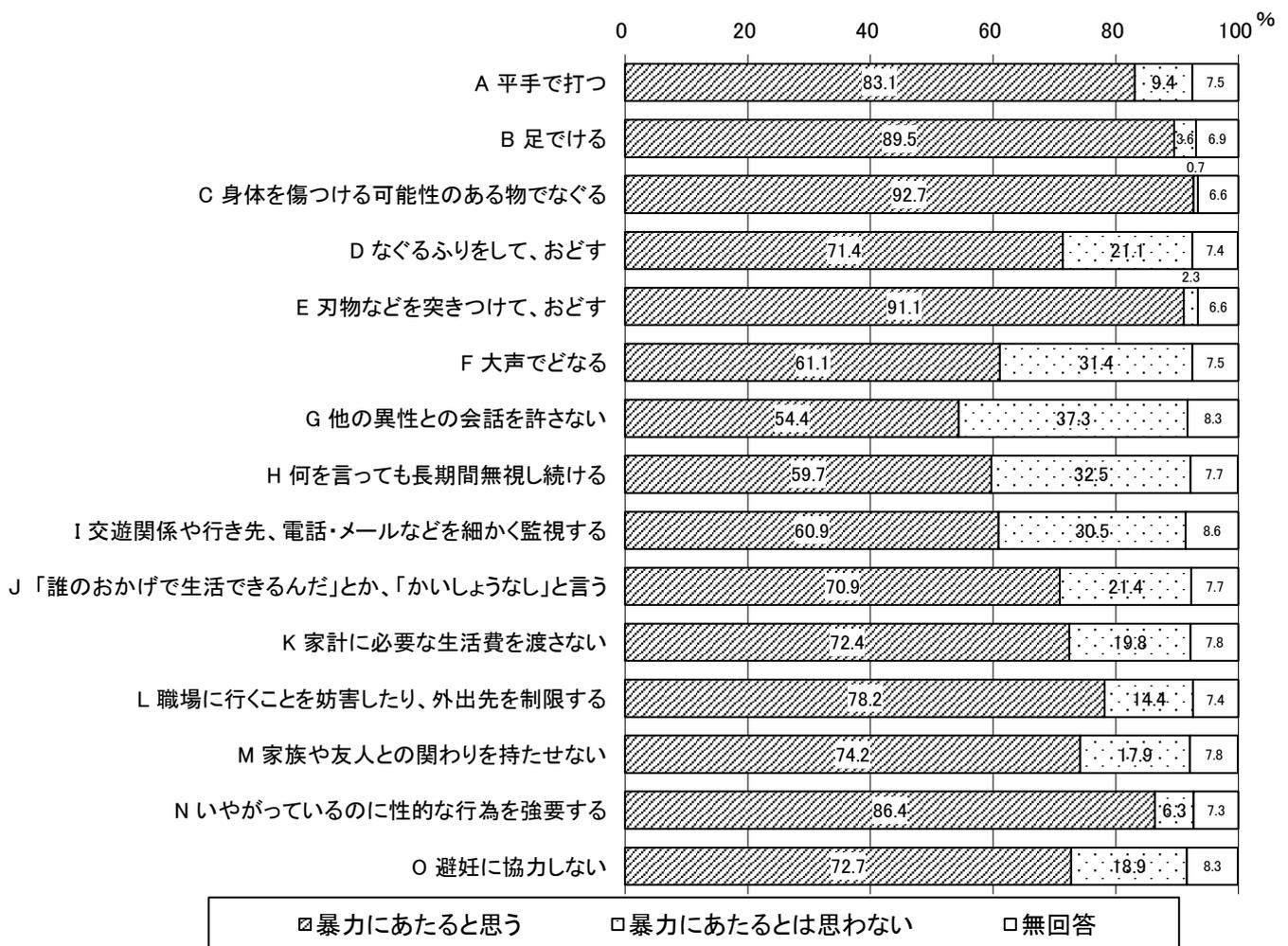


**問4 あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。なお、ここでの「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。(○はA～Oそれぞれに1つずつ)**

- ・「暴力にあたると思う」とする割合の高い項目は、「C 身体を傷つける可能性のある物でなくる」(92.7%)、「B 足でける」(89.5%)など、身体的暴力にあたる行為である。
- ・一方「G 他の異性との会話を許さない」(54.4%)、「H 何を言っても長期間無視し続ける」(59.7%)、「I 交遊関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」(60.9%)などの、社会的暴力や精神的暴力を暴力であるとする傾向は低い。
- ・H26 内閣府 DV 調査においても同様に、「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする割合は、身体的暴力にあたる行為が高く、また「F 大声でどなる」、「G 他の異性との会話を許さない」などの社会的暴力や精神的暴力にあたる行為は低い。
- ・性別でみると、身体的暴力については「暴力にあたるとは思わない」と回答している割合が男性より女性に多く、それ以外の暴力についてはほぼ女性より男性が多い。

### 暴力としての認識

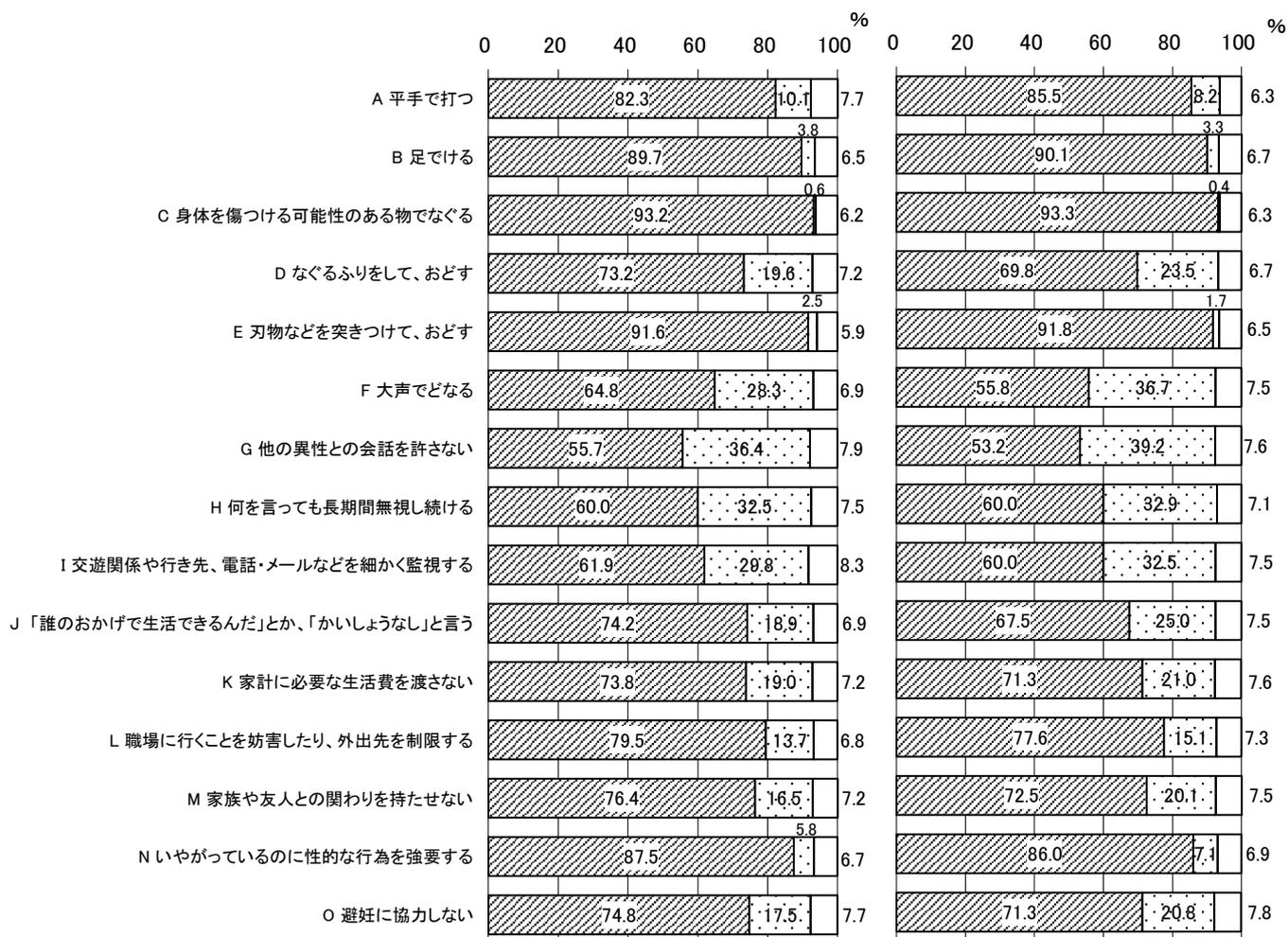
全体 (n=1,343)



暴力としての認識（性別）

女性 (n=795)

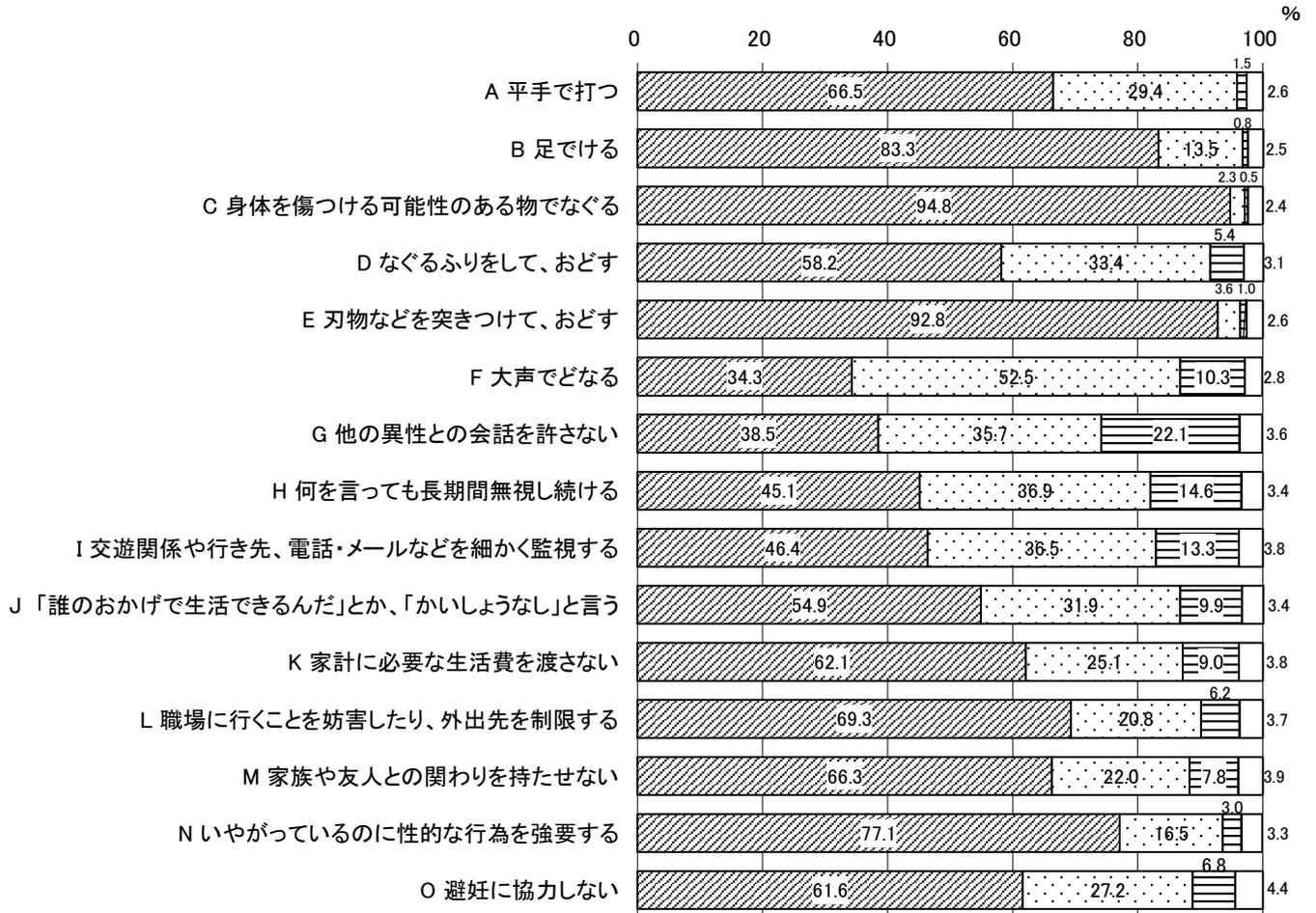
男性 (n=523)



暴力にあたると思う   
  暴力にあたるとは思わない   
  無回答

[H26内閣府DV調査]

全体 (n=3, 544)



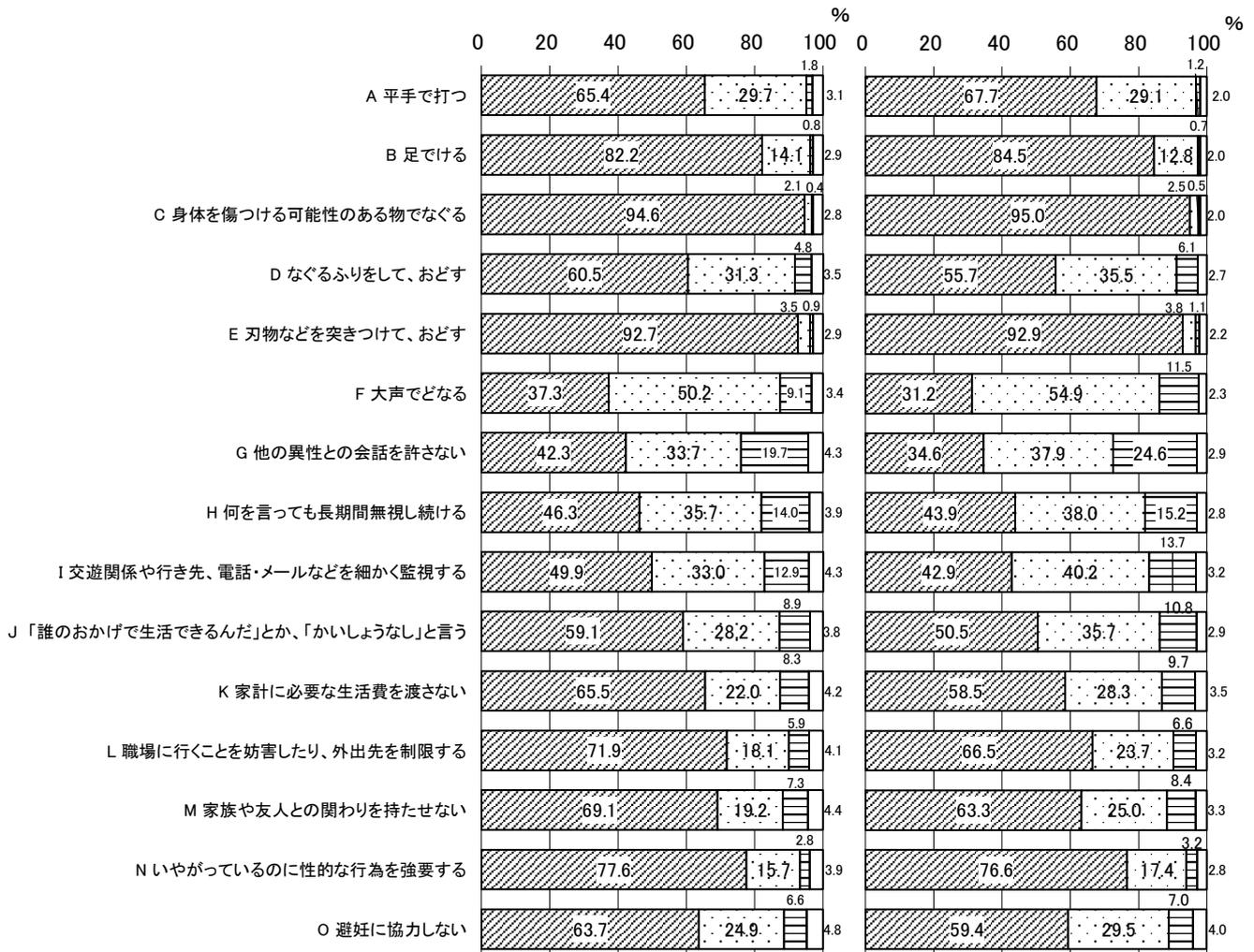
どの場合でも暴力にあたると思う  
 暴力にあたるとは思わない

暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う  
 無回答

[H26内閣府DV調査]

女性 (n=1, 811)

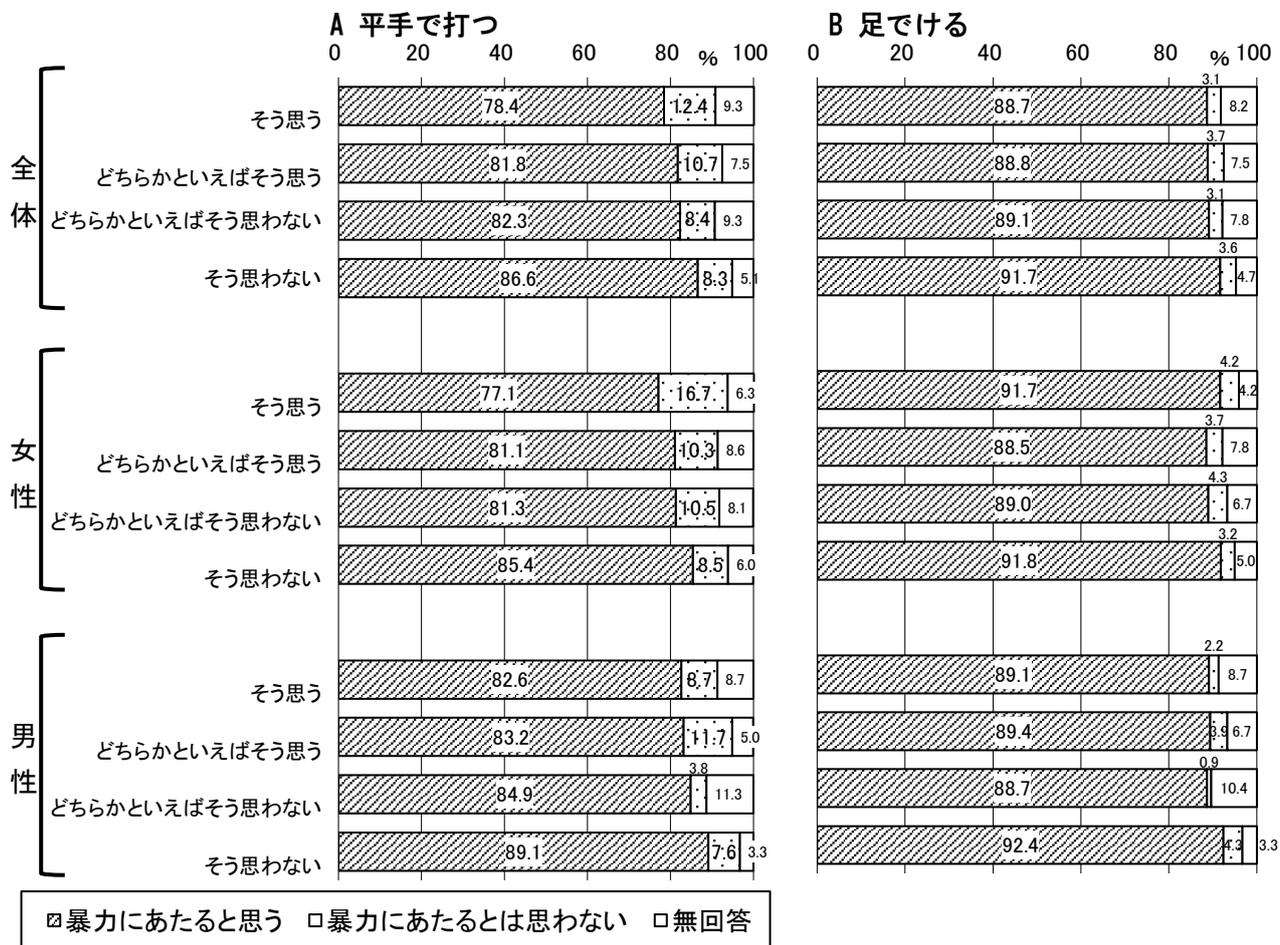
男性 (n=1, 733)



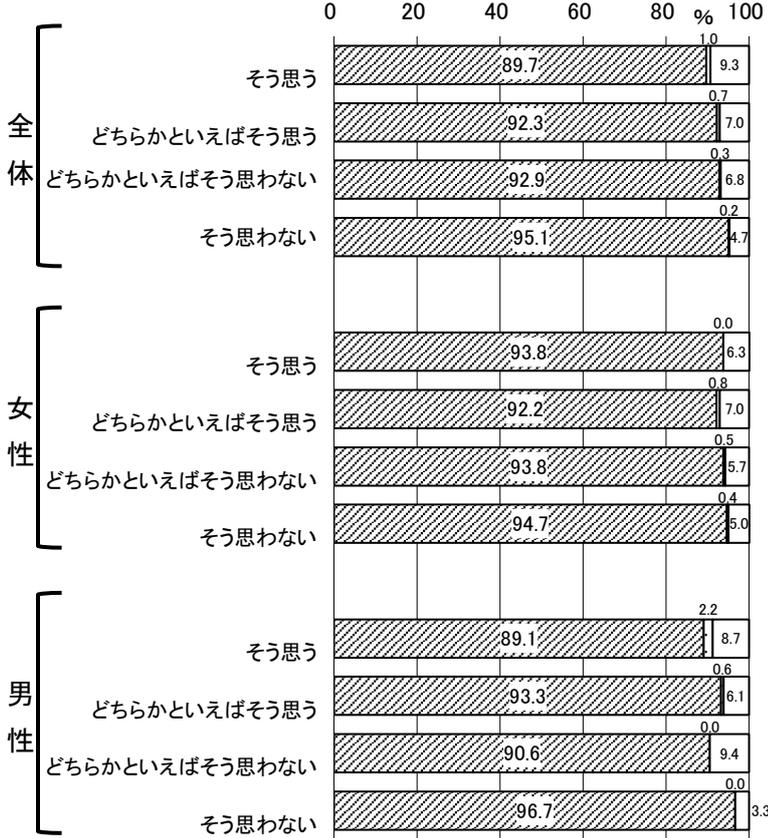
どのような場合でも暴力にあたると思う  
 暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う  
 暴力にあたるとは思わない  
 無回答

### 【参考】性別役割分担意識（問1）との関係

暴力に関する認識を、性別役割分担意識別にみると、「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に“賛成”（「そう思う」、「どちらかかといえはそう思う」）の人は、“反対”（「そう思わない」、「どちらかかといえはそう思わない」）の人と比べて、多くの項目において「暴力にあたると思う」の割合が低くなっている。

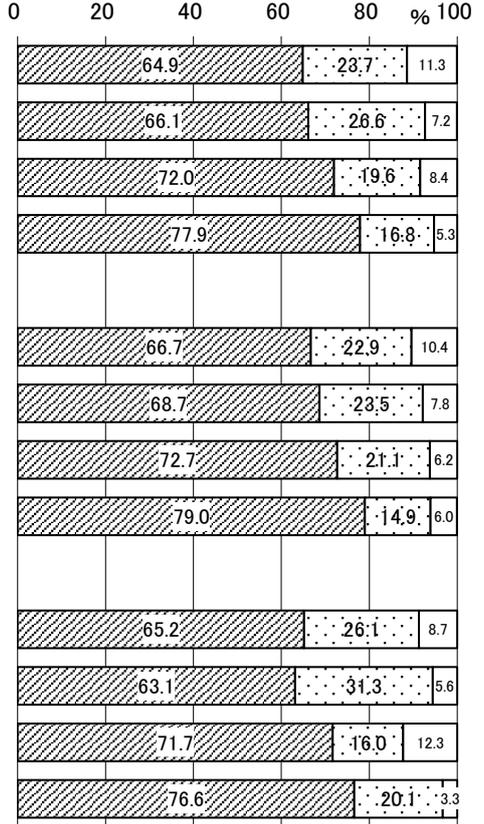


C 身体を傷つける可能性のある物でなぐる

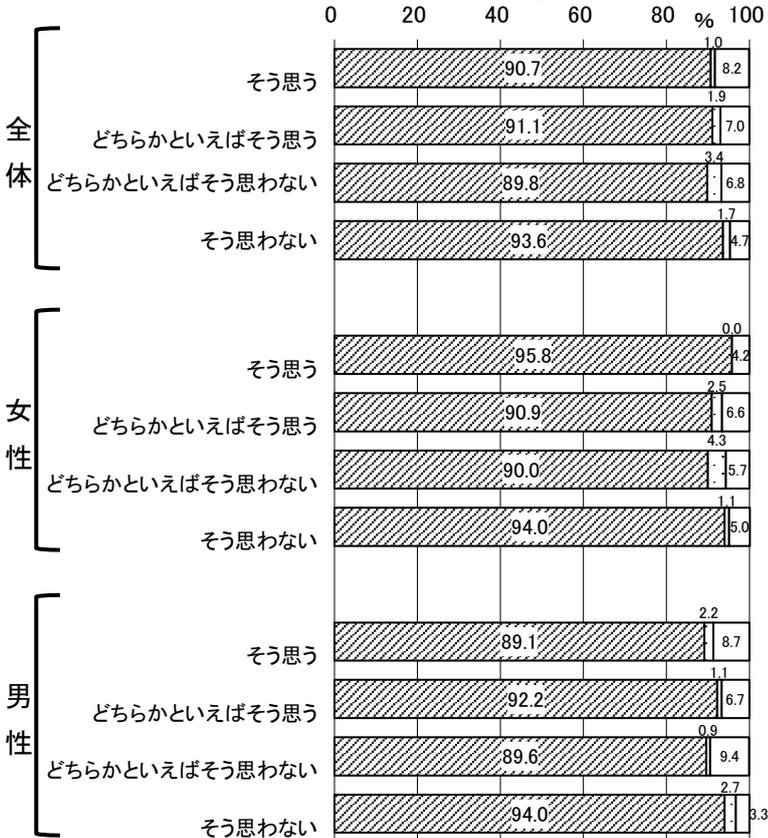


■ 暴力にあたると思う □ 暴力にあたるとは思わない □ 無回答

D なぐるふりをしておどす

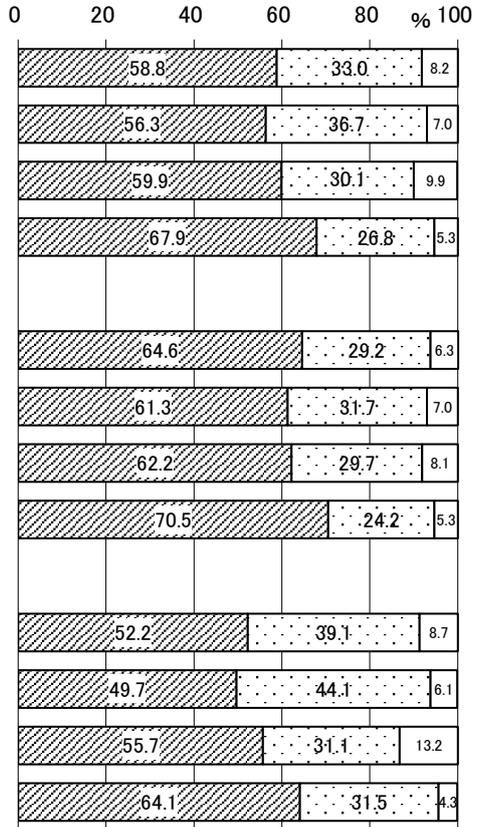


E 刃物などを突きつけて、おどす



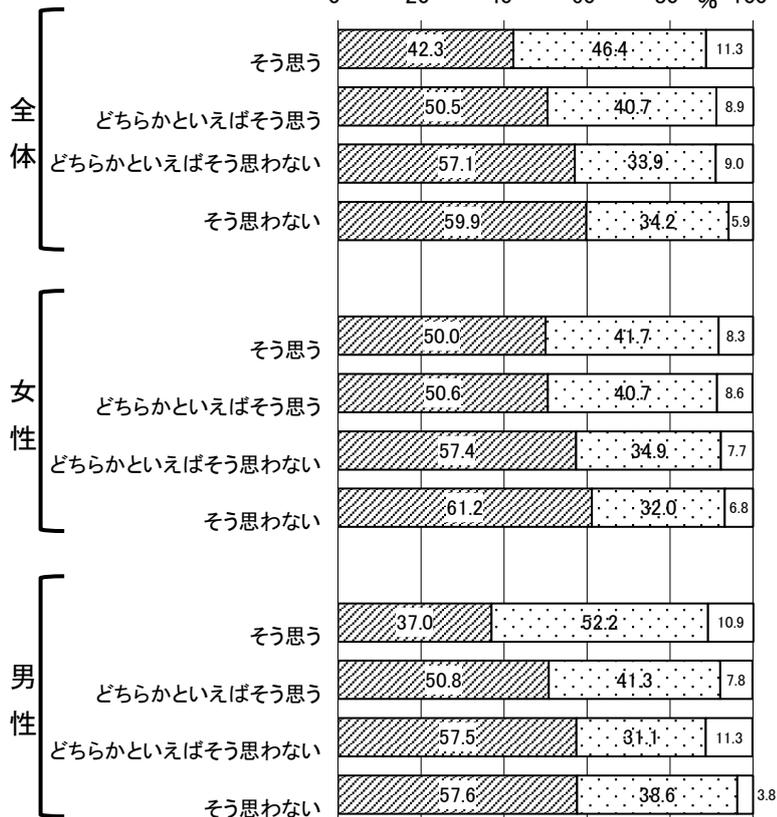
■ 暴力にあたると思う □ 暴力にあたるとは思わない □ 無回答

F 大声でどなる



G 他の異性との会話を許さない

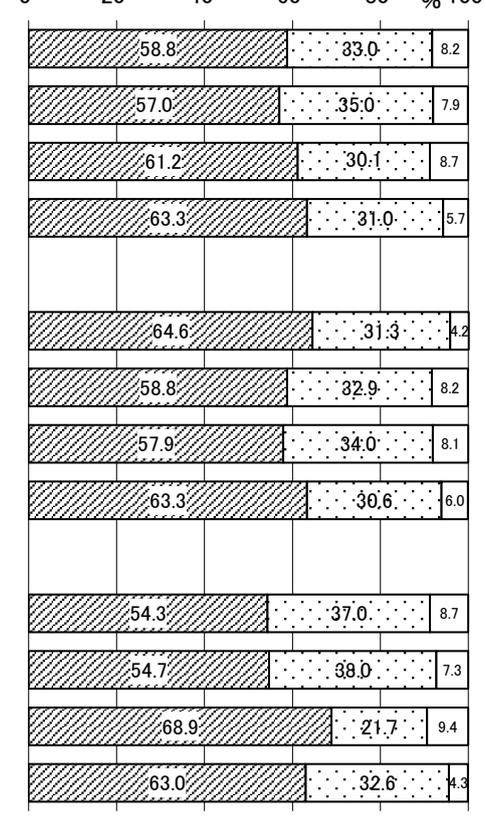
0 20 40 60 80 % 100



☑ 暴力にあたると思う □ 暴力にあたるとは思わない □ 無回答

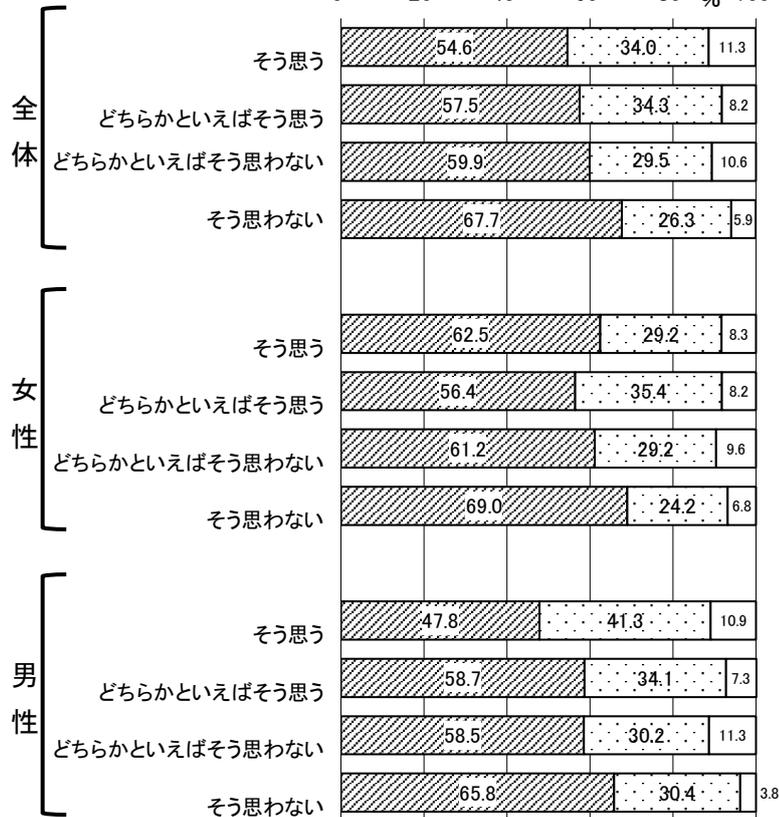
H 何を言っても長期間無視し続ける

0 20 40 60 80 % 100



I 交遊関係などを細かく監視する

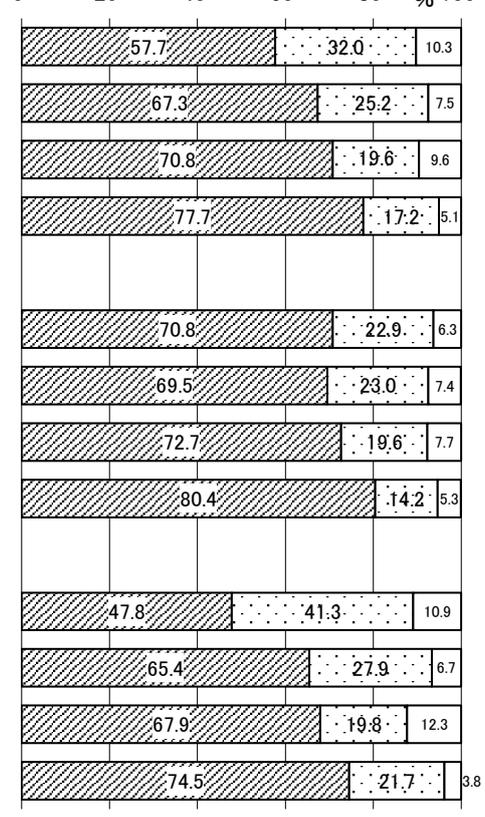
0 20 40 60 80 % 100

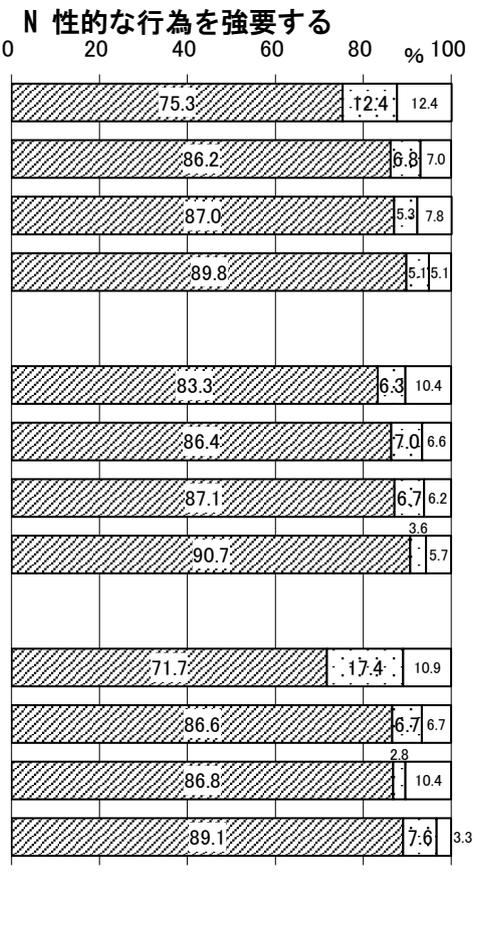
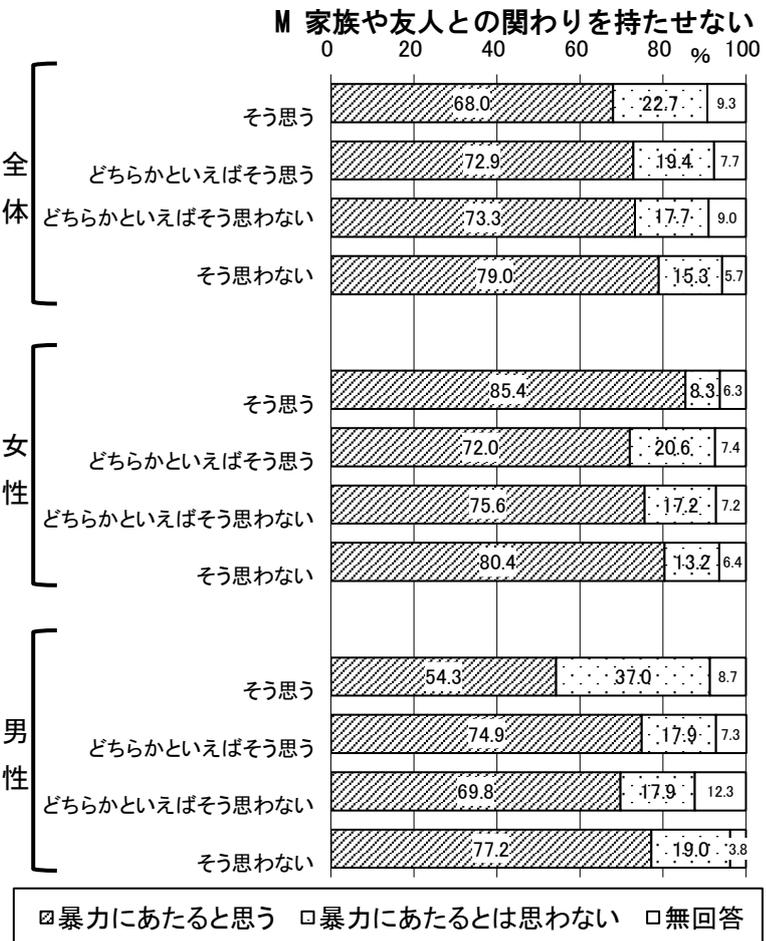
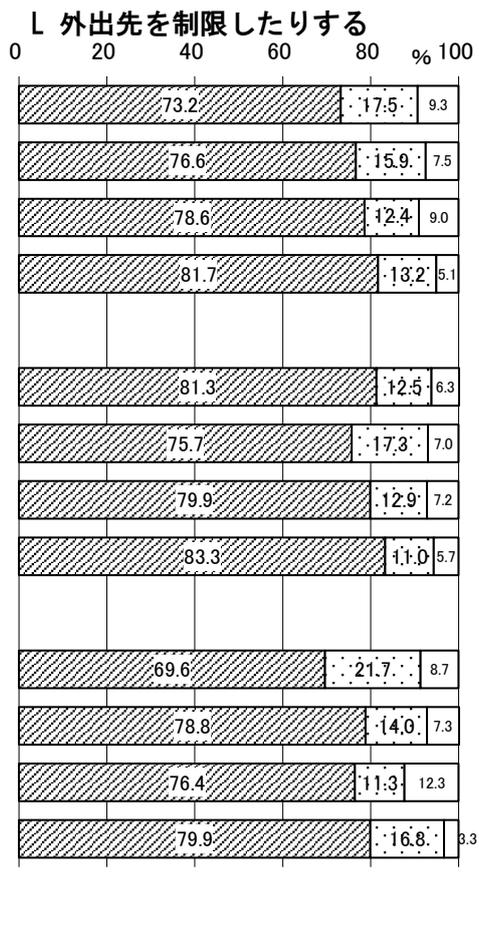
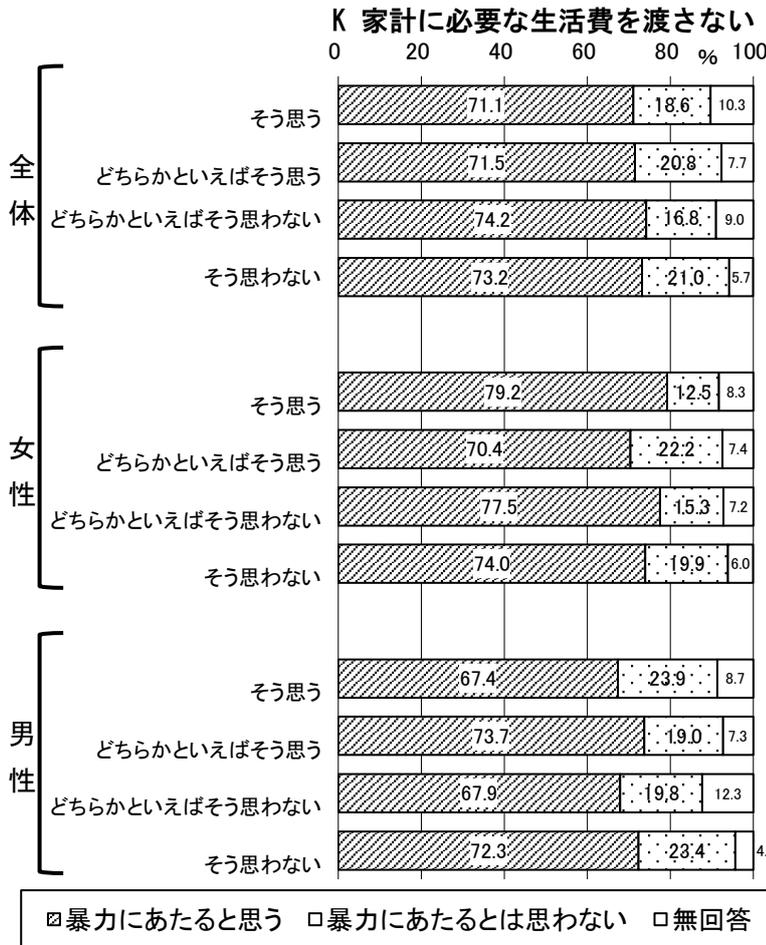


☑ 暴力にあたると思う □ 暴力にあたるとは思わない □ 無回答

J 「かいしょうなし」などと言う

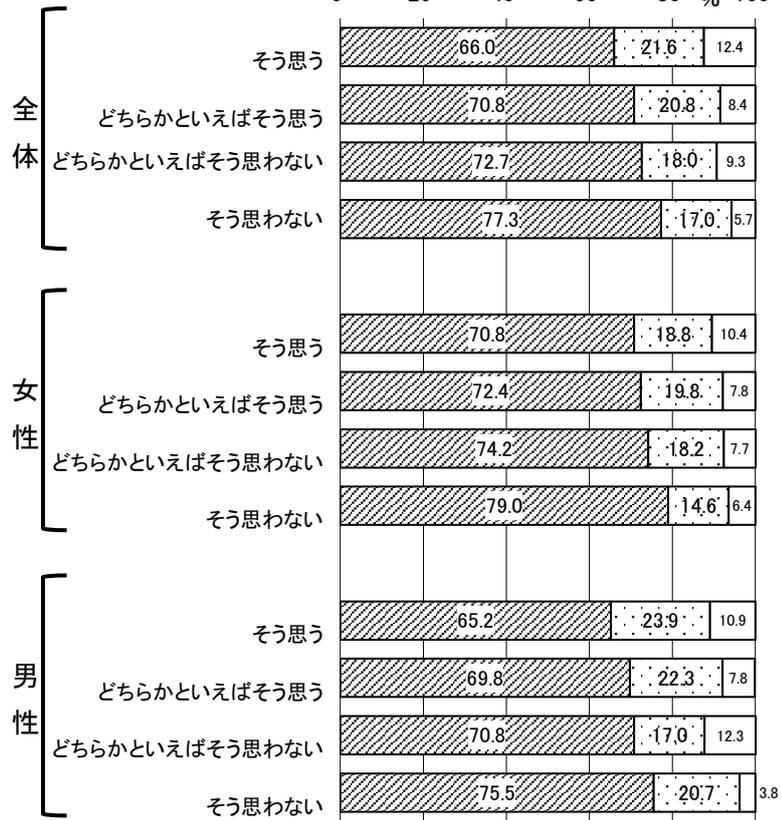
0 20 40 60 80 % 100





0 避妊に協力しない

0 20 40 60 80 % 100

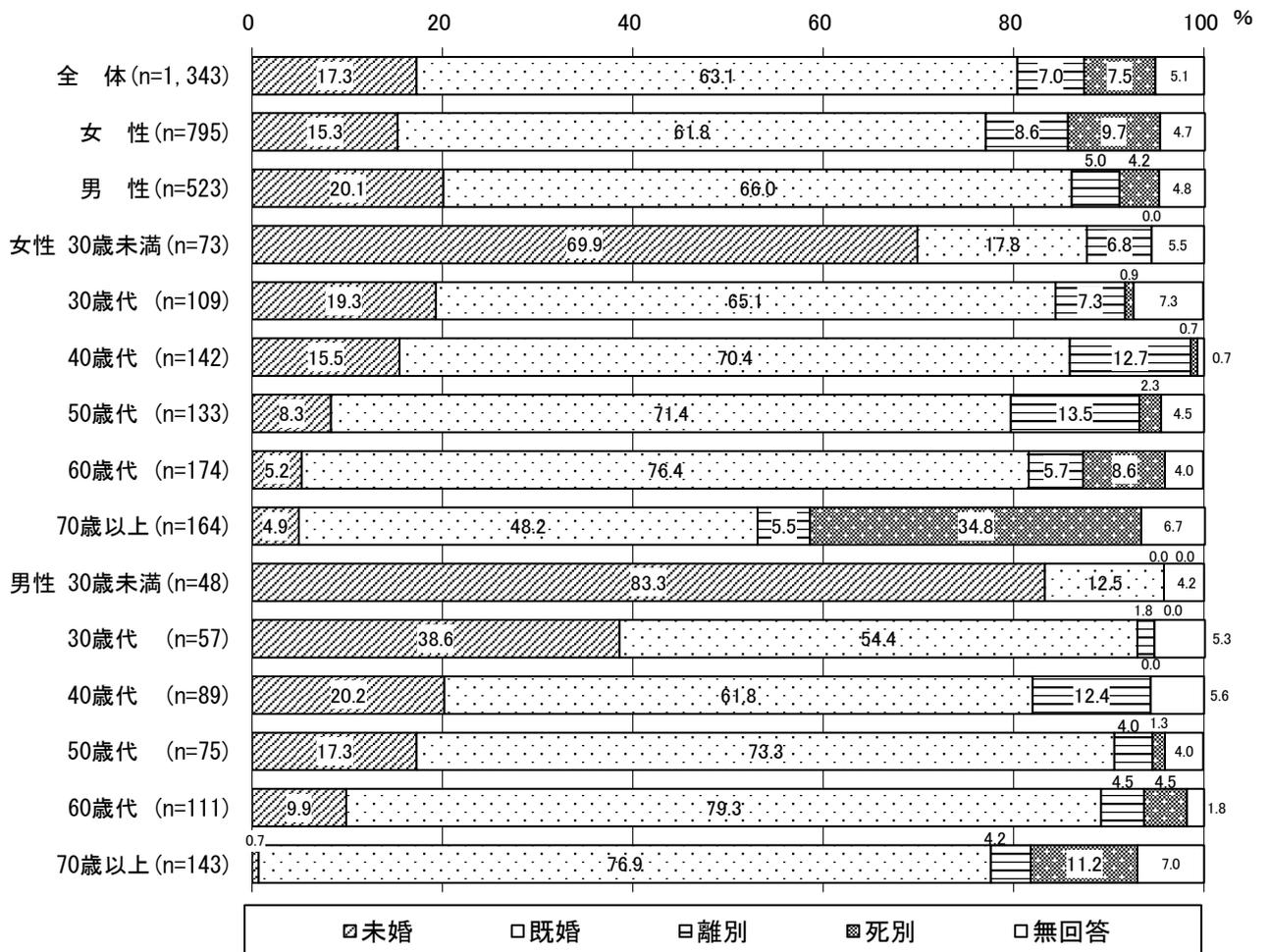


■ 暴力にあたると思う □ 暴力にあたると思わない ○ 無回答

### 3. 配偶者からの暴力の被害経験、相談の状況などについて

問5 あなたは、現在、結婚していますか。なお、ここでの「結婚」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。(あてはまる番号1つに○)

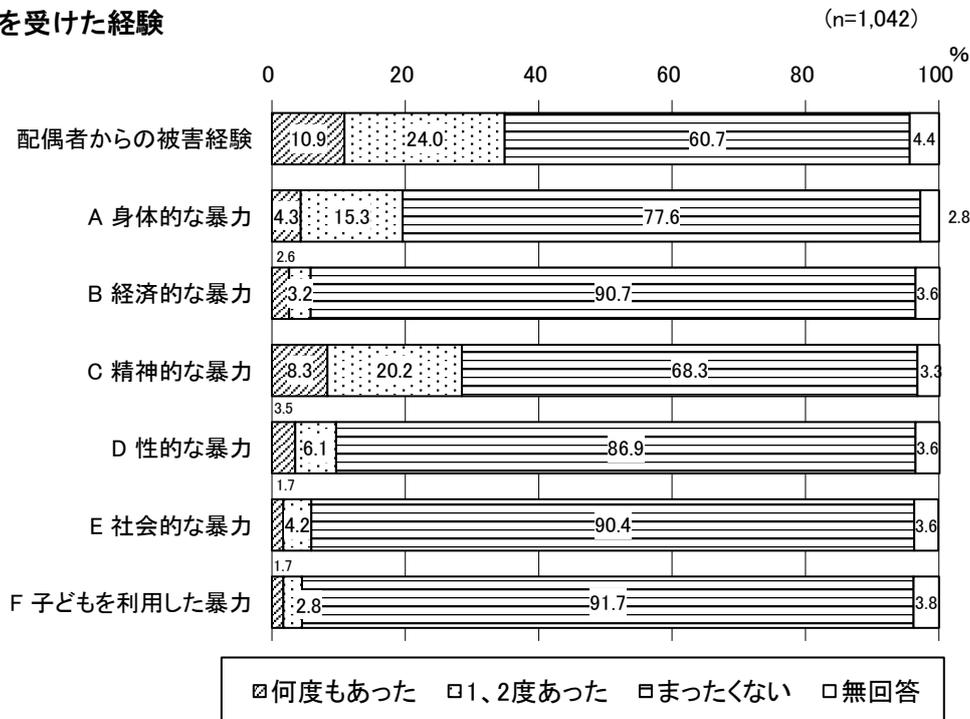
婚姻状況（性・年代別）



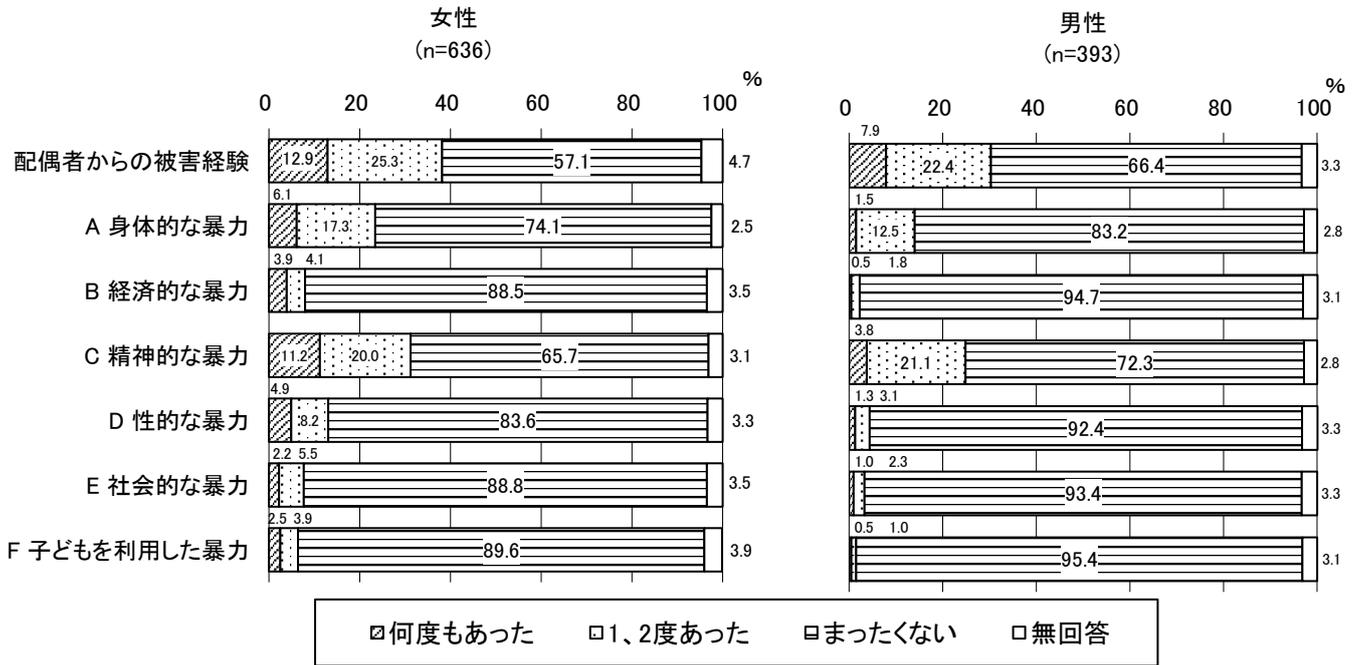
**問6 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。**  
**なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます（以下、同様）。**  
**（○はA～Fそれぞれに1つずつ）**

- ・A～F全体では「何度もあった」が10.9%、「1、2度あった」が24.0%である。
- ・DVの種類別では、「何度もあった」「1、2度あった」ともに最も割合の高い項目は「C 精神的な暴力」で、「何度もあった」(8.3%)と「1、2度あった」(20.2%)の合計値は28.5%である。これに「A 身体的な暴力」(合計値19.6%)、「D 性的な暴力」(同9.6%)が続く。
- ・A～Dを通じて「何どもあった」「1、2度あった」の割合は、ともにH26内閣府DV調査を上回っている。特に「C 精神的な暴力」の合計値はH26内閣府DV調査を18ポイント上回っている。
- ・性別でみると、全体的に女性にDVを受けている割合が高い。

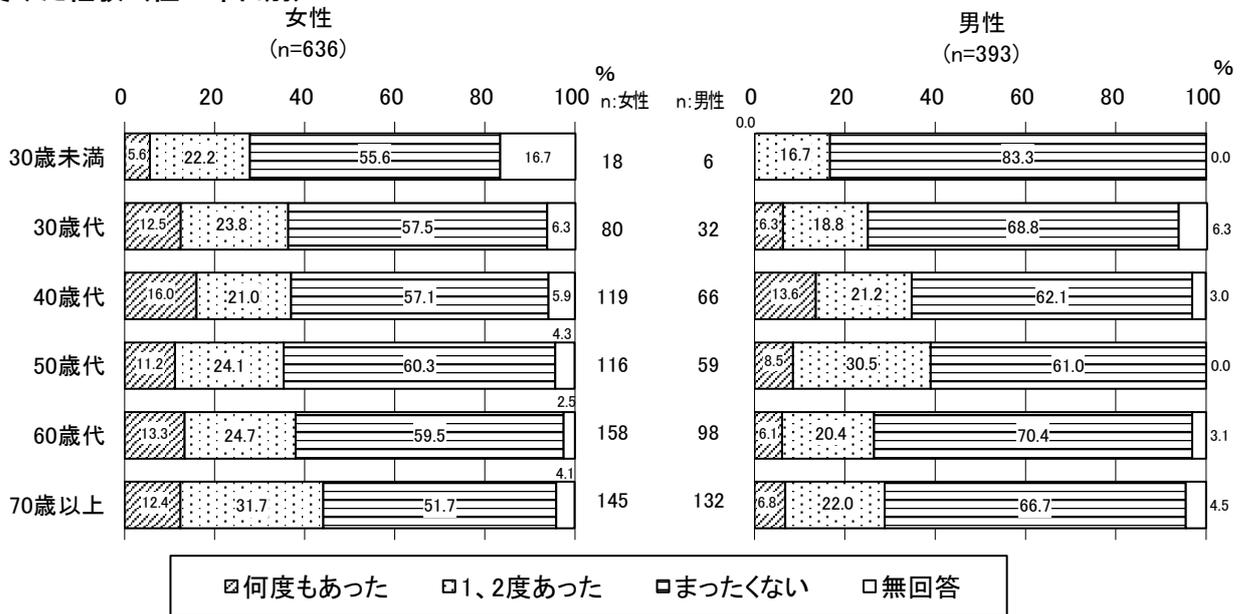
**DVを受けた経験**



### DVを受けた経験（性別）

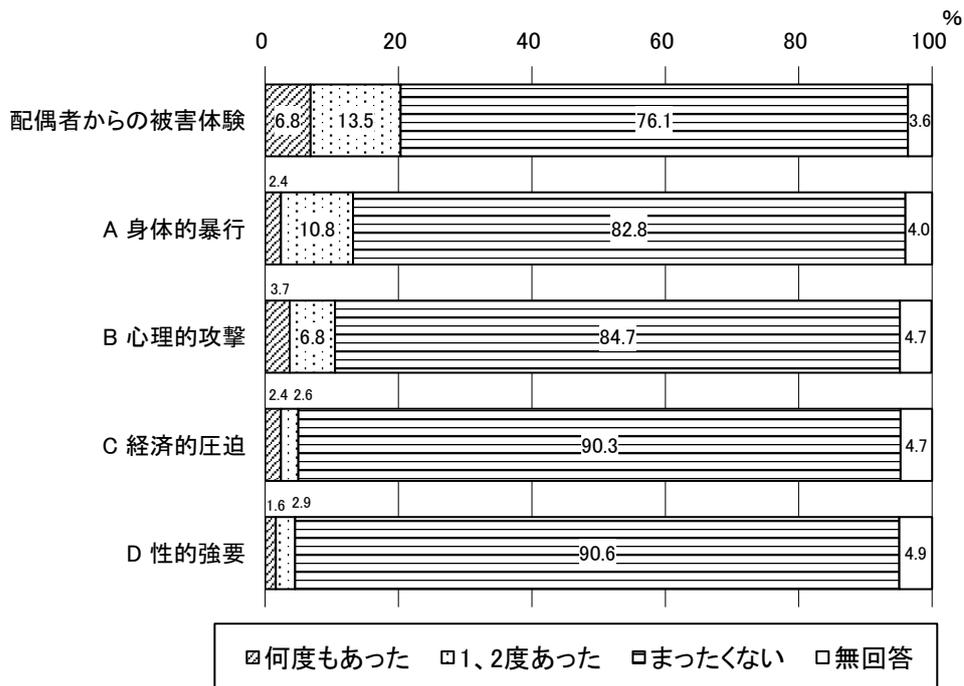


### DVを受けた経験（性・年代別）



[H26内閣府DV調査]

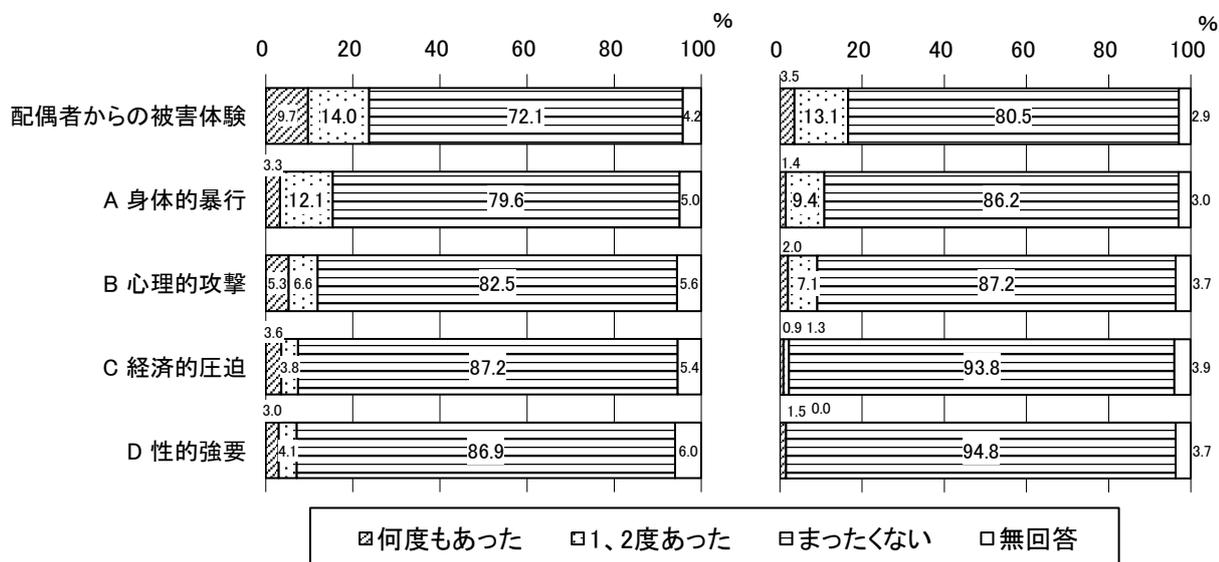
(n=2,673)



[H26内閣府DV調査]

女性  
(n=1,401)

男性  
(n=1,272)



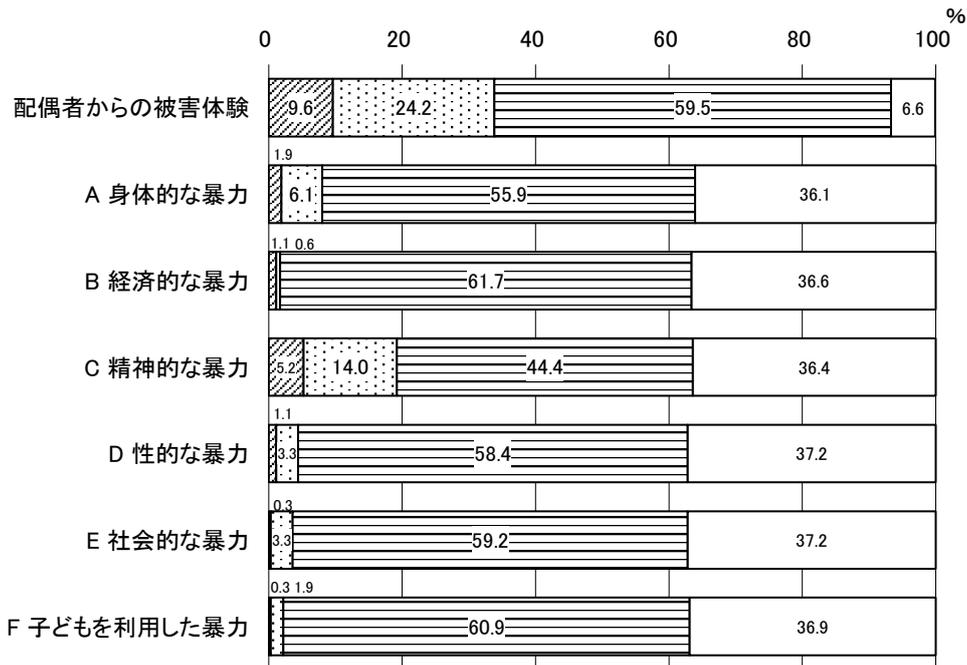
続く問7～問14は、問6でA～Fのうち1つでも「2」「3」に○をつけた方にお聞きします。

問7 では、この1年間は、どうでしたか。(○はA～Fそれぞれに1つずつ)

・最も多いのが「C 精神的な暴力」で、「何度もあった」(5.2%)と「1、2度あった」(14.0%)の合計値は19.2%である。続いて「A 身体的な暴力」(合計値8.0%)、「D 性的な暴力」(同4.4%)となるが、「C 精神的な暴力」との開きが大きい。またこの上位3項目の順位は問6と一致している。

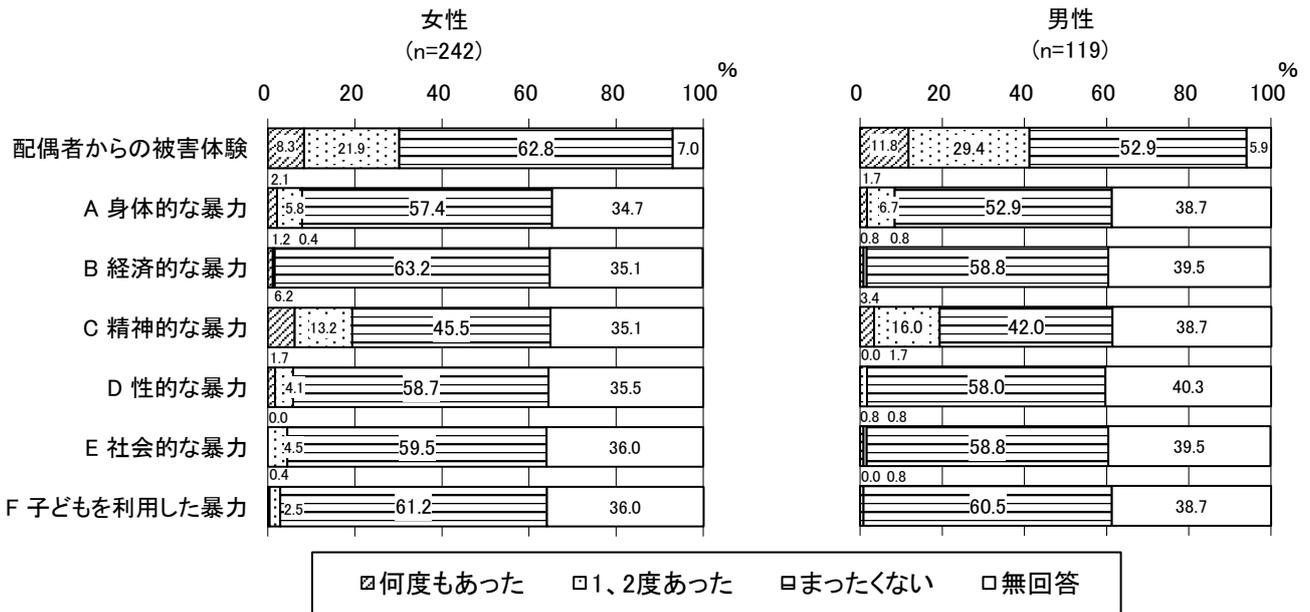
DVを受けた経験(この1年間)

(n=363)

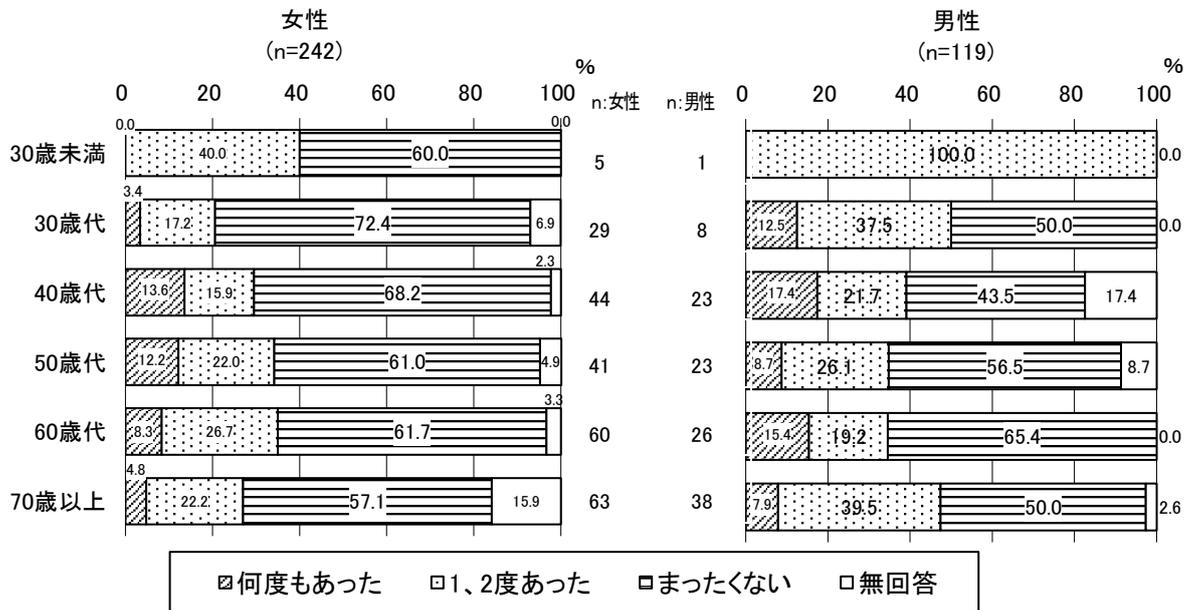


▨何度もあった   ▩1、2度あった   □まったくくない   □無回答

DVを受けた経験（この1年間）（性別）

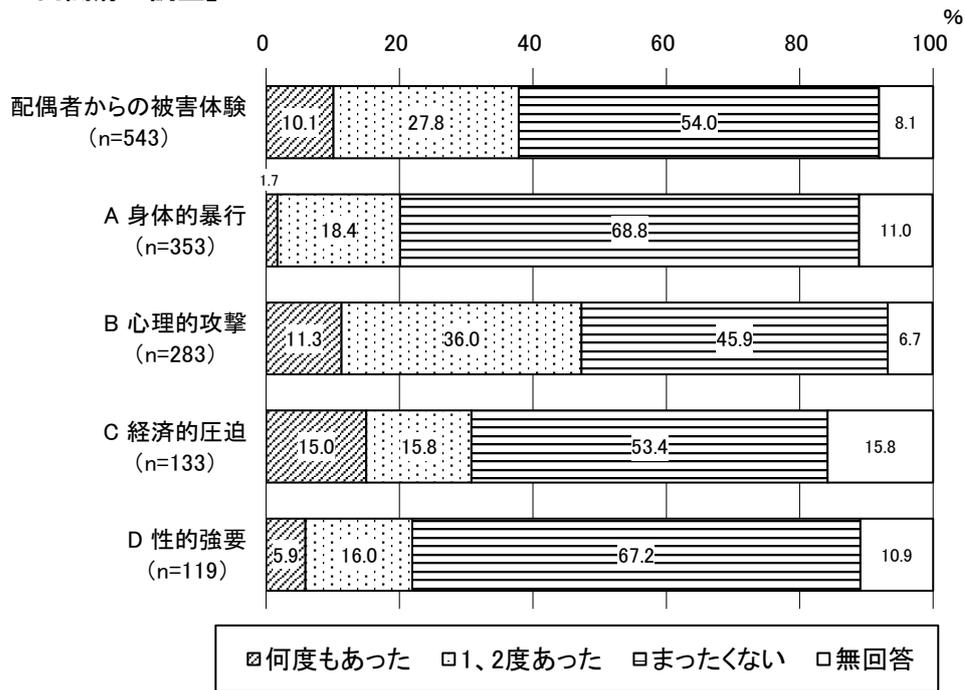


DVを受けた経験（この1年間）（性・年代別）

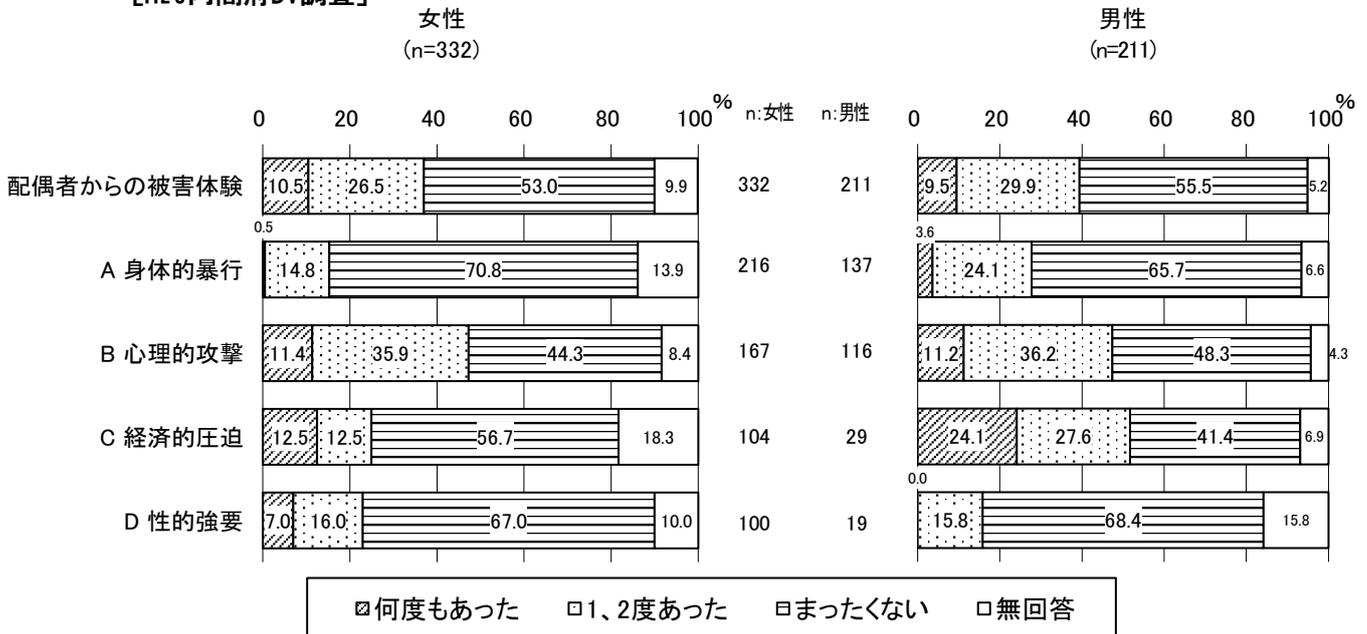


※「男性 30歳未満」の回答者数が1人であったため、「1、2度あった」の割合が100%となっている。

[H26内閣府DV調査]



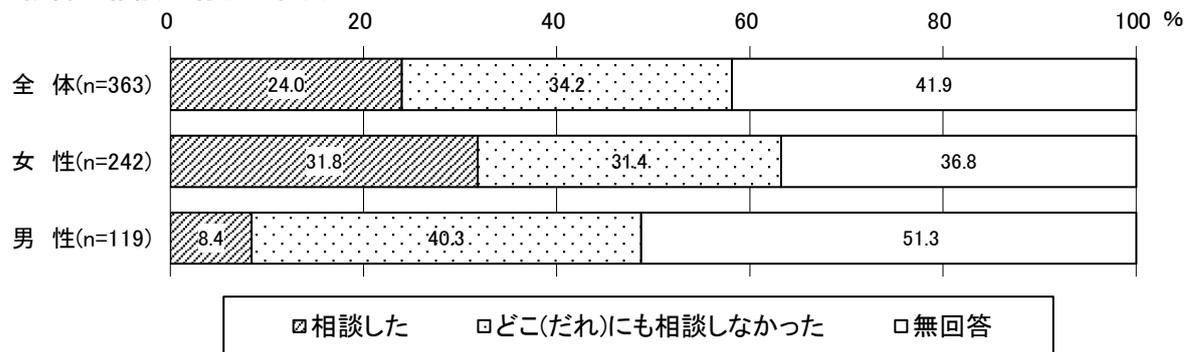
[H26内閣府DV調査]



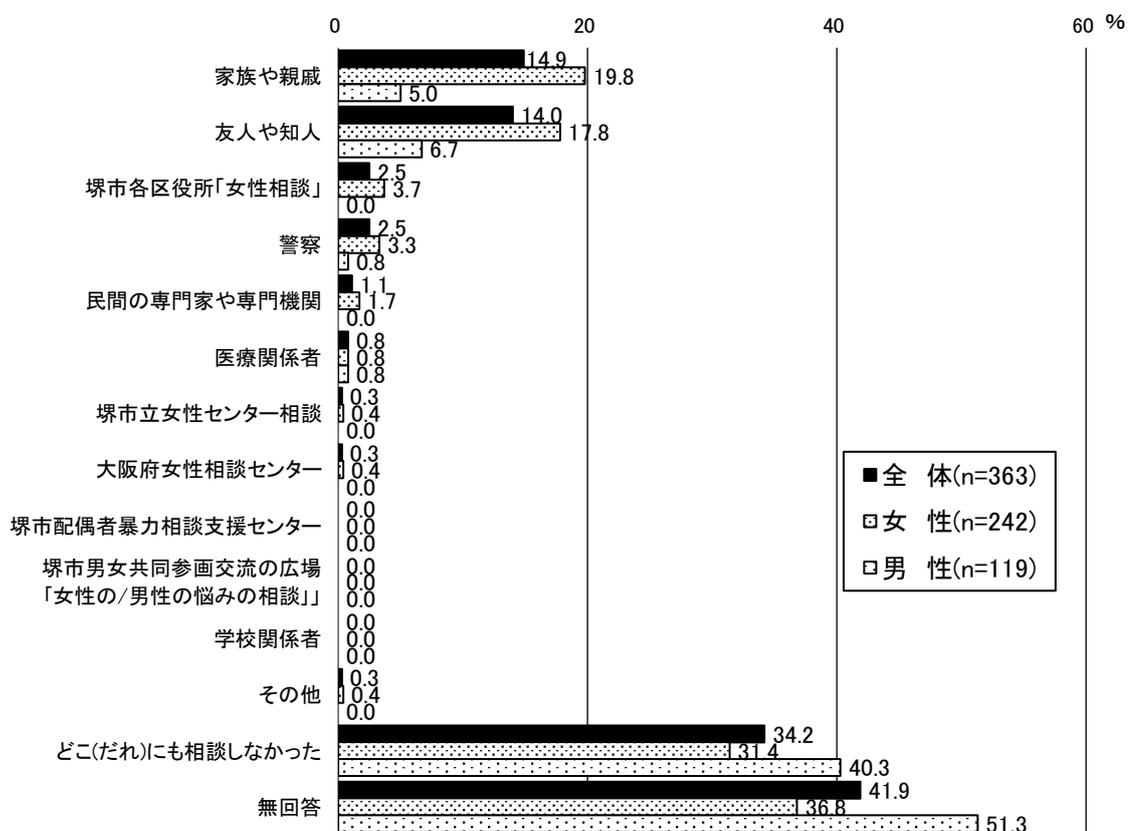
**問8 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまる番号すべてに○)**

- ・「どこ(だれ)にも相談しなかった」とする割合は 34.2%である。相談先としては、「家族や親戚(14.9%)」、「友人や知人」(14.0%)が多い。「堺市各区役所『女性相談』」(2.5%)、「警察」(2.5%)がこれに次いでいるが、身近な人への相談と比べると少ない。
- ・「どこ(だれ)にも相談しなかった」とする割合は、女性(31.4%)と比べて男性(40.3%)に高く、DVを受けた場合に、男性の方が相談行動に結びつかない傾向にあることがわかる。

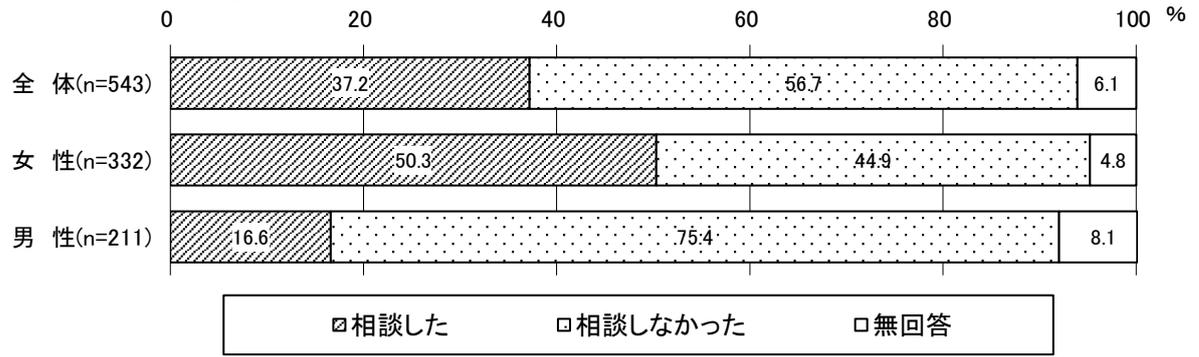
**DV被害の相談の有無(性別)**



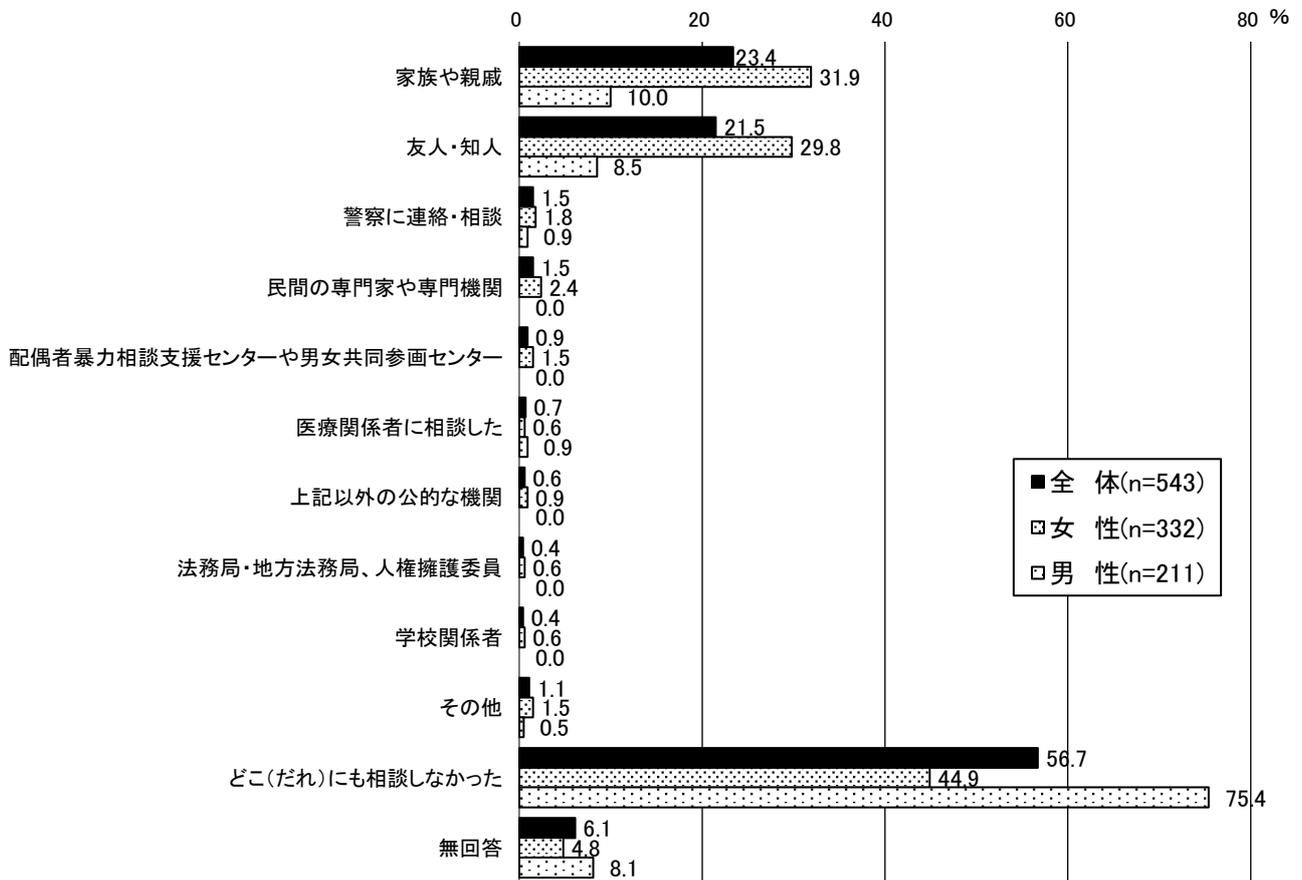
**DV被害の相談先(複数回答)(性別)**



[H26内閣府DV調査]



[H26内閣府DV調査] (複数回答)

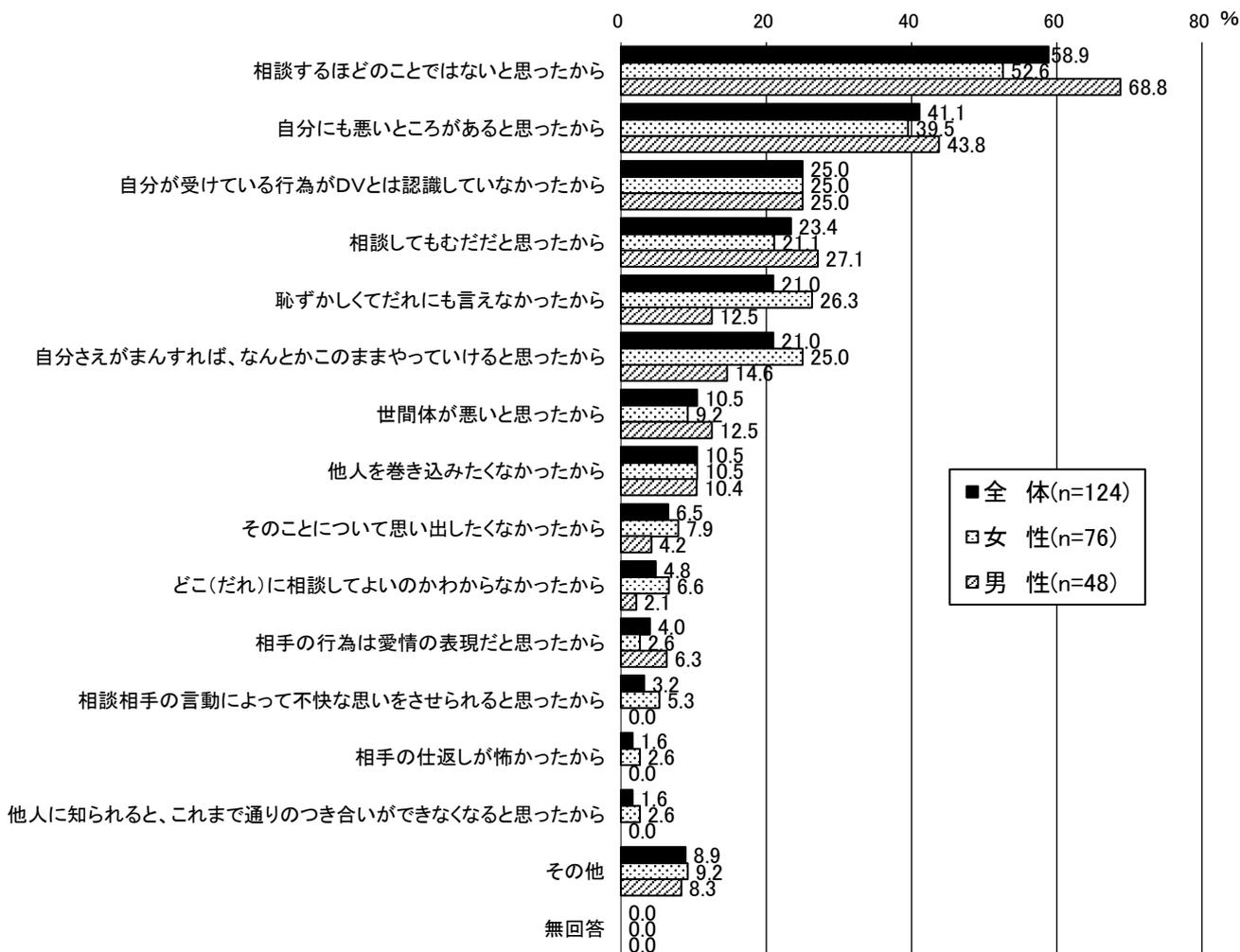


問8で「13. どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。

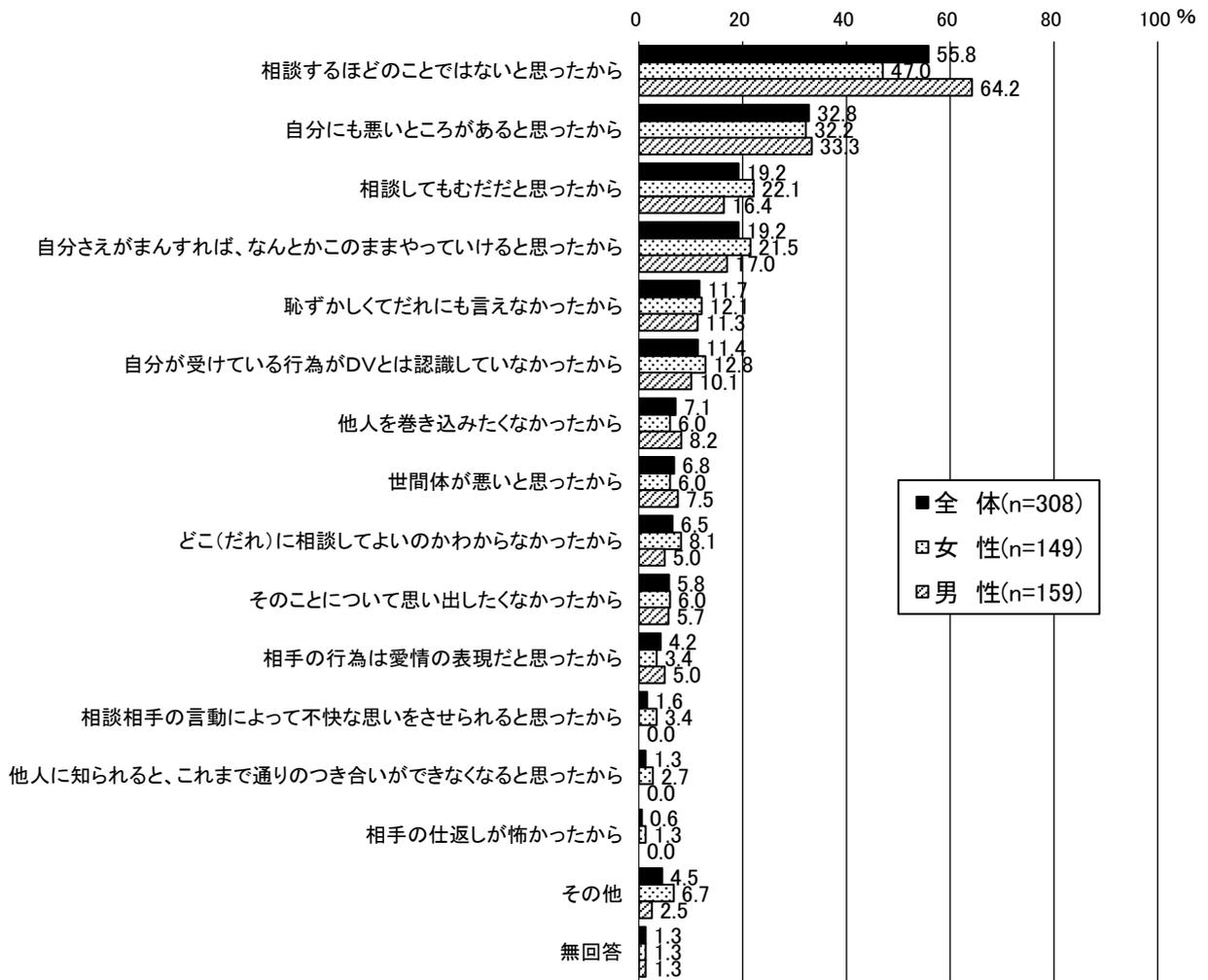
問9 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(あてはまる番号すべてに○)

- ・「相談するほどのことではないと思ったから」が58.9%で最も多い。これに「自分にも悪いところがあると思ったから」(41.1%)、「自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから」(25.0%)、「相談してもむだだと思ったから」(23.4%)と続く。
- ・性別で見ると、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合は女性より男性が16.2ポイント高い。また、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」の割合は、男性より女性がそれぞれ13.8ポイント、10.4ポイント高い。
- ・H26 内閣府 DV 調査においても、「相談するほどのことではないと思ったから」が55.8%で最も高く、性別で見ると、女性より男性が17.2ポイント高い。

どこ(だれ)にも相談しなかった理由(複数回答)(性別)



[H26内閣府DV調査] (複数回答)



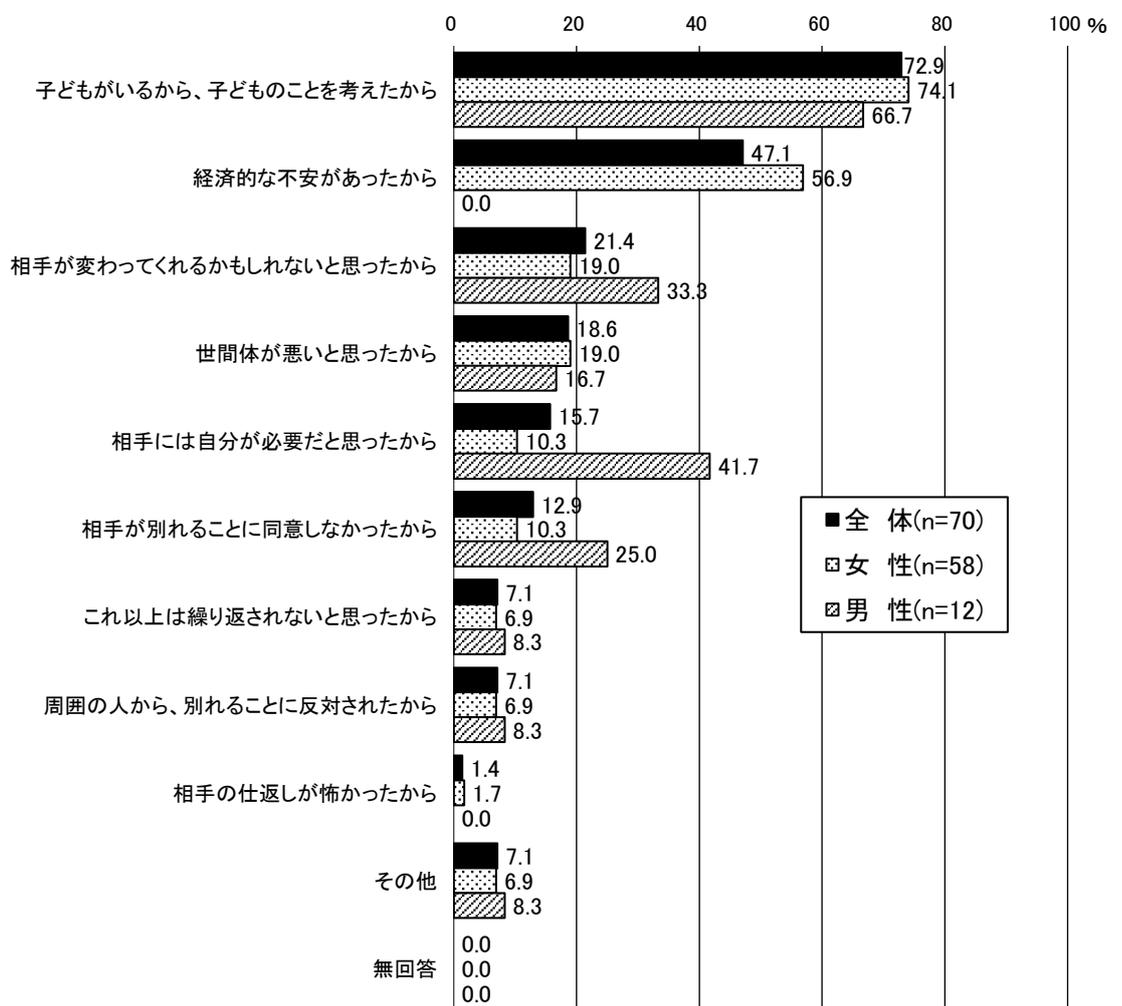


問 10 で「2. 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」と答えた方にお聞きします。

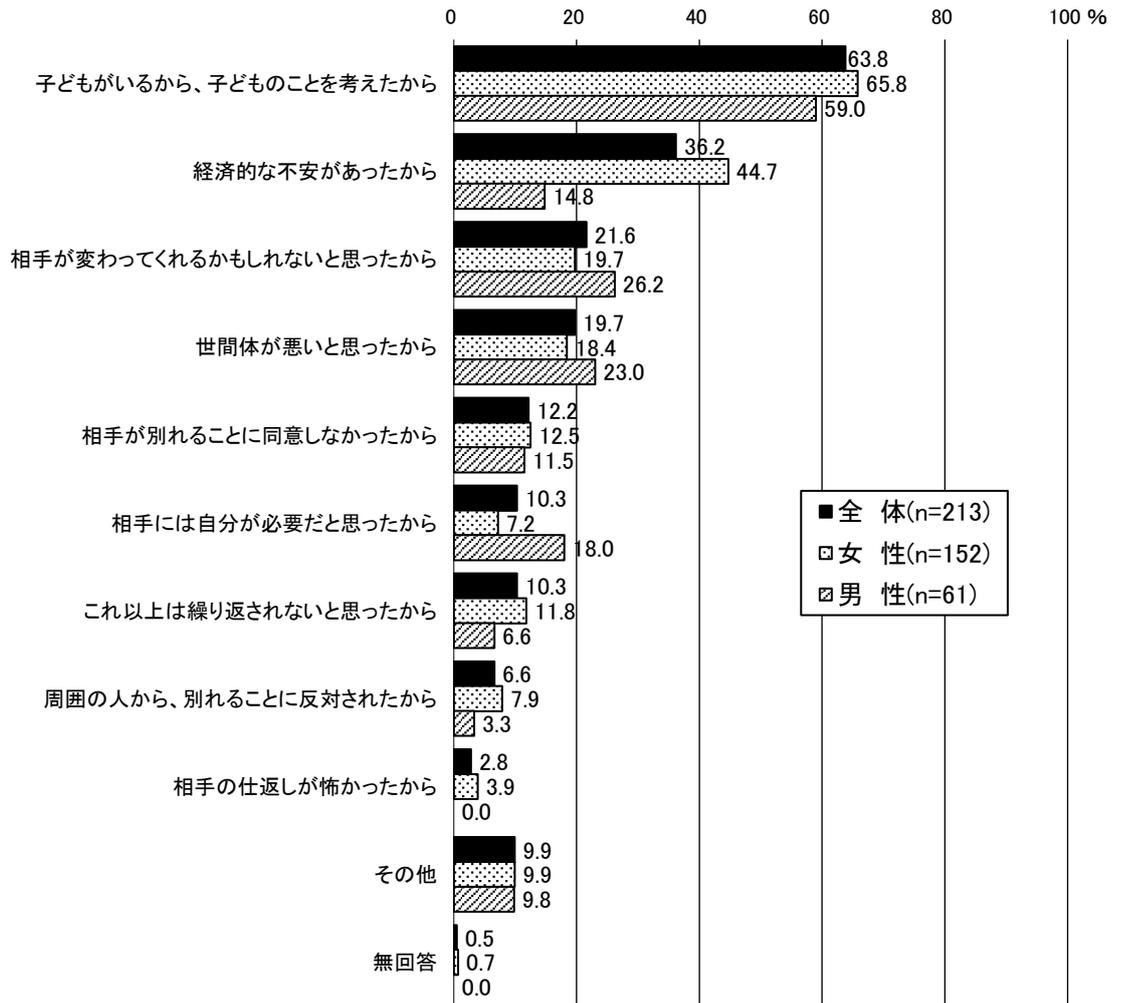
問 11 あなたが、相手と別れなかった理由は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）

- ・別れなかった理由として「子どもがいるから、子どものことを考えたから」(72.9%)が最も多く、「経済的な不安があったから」(47.1%)、「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」(21.4%)、「世間体が悪いと思ったから」(18.6%)が続く。これらの順序は H26 内閣府 DV 調査と一致する。
- ・男女とも「子どもがいるから、子どものことを考えたから」の回答が最も多く、次いで女性では「経済的な不安があったから」、男性では「相手には自分が必要だと思ったから」の回答が多い。最も男女差があった項目は「経済的な不安があったから」であり、女性で 56.9%、男性で 0.0%となっている。

別れなかった理由（複数回答）（性別）



[H26内閣府DV調査] (複数回答)

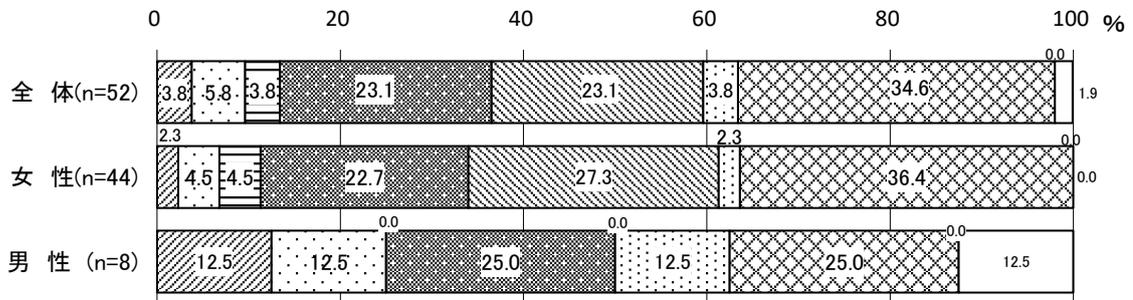


問 11 で「10. 子どもがいるから、子どものことを考えたから」に○をつけた方にお聞きします。

問 12 あなたが、子どものことで相手と別れなかった最も大きな理由は何ですか。  
(あてはまる番号1つに○)

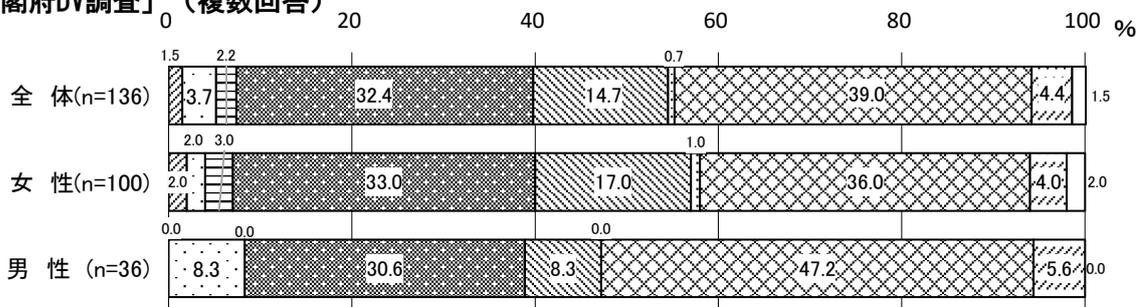
- ・「子どもにこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから」(34.6%)、「子どもをひとり親にしたくなかったから」(23.1%)、「養育しながら生活していく自信がなかったから」(23.1%)の割合が高い。
- ・H26 内閣府 DV 調査と比べると「子どもをひとり親にしたくなかったから」の割合が 9.3 ポイント低く、「養育しながら生活していく自信がなかったから」の割合が 8.4 ポイント高い。
- ・性別で見ると、最も男女差があった項目は「養育しながら生活していく自信がなかったから」であり、女性で 27.3%、男性で 0.0%となっている。

子どものことで相手と別れなかった最も大きな理由（複数回答）（性別）



- 子どもの保育所や学校の問題
- 相手に親権を奪われ、子どもと離ればなれになる恐れがあったから
- 出ていくなら子どもを置いていけと言われたから
- 子どもをひとり親にしたくなかったから
- 養育しながら生活していく自信がなかったから
- 相手と子どもだけで暮らすことになった場合、子どもに危害が加えられる恐れがあったから
- 子どもにこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから
- その他
- 無回答

[H26内閣府DV調査]（複数回答）

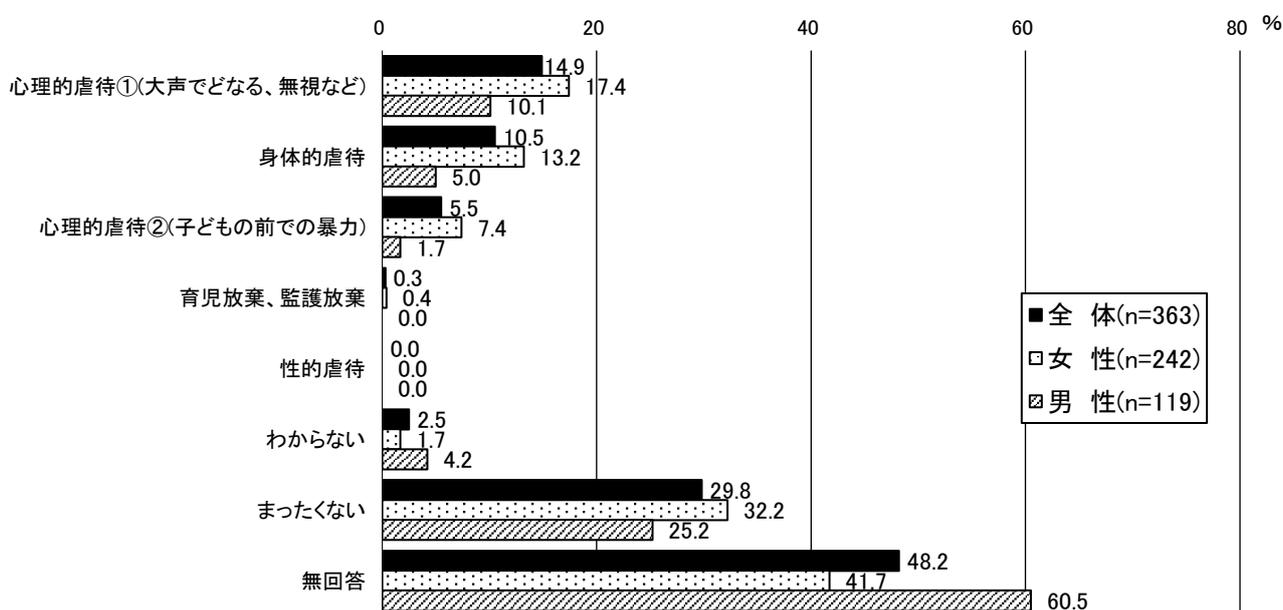


問 13～問 14 は、再び問 6 で A～F のうち 1 つでも「2」「3」に○をつけた方にお聞きします。  
問 13 は、お子さんのいる方にお聞きします。

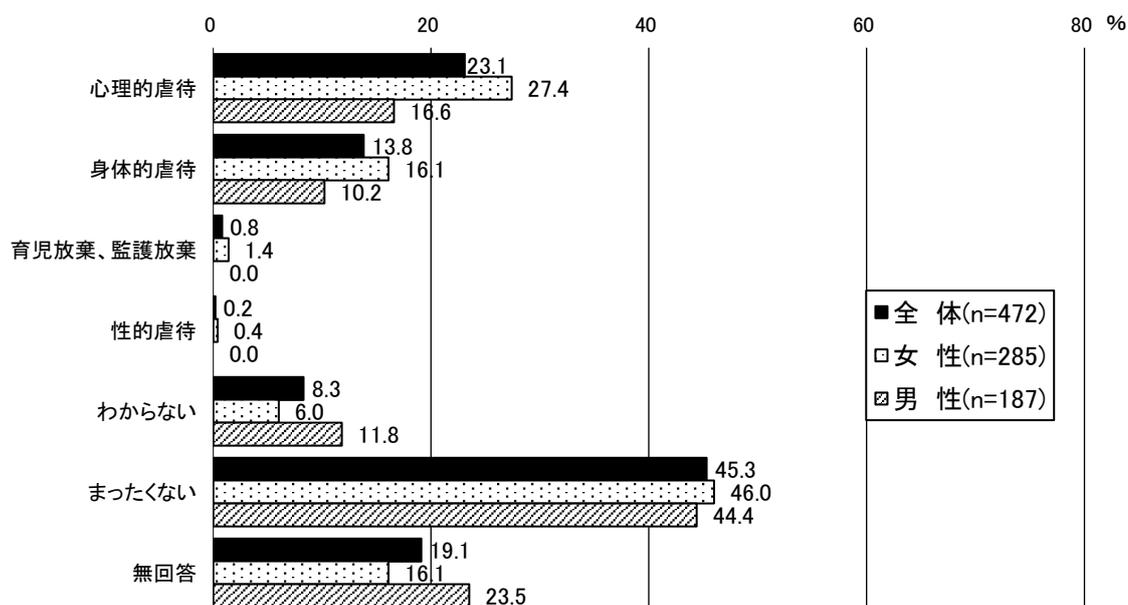
問 13 あなたの配偶者は、お子さんに次のようなことをしたことがありますか。  
(あてはまる番号すべてに○)

- ・「心理的虐待①(大声でどなる、無視など)」が 14.9% で最も高い。「身体的虐待」の 10.5% がこれに次ぐ。
- ・H26 内閣府 DV 調査の選択肢は、「心理的虐待①(大声でどなる、無視など)」「心理的虐待②(子どもの前での暴力)」を併せて「心理的虐待」としており、この項目は本調査と同様に最も高くなっている。

### 配偶者による子どもへの虐待の有無(複数回答)(性別)



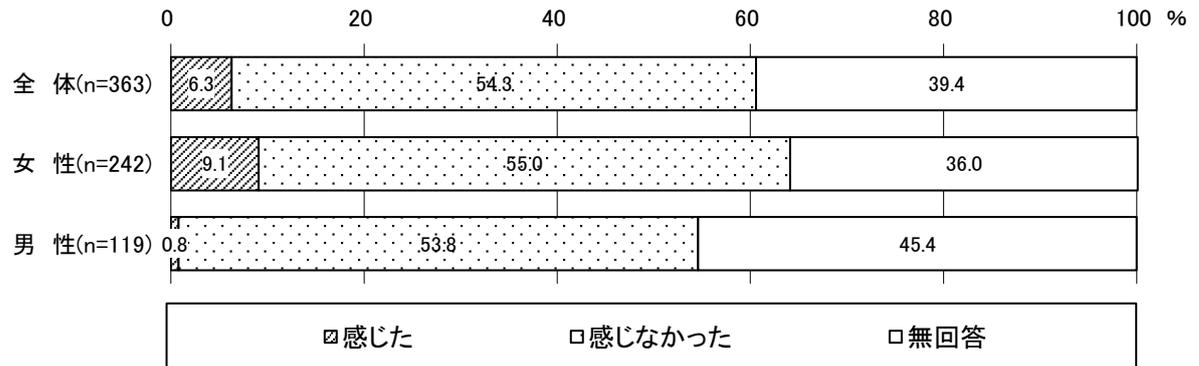
### [H26内閣府DV調査](複数回答)



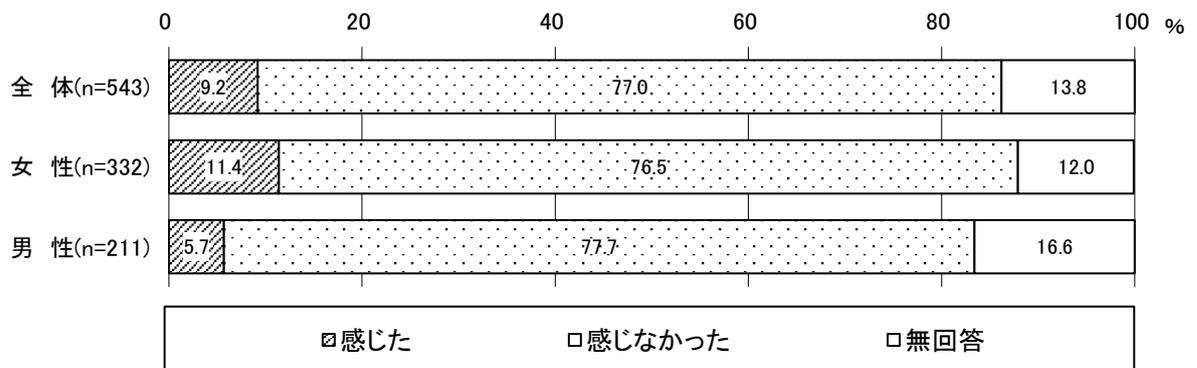
**問 14 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。(あてはまる番号1つに○)**

- ・DVによって命の危険を「感じた」とする割合は6.3%である。
- ・性別では、女性で9.1%と高い。

**受けたDVによって命の危険を感じたことがあるか（性別）**



**[H26内閣府DV調査]**

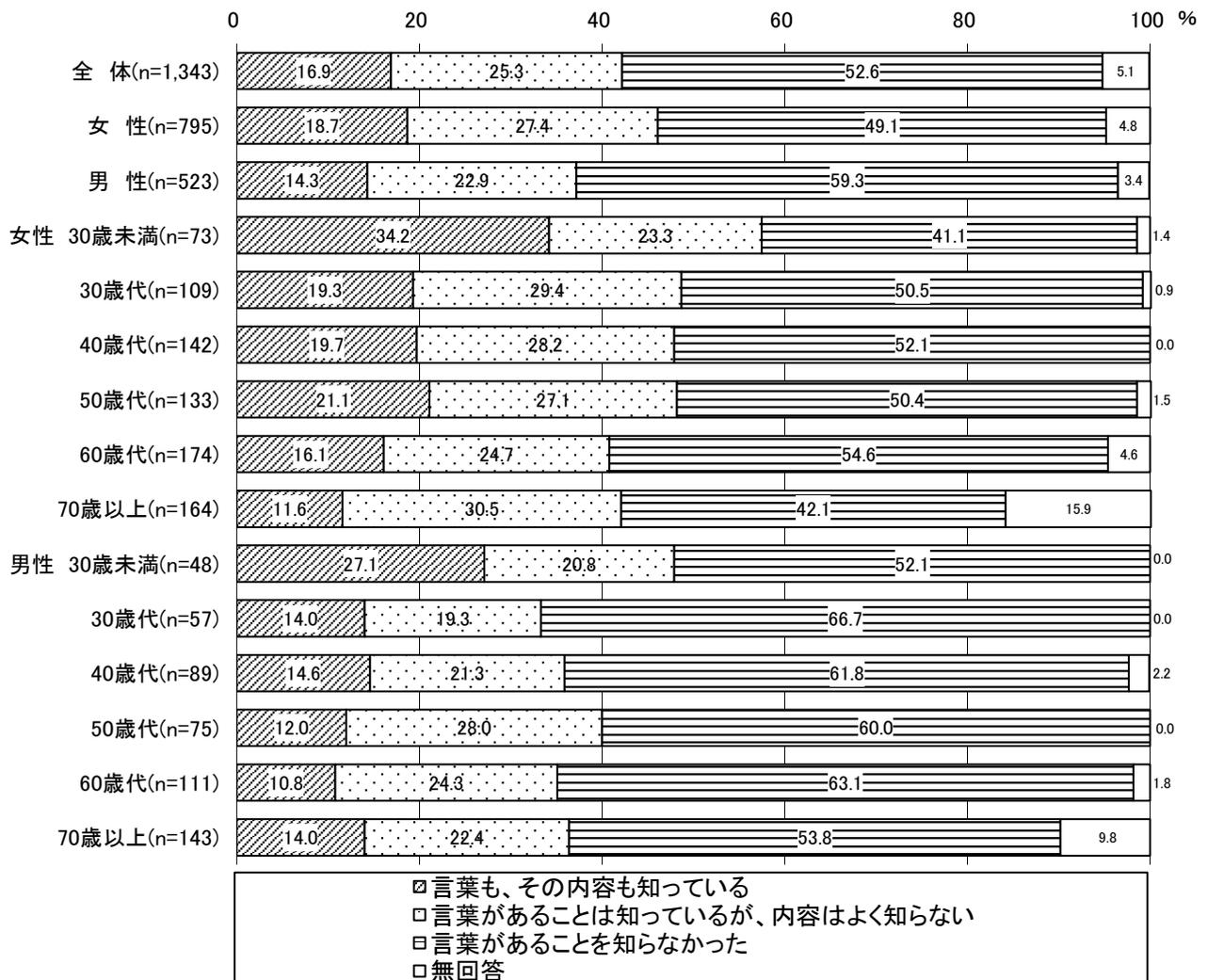


## 4. 交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)について

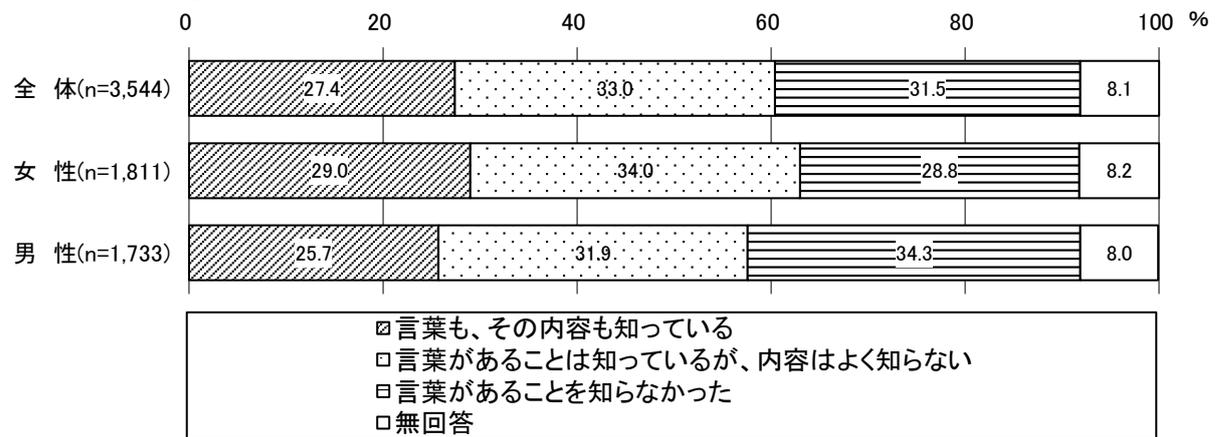
問 15 結婚していない交際中の男女間等でおこる暴力を、特に、デートDVといいますが、あなたはこのデートDVについて、言葉やその内容を知っていますか。  
(あてはまる番号1つに○)

- ・デートDVの周知について「言葉も、その内容も知っている」(16.9%)、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」(25.3%)であり、この合計値 42.2%の回答者が少なくとも言葉の存在は知っている。
- ・H26 内閣府 DV 調査と比較すると「言葉も、その内容も知っている」割合は 10.5 ポイント低く、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」も 7.7 ポイント低い。
- ・性・年代別では、「言葉も、その内容も知っている」とする割合が女性 30 歳未満で 34.2%、男性 30 歳未満で 27.1%と、若い層では比較的良好に知られている。

デートDVの言葉や内容を知っているか (性・年代別)

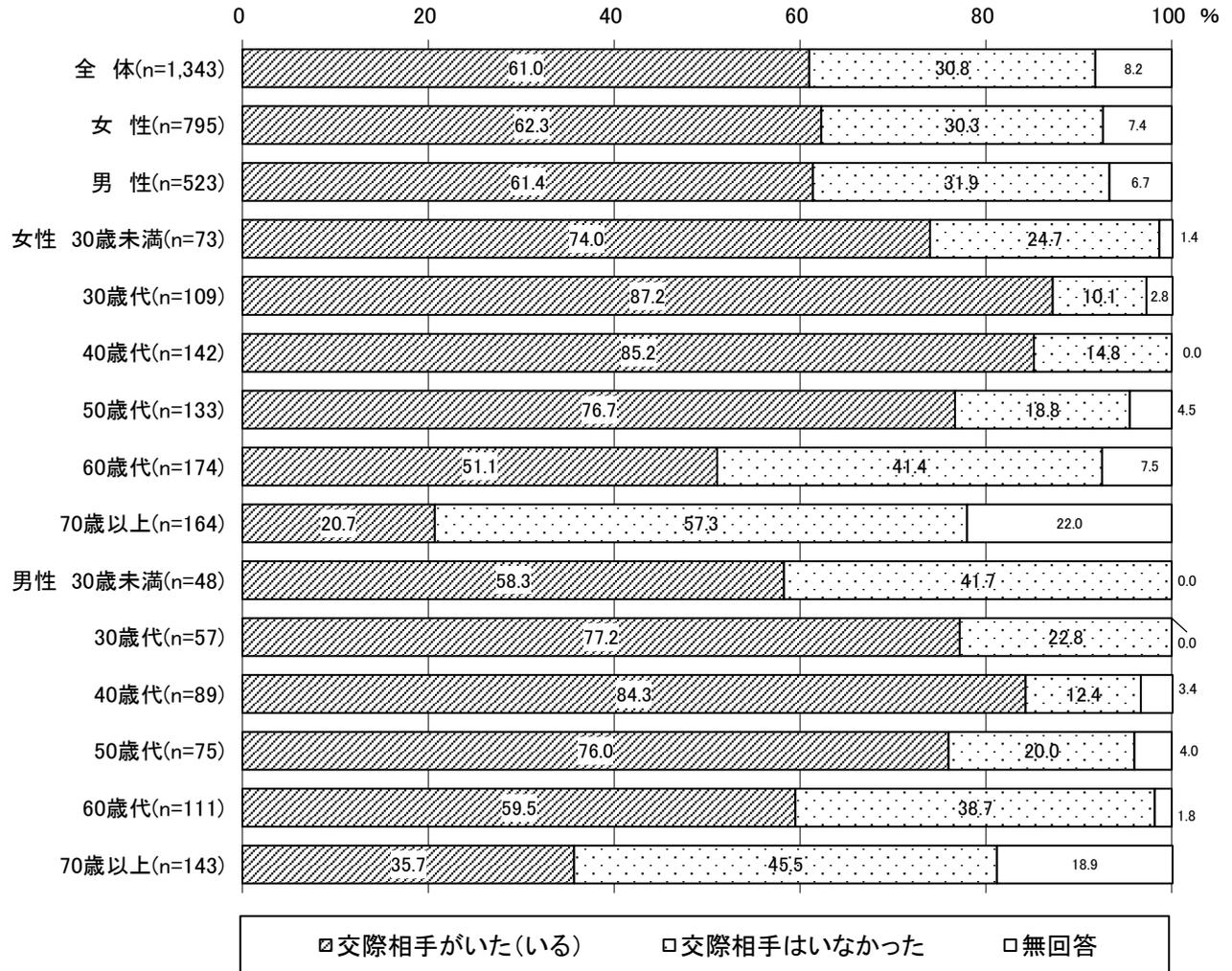


[H26内閣府DV調査]



問 16 あなたには、これまでに交際相手がありましたか。現在、結婚している方については、結婚前についてお答えください。なお、ここでいう「交際相手」には、婚姻届を出していない事実婚は含みません（以下、同様）。（あてはまる番号1つに○）

交際相手の有無（性・年代別）

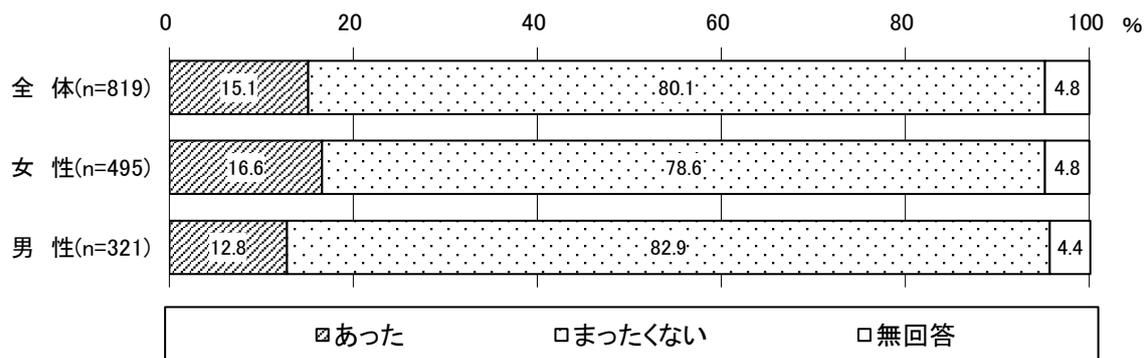


問 16 で、「1. 交際相手がいいた（いる）」と答えた方にお聞きします。

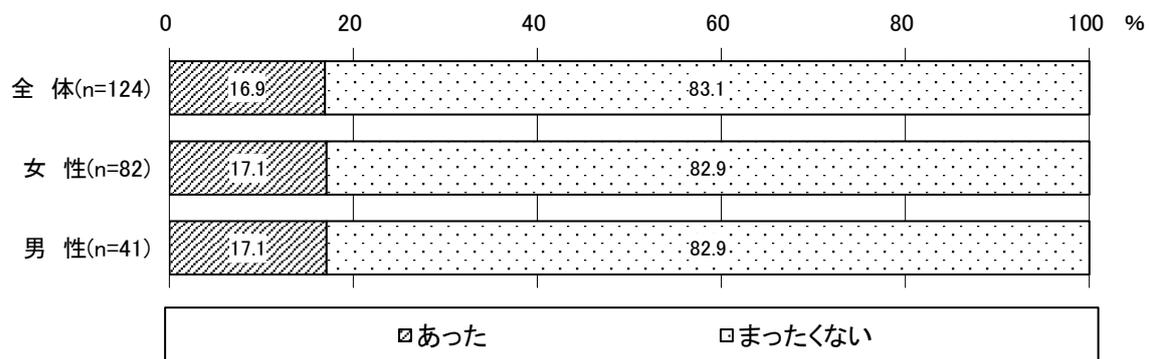
問 17 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。「①交際相手」のA～Fのそれぞれについてお答えください。また、「①交際相手」と同居した経験（いわゆる「同棲経験」）がある方は、「②同居の際」のA～Fについてもお答えください。  
（A～Fそれぞれにあてはまる番号すべてに○）

- ・これまで、なんらかのデートDV被害にあった割合は15.1%である。また、被害にあったうち、同居していた際にも被害にあった割合は、その16.9%である。
- ・性・年代別では、女性30歳未満や女性30歳代で被害にあった割合が高い。
- ・被害を受けた年代別でみると、「10～20歳代にあった」が「30歳代以上にあった」に比べて多く、中でも精神的な暴力が9.4%と最も多い。

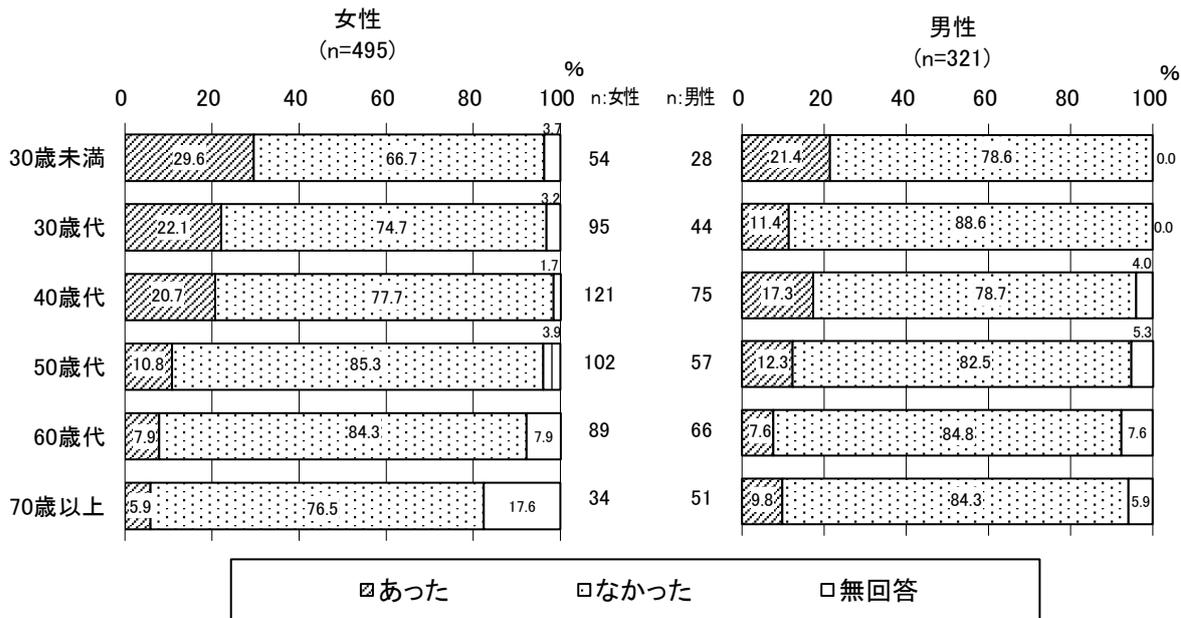
交際相手からのDV被害の有無（①これまで）（性別）



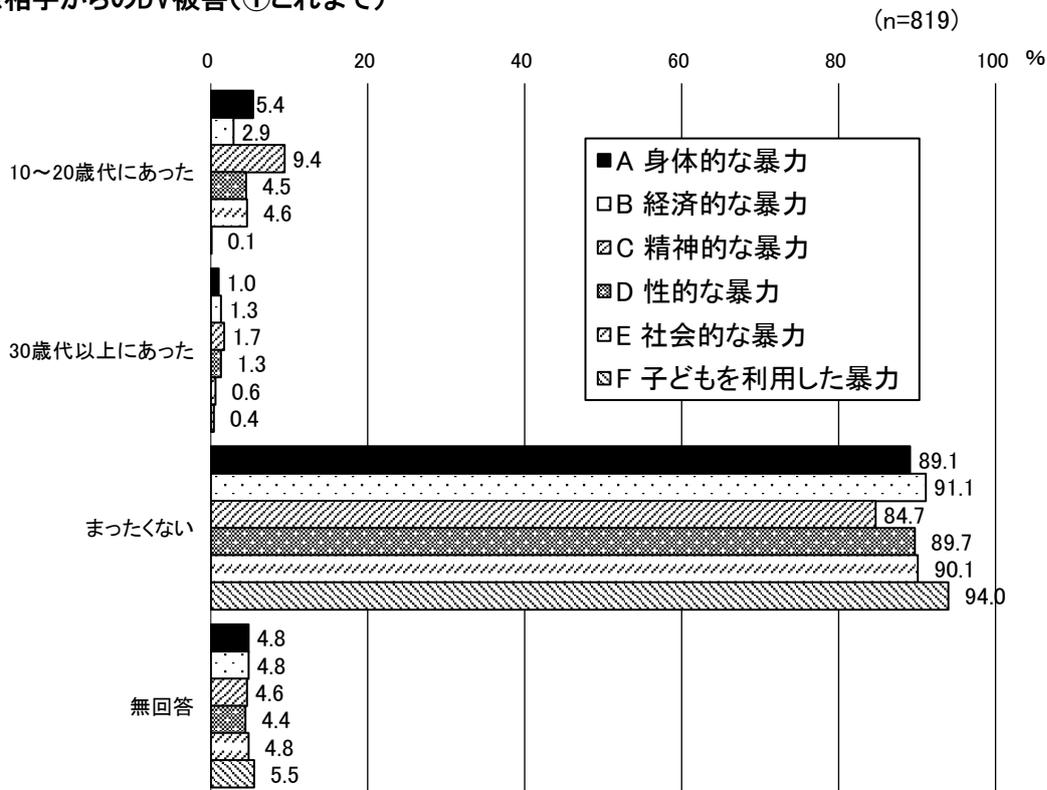
交際相手からのDV被害の有無（②同居の際）（性別）



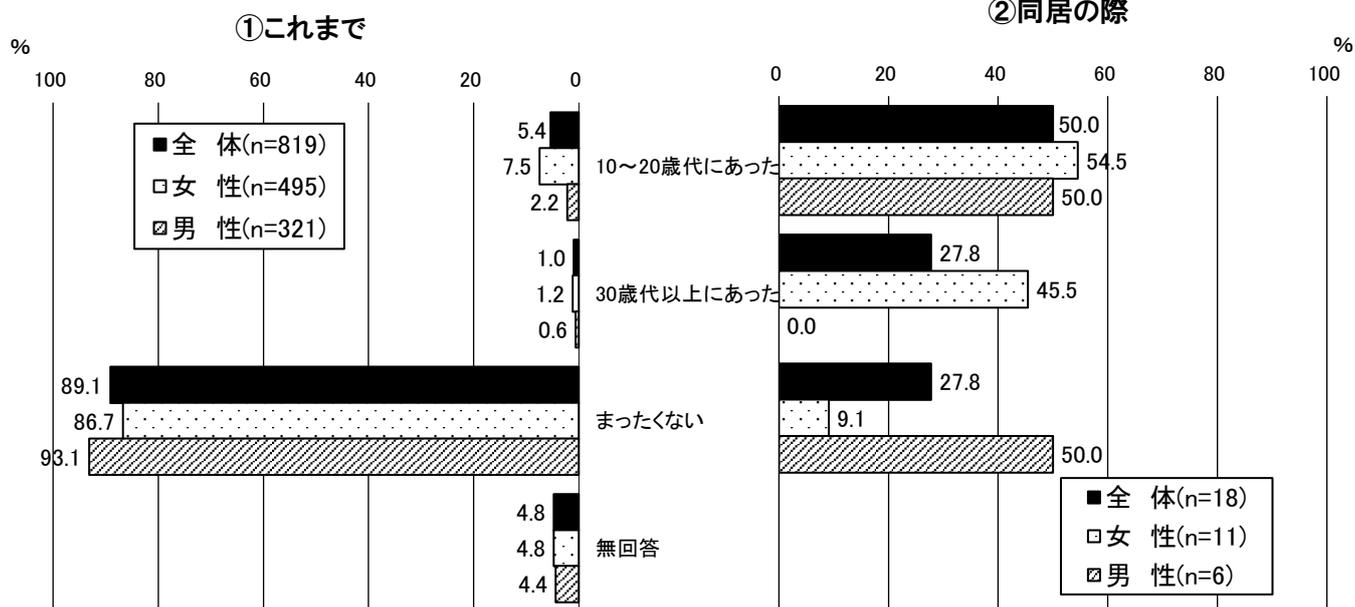
交際相手からのDV被害の有無(①これまで)(性・年代別)



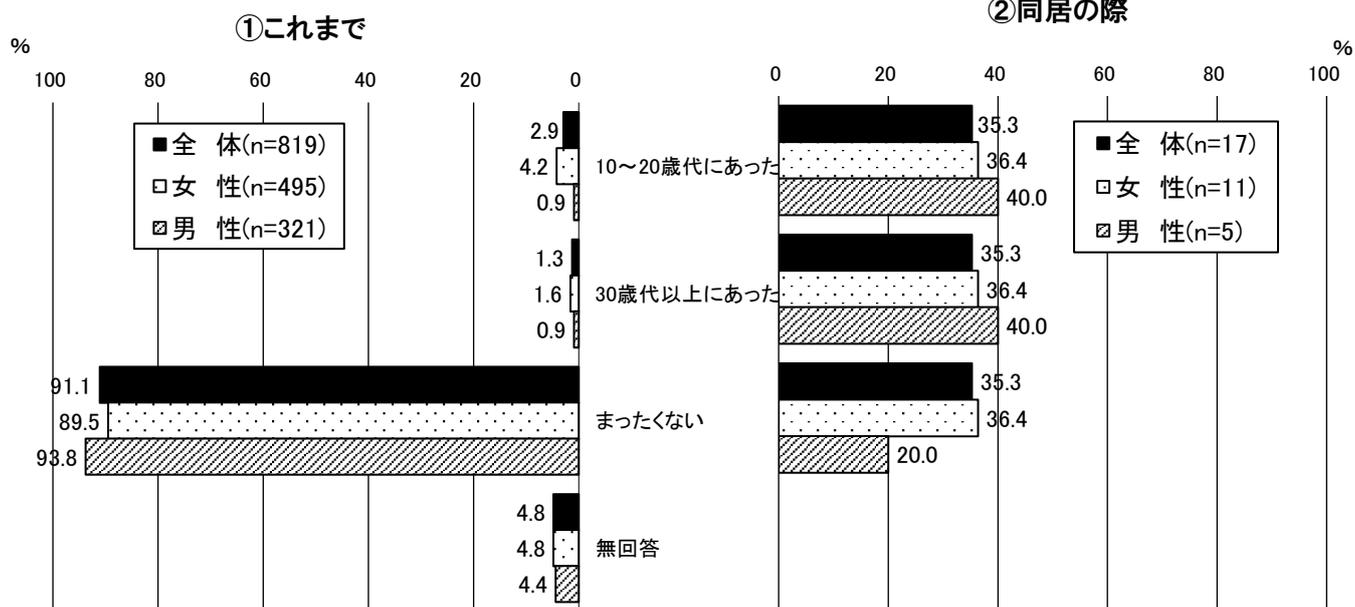
交際相手からのDV被害(①これまで)



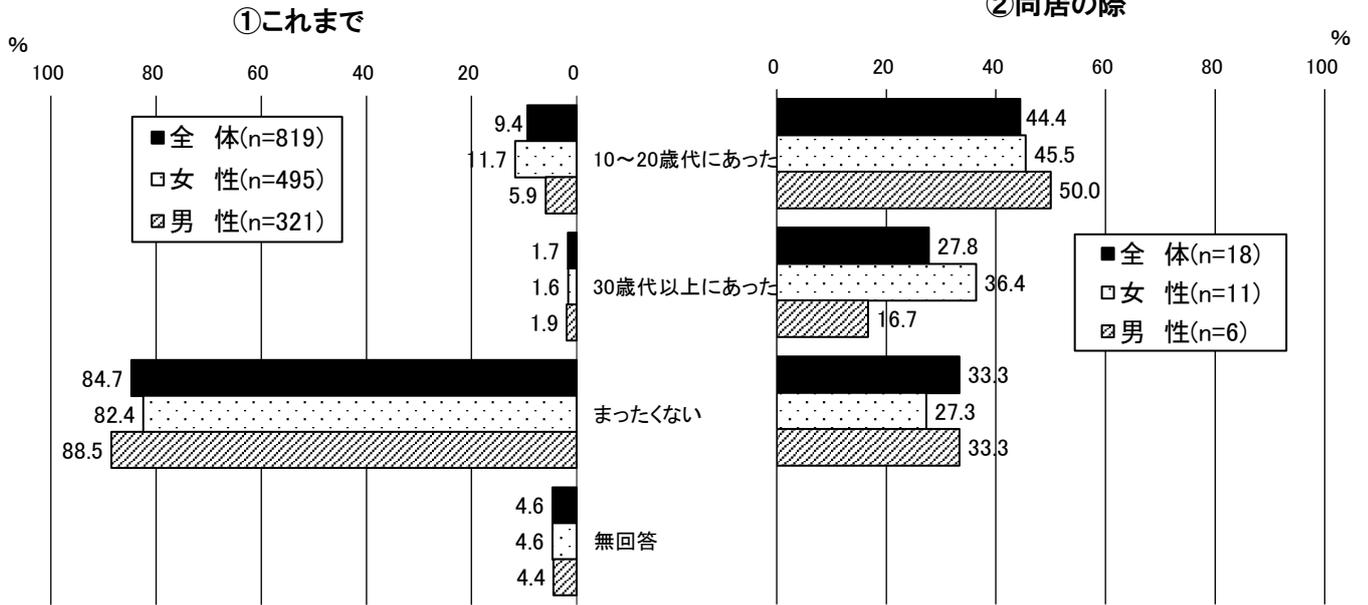
### A 身体的な暴力(性別)



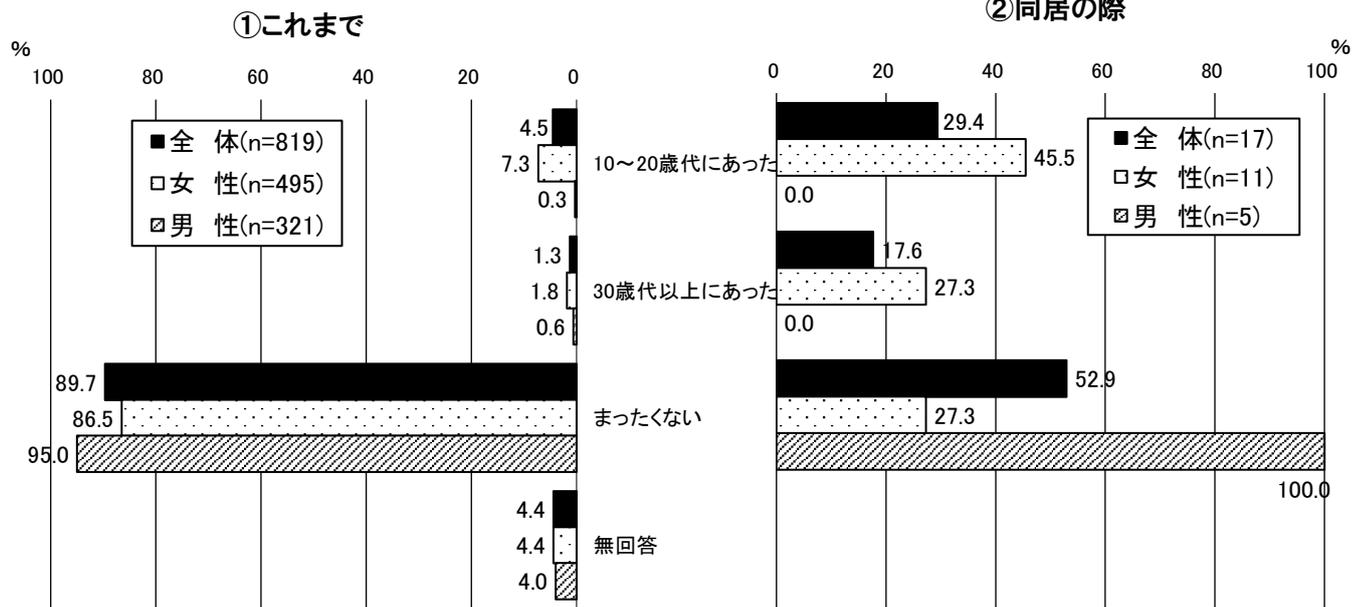
### B 経済的な暴力(性別)



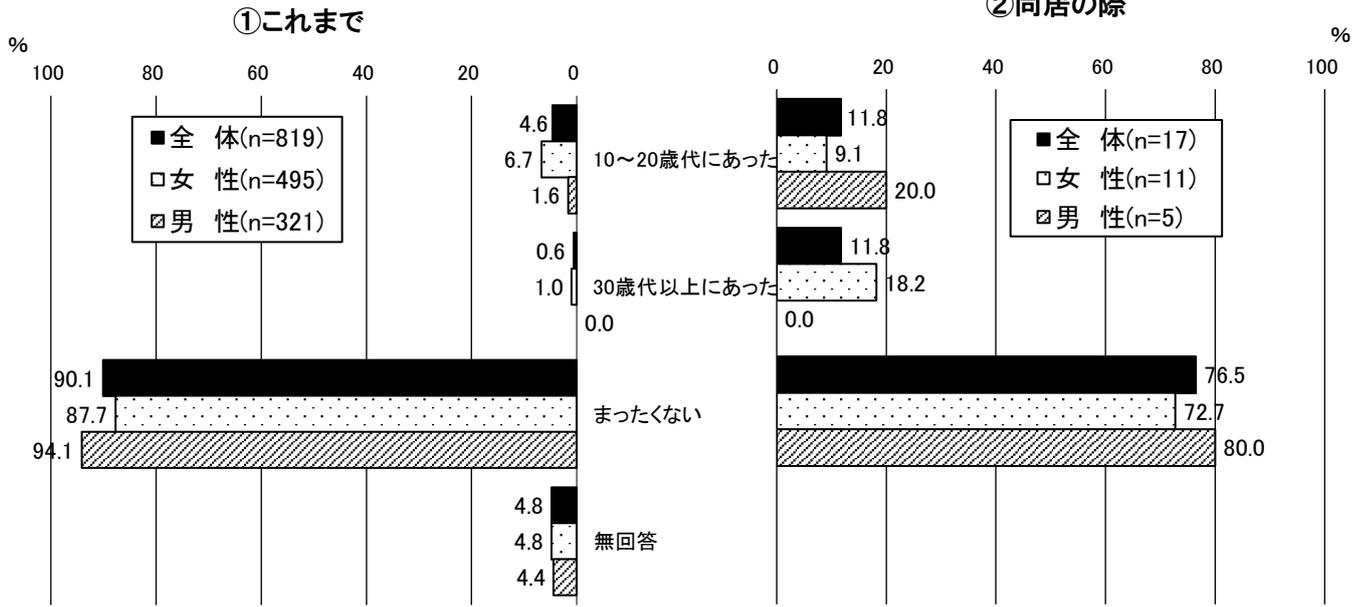
### C 精神的な暴力(性別)



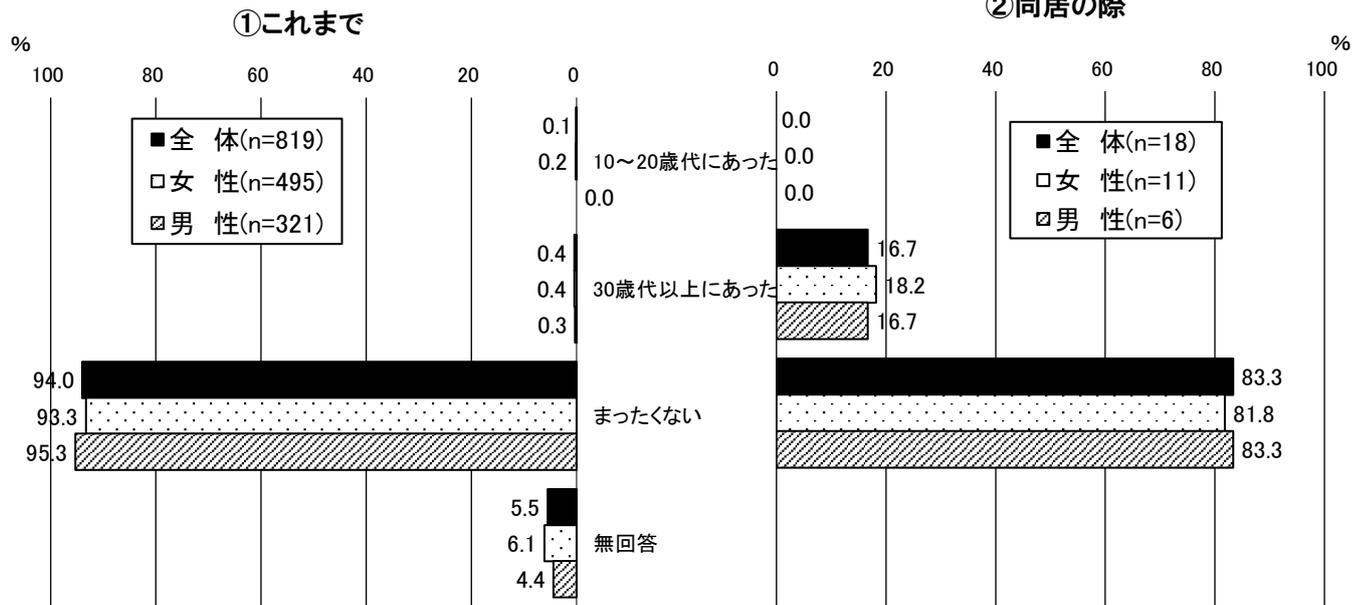
### D 性的な暴力(性別)



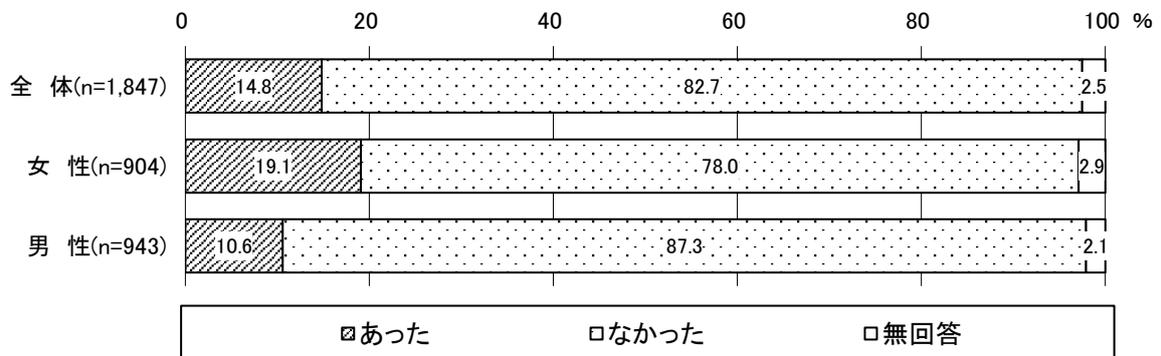
### E 社会的な暴力(性別)



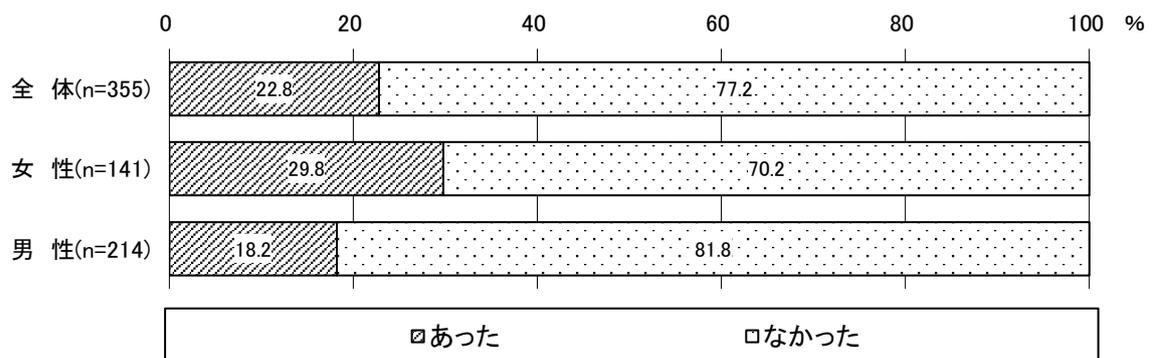
### F 子どもを利用した暴力(性別)



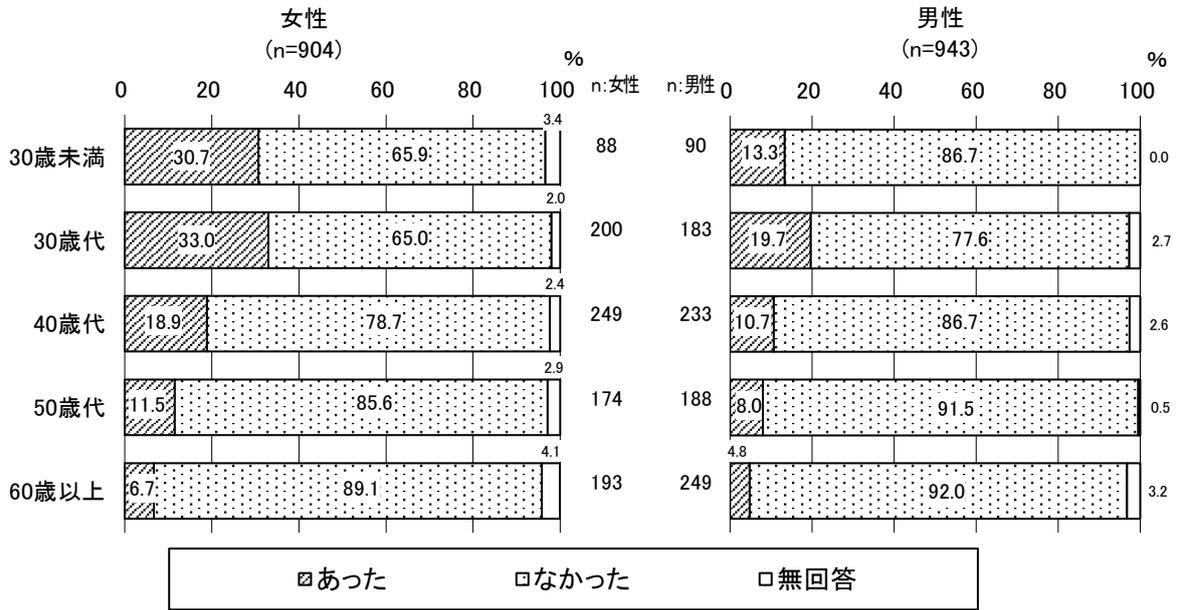
[H26内閣府DV調査] 交際相手からのDV被害の有無 (①これまで)



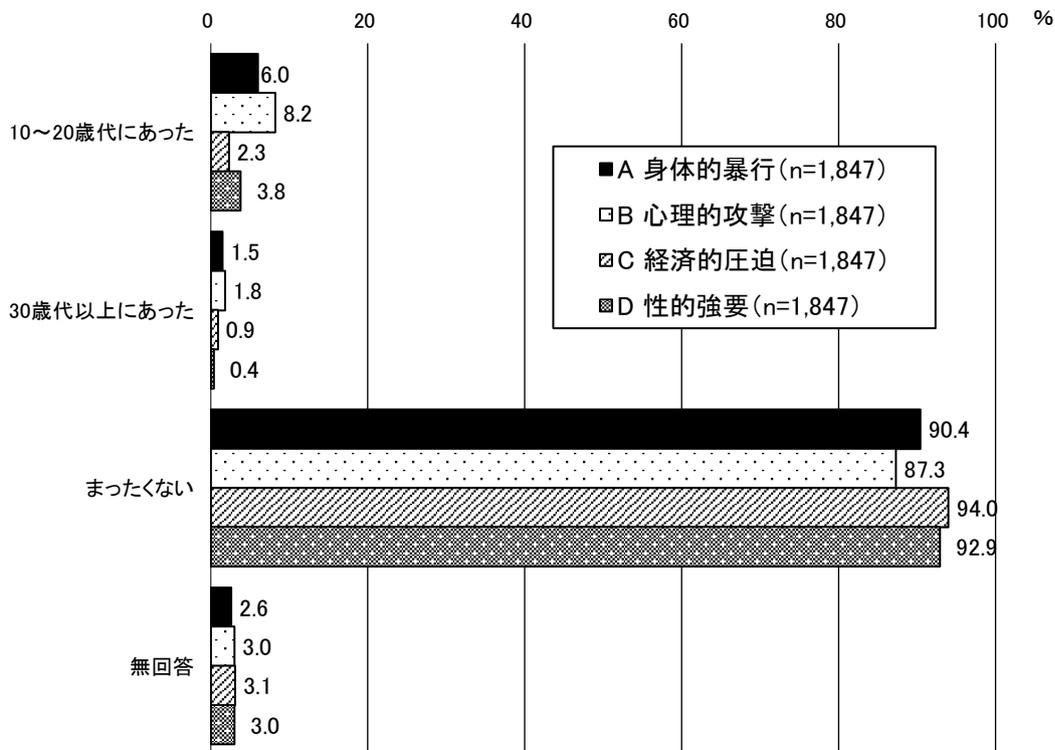
[H26内閣府DV調査] 交際相手からのDV被害の有無 (②同居の際)



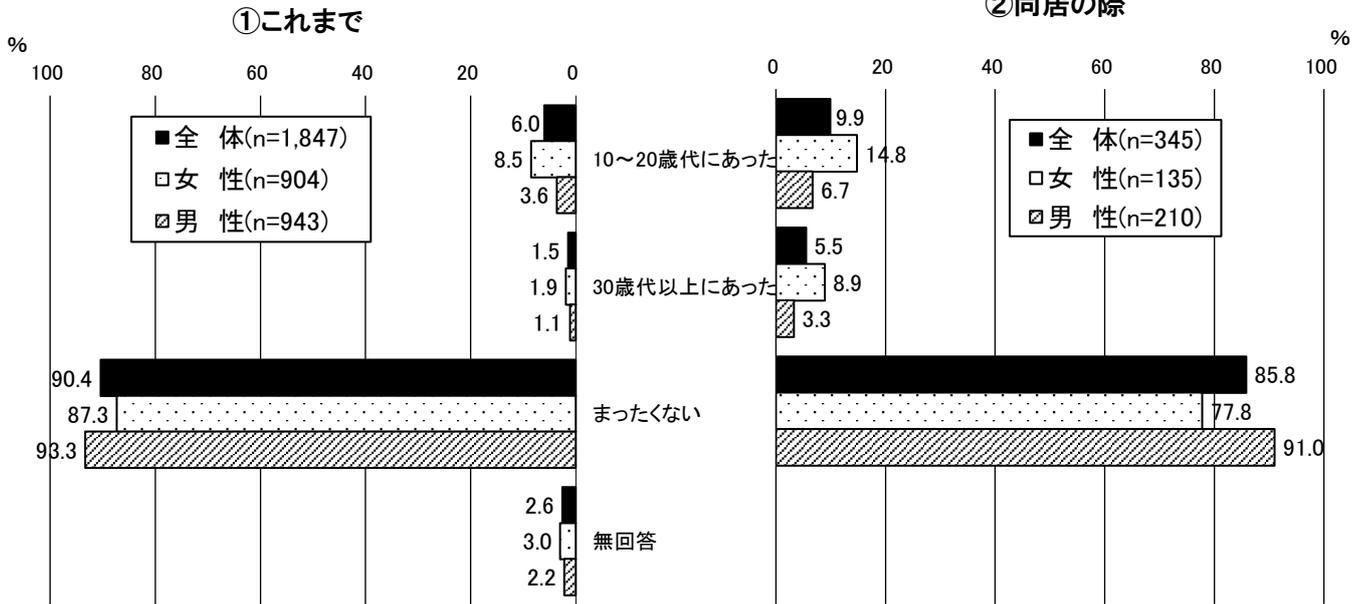
[H26内閣府DV調査] 交際相手からのDV被害の有無(①これまで)



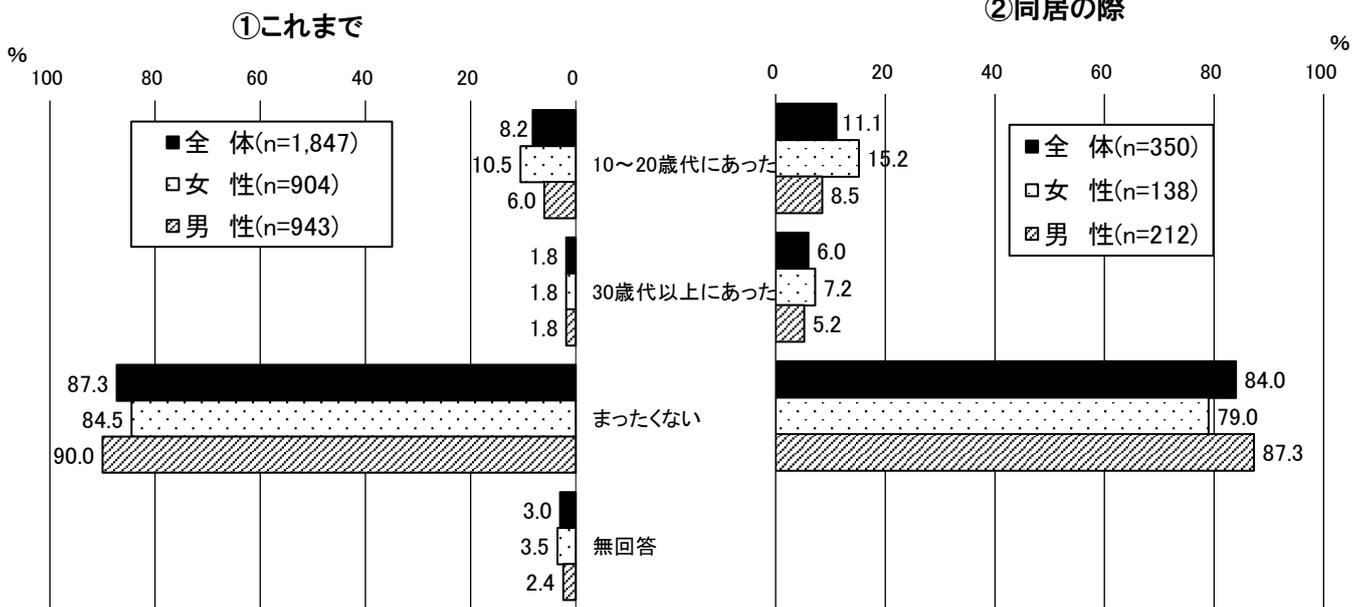
[H26内閣府DV調査] 交際相手からのDV被害(①これまで)



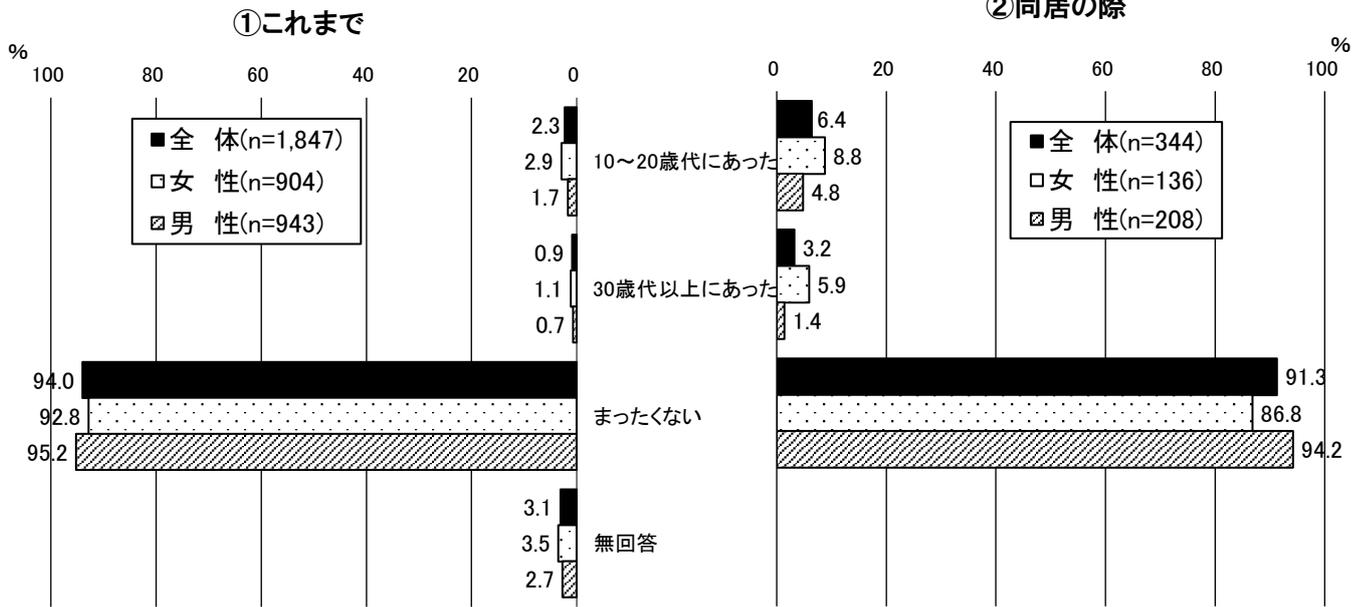
[H26内閣府DV調査] A 身体的暴力



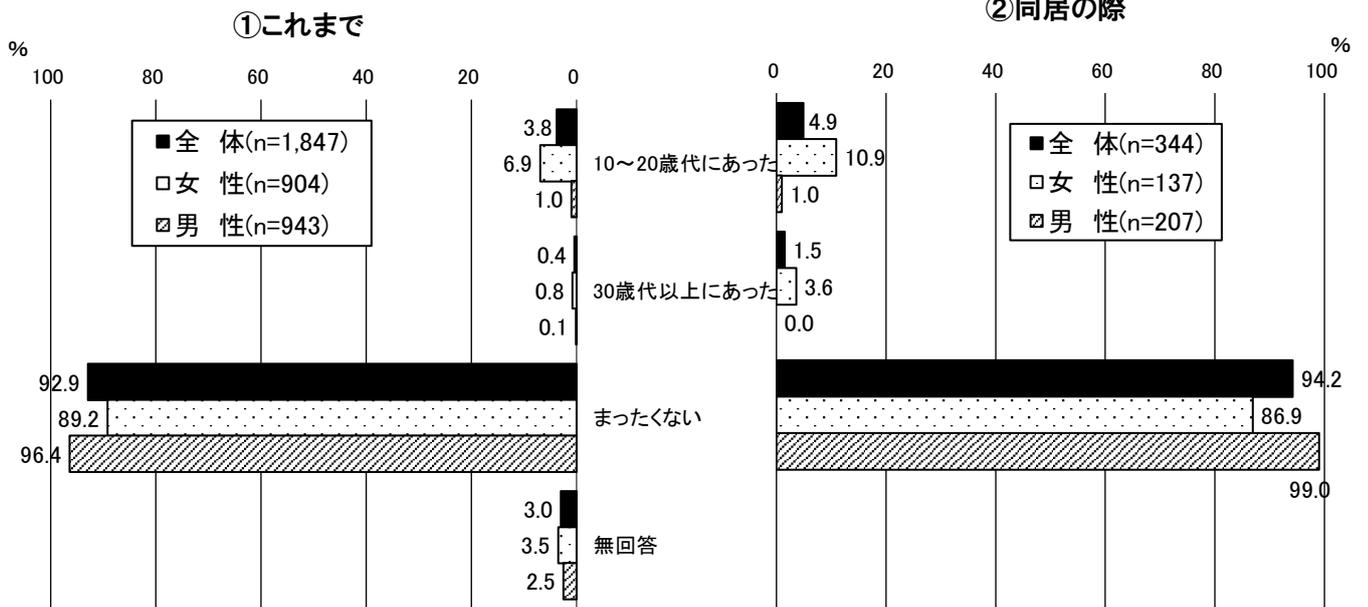
[H26内閣府DV調査] B 心理的攻撃



[H26内閣府DV調査] C 経済的圧迫



[H26内閣府DV調査] D 性的強要



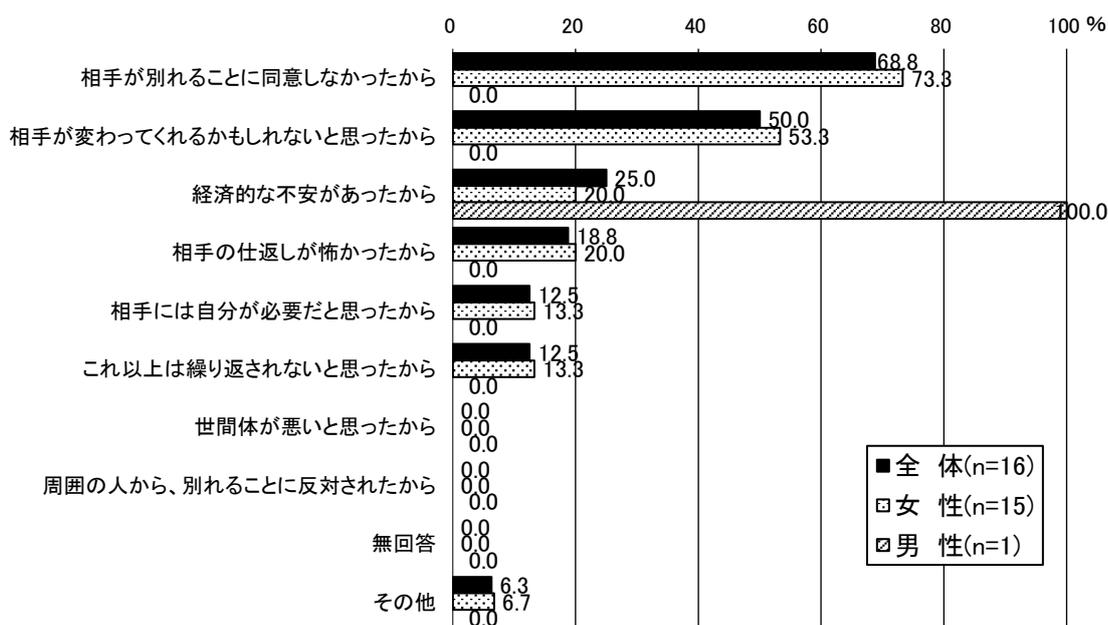


問 18 で「2. 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」と答えた方にお聞きます。

問 19 あなたが、相手と別れなかった理由は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）

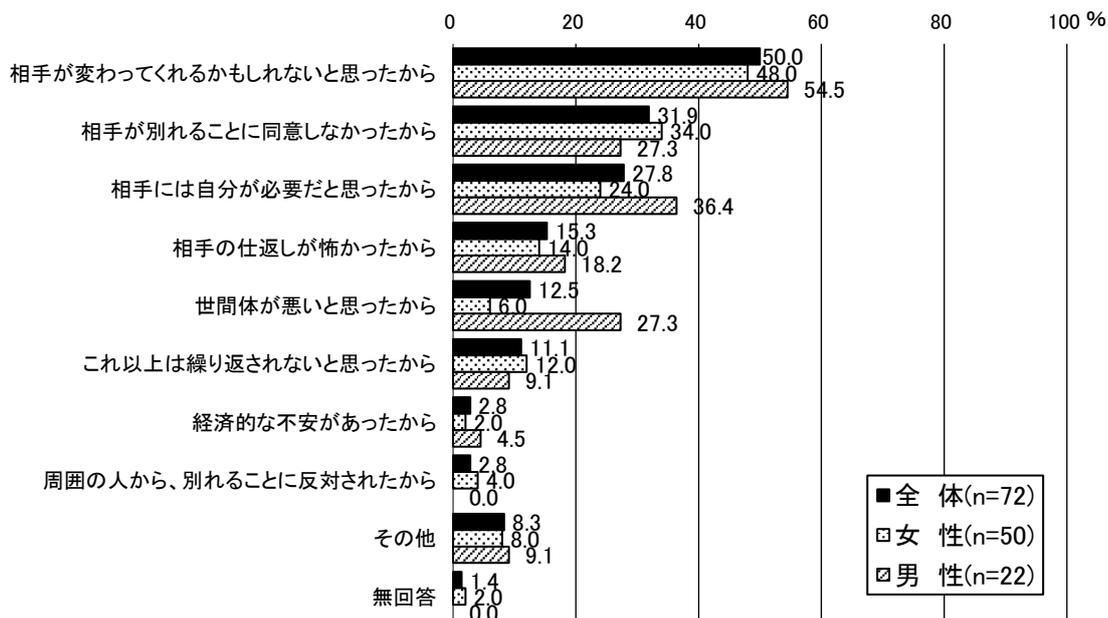
- ・「相手が別れることに同意しなかったから」(68.8%)と最も多い。これに、「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」(50.0%)、「経済的な不安があったから」(25.0%)などが続く。
- ・H26 内閣府 DV 調査との比較では、上位 2 項目は一致する。

### 別れなかった理由（複数回答）（性別）



※男性の回答者数が 1 人であったため、「経済的な不安があったから」の割合が 100%となっている。

### [H26内閣府DV調査]（複数回答）

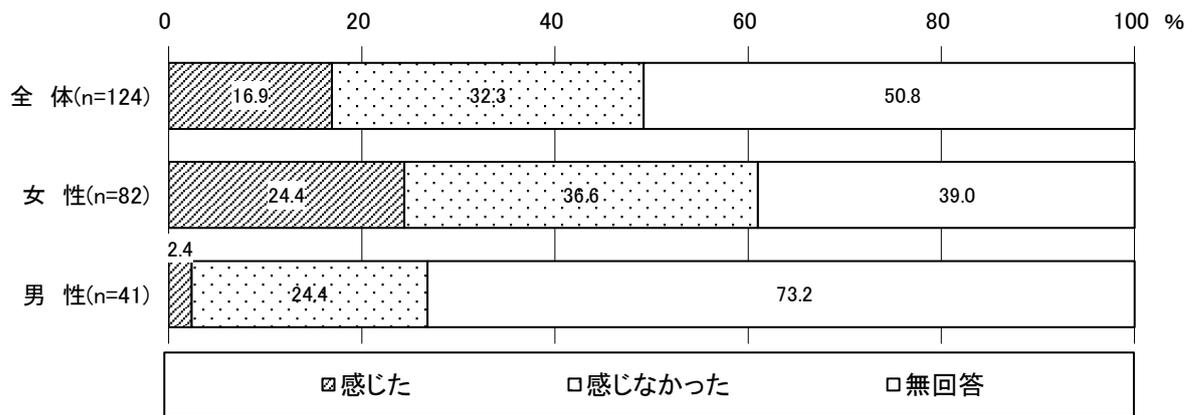


問 20～問 23 は、再び問 17「①交際相手」のA～Fの行為を受けたことがあると答えた方にお聞きします。

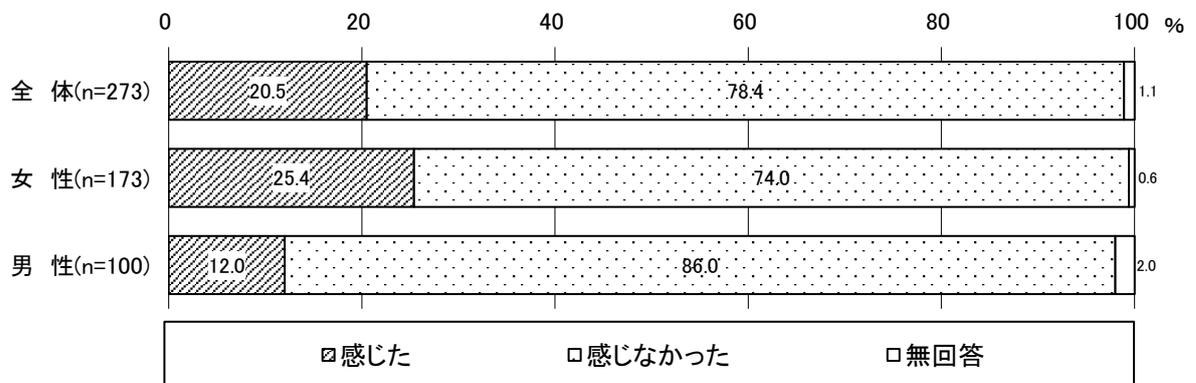
問 20 あなたは、交際相手から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。(あてはまる番号1つに○)

・デートDVで命の危険を「感じた」とする割合は16.9%であり、女性で24.4%と高い。

受けたデートDVによって命の危険を感じたことがあるか（性別）



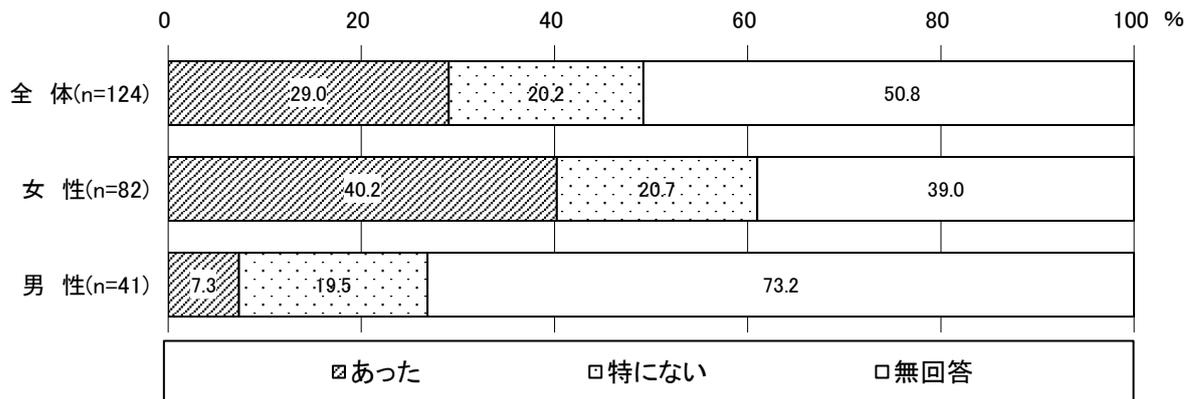
[H26内閣府DV調査]



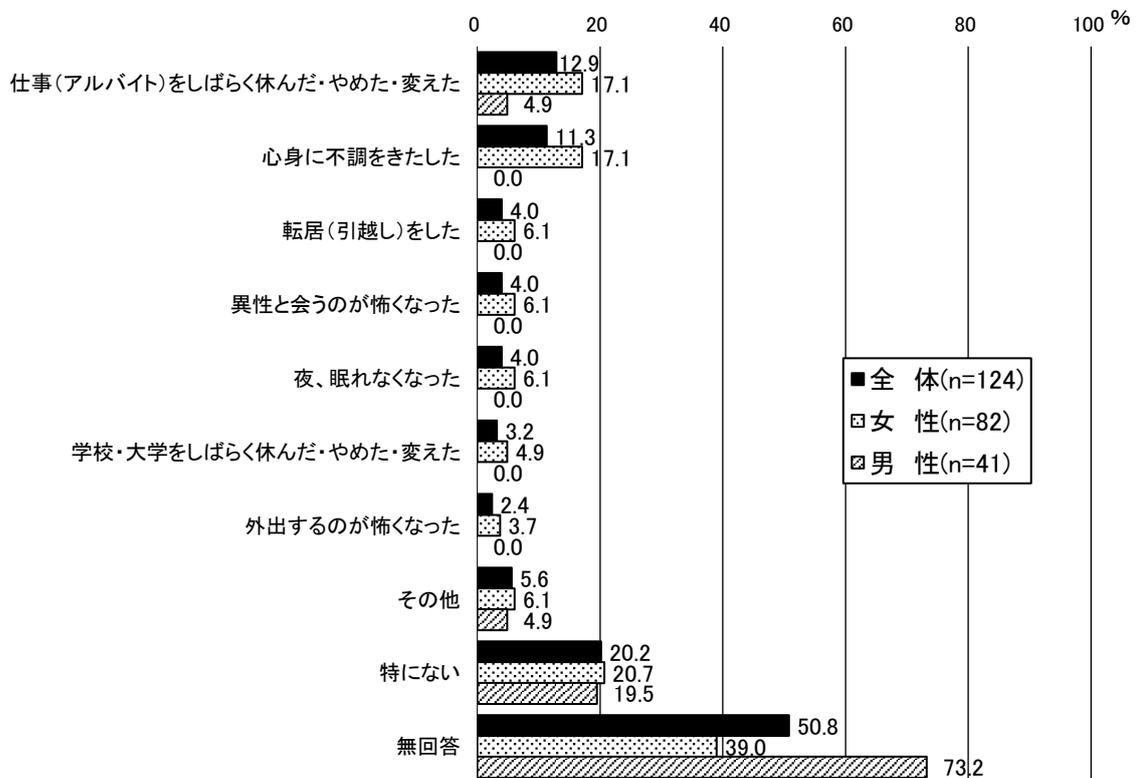
**問 21 あなたは、交際相手から受けたそのような行為によって、生活上の変化がありましたか。  
(あてはまる番号すべてに○)**

- ・生活上の変化が「あった」とする割合は全体で 29.0%であるが、女性が 40.2%と高い。
- ・その内容として、「仕事(アルバイト)をしばらく休んだ・やめた・変えた」が 12.9%、「心身に不調をきたした」が 11.3%などとなっている。

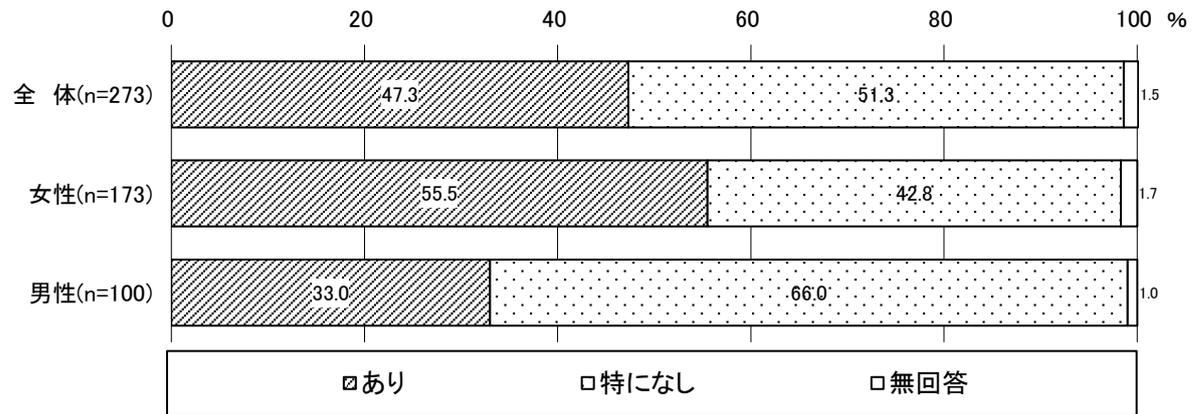
**受けたデートDVによる生活上の変化の有無（性別）**



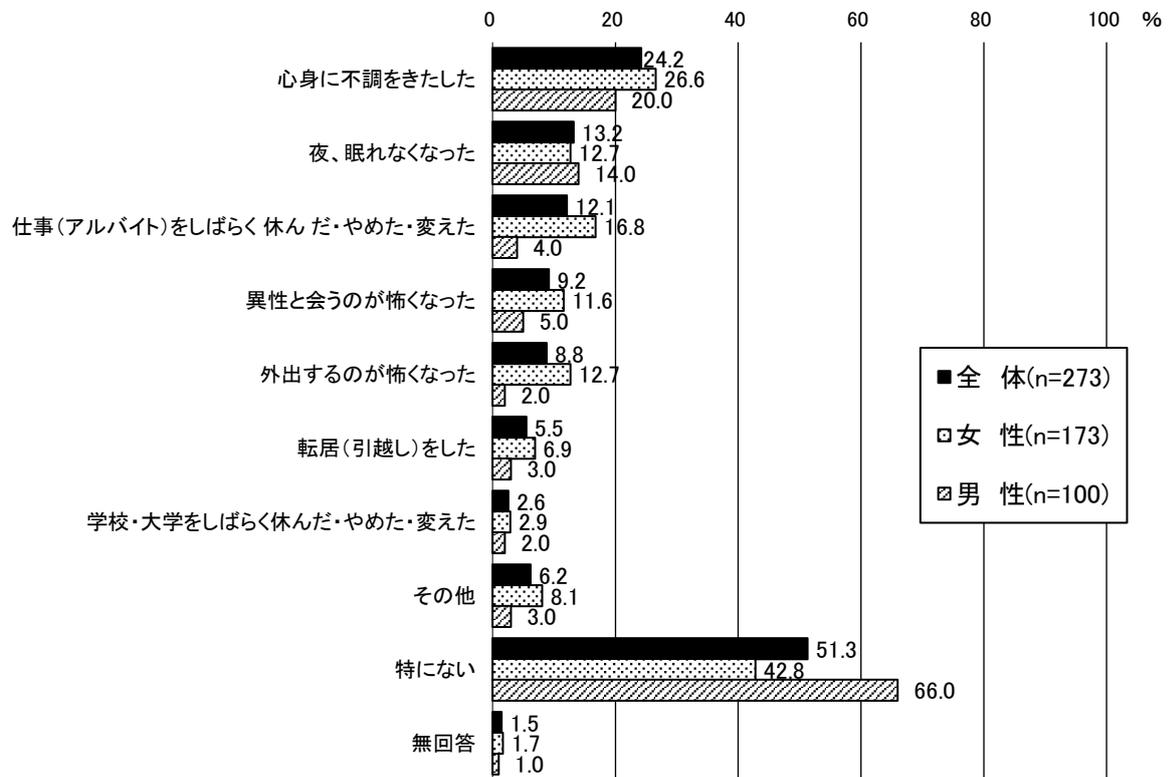
**受けたデートDVによる生活上の変化（複数回答）（性別）**



[H26内閣府DV調査]



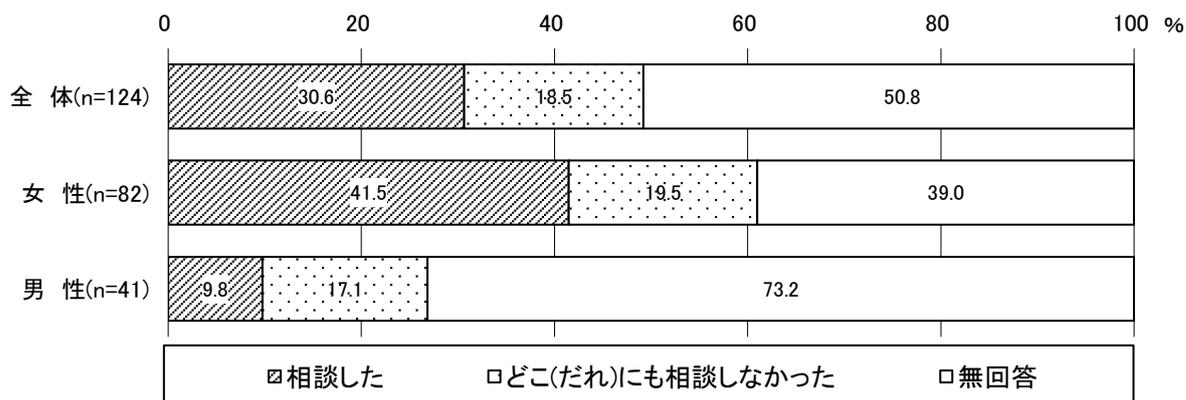
[H26内閣府DV調査] (複数回答)



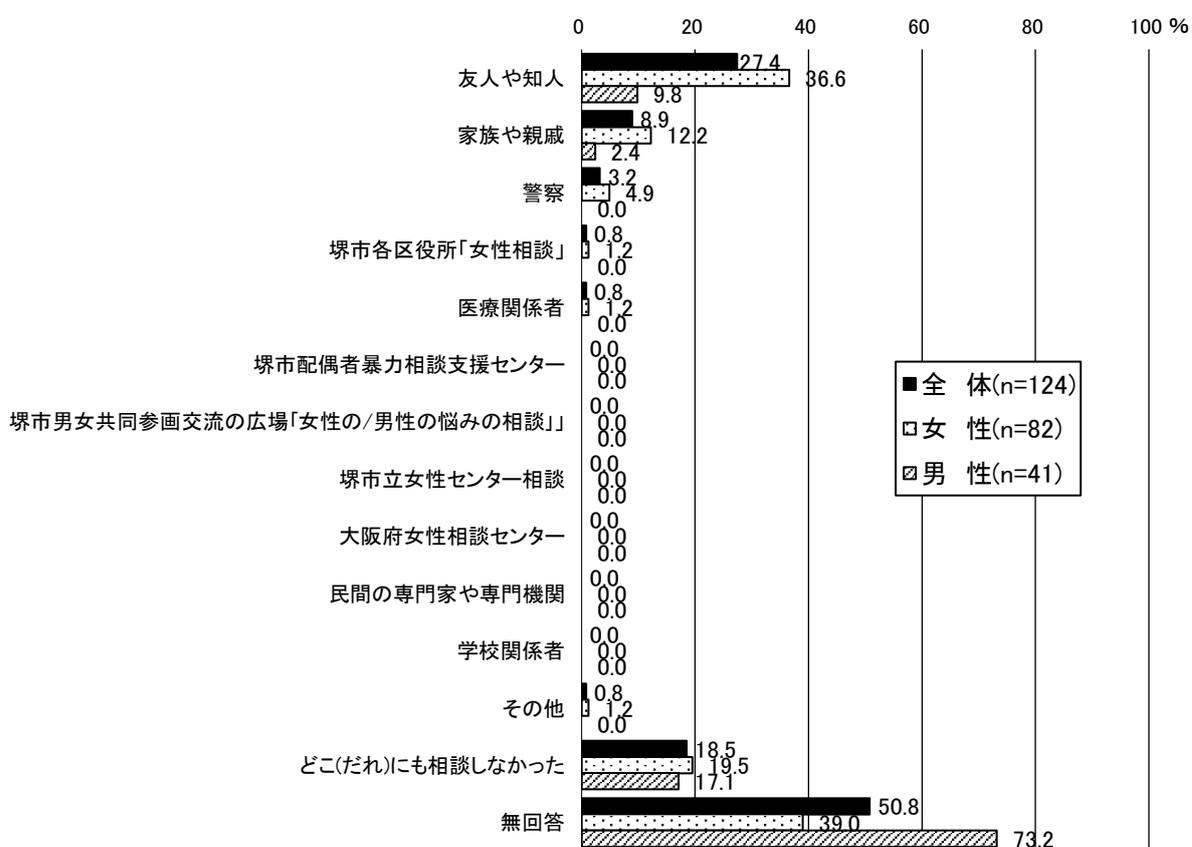
**問 22 あなたは、交際相手から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまる番号すべてに○)**

- ・「相談をした」とする割合は 30.6%、「どこ(だれ)にも相談しなかった」とする割合は 18.5%である。
- ・デートDV 被害の相談先としては「友人や知人」(27.4%)、これに「家族や親戚」(8.9%)が続く。公的な相談窓口の利用はほぼない状況である。

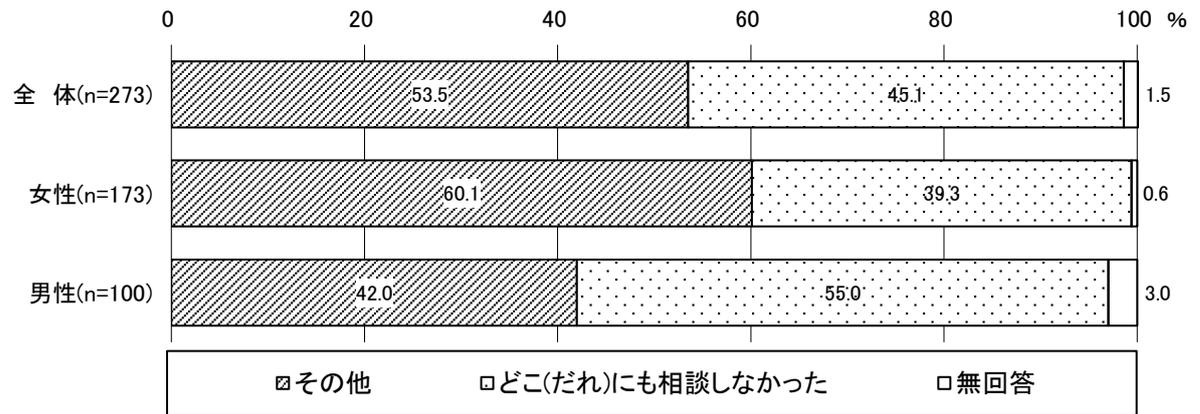
**DV被害の相談の有無(性別)**



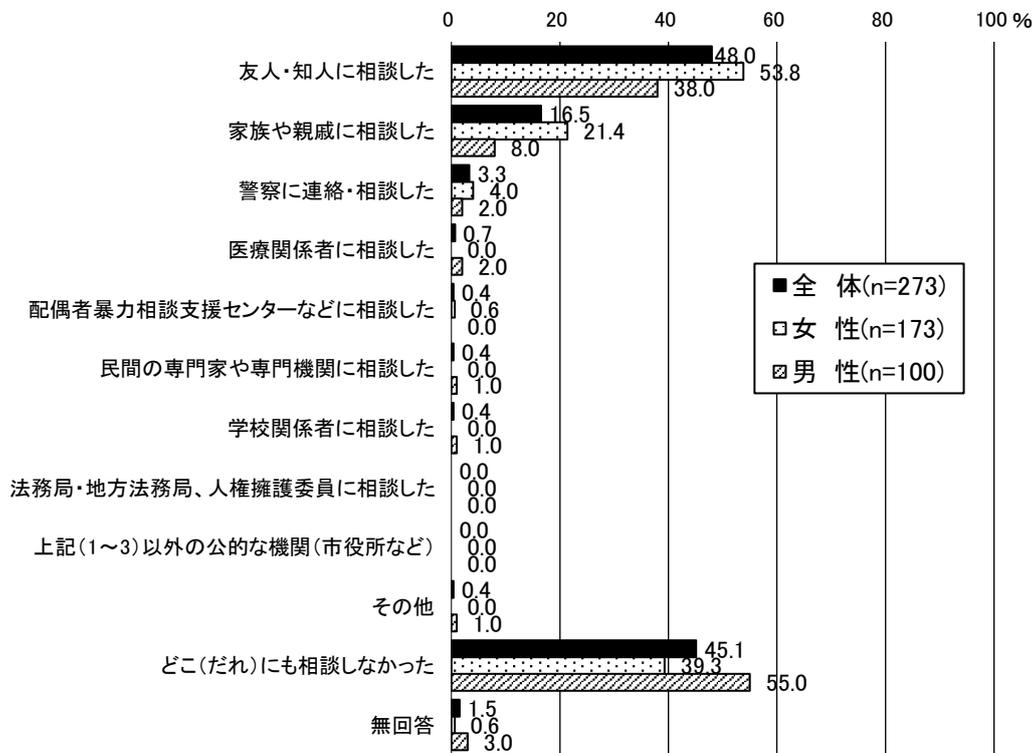
**受けたデートDVを打ち明けたり相談した先(複数回答)(性別)**



[H26内閣府DV調査]



[H26内閣府DV調査] (複数回答)

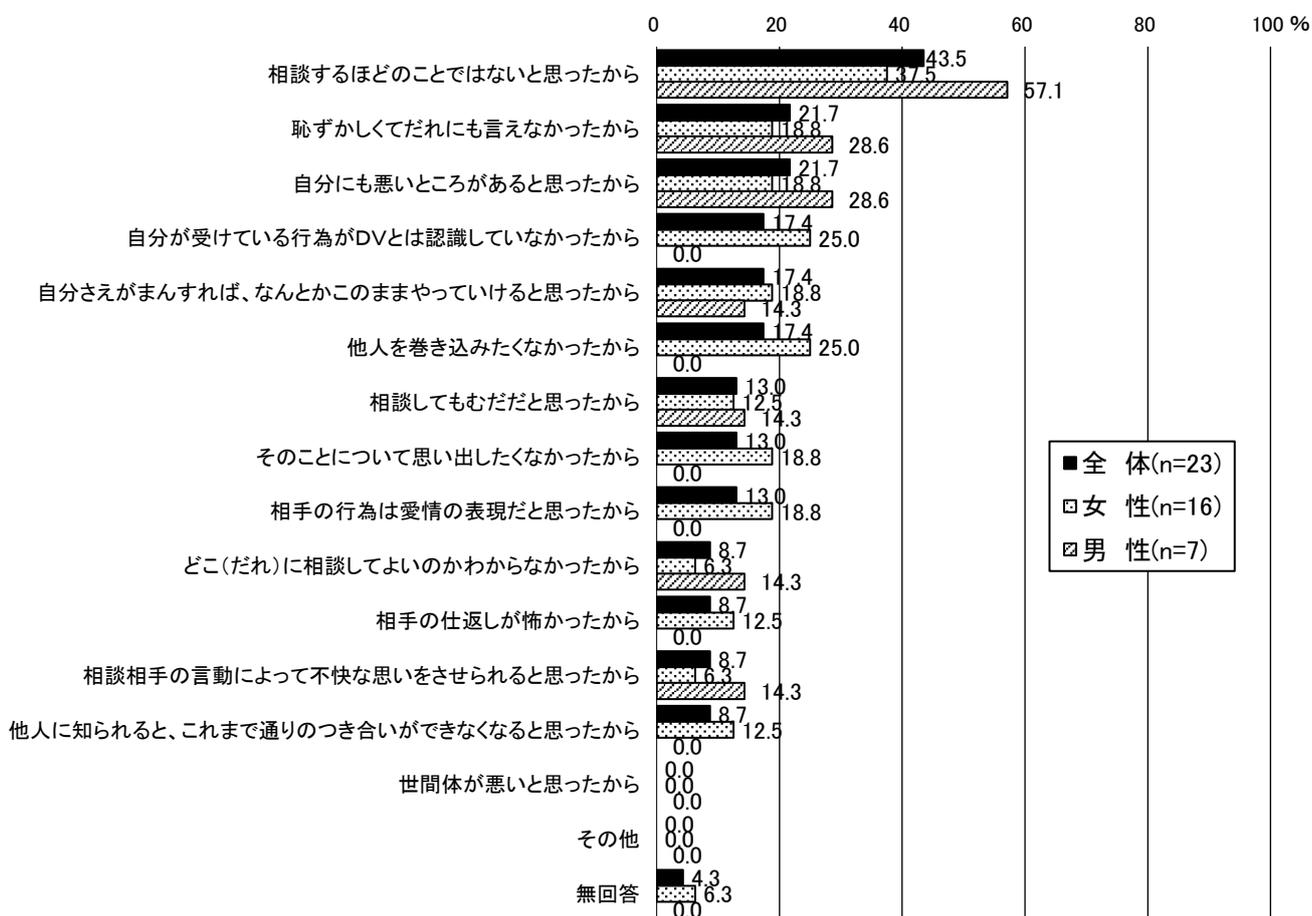


問 22 で「13. どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。

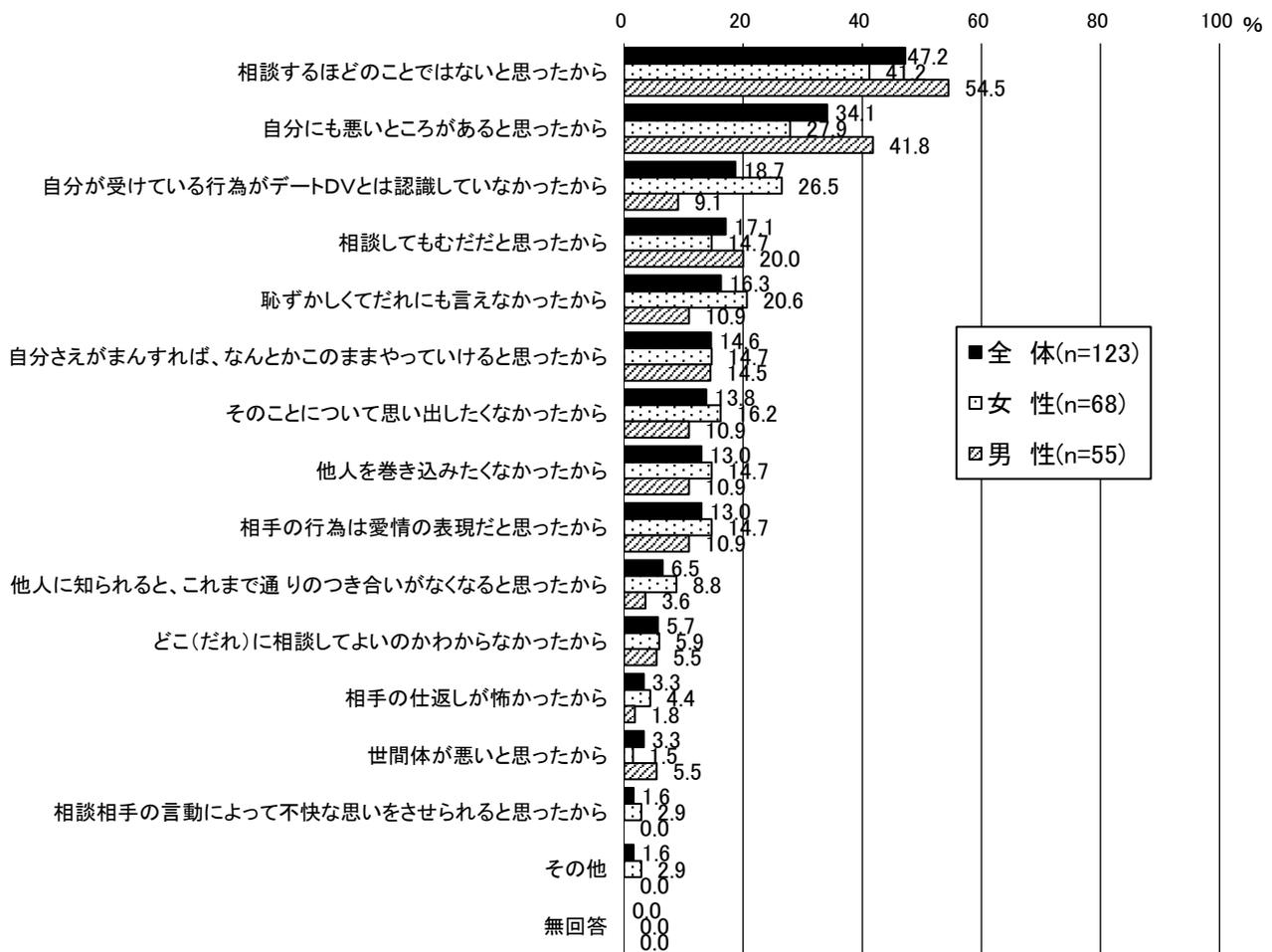
問 23 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号すべてに○）

- ・「相談するほどのことではないと思ったから」(43.5%)が最も多い。これに続いて「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」(21.7%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(21.7%)、「自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから」(17.4%)、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(17.4%)、「他人を巻き込みたくなかったから」(17.4%)が続く。
- ・性別で見ると、女性と男性の差が大きかったのは、「相談するほどのことではないと思ったから」が 19.6 ポイント、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が 9.8 ポイント、「自分にも悪いところがあると思ったから」が 9.8 ポイントとなっている。

どこ（だれ）にも相談しなかった理由（複数回答）（性別）



[H26内閣府DV調査] (複数回答)

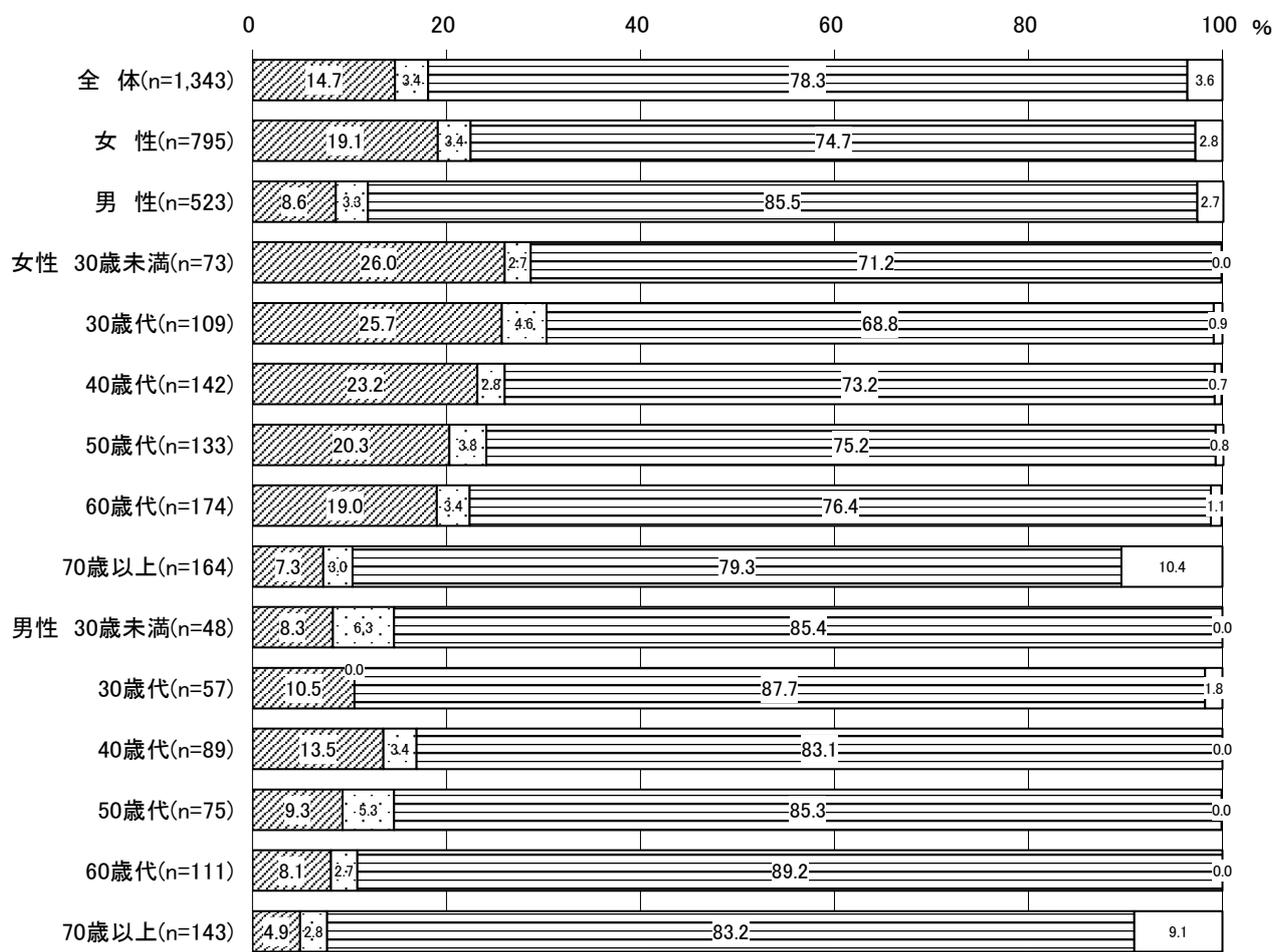


## 5. 周囲の方の暴力被害について

問 24 あなたの周囲で、配偶者や交際相手から暴力を受けている（受けた経験のある）人を知っていますか。（あてはまる番号1つに○）

- ・「知っている」が14.7%、「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる」が3.4%である。
- ・「知っている」とする割合は、女性で19.1%と高く、年代別で見ると女性の若年層になるほど高い。

周囲でDV、デートDVを受けている人を知っているか（性・年代別）



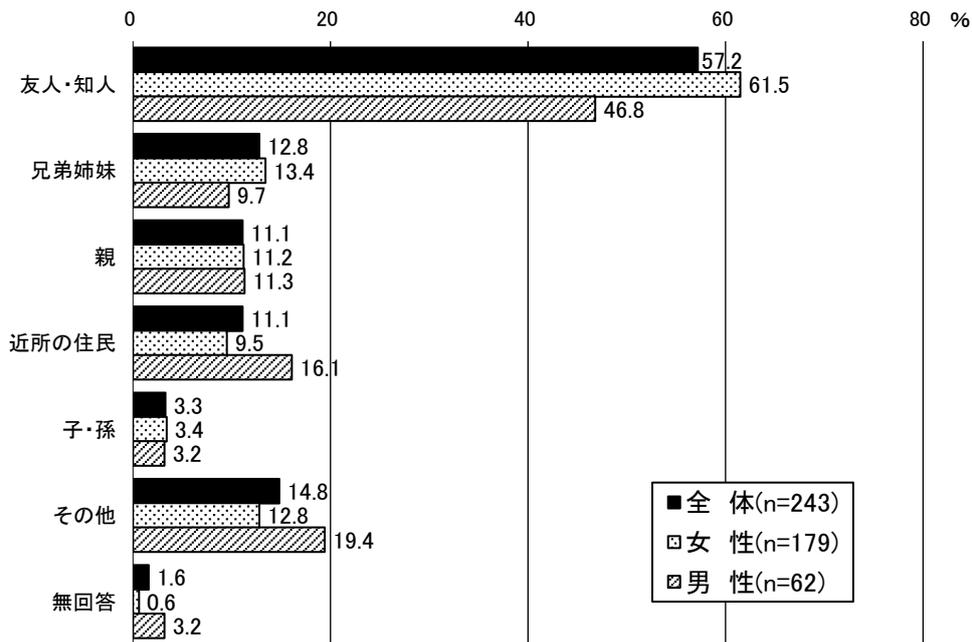
□知っている □もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる □知らない □無回答

問 25～問 26 は、問 24 で「1」、「2」と答えた方にお聞きします。

問 25 暴力を受けている（受けた経験のある）人は、あなたから見てどのような間柄の人ですか。（あてはまる番号すべてに○）

・「友人・知人」が 57.2%と最も多い。次いで「兄弟姉妹」(12.8%)、「親」(11.1%)が続く。「近所の住民」も 11.1%である。

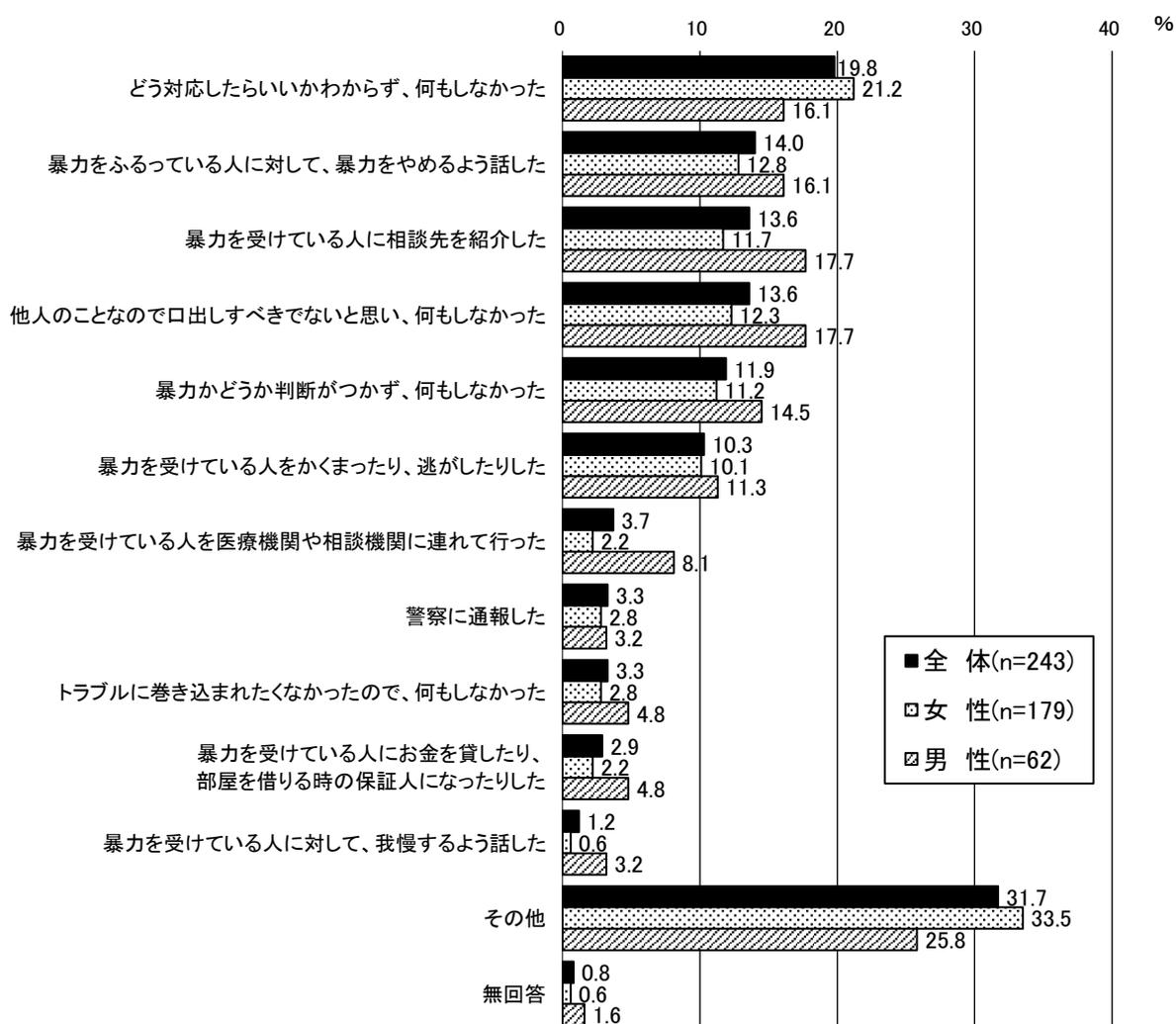
被害者との間柄（複数回答）（性別）



**問 26 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。  
（あてはまる番号すべてに○）**

- ・なんらかの対応をとった項目としては「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した」(14.0%)、「暴力を受けている人に相談先を紹介した」(13.6%)、「暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした」(10.3%)などが上位である。
- ・何もしなかった(対応しなかった)理由としては「どう対応したらいいかわからず、何もしなかった」(19.8%)、「他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった」(13.6%)、「暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった」(11.9%)などが多い。

**暴力に気づいて、したこと（複数回答）（性別）**

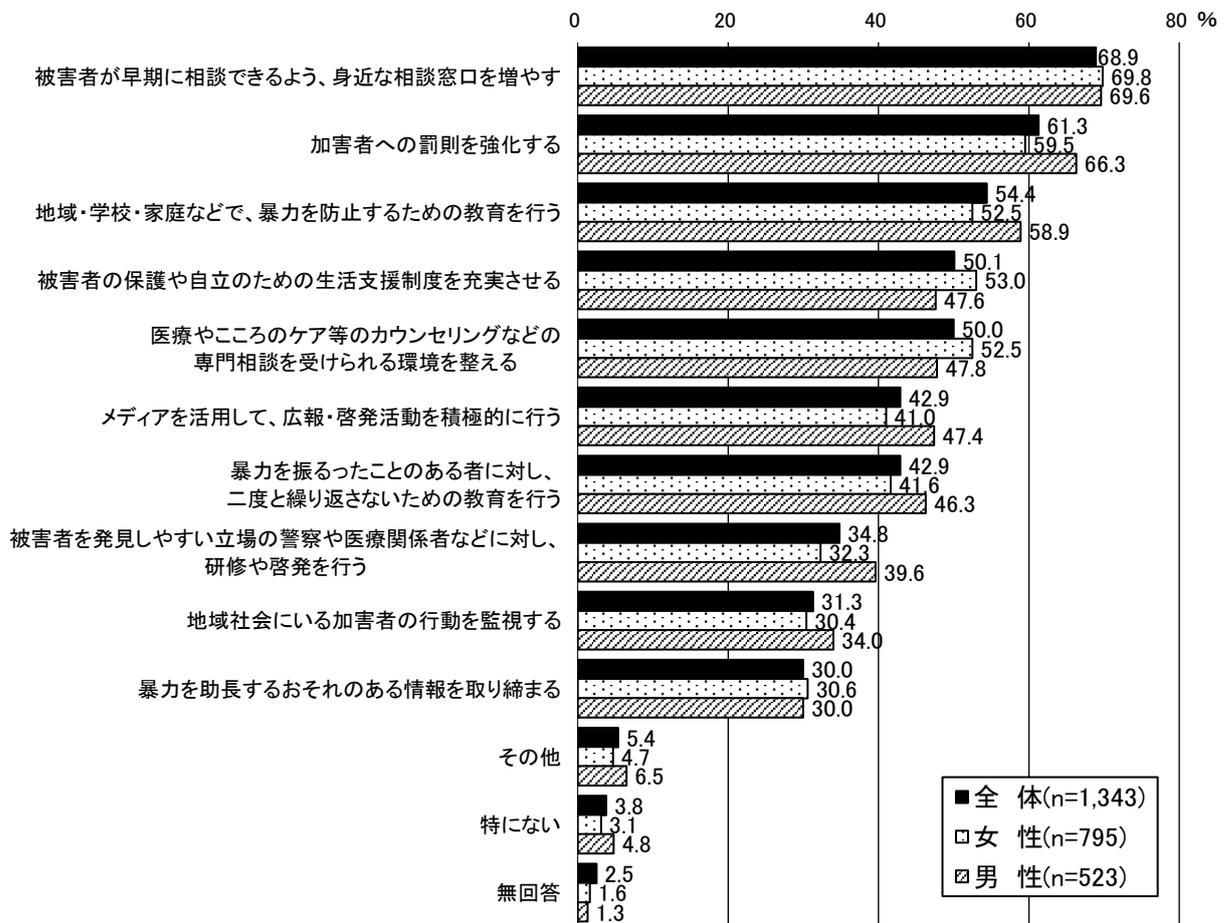


## 6. 男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制について

問 27 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。  
(あてはまる番号すべてに○)

- ・「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」(68.9%)と「加害者への罰則を強化する」(61.3%)への支持が 60%を超えている。半数以上の支持がある項目はこのほかに「地域・学校・家庭などで、暴力を防止するための教育を行う」(54.4%)、「被害者の保護や自立のための生活支援制度を充実させる」(50.1%)、「医療やこころのケア等のカウンセリングなどの専門相談を受けられる環境を整える」(50.0%)である。
- ・性別で見ると、男女とも「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も高い。

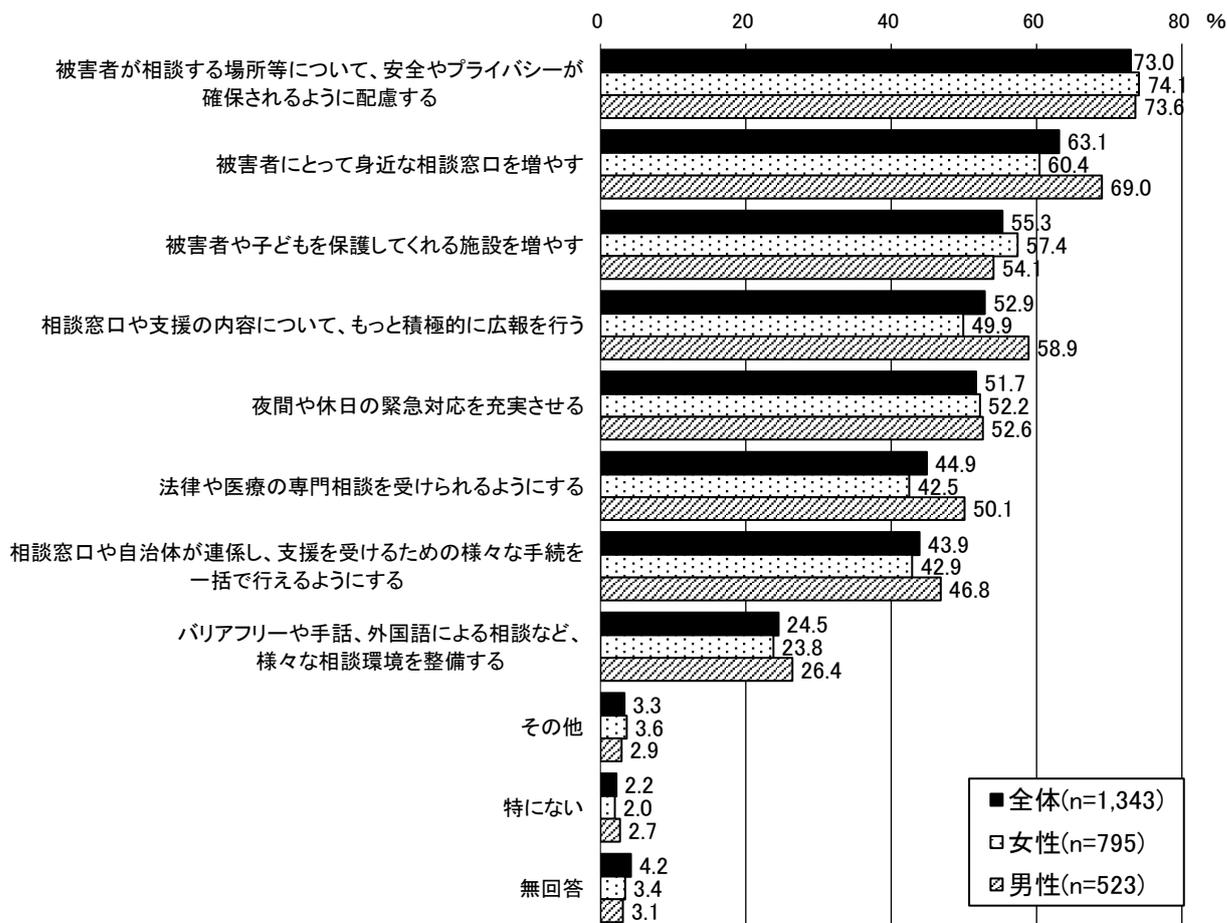
男女間における暴力を防止するために必要なこと（複数回答）（性別）



**問 28 被害者が相談しやすくするためには、どのようなことが必要だと考えますか。  
(あてはまる番号すべてに○)**

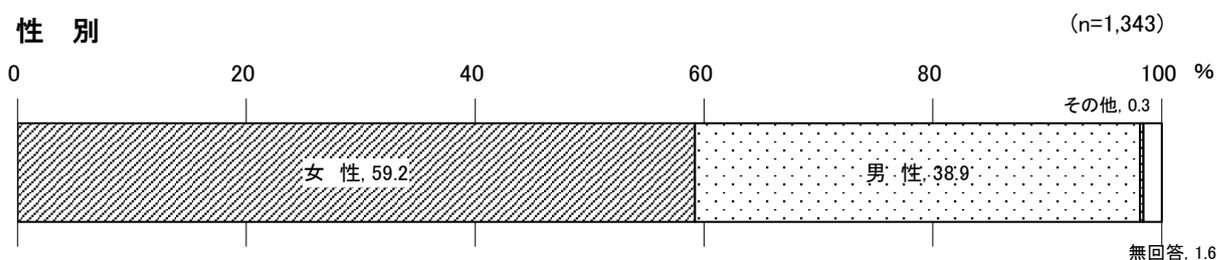
・上位の3項目は「被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する」(73.0%)が最も多く、「被害者にとって身近な相談窓口を増やす」(63.1%)、「被害者や子どもを保護してくれる施設を増やす」(55.3%)である。

**被害者が相談しやすくするために必要なこと（複数回答）（性別）**

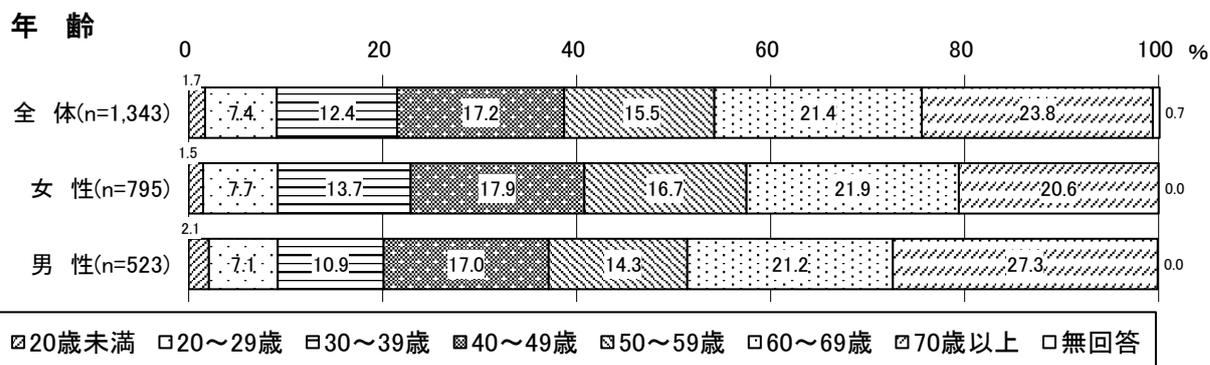


## 7. 回答者の属性

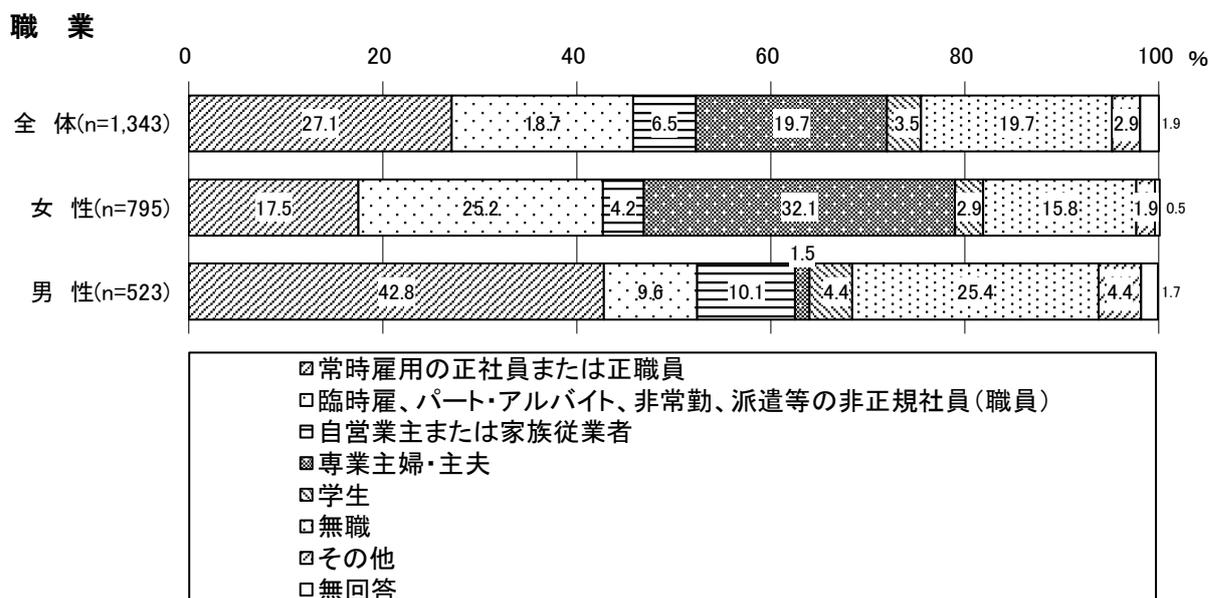
F 1 あなたの性別をお書きください。



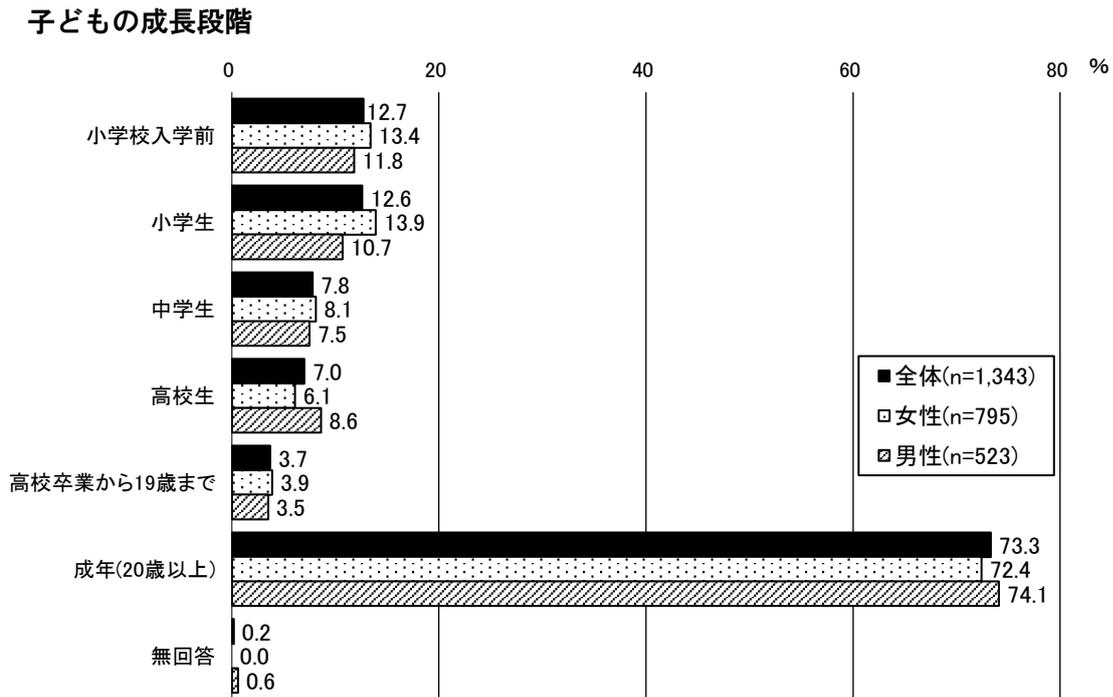
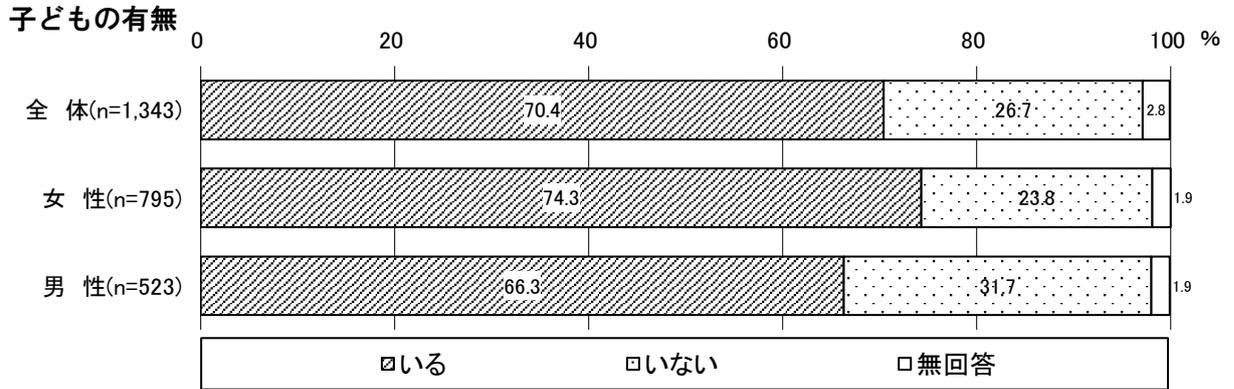
F 2 あなたの年齢はおいくつですか。(あてはまる番号1つに○)



F 3 あなたの職業は次のどれにあたりますか。(あてはまる番号1つに○)

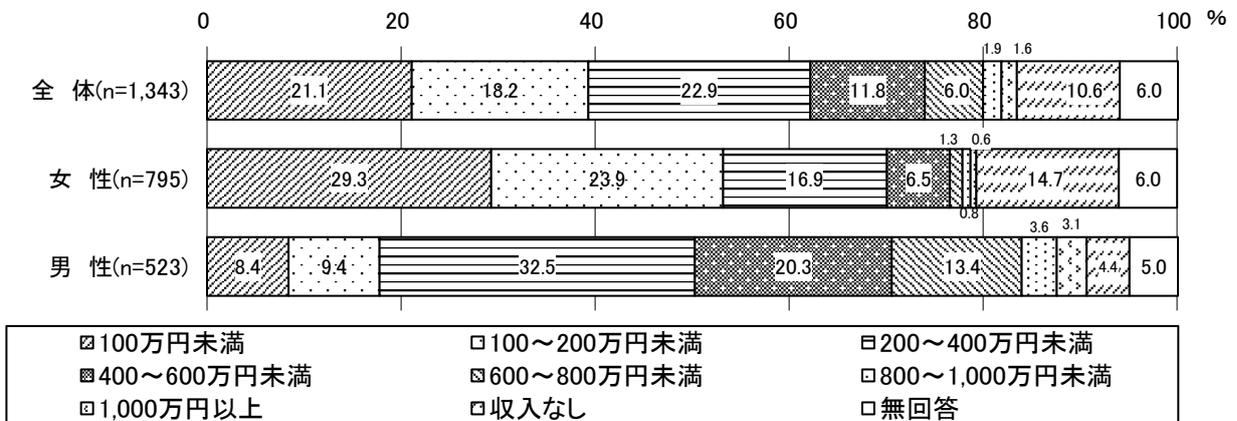


**F 4 あなたには、お子さんはいらっしゃいますか。(あてはまる番号1つに○)**  
 また、「1. いる」と回答した方は、お子さんの成長段階についてもお答えください。人数は関係ありませんので、例えば、小学生の子が2人以上いる場合でも「2. 小学生」に○をつけてください。



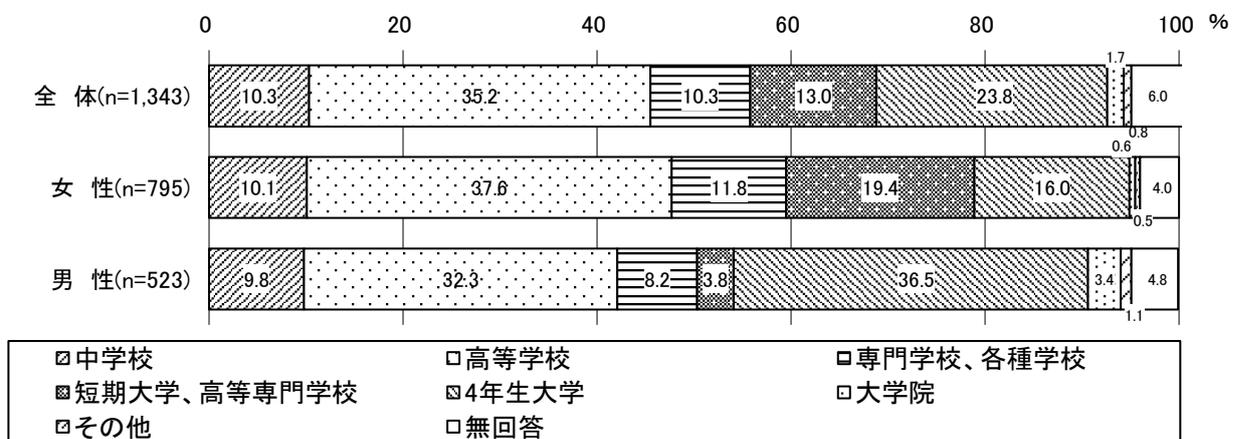
**F 5 あなたご自身の平成 27 年中（平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の年間収入（年金や資産収入などすべてを含む。税込）はいくらですか。（あてはまる番号 1 つに○）**

年間収入



**F 6 あなたが最後に卒業した学校は次のどれですか。**  
**中退の場合は、最後に卒業した学校をお答えください。また、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。（あてはまる番号 1 つに○）**

最終卒業校



## 8. 自由意見

最後に、配偶者等からの暴力の防止や被害者支援などについてご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

265 人が記入し、351 件の意見があった。

	全体 (265 人)	女性 (157 人)	男性 (106 人)	その他 (2 人)
	計 351 件	計 197 件	計 152 件	計 3 件
被害者の保護・自立支援等(親身な相談対応、安全確保・生活支援・経済的支援の充実等)	65	30	34	2
相談体制等の整備(身近な相談窓口の増設、関係機関との連携体制の充実等)	35	23	12	0
加害者への対応について(厳罰化、再発防止、暴力に至る背景の分析、相談窓口の開設等)	35	14	21	0
広報・啓発について(テレビ・インターネット・勉強会等による相談窓口・DV の定義の周知・啓発等)	29	12	17	0
教育について(義務教育段階における命の大切さ・互いの思いやり・暴力によらない解決方法等の教育等)	21	11	10	0
DV の定義や認識について(暴力の捉え方が変化した、理解が深まった、暴力を許さない等)	21	16	5	0
実際の経験から(受けた DV 被害、見聞きした DV 被害等)	19	8	11	0
暴力のない社会の実現(被害者保護に関する条例整備、男女雇用均等に関する施策、暴力のない社会を願う等)	17	8	8	1
子どもへの影響や虐待について(虐待が深刻、子どもの保護、暴力の連鎖の心配等)	16	9	7	0
周囲や地域の理解・協力について(地域のつながり、孤立させない地域、身近な人の被害を見て見ぬふりをしない等)	15	9	6	0
DV 施策、被害者支援等への意見・疑問等(夫婦間で解決すべき、自己責任等)	13	9	4	0
本調査について(DV を考えるきっかけになった、結果公表の希望等)	12	9	3	0
その他の暴力等(DV 以外の家庭内暴力、ストーカー、いじめ、介護現場の暴力等)	11	9	2	0
固定的な性的役割分担意識等について(周囲の固定的な性的役割分担意識等)	6	5	1	0
その他	36	25	11	0

回答者が複数の意見を記述している場合があるため、意見数の合計と記入人数とは一致しない。

### Ⅲ 資料

#### 1. 調査票

区

## 堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査

### ご協力をお願い

市民の皆さまには、日ごろから市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

堺市では、平成25年に「堺市 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者の保護・自立支援に関するさまざまな施策を進めています。

今回の調査は、既婚未婚を問わず、市民の皆さまの意識や実態などをお聞きし、この計画のさらなる発展・充実を図っていくために実施するものです。

**堺市内にお住まいの満18歳以上の方3,000人を無作為に選び**、調査票をお送りしております。お答えいただいた内容は、全て無記名で統計的に処理いたしますので、個人が特定されるようなことは一切ございません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成28年11月

堺市

#### 調査票にご記入いただくうえでのご注意

1. お答えは、**封筒のあて名のご本人**のお考えでご記入ください。
2. ご記入は黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いいたします。
3. お答えは、あてはまる番号を選んで○をつけてください。また、記述を必要とする箇所は、ご記入ください。
4. ご記入後は、同封の返信用封筒に入れ**11月21日（月）**までに、ご返送ください。  
(切手は不要です。)
5. この調査資料の利用にあたっては、堺市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に行います。また、調査内容については、この調査の目的以外に使用することはございません。

<お問い合わせ>

堺市 市民人権局 男女共同参画推進課

電 話：072-228-7408

F A X：072-228-8070

E - mail：danjokyo@city.sakai.lg.jp

## はじめに、あなたのことについてお聞きします

### 1 男女の役割に関する意識について

問1 「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方について、あなたはどのように思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない

### 2 配偶者からの暴力(DV)に関する認知度について

問2 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 法律があることも、その内容も知っている
2. 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
3. 法律があることを知らなかった

問3 あなたは、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 知っている
2. 知らない → **3 ページの問4へ**

**問3で「1. 知っている」と答えた方にお聞きします。**

問3-1 あなたの知っている窓口は次のうちどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 堺市配偶者暴力相談支援センター
2. 堺市各区役所「女性相談」
3. 堺市男女共同参画交流の広場「女性の悩みの相談」「男性の悩みの相談」
4. 堺市立女性センター相談
5. 大阪府女性相談センター
6. 警察
7. 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)
8. 医療関係者(医師、看護師など)
9. 学校関係者(教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)
10. その他(具体的に: )

問4 あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。なお、ここでの「夫婦」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。

(○はA～Oそれぞれに1つずつ)

	暴力にあたる と思う	暴力にあたる とは思わない
A 平手で打つ	1	2
B 足でける	1	2
C 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2
D なぐるふりをして、おどす	1	2
E 刃物などを突きつけて、おどす	1	2
F 大声でどなる	1	2
G 他の異性との会話を許さない	1	2
H 何を言っても長期間無視し続ける	1	2
I 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	1	2
J 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言う	1	2
K 家計に必要な生活費を渡さない	1	2
L 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	1	2
M 家族や友人との関わりを持たせない	1	2
N いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2
O 避妊に協力しない	1	2

### 3 配偶者からの暴力の被害経験、相談の状況などについて

問5 あなたは、現在、結婚していますか。なお、ここでの「結婚」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。(あてはまる番号1つに○)

1. 未婚(結婚したことはない)		7 ページの問 15 へ
2. 既婚(現在、夫又は妻がいる)		4 ページの問 6 へ
3. 離別(結婚していたが、離婚した)		
4. 死別(結婚していたが、死別した)		

問6 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。  
 なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます（以下、同様）。  
 （○はA～Fそれぞれに1つずつ）

	まったくくない	1, 2度あった	何度もあった
A 身体的な暴力（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3
B 経済的な暴力（生活費を渡さない、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなど）	1	2	3
C 精神的な暴力（人格を否定するようなことを言う、大声でどなる、なぐるふりをして脅す、無視するなど）	1	2	3
D 性的な暴力（嫌がっているのに性的なことを強要したり、避妊をしないなど）	1	2	3
E 社会的な暴力（携帯電話の番号やメールを勝手にチェックしたり、外出や行動を制限・監視したり、家族や知人に会わせないなど）	1	2	3
F 子どもを利用した暴力（子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、「子どもに危害を加える」などと言って脅すなど）	1	2	3

A～Fのすべてを「1」に○をつけた方は7ページの間15にお進みください。

続く問7～問14は、A～Fのうち1つでも「2」「3」に○をつけた方にお聞きします。

問7 では、この1年間は、どうでしたか。（○はA～Fそれぞれに1つずつ）

	まったくくない	1, 2度あった	何度もあった
A 身体的な暴力（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3
B 経済的な暴力（生活費を渡さない、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなど）	1	2	3
C 精神的な暴力（人格を否定するようなことを言う、大声でどなる、なぐるふりをして脅す、無視するなど）	1	2	3
D 性的な暴力（嫌がっているのに性的なことを強要したり、避妊をしないなど）	1	2	3
E 社会的な暴力（携帯電話の番号やメールを勝手にチェックしたり、外出や行動を制限・監視したり、家族や知人に会わせないなど）	1	2	3
F 子どもを利用した暴力（子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、「子どもに危害を加える」などと言って脅すなど）	1	2	3

問8～問9は、問6A～Fのうち1つでも「2」「3」に○をつけた方にお聞きします。

問8 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けた  
り、相談したりしましたか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 堺市配偶者暴力相談支援センター
2. 堺市各区役所「女性相談」
3. 堺市男女共同参画交流の広場「女性の悩みの相談」「男性の悩みの相談」
4. 堺市立女性センター相談
5. 大阪府女性相談センター
6. 警察
7. 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)
8. 医療関係者(医師、看護師など)
9. 学校関係者(教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)
10. 家族や親戚
11. 友人や知人
12. その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )
13. どこ(だれ)にも相談しなかった

「13. どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。

問9 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3. 相談してもむだだと思ったから
4. 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
5. 相手の仕返しが怖かったから(もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど)
6. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
7. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
8. 世間体が悪いと思ったから
9. 他人を巻き込みたくなかったから
10. 他人に知られると、これまで通りのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思  
ったから
11. そのことについて思い出したくなかったから
12. 自分にも悪いところがあると思ったから
13. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
14. 相談するほどのことではないと思ったから
15. その他(具体的に: \_\_\_\_\_ )

問 10～問 12 は、問 6 A～F のうち 1 つでも「2」「3」に○をつけた方にお聞きします。

問 10 あなたは、あなたの配偶者からそのような行為を受けたとき、どうしましたか。  
(あてはまる番号 1 つに○)

1. 相手と別れた
2. 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった
3. 別れたい(別れよう)とは思わなかった

お子さんがいる方は問 13 に、  
いない方は問 14 にお進みください。

「2. 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と答えた方にお聞きします。

問 11 あなたが、相手と別れなかった理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 相手の仕返しが怖かったから  
(もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど)
2. 経済的な不安があったから
3. 世間体が悪いと思ったから
4. 相手には自分が必要だと思ったから
5. これ以上は繰り返されないと考えたから
6. 周囲の人から、別れることに反対されたから
7. 相手が別れることに同意しなかったから
8. 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから
9. その他(具体的に: )
10. 子どもがいるから、子どものことを考えたから

お子さんがいる方は問 13 に、  
いない方は問 14 にお進みください。

「10. 子どもがいるから、子どものことを考えたから」に○をつけた方にお聞きします。

問 12 あなたが、子どものことで相手と別れなかった最も大きな理由は何ですか。  
(あてはまる番号 1 つに○)

1. 子どもの保育所や学校の問題(子どもが転校を嫌がる、保育所への転入が難しいなど)
2. 相手に親権を奪われ、子どもと離ればなれになる恐れがあったから
3. 出ていくなら子どもを置いていけと言われたから
4. 子どもをひとり親にしたくなかったから
5. 養育しながら生活していく自信がなかったから
6. 相手と子どもだけで暮らすことになった場合、子どもに危害が加えられる恐れがあったから
7. 子どもにこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから
8. その他(具体的に: )

問 13～問 14 は、問 6 A～F のうち 1 つでも「2」「3」に○をつけた方にお聞きします。

問 13 は、お子さんのいる方にお聞きします。

問 13 あなたの配偶者は、お子さんに次のようなことをしたことがありますか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 身体的虐待(なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりする)
2. 心理的虐待①(大声でどなる、無視、存在否定、自尊心を踏みにじる行為など)
3. 心理的虐待②(子ども前であなたに暴力をふるう)
4. 性的虐待(わいせつなものや性交を見せつけたり、性的な行為を強要することなど)
5. 育児放棄、監護放棄(病気になっても病院に受診させない、食事を与えないなど)
6. わからない
7. まったくない

問 14 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。（あてはまる番号 1 つに○）

1. 感じた
2. 感じなかった

ここからは、すべての方にお聞きします。

#### 4 交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）について

問 15 結婚していない交際中の男女間等でおこる暴力を、特に、デートDVといいますが、あなたはこのデートDVについて、言葉やその内容を知っていますか。（あてはまる番号 1 つに○）

1. 言葉も、その内容も知っている
2. 言葉があることは知っているが、内容はよく知らない
3. 言葉があることを知らなかった

問 16 あなたには、これまでに交際相手がありましたか。現在、結婚している方については、結婚前についてお答えください。なお、ここでいう「交際相手」には、婚姻届を出していない事実婚は含みません（以下、同様）。（あてはまる番号 1 つに○）

1. 交際相手があった(いる)      2. 交際相手はいなかった      → 11 ページの問 24 へ

↓  
8 ページの問 17 へ

問 16 で、「1. 交際相手がいた (いる)」と答えた方にお聞きします。

問 17 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。「①交際相手」のA～Fのそれぞれについてお答えください。また、「①交際相手」と同居した経験 (いわゆる「同棲経験」) がある方は、「②同居の際」のA～Fについてもお答えください。

(A～Fそれぞれにあてはまる番号すべてに○)

※「①交際相手」との同居 (同棲) 経験がある方は、「②同居の際」にも記入してください。	① 交際相手					
	まったく ない	あつた 10～20 歳代に	あつた 30 歳代 以上 に	② 同居の際		
				ま た く た く な い	あ つ た 1 0 ～ 2 0 歳 代 に	あ つ た 3 0 歳 代 以 上 に
A 身体的な暴力 (なぐる、ける、物を投げつけるなど)	1	2	3	1	2	3
B 経済的な暴力 (給料・バイト代や貯金を勝手に使われる、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなど)	1	2	3	1	2	3
C 精神的な暴力 (人格を否定するようなことを言う、大声でどなる、なぐるふりをして脅す、無視するなど)	1	2	3	1	2	3
D 性的な暴力 (嫌がっているのに性的なことを強要したり、避妊をしないなど)	1	2	3	1	2	3
E 社会的な暴力 (携帯電話の番号やメールを勝手にチェックしたり、外出や行動を制限・監視したり、家族や知人に会わせないなど)	1	2	3	1	2	3
F 子どもを利用した暴力 (子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、「子どもに危害を加える」などと言って脅すなど)	1	2	3	1	2	3

A～Fのすべてを「1」に○をつけた方は11ページの問24にお進みください。

問 18 は、①交際相手のA～Fのうち1つでも「2」「3」に○をつけた方にお聞きします。

問 18 あなたは、交際相手からそのような行為を受けたとき、どうしましたか。  
(あてはまる番号1つに○)

- |                           |   |           |
|---------------------------|---|-----------|
| 1. 相手と別れた                 | → | 9ページの問20へ |
| 2. 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった |   |           |
| 3. 別れたい(別れよう)とは思わなかった     | → | 9ページの問20へ |

9ページの問19へ

問 18 で「2. 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」と答えた方にお聞きします。

問 19 あなたが、相手と別れなかった理由は何ですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 相手の仕返しが怖かったから(もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど)
2. 経済的な不安があったから
3. 世間体が悪いと思ったから
4. 相手には自分が必要だと思ったから
5. これ以上は繰り返されないと考えたから
6. 周囲の人から、別れることに反対されたから
7. 相手が別れることに同意しなかったから
8. 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから
9. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問 20～問 23 は、再び問 17「①交際相手」の A～F の行為を受けたことがあると答えた方にお聞きします。

問 20 あなたは、交際相手から受けたそのような行為によって、命の危険を感じたことがありますか。  
(あてはまる番号 1 つに○)

1. 感じた
2. 感じなかった

問 21 あなたは、交際相手から受けたそのような行為によって、生活上の変化がありましたか。  
(あてはまる番号すべてに○)

1. 学校・大学をしばらく休んだ・やめた・変えた
2. 仕事(アルバイト)をしばらく休んだ・やめた・変えた
3. 転居(引越し)をした
4. 異性と会うのが怖くなった
5. 外出するのが怖くなった
6. 夜、眠れなくなった
7. 心身に不調をきたした
8. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
9. 特にない

問 22 あなたは、交際相手から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 堺市配偶者暴力相談支援センター
2. 堺市各区役所「女性相談」
3. 堺市男女共同参画交流の広場「女性の悩みの相談」「男性の悩みの相談」
4. 堺市立女性センター相談
5. 大阪府女性相談センター
6. 警察
7. 民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)
8. 医療関係者(医師、看護師など)
9. 学校関係者(教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど)
10. 家族や親戚
11. 友人や知人
12. その他(具体的に: )
13. どこ(だれ)にも相談しなかった

**「13. どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。**

問 23 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3. 相談してもむだだと思ったから
4. 自分が受けている行為がデートDVとは認識していなかったから
5. 相手の仕返しが怖かったから(もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど)
6. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
7. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
8. 世間体が悪いと思ったから
9. 他人を巻き込みたくなかったから
10. 他人に知られると、これまで通りのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
11. そのことについて思い出したくなかったから
12. 自分にも悪いところがあると思ったから
13. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
14. 相談するほどのことではないと思ったから
15. その他(具体的に: )

## 周囲の方のことについてお聞きします

### 5 周囲の方の暴力被害について

問 24 あなたの周囲で、配偶者や交際相手から暴力を受けている（受けた経験のある）人を知っていますか。（あてはまる番号1つに○）

1. 知っている
2. もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる
3. 知らない

12 ページの問 27 へ

問 25 へ

問 25～問 26 は、問 24 で「1」、「2」と答えた方にお聞きします。

問 25 暴力を受けている（受けた経験のある）人は、あなたから見てどのような間柄の人ですか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 親
2. 兄弟姉妹
3. 子・孫
4. 友人・知人
5. 近所の住民
6. その他(具体的に: )

問 26 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。（あてはまる番号すべてに○）

1. 暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した
2. 暴力を受けている人に対して、我慢するよう話した
3. 暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした
4. 暴力を受けている人にお金を貸したり、部屋を借りる時の保証人になったりした
5. 暴力を受けている人を医療機関や相談機関に連れて行った
6. 暴力を受けている人に相談先を紹介した
7. 警察に通報した
8. どう対応したらいいかわからず、何もしなかった
9. トラブルに巻き込まれたくなかったので、何もしなかった
10. 他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった
11. 暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった
12. その他(具体的に: )

## 再び、あなたのことについてお聞きします

### 6 男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制について

問 27 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。  
(あてはまる番号すべてに○)

1. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
2. 地域・学校・家庭などで、暴力を防止するための教育を行う
3. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
4. 医療やこころのケア等のカウンセリングなどの専門相談を受けられる環境を整える
5. 被害者の保護や自立のための生活支援制度を充実させる
6. 被害者を発見しやすい立場の警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
7. 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
8. 加害者への罰則を強化する
9. 地域社会にいる加害者の行動を監視する
10. 暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、コンピューターゲームなど)を取り締まる
11. その他(具体的に: )
12. 特にない

問 28 被害者が相談しやすくするためには、どのようなことが必要だと考えますか。  
(あてはまる番号すべてに○)

1. 相談窓口や支援の内容について、もっと積極的に広報を行う
2. 被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する
3. 被害者にとって身近な相談窓口を増やす
4. 夜間や休日の緊急対応を充実させる
5. 法律や医療の専門相談を受けられるようにする
6. 相談窓口や自治体などが連携し、支援を受けるための様々な手続を一括で行えるようにする
7. バリアフリーや手話、外国語による相談など、様々な相談環境を整備する
8. 被害者や子どもを保護してくれる施設を増やす
9. その他(具体的に: )
10. 特にない



F 5 あなたご自身の平成 27 年中（平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の年間収入（年金や資産収入などすべてを含む。税込）はいくらですか。（あてはまる番号 1 つに○）

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1. 100 万円未満     | 5. 600～800 万円未満   |
| 2. 100～200 万円未満 | 6. 800～1,000 万円未満 |
| 3. 200～400 万円未満 | 7. 1,000 万円以上     |
| 4. 400～600 万円未満 | 8. 収入なし           |

F 6 あなたが最後に卒業した学校は次のどれですか。  
中退の場合は、最後に卒業した学校をお答えください。また、在学中の場合は、現在在学している学校をお答えください。（あてはまる番号 1 つに○）

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 中学校         | 5. 4年制大学      |
| 2. 高等学校        | 6. 大学院        |
| 3. 専門学校、各種学校   | 7. その他(具体的に ) |
| 4. 短期大学、高等専門学校 |               |

最後に、配偶者等からの暴力の防止や被害者支援などについてご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。この調査によって、過去のつらい出来事を思い出したり、不快な思いをされた方もいらっしゃるかと思います。お答えいただいた内容は、貴重なデータとして今後の施策に活用させていただきます。

## **第2部**

### **DV被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査 (被害者面接調査)**

# 目次

## I 調査概要

1. 調査目的 .....	85
2. 調査方法 .....	86
(1) 調査方法 .....	86
(2) 倫理的配慮 .....	86
(3) 調査協力者 .....	86
(4) 比較した類似調査 .....	86

## II 調査結果

1. 被害者の状況と支援ニーズ .....	87
(1) 被害者の基本属性 .....	87
(2) 暴力を受けていた当時のこと .....	90
(3) 現在の健康状況 .....	96
(4) 現在の生活での不安や心配ごと .....	98
(5) 現在の生活で欲しいサポート .....	99
(6) 子ども自身のことや子育てで欲しいサポート .....	100
2. 子どもの状況 .....	101
(1) 子どもの基本属性 .....	101
(2) 対象の子の妊娠中の同居、暴力の有無 .....	102
(3) 子どものDV目撃および認知 .....	104
(4) 加害者から子どもへの不適切な関わりや虐待 .....	106
(5) 暴力のある環境が被害者の子育てに与える不適切な影響 .....	108
(6) 養育や養育方針についての加害者からの圧力 .....	109
(7) 子どもに関する不安や心配 .....	109
3. 学齢以上の子どもの状況 .....	111
(1) 離別・避難の選択を子どもに説明しているか .....	111
(2) 家を出たことについての子どもの発言や思い .....	112
(3) 子どもが感じる不安や心配についての会話 .....	113
(4) 学校に関する不安や心配について .....	115
(5) 先生に事情を知っておいてほしいか .....	117

### III 調査結果：避難後の生活の不安や心配ごと

1. 避難後の生活の不安や心配ごと	118
(1)加害者:脅しや追跡など	118
(2)健康:病気や心身の健康など	118
(3)子ども:子ども自身のことや子育てなど	118
(4)手続き:保険証や住民票など	118
(5)経済的:生活費や貯金、借金など	119
(6)裁判や調停:離婚や離婚手続きなど	119
(7)住居:長期的な生活の場や住宅など	119
(8)就労:就職活動や仕事など	119
(9)支援者:今後の相談者など	120
(10)その他	120

### IV 調査結果：子どもや子育ての不安や心配ごと

1. 子ども一人ひとりについての不安や心配ごと	121
(1)子ども自身の性格や行動、情緒面	121
(2)子ども自身の病気や健康	121
(3)これまでの相手(父親等)やDV環境による影響	121
(4)兄弟姉妹間の関係	122
(5)これからの父親不在の影響	122
(6)今の生活になじめているか	122
(7)子どもへの関わりに自信がもてない	123
(8)その他	123
2. 子どもが感じている不安や心配ごとについての会話	124
(1)加害者(父親等):脅しや追跡など	124
(2)経済的:生活費や貯金、借金など	124
(3)裁判や調停:離婚や離婚手続きなど	124
(4)住居:長期的な生活の場や住宅など	124
(5)就労:母親の仕事など	124
(6)健康:母親の病気や心身の健康など	125
(7)子ども:子ども自身のこれからなど	125
3. 学校関係についての不安や心配ごと	126
(1)手続きについて	126
(2)通学先が加害者に知られないかどうか	126
(3)学費など経済的なこと	126
(4)子どもが学校になじめているか	126
(5)友達ができているか	126
(6)勉強や成績のこと	127
(7)学校や先生の理解	127

<b>V 調査結果：被害者と子どもの今を生きる工夫・力</b>	
1. 被害者の今を生きる工夫・力	128
(1) 幸せや安心を実感する	128
(2) 今を生きるために乗り切る	128
(3) 新しい今を生きていく	128
2. 被害者と子どもの今を生きる工夫・力	129
(1) 被害者と子どもが二人三脚で生活を立ち行かせる	129
(2) 母子関係を深める、再構築していく	129
<b>VI 調査結果：欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望</b>	
1. 現在の生活で欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望	130
(1) 安全について	130
(2) 家事について	131
(3) 経済的支援について	131
(4) 住宅について	132
(5) 仕事について	133
(6) 離婚について	134
(7) 心理的ケアについて	134
(8) その他	134
2. 子どもについて欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望	136
(1) 子どもへの接し方や関わりを学ぶ場所について	136
(2) 子どもの心理的ケアについて	136
(3) 子どもが相談できる人や場所について	136
(4) 子どもを預ける場所について	137
(5) 子どもに関する経済的支援について	137
<b>VII 資料</b>	
1. 調査依頼文書・同意書	138
2. 調査票	139
(1) 本人票	139
(2) 子ども票・学齢児票	141

# I 調査概要

## 1. 調査目的

本市では、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく基本計画として、「第4期さかい男女共同参画プラン」を平成24年3月に策定し、「女性に対する暴力の根絶」を主要な課題の一つとして位置づけ施策の推進を図っている。また、平成25年3月には、「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定し、DVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進している。現行のDV防止基本計画の実施期間が平成29年度までであることから、新たな計画の策定にあたり、DVから避難した後の被害者と子どもの支援の充実を重要課題の一つととらえ、第1部のアンケート調査に加えて被害者への面接調査を実施した。

現在本市では、配偶者暴力相談支援センターおよび各区役所に相談窓口が設置されており、被害者への助言や情報提供、各機関(大阪府、警察、裁判所等)との連携等、被害者に寄り添う具体的な支援を展開しているところであるが、面接調査の実施にあたり、次なる支援課題を検討し、以下の3点に整理した。

まず、子ども自身への支援である。相談員による相談支援はDV防止法等に基づいて実施するため、その支援対象はDV被害者を中心としており、子ども自身への支援はあくまでもDV被害者の「同伴者」としての扱いとなる。この点について、本市では相談員が個別の状況に合わせて工夫を重ね支援しているところだが、この制度構造上の問題によって子ども自身への支援が行き届きづらい現状がある。

2点目は、母子関係を再構築していくための支援である。DVのために母子関係がダメージを受ける場合が多く、その影響は避難後の生活にも及ぶ。DVを受けていた時期やDVから避難しようとする時期は、その危機的状況から安全確保のための支援や新しい生活への移行のための集中的な支援が展開されるが、いずれの時点においても母子関係という切り口で課題を捉える視点を持つことで、暴力のある生活におかれている時期から避難後の生活に至るまでを見通す中長期的な支援が可能になるといえる。

3点目は、新しい生活の安定及び新たな不安や困難への対処のための支援である。被害者がDVから避難するにあたっては、今までの居住地や職場、子どもの学校等から離れ、新たな地域で生活をする必要があることが多い。新しい生活をはじめること、その生活を安定させること、そして新たに起こってくる不安や困難に、子どもとともにいかに対応するか等、避難後も多くの課題があるといえる。

以上の支援課題について、平成24年に大阪府が「DV被害母子調査 DV被害が被害者とその子どもに与える影響と支援ニーズに関する調査報告～婦人相談所一時保護利用者への調査から～」(以下、「H24大阪府DV被害母子調査」という。)を実施している。調査結果として、一時保護中(Bステージ<sup>※</sup>)の母子それぞれの被害状況と母子関係への影響が明らかになっている。

堺市においては、これらの背景や結果をふまえ、一時保護以降の生活(Cステージ<sup>※</sup>)である暴力のない生活を送るDV被害者とその子どもの実態を明らかにすることを主眼に、前出の「H24大阪府DV被害母子調査」を参考に調査票を作成した。具体的には、①被害状況と支援ニーズ(本人票)、②子どもの被害実態等(子ども票)、③学齢児の状況(学齢児票)、の3種にわけて調査を実施した。

※「H24大阪府DV被害母子調査」(後掲86ページ)に示されている「私たちが出会う相談者の状況」のステージモデルによる。被害者支援を整理する上で、加害者と同居(Aステージ)、一時避難(Bステージ)、加害者と別居(Cステージ)と設定されている。「H24大阪府DV被害母子調査」はBステージ、本調査はCステージの被害者を調査対象としている。

## 2. 調査方法

### (1) 調査方法

調査は平成 28 年 9 月～11 月にかけて実施した。実施方法は、DV 被害者本人に対し、本市職員(社会福祉士および精神保健福祉士)による半構造化面接を行った。

### (2) 倫理的配慮

調査は、口頭および文書で説明を行い、DV 被害者本人の同意の上で実施した。

調査結果は、総合的および統計的に処理し、個人情報や回答の内容が特定されることのないよう、また、調査協力により個人が不利益を被ることのないよう十分に配慮した。具体的には、答えたくない質問には答えなくてよいこと、調査は途中で終了できることを事前に説明を行った。

万が一、調査に協力することにより協力者の精神的負担となった場合の対応として、上記本市職員およびフェミニストカウンセラーによるフォロー面接を行う体制や、必要に応じて担当相談員と連携する体制を整えた。また、その利用方法を面接調査終了後に協力者全員へアナウンスした。

### (3) 調査協力者

調査協力者は以下の条件をすべて満たすものであり、各区保健福祉総合センターから紹介を受けた。

- ・現在堺市に在住または堺市から転居し、すでに加害者から離別した生活を送っている女性
- ・避難時に子ども(当時 18 歳未満)を同伴している
- ・調査に対する同意が得られている

の 3 要件である。なお、調査協力者の件数は以下の通りである。

- ・本人票 30 名
- ・子ども票 60 名
- ・学齢児票 41 名(上記子ども票のうち学齢児以上の子が対象)

### (4) 比較した類似調査

**H24 大阪府 DV 被害母子調査**:「DV 被害母子調査 DV 被害が被害者とその子どもに与える影響と支援ニーズに関する調査報告～婦人相談所一時保護利用者への調査から～」(大阪府女性相談センター; 2012 年実施、本人票:n=94、子ども票:n=166、学齢児票:n=79)

※なお、調査デザインに関して、大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授山中京子氏、大阪府立大学客員研究員増井香名子氏より助言を得た。

## II 調査結果

### 1. 被害者の状況と支援ニーズ

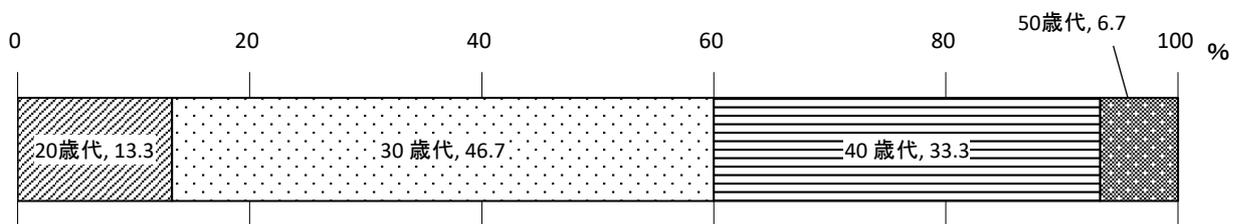
被害者(30名)

#### (1) 被害者の基本属性

##### ① 年代

調査協力者の年代は、「20歳代」13.3%、「30歳代」46.7%、「40歳代」33.3%、「50歳代」6.7%であり、「30歳代」が最も多く、全体の約半数である。

年代 (n=30)



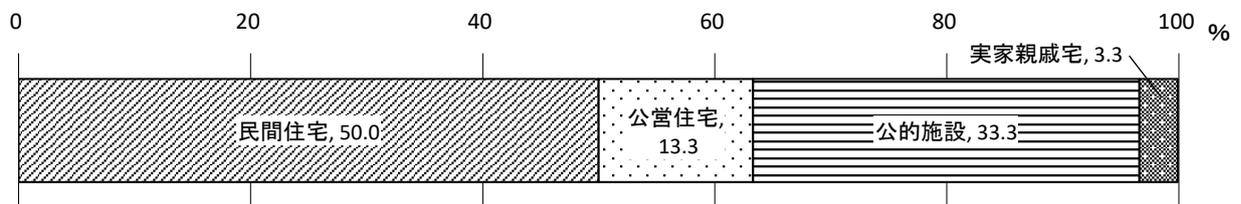
##### ② 国籍

全員が日本である。

##### ③ 現在の住まい

「民間住宅」が半数である。次いで「公的施設」の33.3%、「公営住宅」の13.3%、「実家親戚宅」3.3%である。

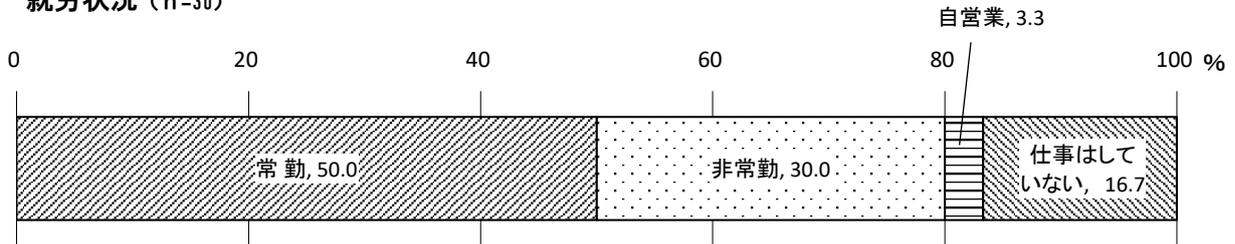
現在の住まい (n=30)



④ 就労状況

「常勤」50.0%、「非常勤」30.0%、「自営業」3.3%である。「仕事はしていない」(16.7%)と回答した5名については、「探している」が3名で、「探しているが見つからない」、「探したいが事情で探せない」がそれぞれ1名である。

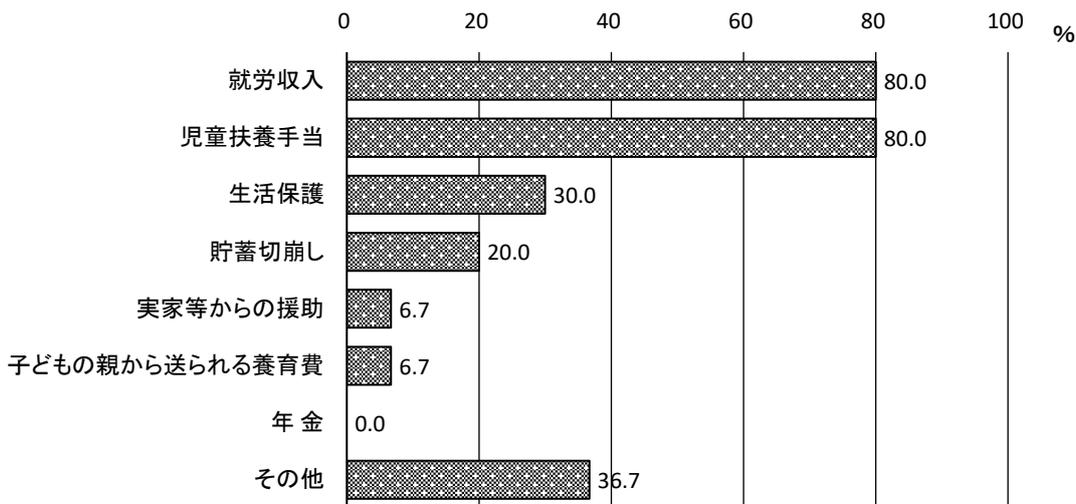
就労状況 (n=30)



⑤ 生活費

「就労収入」80.0%、「児童扶養手当」80.0%、「生活保護」30.0%、「貯蓄切崩し」20.0%、「実家等からの援助」6.7%、「子どもの親から送られる養育費」6.7%、「その他」36.7%であり、「その他」には児童手当、就学援助、就労している子どもからの仕送り等が含まれる。

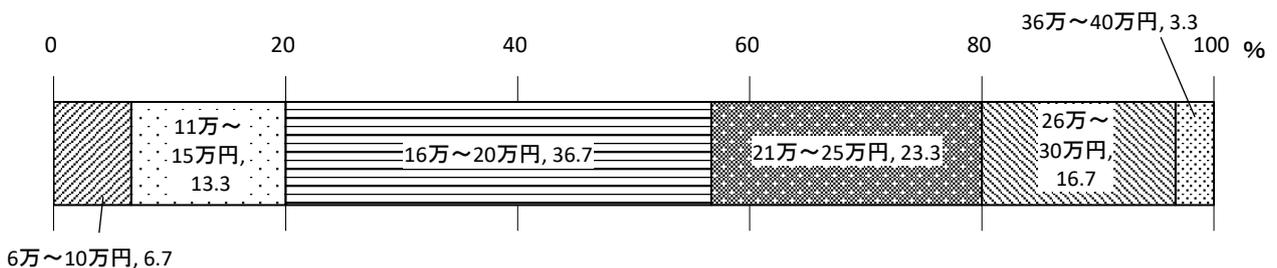
生活費 (複数回答) (n=30)



⑥ 月収

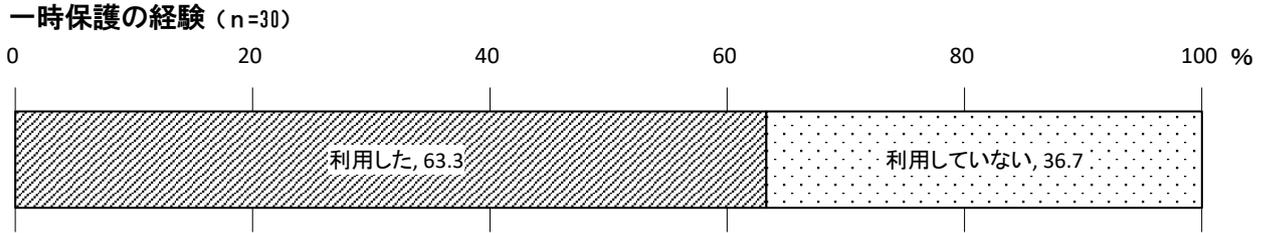
「6万～10万円」6.7%、「11万～15万円」13.3%、「16万～20万円」36.7%、「21万～25万円」23.3%、「26万～30万円」16.7%、「36万～40万円」3.3%である。「16万～20万円」が最も多く、「15万円以下」の回答を合計すると20.0%である。

月収 (n=30)



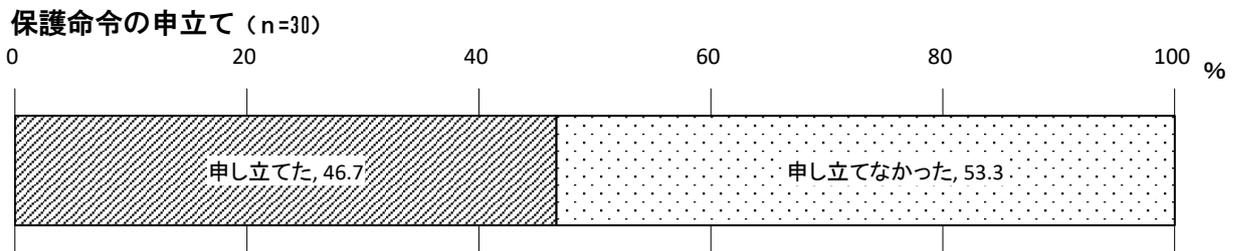
⑦ 一時保護の経験

現在の住まいに来るまでに一時保護を「利用した」割合は 63.3%、「利用していない」割合は 36.7%である。



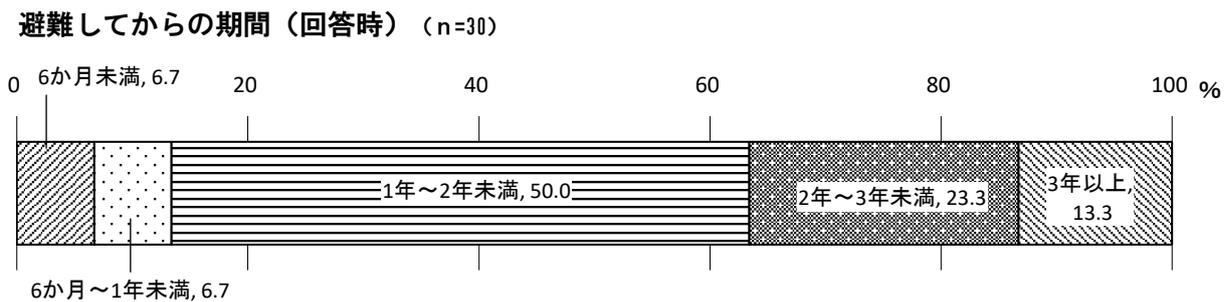
⑧ 保護命令の申立て

保護命令を「申し立てた」割合は 46.7%、「申し立てなかった」割合は 53.3%である。



⑨ 避難してからの期間(回答時)

「6か月未満」6.7%、「6か月～1年未満」6.7%、「1年～2年未満」50.0%、「2年～3年未満」23.3%、「3年以上」13.3%である。最長は4年6か月、最短は2か月、平均は1年9か月である。

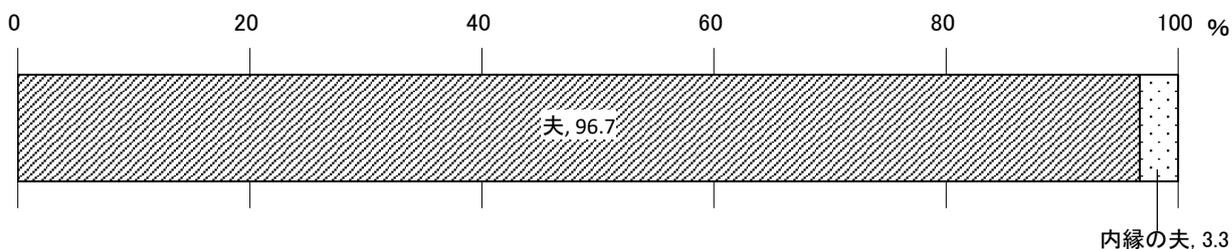


## (2) 暴力を受けていた当時のこと

### ① 加害者との当時の婚姻状況

「夫」96.7%、「内縁の夫」3.3%である。

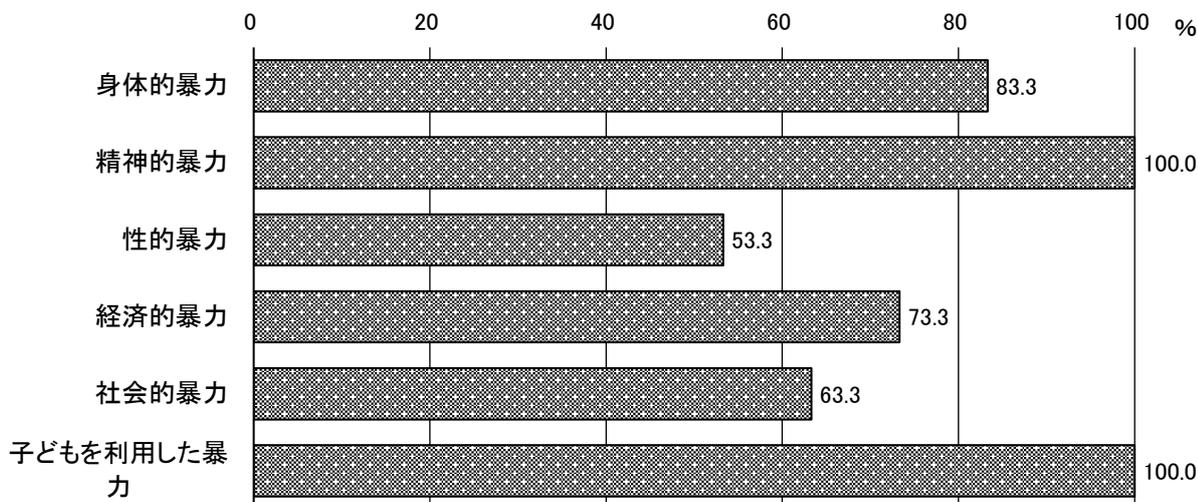
加害者との当時の婚姻状況 (n=30)



### ② 暴力の内容

「精神的暴力」を全員が受けている。同様に「子どもを利用した暴力」も全員が受けているが、これは子どもの前での暴力(以下、「面前 DV」という。)を含んでいるためである。続いて「身体的暴力」83.3%、「経済的暴力」73.3%、「社会的暴力」63.3%、「性的暴力」53.3%となっている。

暴力の内容 (複数回答) (n=30)



#### ○身体的暴力

顔や全身を殴る、蹴る、突き飛ばす、髪を引っ張る等の行為、その被害としてアザ、腫脹、裂傷、むちうち、骨折、歯の欠損等は多くの被害者が語る場所である。中には妊娠中の腹部への暴力、結婚直前に身体的暴力に遭い誰にも相談できなかった状況が語られた。

また、命の危険を感じる経験をした被害者からは、首を絞められて顔が腫れる、頭部に鋭利な物を刺される、刃物を向けられる等により、警察に助けを求めたことが語られ、暴力の凄まじさがあらわれている。

#### ○精神的暴力

怒鳴る、罵る、脅す、見下した言い方をする、無視する、恥をかかせる等の暴力は常にあると多くの被害

者が語る。日常的に様々な形態でふるわれる精神的暴力により、被害者は恐怖や緊張感を募らせている状況がみえる。また、本調査では長時間の説教に関して多くのエピソードが語られた。長時間追い詰められることにより、抵抗する力を奪われ、憔悴しきっている状況がうかがえる。

### ○性的暴力

性行為の強要に対する苦痛、避妊に非協力的であること、中絶の強要等が語られた。また夫婦間のことであることから暴力と認識しづらかった状況が語られ、「夫婦」に求められる社会通念を背景に、性的暴力における認識の難しさがみえる。

### ○経済的暴力

生活費を渡さない、お金を取り上げる、外で働かせない、金銭的な自由を与えない等が語られた。生活費を渡されていてもごく少額のために経済的困難に陥る場合があること、生活必需品の購入にも細かく干渉される状況があることから、加害者からの暴力による支配やその影響が日常生活の細部にわたっていることがうかがえる。

### ○社会的暴力

実家に帰らせない、友人との付き合いや外出を制限する、頻回のメールや電話で行動を監視するといった行為が語られた。中には完全に自由を奪ってはいない形をとりながらも、加害者が巧みに被害者の行動を制限している様子や、そのために被害者自身が外出を控えるようになる心境が語られている。

### ○子どもを利用した暴力

面前 DV の他、子どもを盾に離婚を躊躇させたり、精神的苦痛を与えたりする状況、当時の加害者の子どもへの執着が後の生活においても追跡の恐怖につながることで、面前 DV は無かったと誤っていても子どもは暴力の存在を認識していたことが避難後にわかったこと等が語られている。

## ③ 受けた暴力の重複内容

受けた暴力の重複状況を見ると、6種類すべて、または5種類を受けた被害者はそれぞれ9名で、60% (18人) が5種類以上の暴力を受けている。また、すべての被害者が3種類以上の暴力を受けている。このように、全員が重複する暴力を受けていることがわかる。これらは、同時に振るわれたり、ひとつの暴力がきっかけで別の種類の暴力に派生しエスカレートしたりする様子が語られ、被害者と子どもを取り巻く過酷な状況がうかがえる。

※「身」は「身体的暴力」、「精」は「精神的暴力」、「性」は「性的暴力」、「経」は「経済的暴力」、「社」は「社会的暴力」、「子」は「子どもを利用した暴力」を示す。

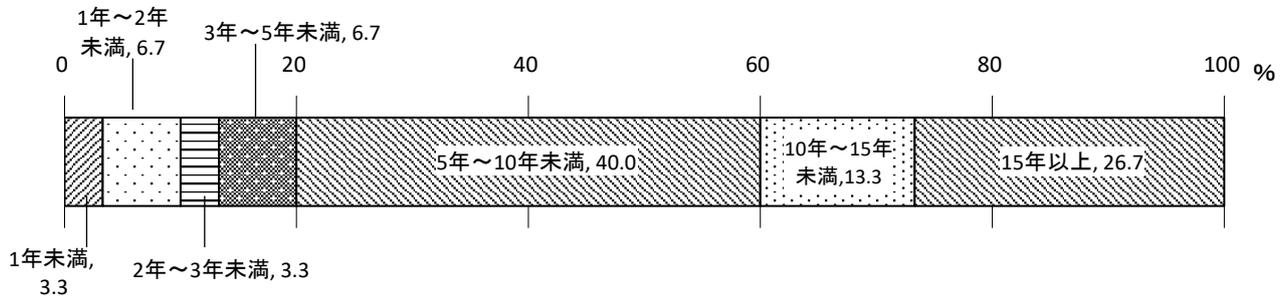
受けた暴力の重複内容 (n=30)

種類の数	暴力内容のパターン	被害人数 (人)
6	身精性経社子	9
5	身精…経社子	4
	身精性経…子	2
	…精性経社子	2
	身精性…社子	1
4	身精…経…子	3
	身精……社子	1
	身精性……子	1
	…精性…社子	1
	…精…経社子	1
3	身精………子	4
	…精………経子	1

#### ④ 同居していた期間

「1年未満」3.3%、「1年～2年未満」6.7%、「2年～3年未満」3.3%、「3年～5年未満」6.7%、「5年～10年未満」40.0%、「10年～15年未満」13.3%、「15年以上」26.7%である。同居期間の最長は20年、最短は11か月、また平均は10年弱(114か月)である。

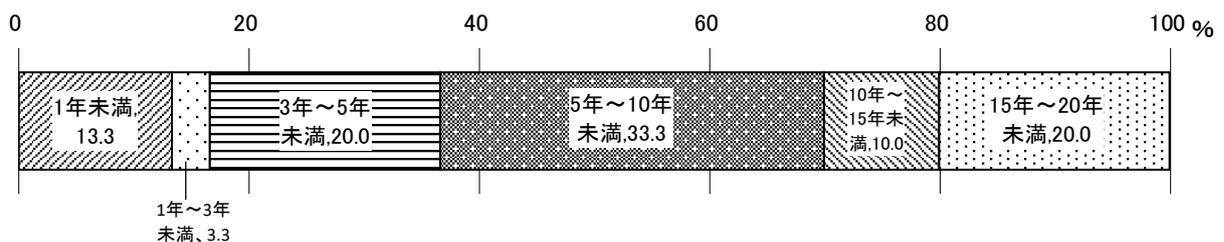
同居していた期間 (n=30)



#### ⑤ 暴力のあった期間

「1年未満」13.3%、「1年～3年未満」3.3%、「3年～5年未満」20.0%、「5年～10年未満」33.3%、「10年～15年未満」10.0%、「15年～20年未満」20.0%となっている。暴力のあった期間の最長は18年弱、最短は3か月、またその平均は8年弱(94か月)である。

暴力のあった期間 (n=30)



#### ODVが始まった時期

「交際中から」、「同居(結婚)してから」、「妊娠後から」、「出産後から」、「(加害者の)失業後から」、「実家を出て核家族になってから」、「離婚を切り出してから」等と語られており、ライフステージの様々な場面にわたっていることがわかる。

#### ○当時はDVと認識することや避難を決断することが難しい状況

暴力のある生活においては、被害者は自分に暴力の原因を求めていたことが多く語られた。また、「もう、疲れてました」、「疲れて疲れて」、「(日常生活をこなして)眠るだけでも精一杯」という状況の中で、「思考を停止させていた」とも語っている。さらに、周囲に相談しても、精神的暴力等を過小評価されたり、我慢を勧められたりしたことも語られた。このように、暴力による支配や周囲のDVの認識不足、疲弊のあまり何も考えられない状況であったことが、被害者のDVへの気づきや避難の決断を阻んでいたことがうかがえる。

#### ○ODVへの気づき

先述の通り、DVという認識が難しい状況においても、暴力に違和感があったことやDVと気づき始めたきっかけが語られている。子どもに対する暴力、暴力についての子どもとの話し合い、学校における子ども虐待に関する教育や相談窓口でのDVに関する情報の獲得がDVへの気づきに作用していたことがわかる。

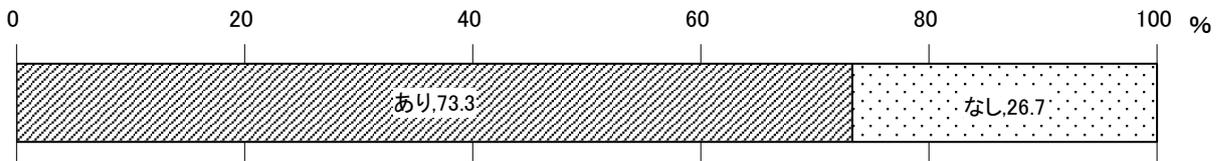
#### ○今思えばDV

調査協力者は本調査で語る中で改めて気づいた精神的暴力や社会的暴力の内容についてもふれ、避難後においてもさらにDVの認識が深まっていく様子が見られる。

## ⑥ 身体的・精神的不調の有無

73.3%が「あり」と回答している。

身体的・精神的不調の有無 (n=30)



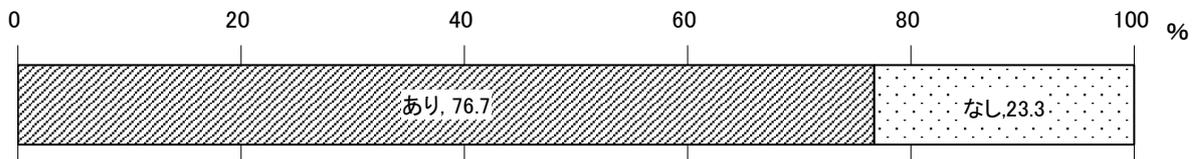
## ○身体的・精神的不調の内容

暴力のある生活では心身共に疲れ切っている。その生活を生きのびるために感覚を遮断していたことや、経済的に立ち行かない状況への精神的負担、不調になっても誰も助けてくれない孤独感などが語られた。中にはうつ病や適応障害、不安障害の診断を受けた被害者もいた。また、白髪が増える、手が震える、発汗、胃痛、蕁麻疹、原因不明の高熱や意識消失などの身体症状が現れていたことも語られている。

## ⑦ DVによる受傷の有無

76.7%が「あり」と答えている。

DVによる受傷の有無 (n=30)



## ○受傷とその対応

アザや擦傷、中には骨折も含め、病院で受診せず多くが自然治癒で対応している。また、無意識に利き手を守ったり、受傷に気づかなかつたりしたとの語りがあり、激しい暴力の発生時の必死の状況がうかがえる。

## ○受診

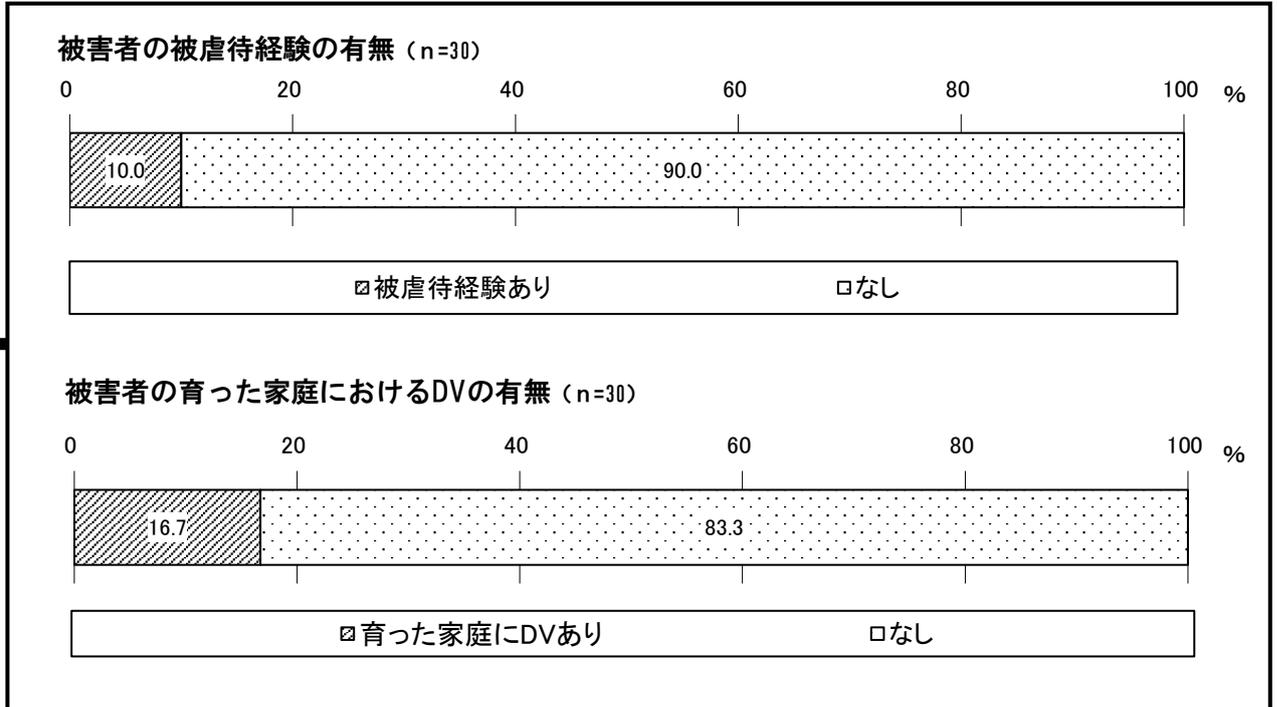
骨折や深い切創、歯や耳、眼の受傷については病院で受診していることが語られる。中には別件で受診し、医師に指摘されはじめて受傷に気づく場合もある。一方、受傷に自然治癒で対応する理由のひとつとして、病院受診の場面でDVについて尋ねられることへの不安があると語られる。暴力による支配におかれ離別の決心に至っていない状況において、外部(病院)からの介入の可能性に不安を感じている。

## ○病院で診断書をもらう

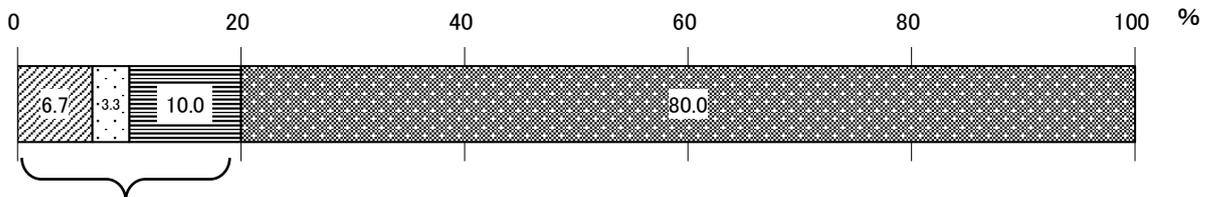
離別を決心した後に、暴力による受傷で受診し、診断書を取得していることが語られる。受傷しながらも今後の新しい生活に向けて具体的な離別の準備を始めていることがわかる。

⑧ 被害者の被虐待経験・育った家庭におけるDVの有無

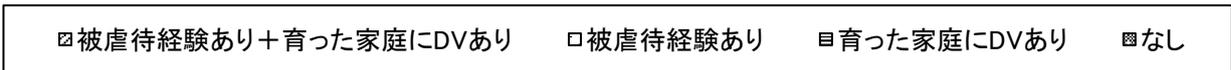
被害者の子ども時代に「被虐待経験あり」と回答したのは 10.0%、「育った家庭に DV あり」との回答は 16.7%、「被虐待経験あり」と「育った家庭に DV あり」の両方があるとの回答は 6.7%であった。「被虐待経験あり」のみの 3.3%、「育った家庭に DV あり」のみの 10%、「被虐待経験あり」と「育った家庭に DV あり」の両方があるという 6.7%を合計すると、全体の 20%の被害者が育った家庭において何らかの暴力を経験している。



被害者の育った家庭における暴力の有無 (n=30)

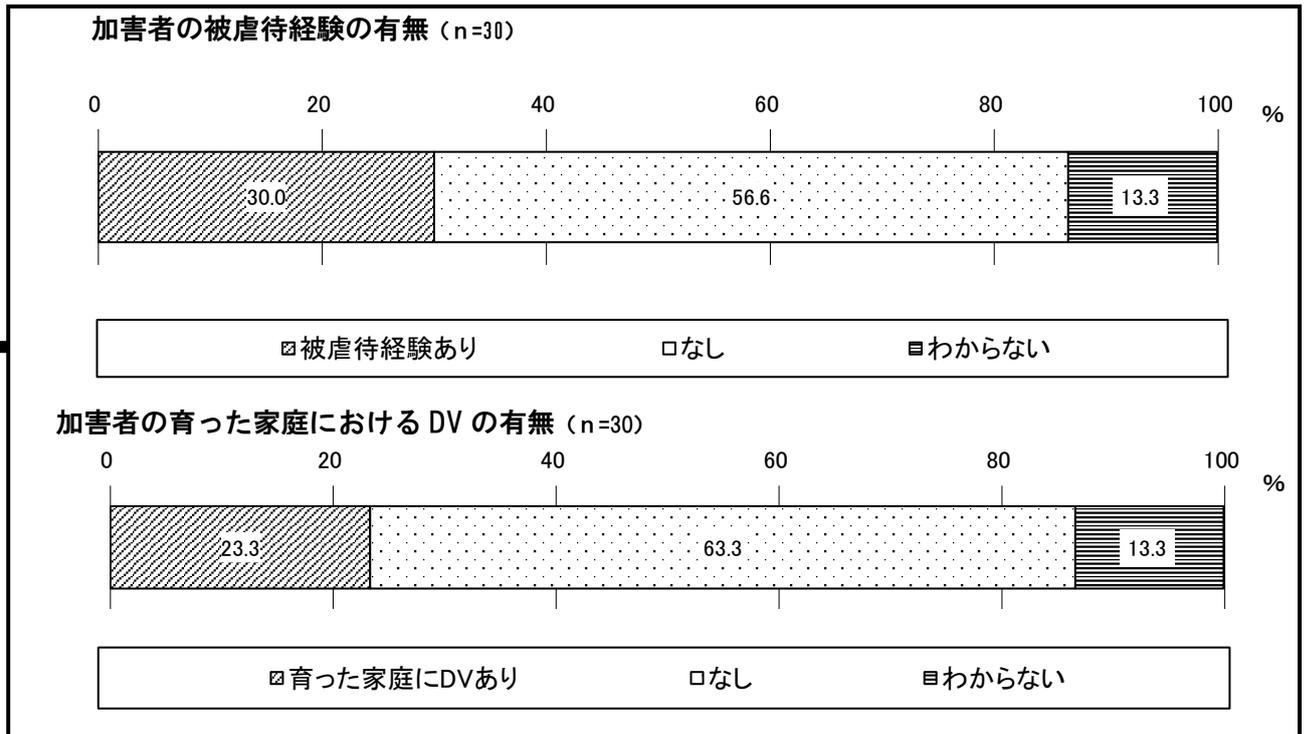


何らかの暴力があった割合

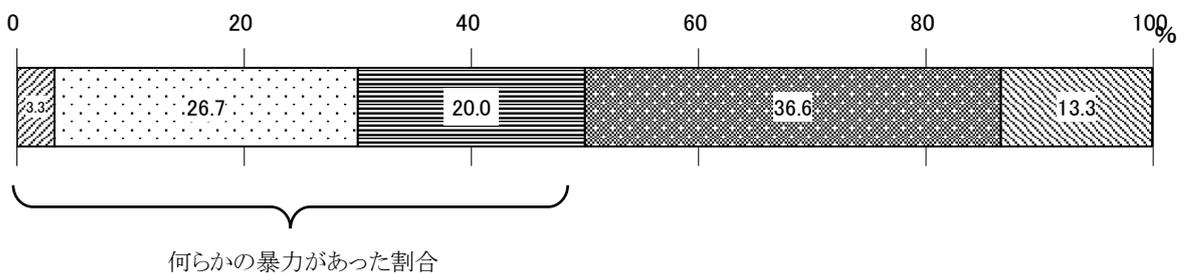


⑨ 加害者の被虐待経験・育った家庭におけるDVの有無

加害者が、子ども時代に「被虐待経験あり」と回答したのは 30.0%、「育った家庭にDVあり」との回答は 23.3%であり、「被虐待経験あり」と「育った家庭にDVあり」の両方があるとの回答は 3.3%であった。「被虐待経験あり」のみの 26.7%、「育った家庭にDVあり」のみの 20.0%、「被虐待経験あり」と「育った家庭にDVあり」の両方があったという 3.3%を合計すると、全体の 50.0%の加害者が育った家庭において何らかの暴力を経験している。これは被害者の 20.0%よりはるかに高値である。



加害者の育った家庭における暴力の有無 (n=30)



被虐待経験あり+育った家庭にDVあり    被虐待経験あり    育った家庭にDVあり    なし    わからない

### (3)現在の健康状況

避難後、現在の健康状況を「体調」、「睡眠」、「食欲」、「精神状態」の項目について尋ねた。

#### ① 体調

「とてもよい」「よい」の割合の合計値について、一時保護時の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」の54.3%に比べて、本調査は80%と上回っている。暴力のある生活当時に比べて体調が改善したという語りがあがる。一方、避難後の生活再建を被害者が担うことになった状況の中で、家事、育児、仕事に疲れている、ストレスによる体調不良をきたしている状況も語られている。

#### ② 睡眠

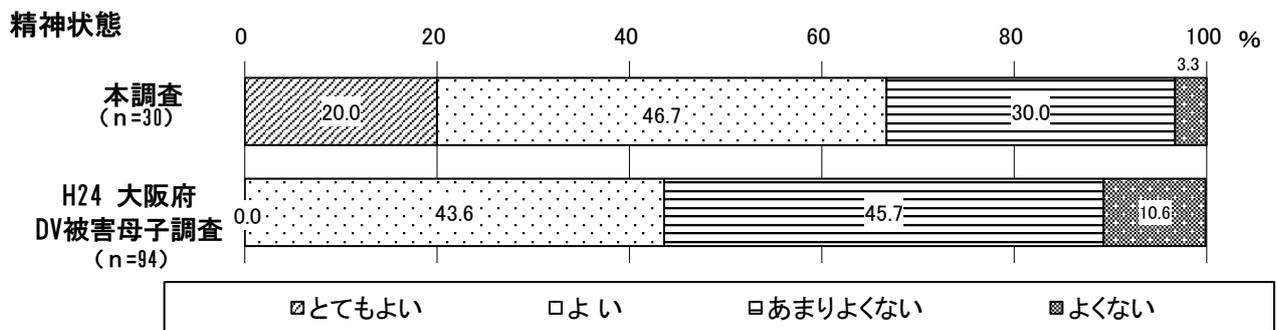
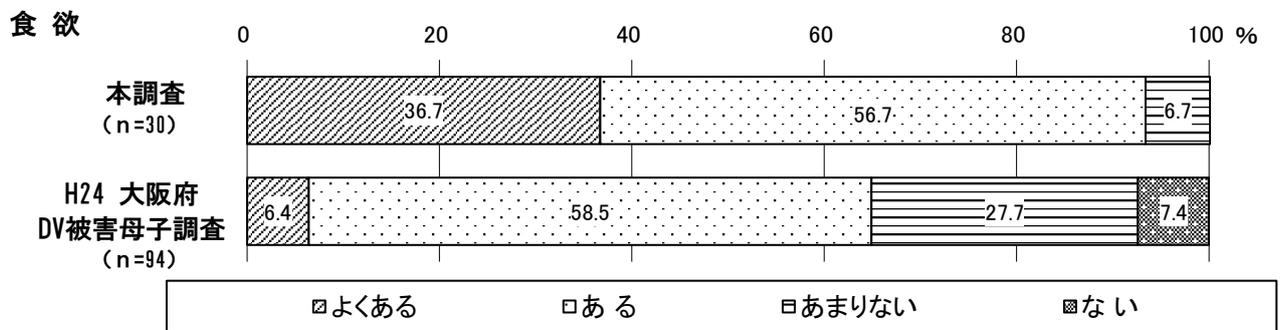
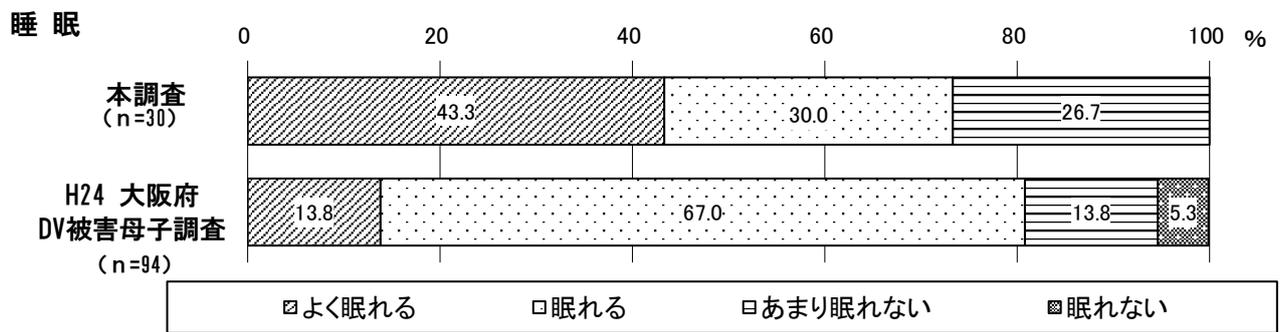
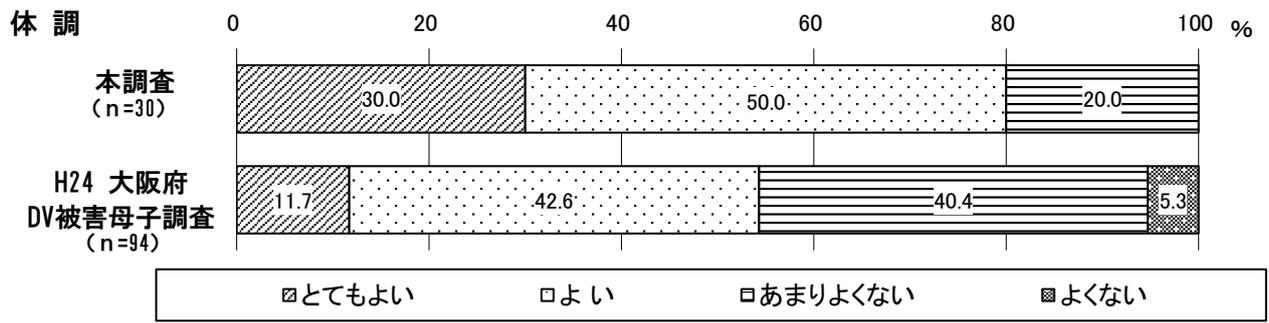
本調査では「眠れない」との回答はなかったが、「あまり眠れない」の割合について、一時保護時の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」の13.8%に比べ、本調査の方が26.7%と高い。調査協力者の語りの中でも避難後の新たな生活の不安などによって眠れないとの内容が多くみられる。暴力のある生活当時よりゆっくり眠れるようになったと語る調査協力者がいる一方、何度も目が覚める、加害者が夢に出てくる、離婚裁判が続いており眠れない等の語りもみられ、避難後も継続する加害者の影響や新たな生活の不安によって十分な睡眠が得られていない様子がうかがえる。

#### ③ 食欲

「よくある」「ある」の割合の合計値が93.4%である。食欲は多くの調査協力者が暴力のある生活当時よりも改善したと語っている。加害者を恐れることなく母子でゆったり食事ができることの幸せ等が語られる一方、避難後の生活再建の見通しの無さからくる精神状態の不調や不規則勤務などにより食欲が安定しないといった状況もみられる。

#### ④ 精神状態

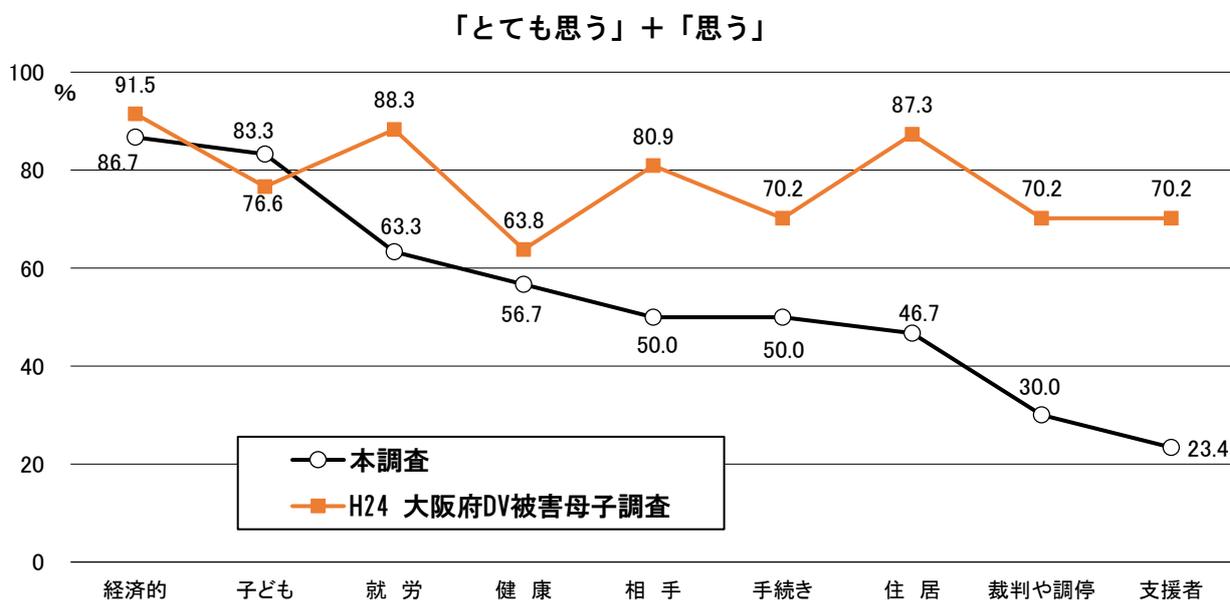
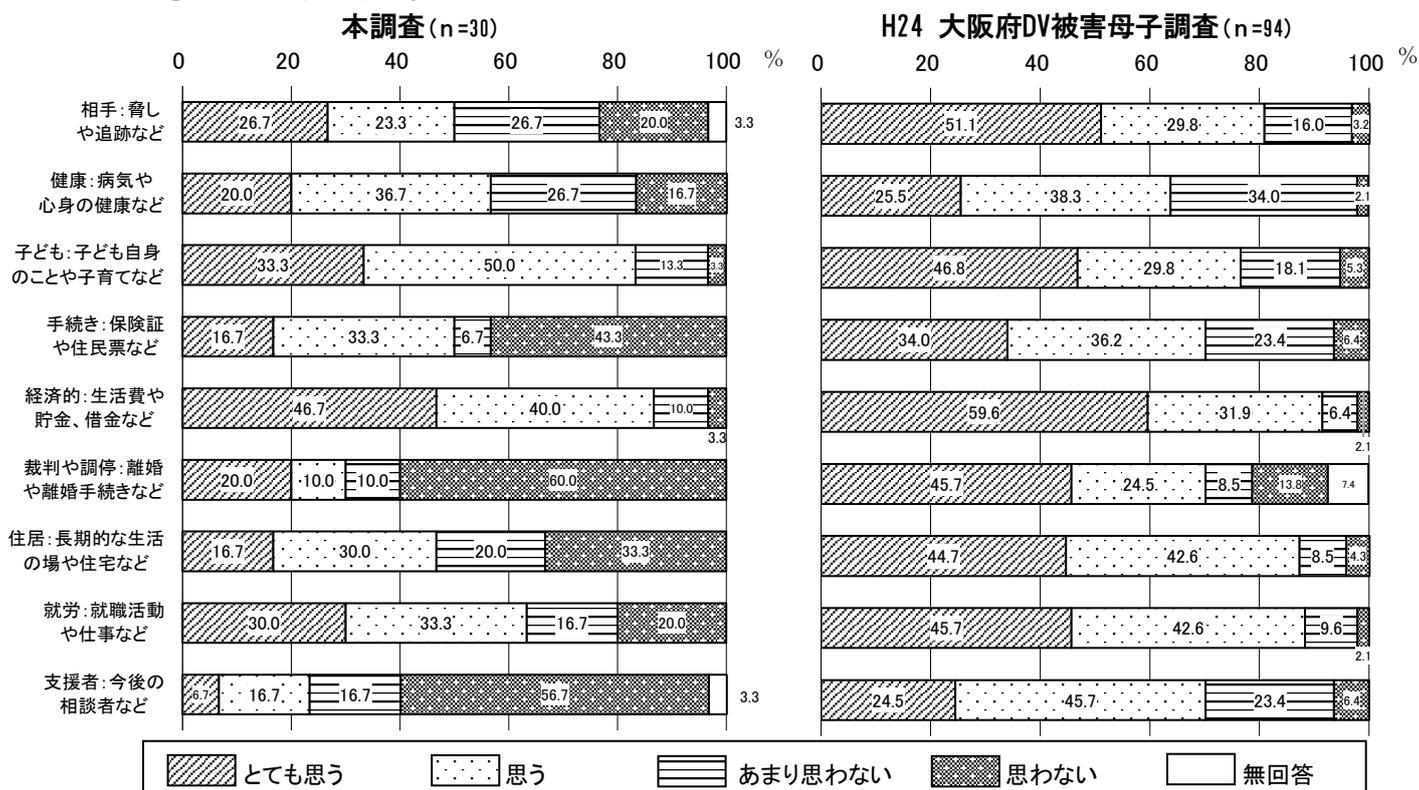
「とてもよい」「よい」の割合の合計値について、一時保護時の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」の43.6%に比べて、本調査は66.7%と上回っているが、現在の健康状況の中では、「体調」、「睡眠」、「食欲」に比べ「よくない」「あまりよくない」の割合が高く、避難後も続く悩みや不安が多く語られている。加害者による追跡の不安、フラッシュバック(強いトラウマ体験後にその経験が突然鮮明に蘇ること)、動悸や蕁麻疹、涙が出る、新たな生活課題や子どもの心配、日々の疲れからくる精神的負担、慢性的に続く漠然とした不安等が語られ、被害者が避難後もなお様々な不安に直面し、それらが精神状態に影響しながらも、なんとか生活していることがわかる。



「H24 大阪府 DV 被害母子調査」の選択肢は4設問とも「とてもよい」「よい」「あまりよくない」「よくない」

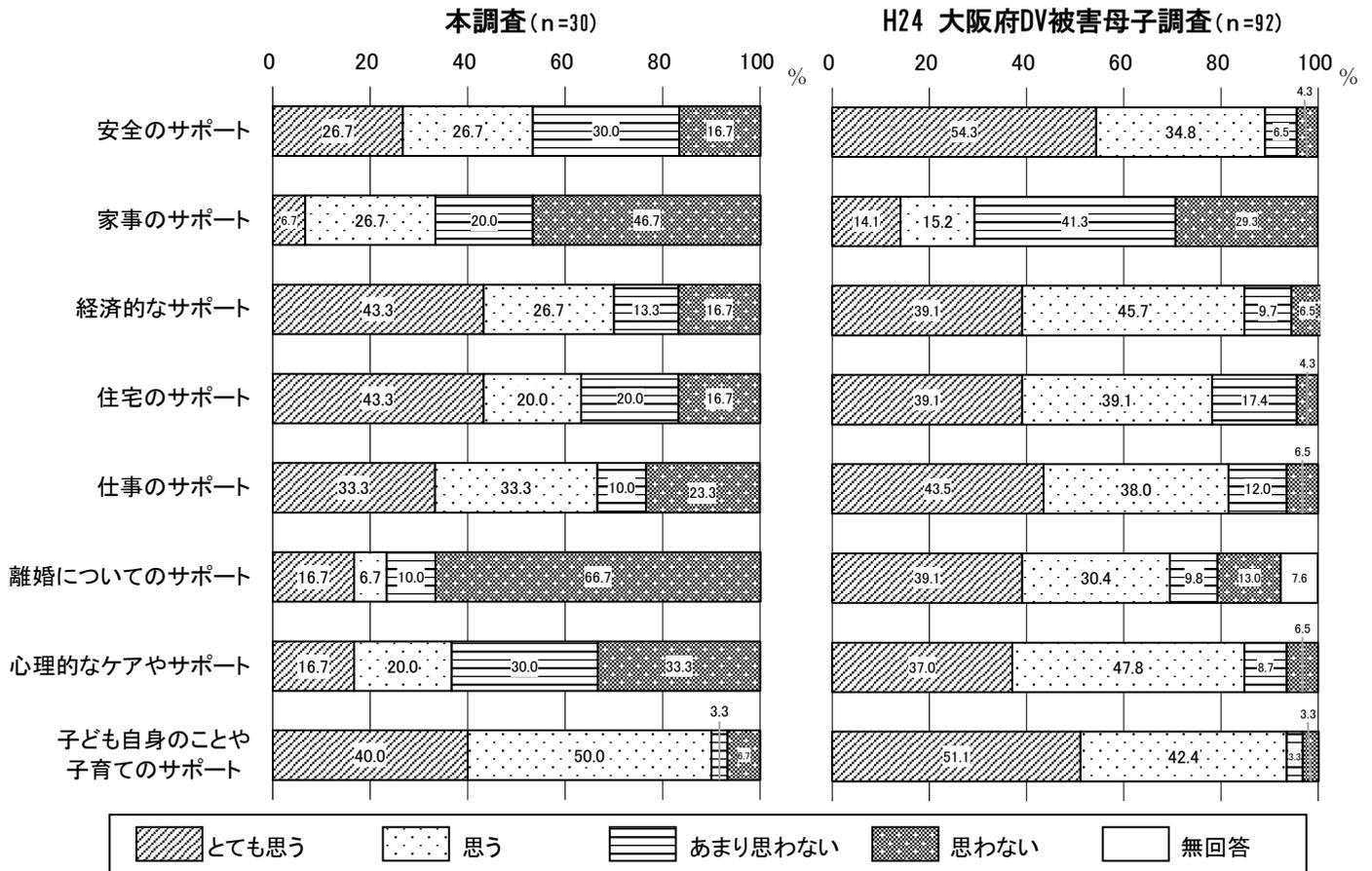
#### (4)現在の生活での不安や心配ごと

「とても思う」の割合が高い項目は、「経済的:生活費や貯金、借金など」の46.7%、「子ども:子ども自身のことや子育てなど」の33.3%、「就労:就職活動や仕事など」の30.0%である。「とても思う」「思う」の合計値においてもこの順であり、上位2項目では8割以上が不安に思う結果となっている。以下、「健康:病気や心身の健康など」、「相手:脅しや追跡など」、「手続き:保険証や住民票など」と続く。一時保護時点の「H24 大阪府DV被害母子調査」と比較すると、不安や心配ごとが一定軽減されており、新しい生活を営む中で、避難に関する手続き、安全と住居確保、離婚の課題等が解決に向かいつつあることがうかがえる。一方、「経済的:生活費や貯金、借金など」と「子ども:子ども自身のことや子育てなど」の不安や心配ごとは継続して高値であり、避難後の中長期的支援の課題がみえる。詳細は、「Ⅲ 調査結果:避難後の生活の不安や心配ごと」において報告する。

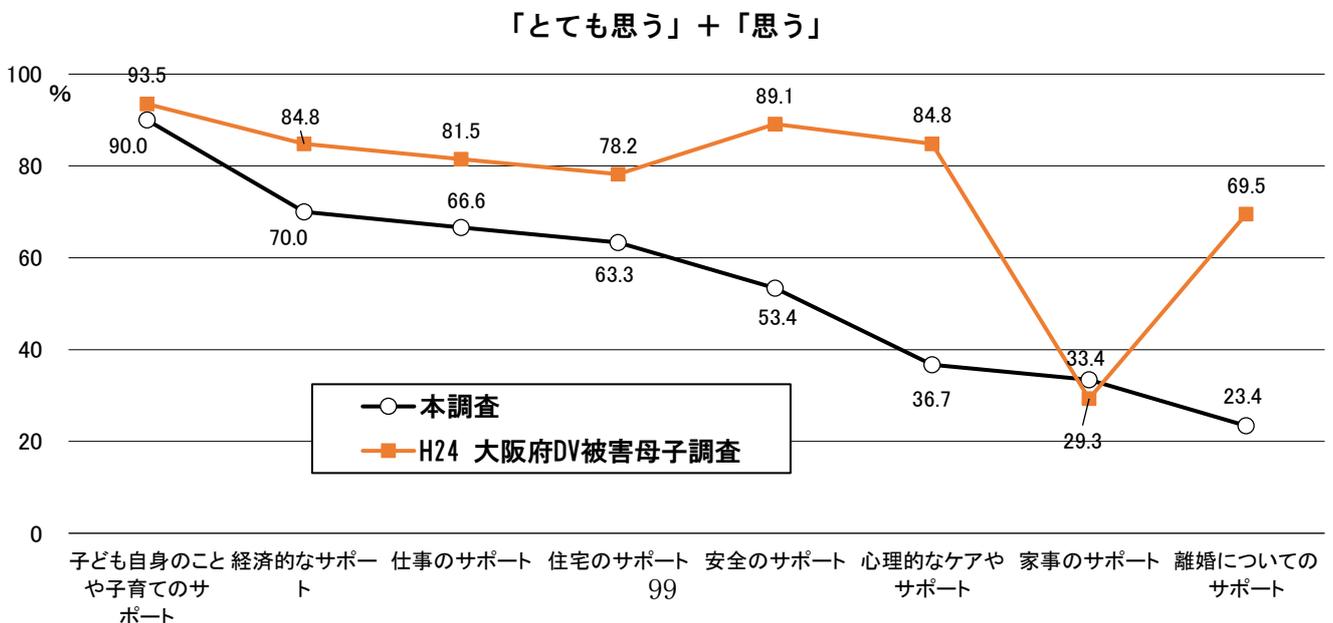


### (5)現在の生活で欲しいサポート

「とても思う」の割合が高いのは、「経済的なサポート」の 43.3%、「住宅のサポート」の 43.3%、「子ども自身のことや子育てのサポート」の 40.0%である。「とても思う」「思う」の合計値で一時保護時点の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」と比べると、「安全のサポート」、「心理的なケアやサポート」、「離婚についてのサポート」に関するニーズは大幅に減少しているが、「子ども自身のことや子育てのサポート」、「経済的なサポート」、「仕事のサポート」、「住宅のサポート」については若干減少しつつも高値が継続しており、避難後の生活において継続したニーズであるといえる。詳細は、「VI 調査結果: 欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望」において報告する。

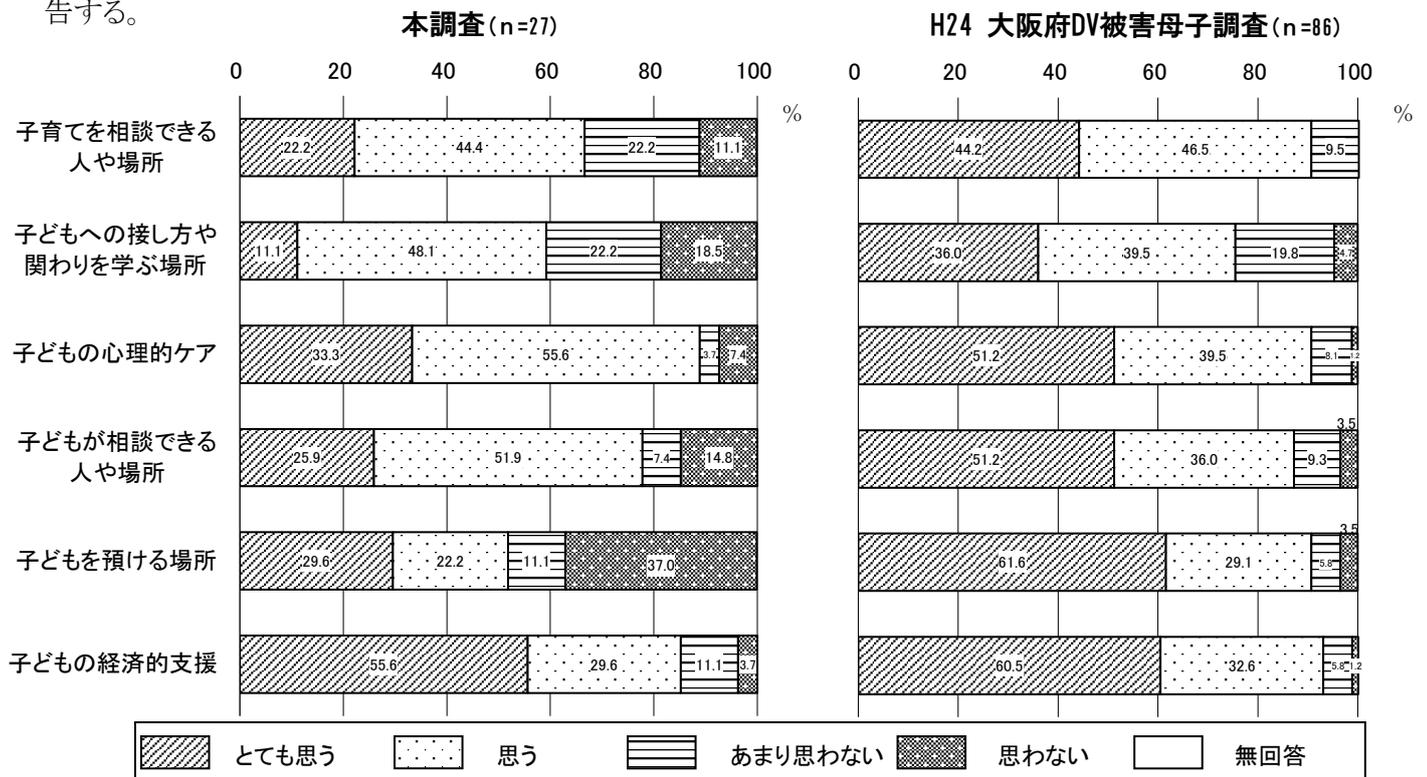


「H24 大阪府 DV 被害母子調査」は、一時保護施設退所後に欲しいサポートを尋ねている。

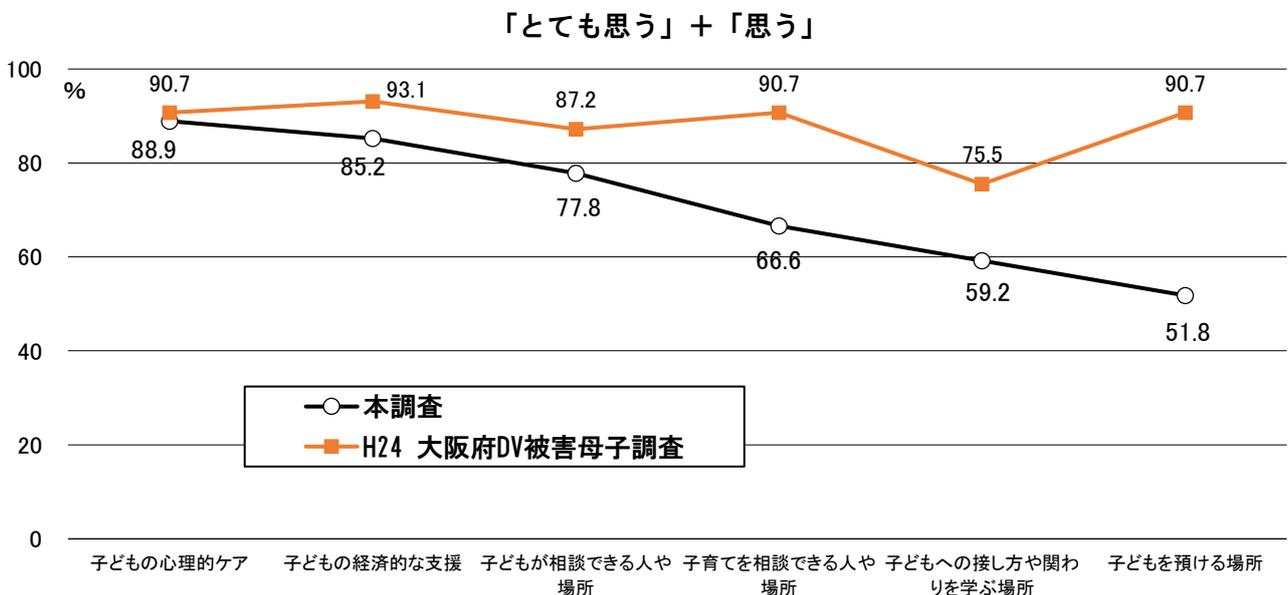


## (6) 子ども自身のことや子育てで欲しいサポート

前項の(5)において、「子ども自身のことや子育てのサポート」について「とても思う」「思う」と回答した割合は 90.0% (27 人) である。その内容として、「とても思う」の割合が高いのは、「子どもの経済的支援」が 55.6%、「子どもの心理的ケア」が 33.3%、「子どもを預ける場所」が 29.6%と続く。「とても思う」「思う」の合計値では、「子どもの心理的ケア」の「思う」が高いために 88.9%と最も多く、次いで「子どもの経済的な支援」が 85.2%、「子どもが相談できる人や場所」が 77.8%と続く。全項目がほぼ高値である一時保護時の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」と比較すると、避難後の生活ではニーズは減少傾向ではあるが、それでも半数以上が全項目においてサポートを求めている状況が継続しており、特に「子どもの心理的ケア」、「子どもの経済的な支援」、「子どもが相談できる人や場所」については高値であり、子どもへの支援は長期的な課題であるといえる。詳細は、「VI 調査結果: 欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望」において報告する。



「H24 大阪府 DV 被害母子調査」は、一時保護施設退所後に欲しいサポートを尋ねている。



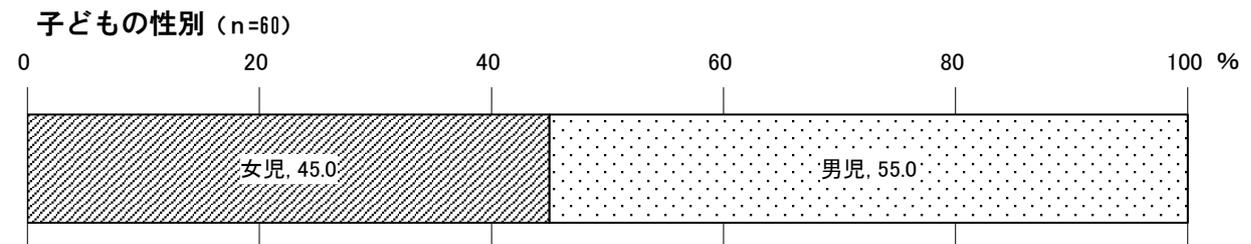
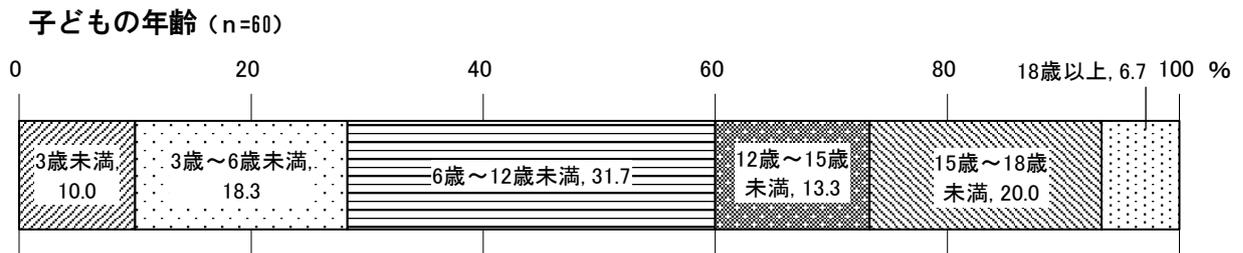
## 2. 子どもの状況

子ども全体 (60 名)

### (1) 子どもの基本属性

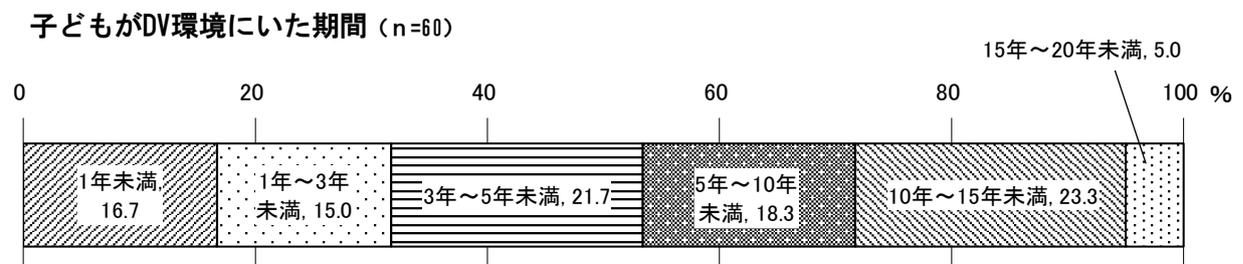
#### ① 年齢・性別

対象となる子どもの年齢は、「3歳未満」が10.0%、「3歳～6歳未満」が18.3%、「6歳～12歳未満」が31.7%、「12歳～15歳未満」が13.3%、「15歳～18歳未満」が20.0%、「18歳以上」は6.7%である。また、性別は、「女兒」は45.0%、「男児」は55.0%である。



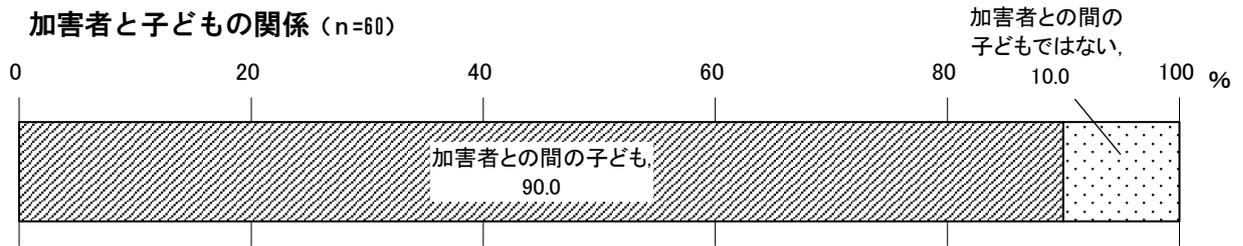
#### ② 子どもがDV環境にいた期間

「1年未満」が16.7%、「1年～3年未満」が15.0%、「3年～5年未満」が21.7%、「5年～10年未満」が18.3%、「10年～15年未満」が23.3%、「15年～20年未満」が5.0%である。最長は16年、最短は6か月、平均は6年1か月である。



### ③ 加害者と子どもの関係

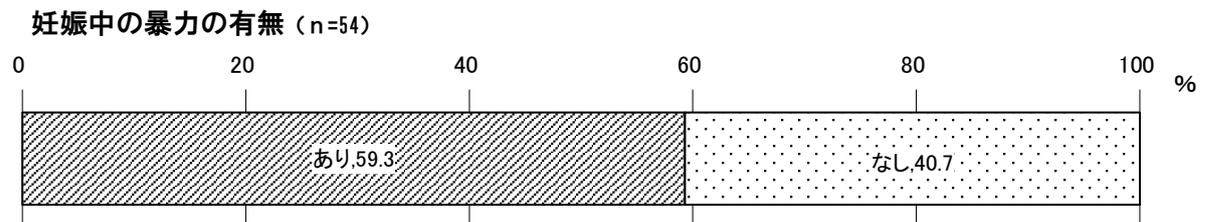
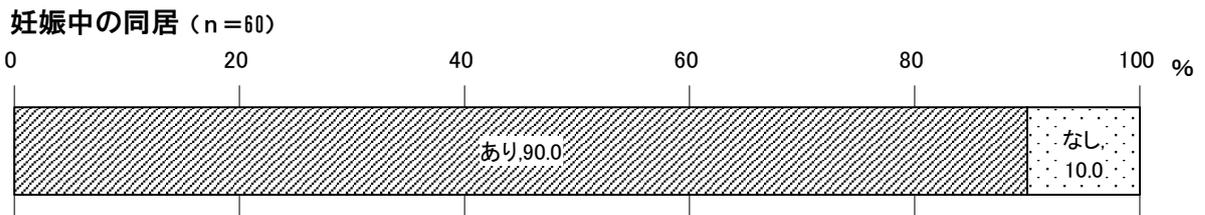
90.0%が加害者との間の子どもである。



## (2) 対象の子の妊娠中の同居、暴力の有無

### ① 妊娠中の同居と暴力の有無

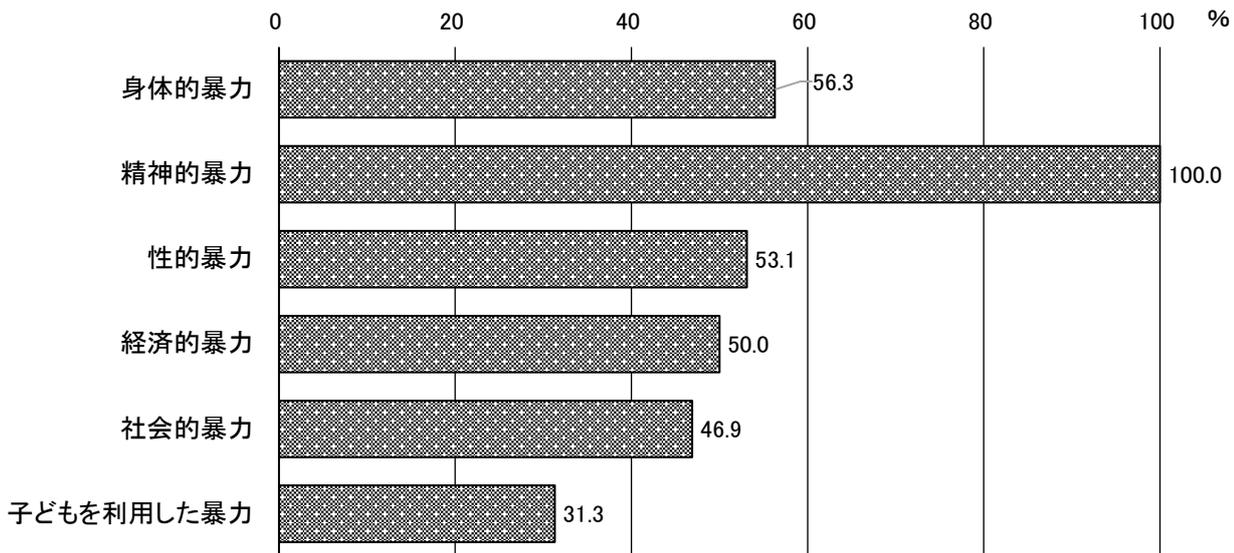
対象の子を妊娠しているときに加害者と同居していた割合は 90.0%である。またその妊娠中に DV があつた割合は 59.3% (32 人)である。



## ② 妊娠中に受けた暴力の内容

妊娠中に暴力を受けたとの回答のうち、全員が「精神的暴力」を受けている。以下は、「身体的暴力」が56.3%、「性的暴力」が53.1%、「経済的暴力」が50.0%であり、妊娠中にも関わらず半数以上が「身体的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」を受けていたことがわかる。また、子どもにとっても胎児期から虐待を受けていたといえる。

妊娠中に受けた暴力の内容（複数回答）（n=32）



## ③ 妊娠中に受けた暴力の重複内容

多くの被害者が妊娠中から重複した暴力を受けており、32人中の11人は5種類以上の暴力を受けている。

妊娠中に受けた暴力の重複内容（n=32）

種類の数	暴力内容のパターン	被害人数 (人)
6	身精性経社子	4
5	身精性経社…	6
	身精性…社子	1
4	身精性……子	1
	身精…経社…	1
	…精…経社子	1
3	身精………子	1
	…精性経……	3
	…精性…社…	1
	…精……社子	1
2	身精………	4
	…精性………	1
	…精…経……	1
	…精………子	1
1	…精………	5

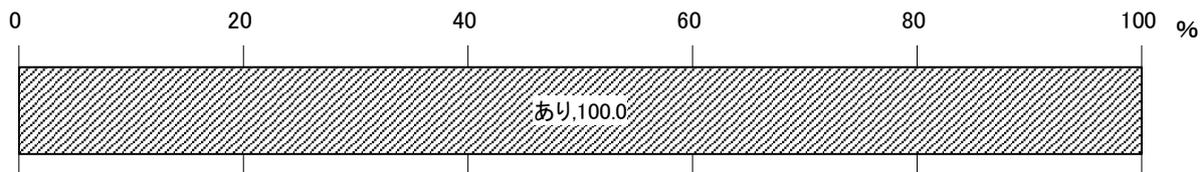
※「身」は「身体的暴力」、「精」は「精神的暴力」、「性」は「性的暴力」、「経」は「経済的暴力」、「社」は「社会的暴力」、「子」は「子どもを利用した暴力」を示す。

### (3) 子どもの DV 目撃および認知

#### ① 子どもの DV 目撃および認知の有無

対象の子どものすべてが、DV を目撃するか認知するかをしている。これは、乳児を抱いて寝かせている状況での暴力、子どもが別室で就寝中や入浴中の暴力でも子どもが暴力を認知していたことがわかっている場合も「あり」と回答しているためである。

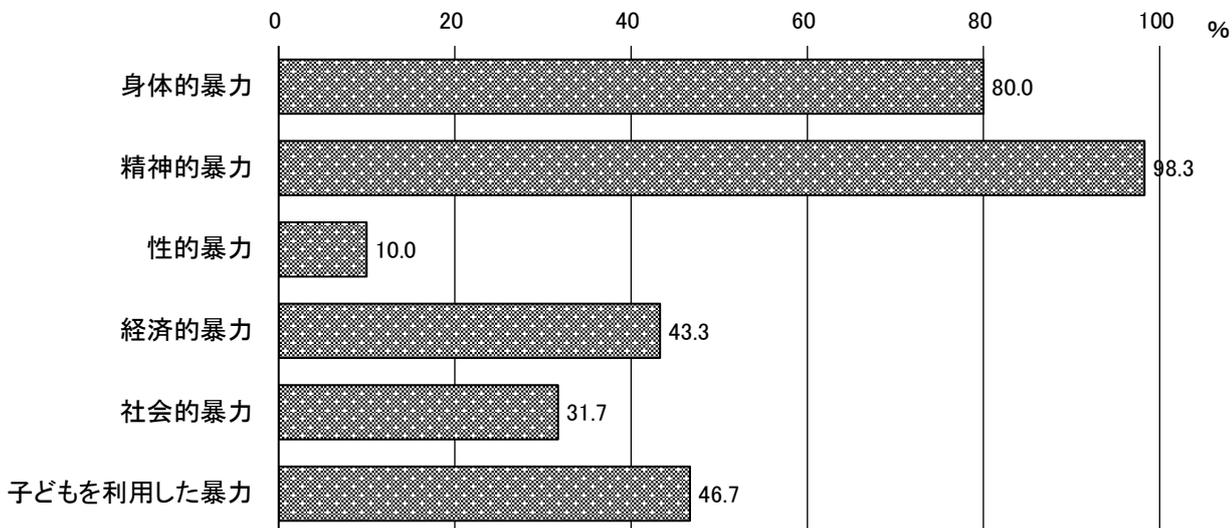
子どものDV目撃および認知の有無 (n=60)



#### ② 子どもの DV 目撃および認知している暴力の内容

子どもが目撃・認知した暴力の内容は、「精神的暴力」が98.3%、「身体的暴力」が80.0%と多い。これに、「子どもを利用した暴力」の46.7%が続いている。

子どものDV目撃および認知している暴力の内容(複数回答) (n=60)



#### ODV を目撃した子どもの影響

DV の目撃により子どもの緊張感が高まり、張り詰めた空気の中で生活することになる。中には、面前 DV によって頭痛や腹痛といった身体症状を呈した子どももいる。

#### ODV を目撃した子どもが DV を制止する、離別を促す

母親への激しい暴力を目撃している子どもは多く、親戚に電話して助けを呼ぶ、危険を承知で母親をかばう、武道を身につけ母親を守る、学齡児以上になると母親に離別を促すといったエピソードが語られる。

### ③ 子どものDV目撃および認知している暴力の重複内容

子どもが目撃した、または暴力と認知した内容の重複状況では、子ども60人のうち22人(36.7%)が4種類以上の暴力となっている。

子どものDV目撃および認知している暴力の重複内容 (n=60)

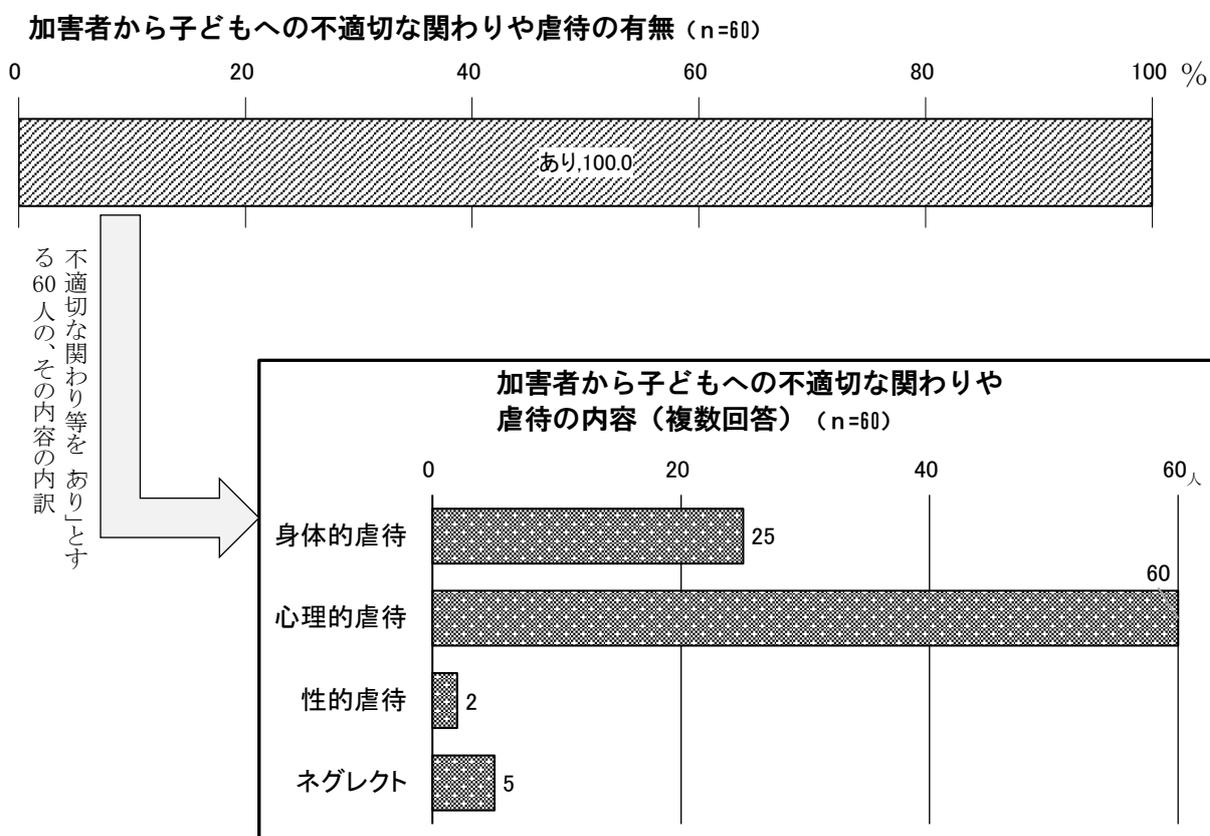
種類の数	暴力内容のパターン	被害人数 (人)
5	身精…経社子	10
	身精性経…子	3
	身精性経社…	1
4	身精……社子	3
	身精性……子	2
	…精…経社子	2
	身精…経…子	1
3	身精…経……	5
	身精………子	3
	身精……社…	2
	…精…経社…	1
2	身精………	17
	…精………子	4
	…精…経……	2
	身……経……	1
1	…精………	3

※「身」は「身体的暴力」、「精」は「精神的暴力」、「性」は「性的暴力」、「経」は「経済的暴力」、「社」は「社会的暴力」、「子」は「子どもを利用した暴力」を示す。

#### (4) 加害者から子どもへの不適切な関わりや虐待

##### ① 加害者から子どもへの不適切な関わりや虐待の有無と内容

加害者からの不適切な関わりや虐待について、全員があつたと回答している。内容は面前DVも含め「心理的虐待」が60人(全員)、「身体的虐待」が25人、「性的虐待」が2人、「ネグレクト」が5人である。



##### ○身体的虐待

殴る、蹴るといった行為が語られるが、中には子どもが悲鳴を上げる、ミズ腫れする、流血する、殴打で吹飛ばすほどの凄まじい虐待状況もある。母親である被害者が子どもの命に危険を感じて暴力を制止し巻き込まれたり、警察に駆け込んだりするなど、離別のきっかけとなったエピソードが語られた。

##### ○心理的虐待

被害者への精神的暴力と同様に子どもへの心理的虐待も日常的に行われていたことが語られている。大声での威嚇、罵りなどによって子どもは極度に緊張した日常生活を送ることを強いられ、意欲や自尊心が低下していく様子が語られた。面前DVについては前項(3)の報告を参照されたい。

##### ○性的虐待

性的虐待のケースは複数あり、母親が異変に気づいて声をかけたことで子どもが打ち明け、性的虐待が表面化したことなどが語られた。

##### ○ネグレクト(育児放棄)

加害者が子どもに食事を与えないため母親が食べさせようとすると母親への暴力が向かう、乳児の近くに煙草を放置する、怪我をしても受診させない等が語られた。

## ② 加害者から子どもへの不適切な関わりや虐待の重複内容

加害者からの不適切な関わりや虐待があったと回答した60名のうち39名(65%)が、複数の虐待を重複してうけており、3人(5%)の子どもが3つの形態が重複した虐待を受けていた。

### 子どもが受けた虐待等の重複内容(n=60)

種類の数	虐待等のパターン	被害人数(人)
3	身心…ネ	3
2	身心……	22
	…心性…	2
	…心…ネ	2
1	…心……	31

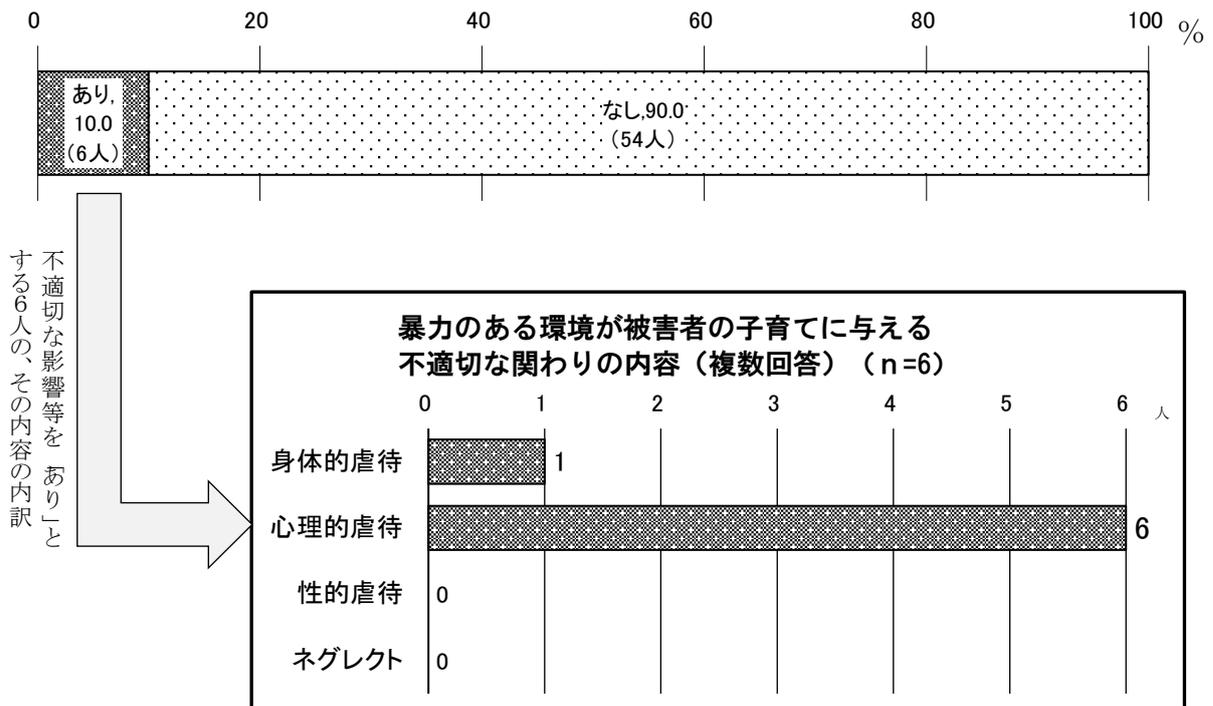
※「身」は「身体的虐待」、「心」は「心理的虐待」、「性」は「性的虐待」、「ネ」は「ネグレクト」を示す。

## (5) 暴力のある環境が被害者の子育てに与える不適切な影響

### ① 暴力のある環境が被害者の子育てに与える不適切な影響の有無と内容

暴力のある環境により被害者本人の子育てに与える不適切な影響として、「あり」10.0%と調査協力者本人が回答している。その多くが暴力下の生活時点のもので、現在は軽減している状況である。不適切な影響が「あり」と回答したのは6人で、全員が「心理的虐待」であり、これに次いで「身体的虐待」の1人となっている。

暴力のある環境が被害者の子育てに与える不適切な影響の有無 (n=60)



### ○暴力のある生活における被害者の子育て

加害者の暴力が子どもに向かわないようにするために事前に被害者が子どもを叱ったり注意したりするとの語りがあると同時に、加害者が厳しすぎるために、被害者は子どもに対して叱ることができなかったとの内容も語られた。

### ○避難後の生活における被害者の子育て

避難後は暴力のある生活当時よりも不適切な関わりや虐待が減ったと多くが語る。中には、子どものアクティンクアウト(衝動や心の葛藤の行動化)への対応に困ることがある、避難後の生活では暴力のある生活当時とは違うストレスや疲れを抱えることにより、子どもへの対応に深く悩む場面があるという語りもあり、被害者が避難直後から家事、育児、仕事を一手に担う中での子育ての難しさがみえる。

### ② 暴力のある環境が被害者の子育てに与える不適切な影響の重複内容

不適切な関わり等の重複状況を見ると、心理的虐待を含む6件のうち1件が身体的虐待に結びついている。

不適切な関わりの重複内容 (n=6)

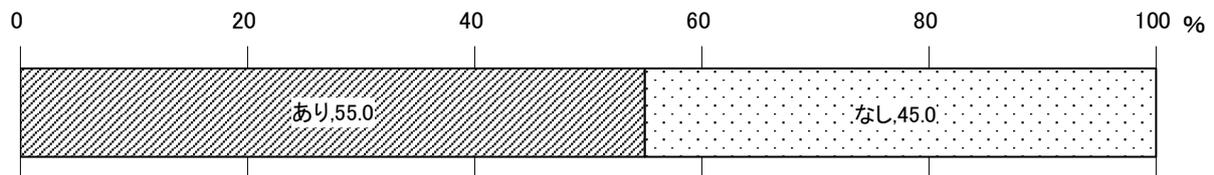
種類の数	虐待等のパターン	被害人数 (人)
2	身心……	1
1	…心……	5

※「身」は「身体的虐待」、「心」は「心理的虐待」を示す。

## (6) 養育や養育方針について加害者からの圧力

加害者による養育や養育方針についての圧力があつたかどうかについては、過半数の 55.0%があつたとしている。

養育や養育方針についての加害者からの圧力 (n=60)

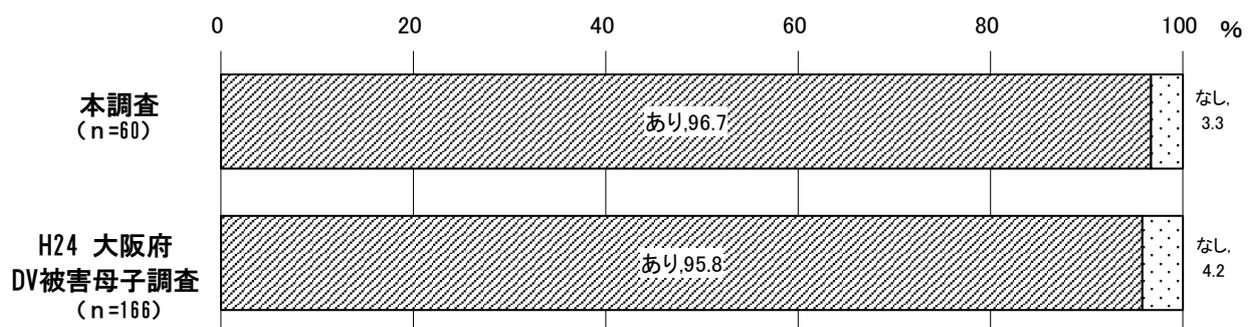


## (7) 子どもに関する不安や心配

### ① 子どもに関する不安や心配の有無

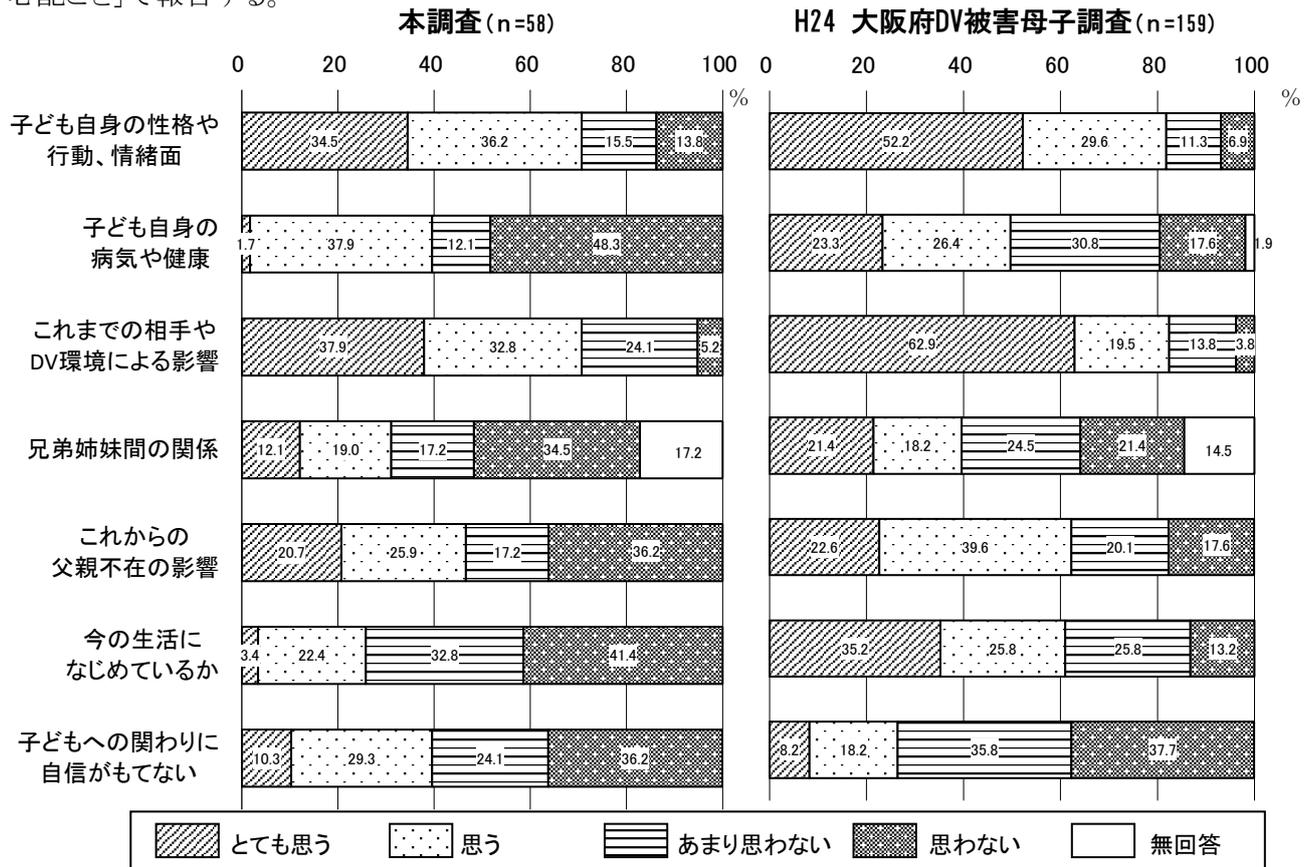
対象の子どもについて、96.7%が不安や心配を抱えていると回答している。

子どもに関する不安や心配の有無



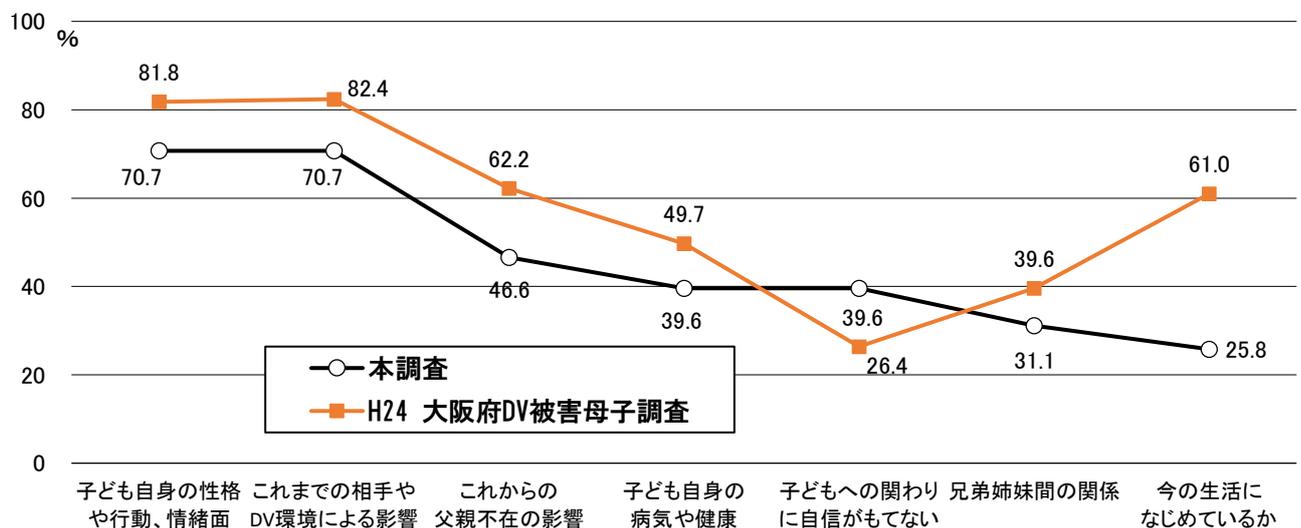
## ② 子どもに関する不安や心配の内容

「とても思う」の内容としては、「これまでの相手(加害者)やDV環境による影響」が37.9%、「子ども自身の性格や行動、情緒面」が34.5%、「これからの父親不在の影響」が20.7%と高い。「とても思う」「思う」の合計値の順では、「子ども自身の性格や行動、情緒面」、「これまでの相手やDV環境による影響」、「これからの父親不在の影響」となる。一時保護時の「H24 大阪府DV被害母子調査」よりも、多くの項目において不安や心配は軽減している。一方で本調査では「子どもへの関わりに自信がもてない」の項目について、「H24 大阪府DV被害母子調査」より不安が高いこと、調査協力者から避難後のアクティंगाアウト(衝動や心の葛藤の行動化)などへの対応に苦心していることが多く語られていることから、避難後の生活で新たに発生する子どもの問題への対応の難しさが示唆される。詳細は、「IV 調査結果:子どもや子育ての不安や心配ごと」で報告する。



「今の生活になじめているか」は、「H24 大阪府DV被害母子調査」では「新しい生活になじめるか」。

### 「とても思う」+「思う」



### 3. 学齢以上の子どもの状況

学齢以上の子ども (41名)

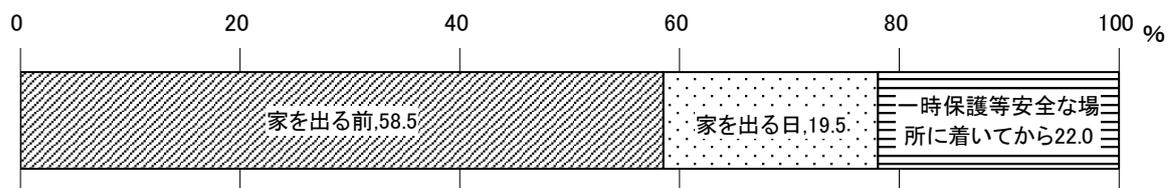
#### (1) 離別・避難の選択を子どもに説明しているか

学齢以上の子どもに対して、すべての調査協力者が離別または避難のことを説明している。説明した時期では、「家を出る前」58.5%、「家を出る日」19.5%、「一時保護等安全な場所に到着してから」22.0%であり、4割強の子どもが離別・避難について突然知ることとなっている。

離別・避難の選択を子どもに説明しているか (n=41)



いつ説明したか (n=41)



#### ○離別・避難の説明

説明の内容として、「ケンカの仲直りができなくなった」、「すごい良いところに行く」、「家を出ることを決めた」、「ママはあなた(子ども)と暮らしたい、生きたい」等である。当時子どもは、家を出ることは理解していても、転校等の具体的な影響は理解しないまま避難していただろうと複数の調査協力者が語っている。

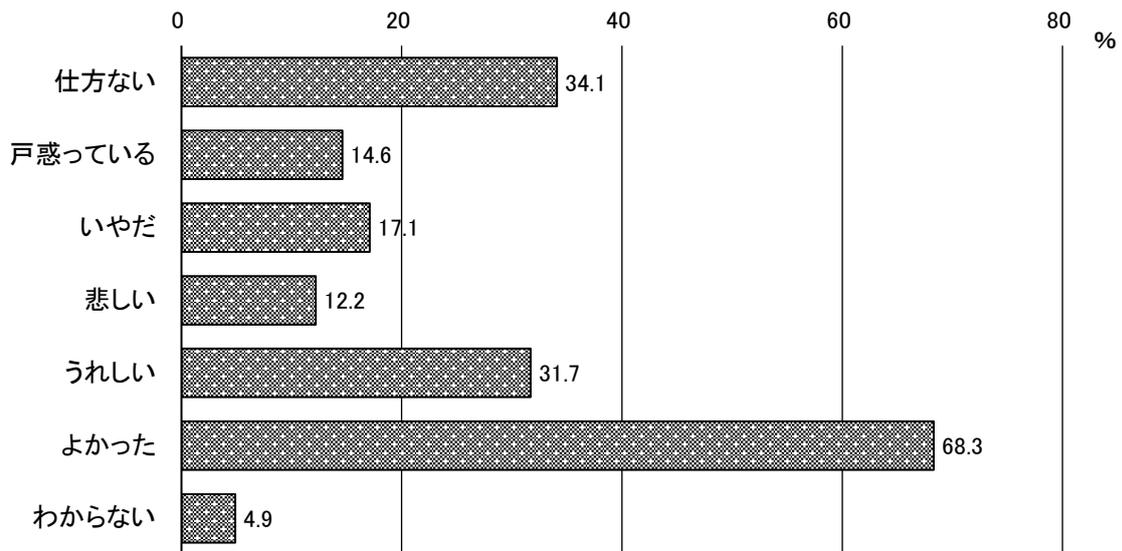
#### ○離別・避難を決心するきっかけ

被害者は自らの限界を押し広げながら暴力のある生活をなんとか生き抜いてきている。その中で、激しい暴力、命の危険を感じる、将来の見通しのなさに途方にくれる、子どもへの暴力や心理的影響を目の当たりにすることが離別・避難の決心のきっかけになっていると語られている。また、子どもからの避難の希望が決心の後押しとなっている例も複数みられた。

## (2) 家を出たことについての子どもの発言や思い

離別・避難についての子どもの反応は「よかった」が 68.3%である。これに「仕方ない」が 34.1%、「うれしい」が 31.7%、「いやだ」が 17.1%、「戸惑っている」が 14.6%などが続く。「仕方ない」、「いやだ」等の理由については、転校等による友達との別離が多く語られた。

家を出たことについての子どもの発言や思い（複数回答）（n=41）

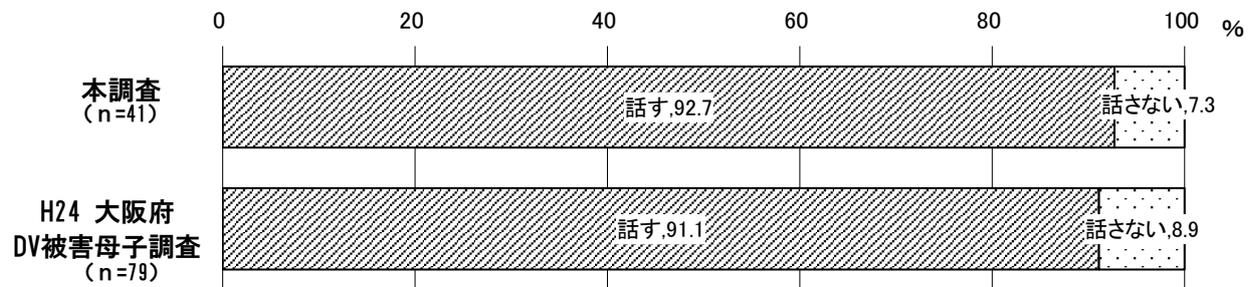


### (3)子どもが感じる不安や心配についての会話

#### ① 子どもが感じる不安や心配についての会話の有無

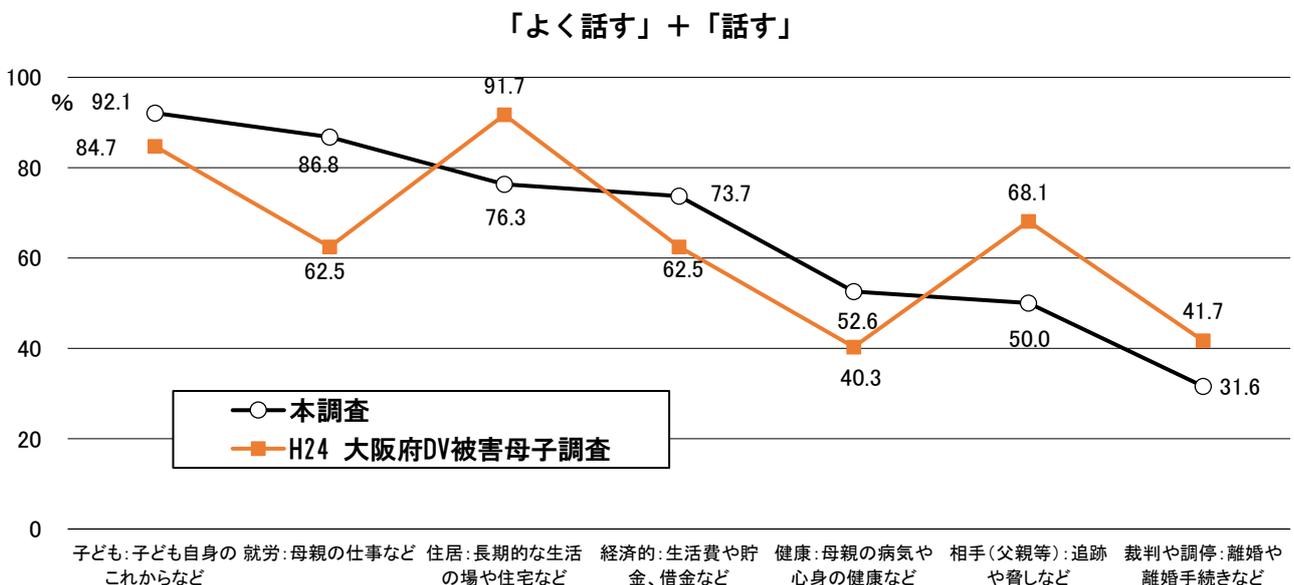
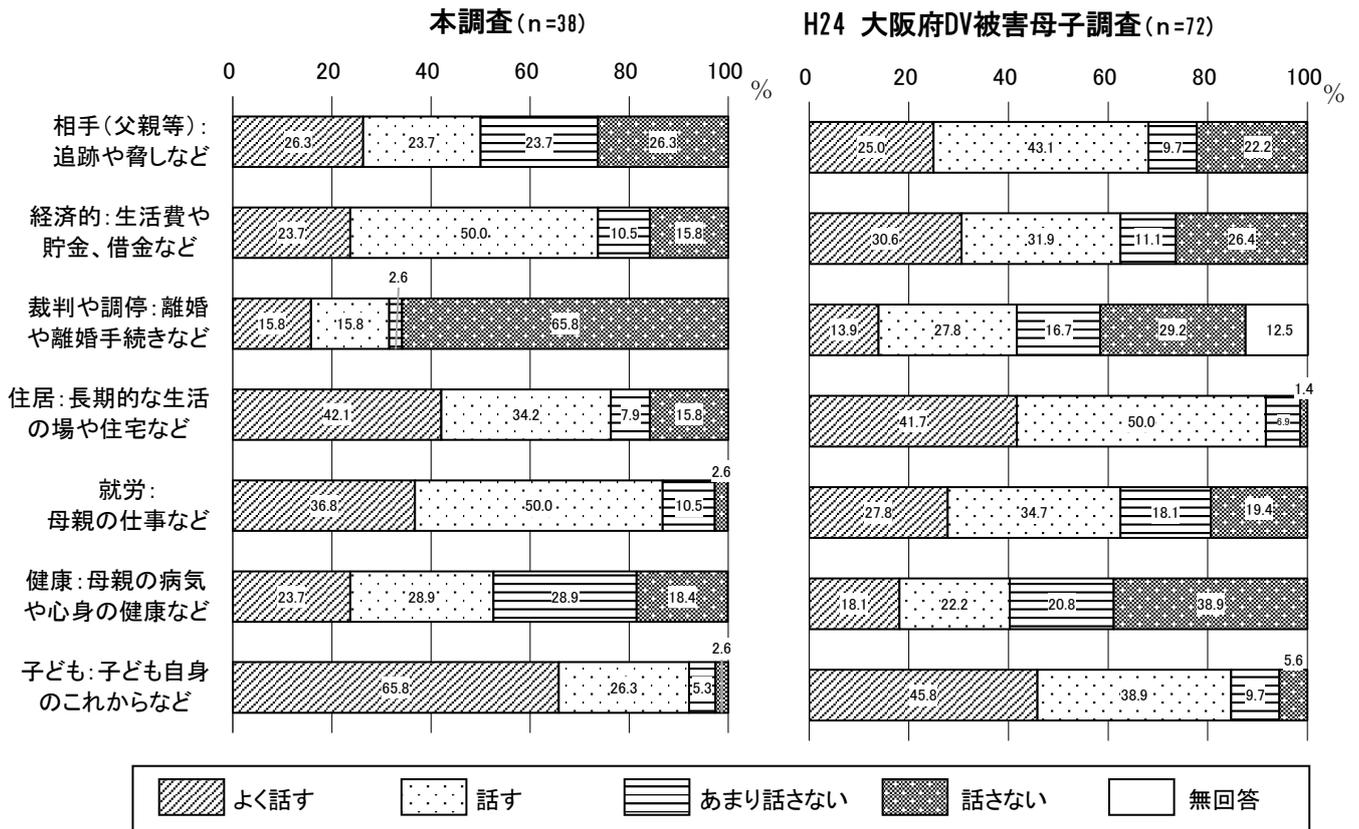
子どもの不安や心配について、親子で「話す」は92.7%である。

子どもが感じる不安や心配について親子で話すか



## ② 子どもが感じる不安や心配の内容

「よく話す」の割合が高い項目は、「子ども:子ども自身のこれからなど」が 65.8%、「住居:長期的な生活の場や住宅など」が 42.1%、「就労:母親の仕事など」が 36.8%等である。「よく話す」「話す」の合計値では、「子ども:子ども自身のこれからなど」、「就労:母親の仕事など」、「住居:長期的な生活の場や住宅など」、「経済的:生活費や貯金、借金など」の順となっている。一時保護時の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」と比較すると、本調査では、「住居:長期的な生活の場や住宅など」、「相手(父親等):追跡や脅しなど」、「裁判や調停:離婚や離婚手続きなど」の値が低くなっており、一定の落ち着きを見せていることがうかがえる。逆に「子ども:子ども自身のこれからなど」、「就労:母親の仕事など」、「経済的:生活費や貯金、借金など」、「健康:母親の病気や心身の健康など」がともに本調査が上回っており、子どもの不安や心配ごとが避難後に変化していることがわかる。詳細は、「IV 調査結果:子どもや子育ての不安や心配ごと」で報告する。

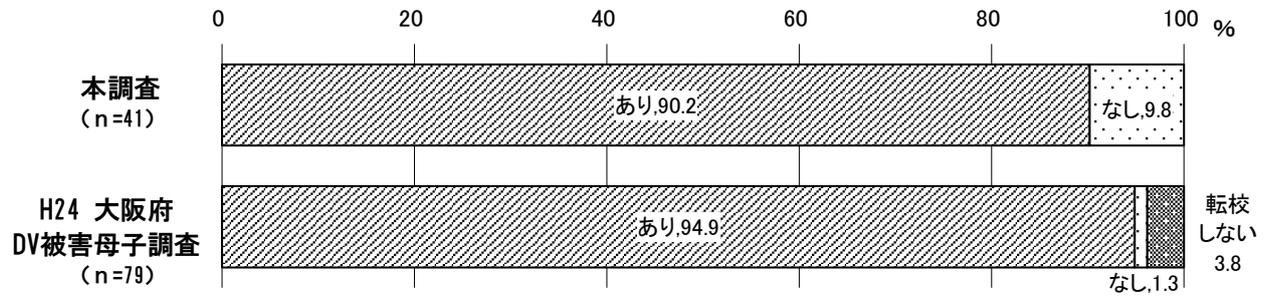


#### (4) 学校に関する不安や心配について

##### ① 学校に関する不安や心配の有無

90.2%の回答者が、子どもの学校に関する不安や心配があるとしている。

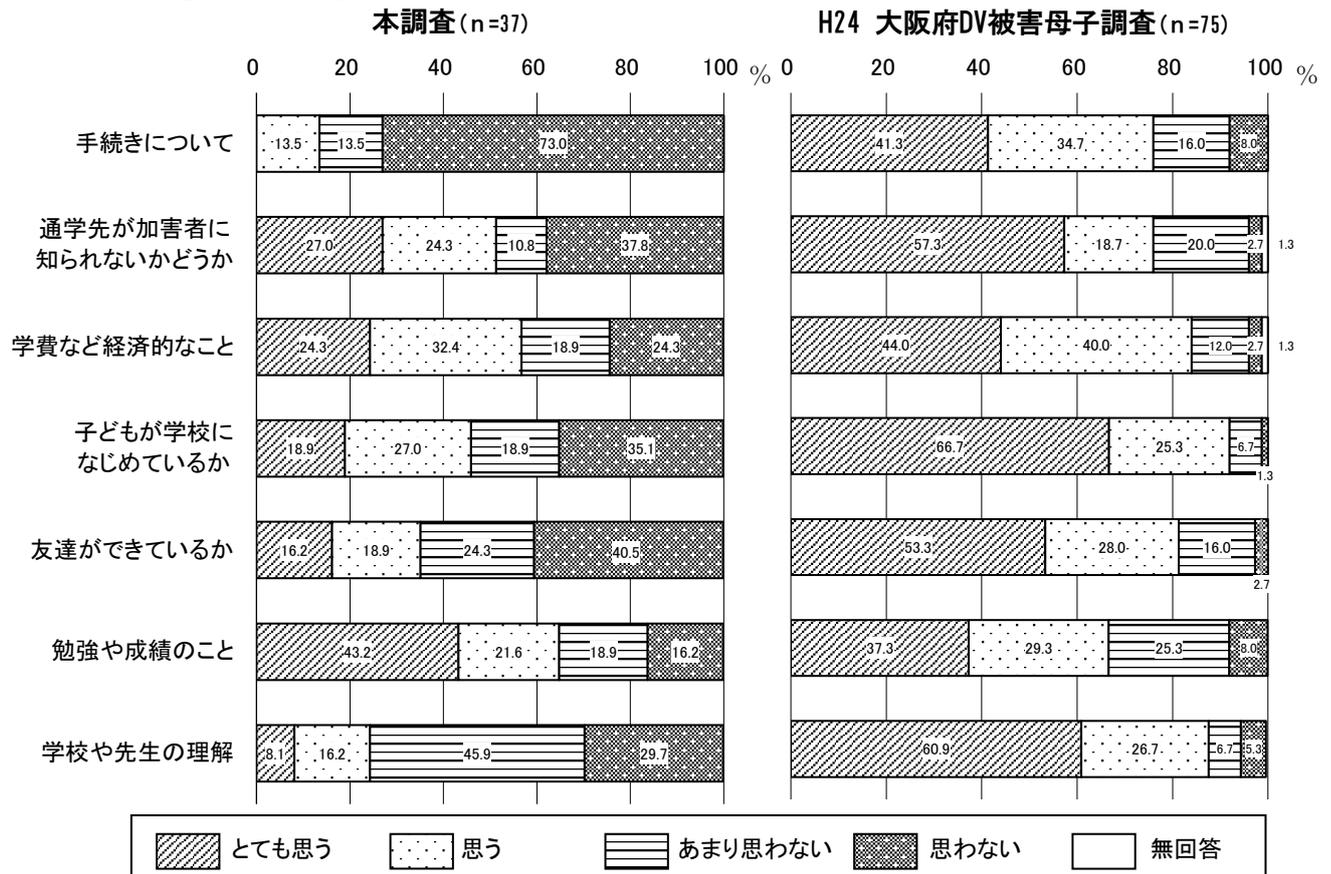
##### 学校に関する不安や心配はあるか



※「H24 大阪府 DV 被害母子調査」は、(今後の)転校についての不安や心配を尋ねている。

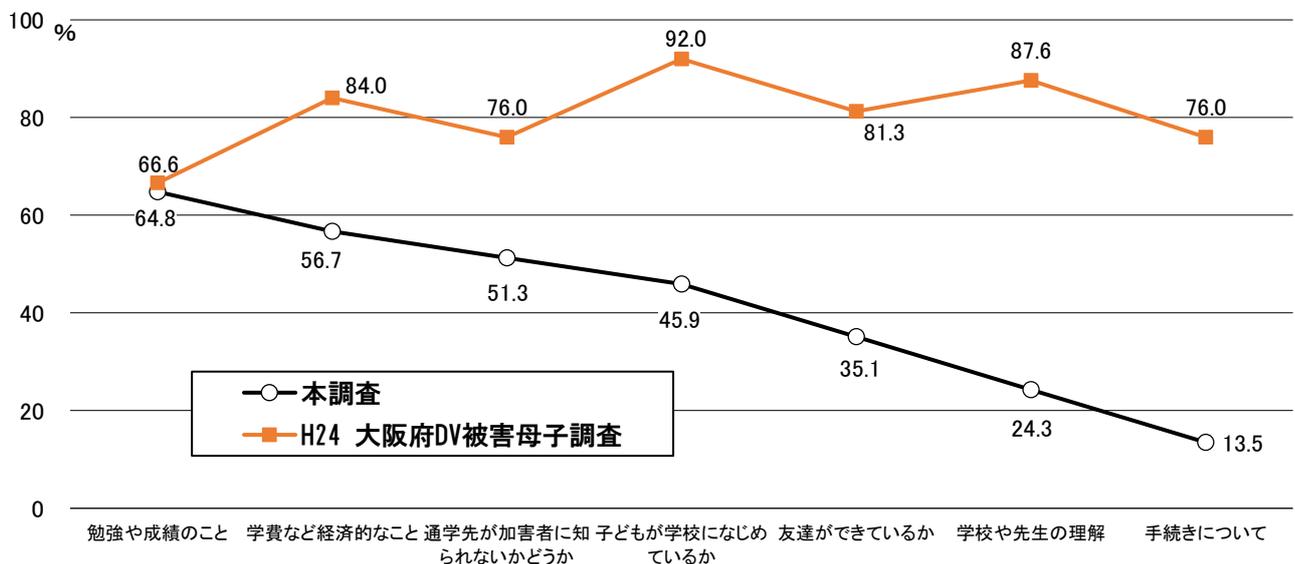
## ② 学校に関する不安や心配の内容

「とても思う」の割合が高いのは、「勉強や成績のこと」が43.2%、「通学先が加害者に知られないかどうか」が27.0%、「学費など経済的なこと」が24.3%等である。「とても思う」「思う」の合計値では、「勉強や成績のこと」、「学費など経済的なこと」、「通学先が加害者に知られないかどうか」の順になる。一時保護時の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」と比べると、転校後しばらく学校生活が続くことで、「(学校の)手続きについて」、「学校や先生の理解」、「友達ができているか」、「子どもが学校になじめているか」といった不安や心配ごとは落ち着き始めていることがわかる。しかし中には、不登校になる、転校先になじめない、いじめを受ける、友達ができないなどの状況の子どもがいることも語られている。詳細は「IV 調査結果:子どもや子育ての不安や心配ごと」で報告する。



「H24 大阪府 DV 被害母子調査」では、(今後の)子どもの転校先についての不安や心配を尋ねている。

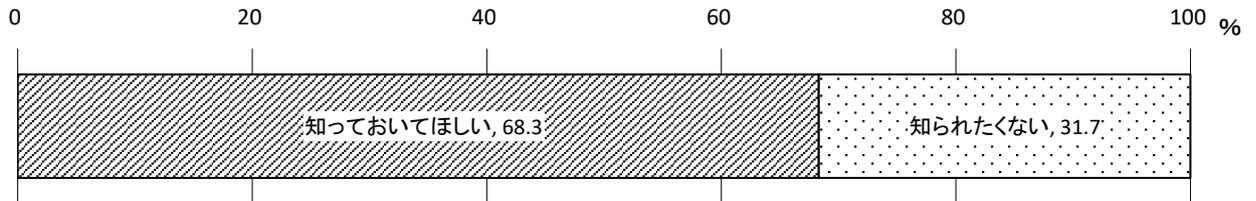
### 「とても思う」+「思う」



### (5)先生に事情を知っておいてほしいか

これまでの事情について子どもの学校の先生に事情を「知っておいてほしい」との回答は 68.3%で、実際の転校時に安全に関する配慮をしてもらった経験を語っている。「知られたくない」との回答は31.7%で、その理由として、先生や学校によってDVに関する理解に差があり、二次的被害を受けた経験が語られた。また、「普通の子どもと同じように扱ってほしい」という希望も複数みられた。

先生に事情を知っておいてほしいか (n=41)



### III 調査結果：避難後の生活の不安や心配ごと

本調査では、DV から避難し、新たな生活を営む中での不安や心配ごとについて様々に語られており、被害者が、DV からの避難場面のみならず、新たな生活に移行してからも多くの課題に直面していることがわかる。

#### 1. 避難後の生活の不安や心配ごと

##### (1) 加害者：脅しや追跡など

避難後の期間の長さに関係なく、多くの被害者が加害者と背格好の似た男性に身構える、食料品店や電車など日常生活場面で偶然に会うかもしれない不安があると語る。また、諸手続きにより居住地情報は一定守られているが、数年経っても加害者が巧妙な手段で追跡してきた経験や、保護命令終了後に加害者からの追跡を感じる経験などが語られ、追跡の不安が続いていることがわかる。

また、加害者が子どもとの面会交流を求めてくることがある。面会交流が安全に行えている経験がある場合には安心につながっているという語りがある一方で、多くの調査協力者は加害者との接触や子どもの連れ去りへの不安、子どもを通した被害者の行動監視等、面会交流に強いストレスを感じると語っている。

##### (2) 健康：病気や心身の健康など

多くの調査協力者が生活を支えることに集中しており、自分の健康面を気にしている余裕がないと語る。一方で、自分が倒れると子どもの生活に直接影響することを心配し、健診・検診等を積極的に受ける人が複数みられ、治療が必要になった場合は子どもや支援者の協力を得て受療体制を整えている人もいた。被害者の多くは新たな生活の再建を一手に担うため、家事、育児、仕事、諸手続きに追われ、心身ともに疲れている状況が語られている。

##### (3) 子ども：子ども自身のことや子育てなど

学費などの経済的問題、学校になじんでいるかといった子どもの今の生活に関する不安と、DV や子ども虐待による情緒や性格への影響、父親が不在であることによる進学、就職への影響といった心配ごとが多く語られている。詳細は、「IV 調査結果：子どもや子育ての不安や心配ごと」で報告する。

##### (4) 手続き：保険証や住民票など

調査対象者の多くが避難後の生活において一定の手続きは完了している。その後の不便として、住民登録地と居住地が違う事情により手続きが煩雑である、行政サービスの通知が手元に届かず手続きが遅れる、家事、育児、仕事で手続きの時間がない、市町村ごとで各種手続き方法が違う等が語られる。また、安全と手続きに関連して、子どもの姓変更のタイミングに悩んでいると語る人もいる。

## (5) 経済的:生活費や貯金、借金など

現在の経済的支援が得られることのありがたさを多くの調査協力者が語る一方、蓄えがなく、収入が安定しないことによる不安が語られた。中には、経済的困難が解決する見通しが立たない苦痛が続き、加害者のもとに戻ったほうがいいのかという気持ちの揺れをなんとかこらえているという語りもあり、生活の立ち行かぬさが避難を決意した自己への揺らぎにつながる可能性が示唆される。しかしこれには同時に、そうした状況でも加害者のもとへ戻るという選択はせず、今の生活を継続させている被害者の力もうかがえる。また、離婚手続き中で保護命令が発令されていない場合は、ひとり親関連制度で利用できないものがあること、他市に避難した場合は子ども医療費の要件が市町村によって違う戸惑いがあること等が語られ、避難直後の制度利用の困難さがみえる。

学費等の子どもに関する経済的な不安や心配は、「IV 調査結果:子どもや子育ての不安や心配ごと」で報告する。

## (6) 裁判や調停:離婚や離婚手続きなど

離婚が成立している調査協力者については一定不安が解消されているが、離婚が成立していない場合は、裁判や調停期間中に子どもを連れ去られるのではないかと強い恐怖等があると語られる。また、避難後数年経過していても調停や裁判が続いている調査協力者からは、離婚が順調に進まないことへのいらだちや、加害者の主張が記載された裁判や調停関係書類に目を通すことの精神的負担が語られた。

## (7) 住居:長期的な生活の場や住宅など

経済的基盤を一から再建しなければならない避難後の生活においては、住居費用が生活を圧迫していると多くが語っている。また、一時避難先に身を寄せており早急に住宅を探したいが公営住宅の抽選に当たらず困っている状況や、なんらかの形で加害者に情報が漏れてしまうのではないかと不安から保証人を立てられず、その分高額の家賃を支払っており負担となっている状況もみられた。

現在施設入所中の調査協力者は、施設に対する不便や不安は抱えながらも、職員常駐の体制への安心感があり、退所後にはそれが無くなること、居住地域選び、家賃の支払い等が不安であるという語りが多くみられた。

## (8) 就労:就職活動や仕事など

避難することにより、初めての就労や久しぶりの職場復帰となる人が多く、求職場面においても就労場面においても、子育てと就労の両立の厳しさや困難が多く語られる。特に子どもの急病場面の対応について、勤務先や就職面接先の理解を得ることが難しいという実感が多い。また、ひとり親家庭の母親の雇用に積極的と記載されている就職面接先であっても実際には厳しい対応をされた経験が多く、就職面接先の適切な情報がないことで、立ち往生する状況がうかがえる。一方で理解ある職場に出会えたと語る人もみられた。

## (9) 支援者：今後の相談者など

本市の相談員のほか、実家や友人等の相談相手に恵まれているという語りがある一方、今後の生活の流れや行動がイメージしづらい中で誰かに相談することは不安であること、実家や元の居住地の支援者に理解が得られず二次的被害を受けた経験から、孤独を感じている語りも複数みられた。

## (10) その他

「人生こんなはずじゃなかった」、「人生を計画して貯金していたのに悔しい」、「こんな底辺の人生で意味があるのか」等、暴力によって変化した人生についての感情や疑問、「親孝行もできずこんな自分が嫌い」等、自尊心が高まらない様子を語り、新しい生活の中において、人生の意味や価値に悩む苦しみがあることがうかがえる。

## IV 調査結果：子どもや子育ての不安や心配ごと

DV 被害による子どもの心理面への影響を心配する声が多数を占め、それに伴う子どものへ対応について自信がないとの声もあがっている。子どもへの心配は、避難後の生活においても形を変えて継続していることがわかる。

### 1. 子ども一人ひとりについての不安や心配ごと

#### (1) 子ども自身の性格や行動、情緒面

##### ○子どもが気持ちをためこんでいることを心配する

大人の反応を怖がって意思表示できない、自分から話さない、心配させないでおこうと平気を装う、母親を支えようと我慢し過ぎる、言いたいことを飲み込む場面がある、思春期や反抗期にどう意志が現れるのか等、子どもの意志表示について心配する声が多い。また、これに関連して、静かに声を出さずに泣く、大きな物損行為後に静かに涙を流す、学校で叱られた後に堰を切ったように泣く等、感情表出の一つである泣き方を心配する声がある。

##### ○子どもの発達や情緒面、精神面を心配する

保育所や健診の指摘で発達障害と診断を受けている子どもが複数おり、学校での集団行動等の社会適応について心配している。中には、インターネットでうつ病や PTSD の傾向をみるチェック項目をみて、自ら精神科で受診したいと言う子どももいるとの語りもみられた。

##### ○自傷行為、物損行為があることを心配する

髪や眉毛をむしる、頭を打ちつけるなどの自傷行為や物損行為があるために心配であるとの語りが複数ある。その頻度や程度は、多くは避難後に軽減してきており、その回復の実感を母子で分かち合う場面があることも語られている。

#### (2) 子ども自身の病気や健康

アレルギー、ぜんそく、てんかん、胃腸が弱い等、もともとある症状を心配する声が多い。

#### (3) これまでの相手(父親等)や DV 環境による影響

##### ○ODV の連鎖を心配する

母親を叩く、激しい殴り合いのきょうだい喧嘩、友達を支配下におきたがる等の行動から、DV の連鎖を強く心配していると多くの調査協力者が語る。学齢児以上になると、子ども自身も「自分は加害者に似ている」、「将来自分は DV するかもしれないから結婚しない」、「DV の可能性がある自分が嫌い」等との発言がある。一方、現時点では特に影響がみられない子どもについても、無意識に抱え込んでいる傷がいつか噴出する可能性を心配する声もあった。これらのことから、母子ともにこの連鎖をどう断ち切るのかを悩んでいる状況がみえる。

## ○過去の加害者への恐怖が子どもの中に残っていることを心配する

避難後一定期間が経過していても、子どもが男性を怖がる、追跡を恐れて外出しない、大声や物音に過剰に驚く等の状況が語られ、加害者からの支配の影響が避難後の生活に出ていることがわかる。

## (4) 兄弟姉妹間の関係

きょうだい仲良くしてくれているとの声もある一方、激しい喧嘩を心配する声もある。また、きょうだいによって加害者からの虐待の程度が違う場合には、喧嘩等が無い場合でも長期的なきょうだい関係を心配する調査協力者もいる。

## (5) これからの父親不在の影響

### ○今は暴力を振るう加害者から離れることができ安心

子どもが、「加害者に一切会いたくない」、「今は加害者がいないから安心」、「楽に自由に暮らせている」等と発言するとの語りが多くみられた。

### ○避難時に乳幼児だった場合、父親という存在の説明が難しい

子どもの記憶が定かでない年齢で避難している場合、学校やテレビ、街中において出会う父親という存在や、面会交流による突然の父親の出現について、説明が難しいとの声がある。

### ○学校で父親の話題になる、父親が参加する可能性のある行事の場面の対応を心配する

授業や友達との会話で父親の話題があがると、その話題に入りづらかったという経験を、子どもが母親に報告していることがある。また、参観日、運動会等の場面での父親が不在であることについての子どもの気持ちを心配している。

### ○子どもの父親についての言動が気になる

「父親が好き」、「父親となぜ一緒に暮らさないのか」との子どもからの発言や、母親に気を遣いながらも面会交流に喜ぶ姿、父親がいる他の家族を見つめている姿などといった子どもの様子が気になると複数の調査協力者が語っている。

### ○新しい父親が欲しいと言われるが今は難しい

「優しい父親が欲しい」、「新しい父親がいたら母親が仕事を減らして母親と過ごせる時間が増えるので再婚してほしい」等と子どもから言われることがあると語る。被害者としては、現時点で新しい父親のことは考えられないが、父親以外の他人から、大人の優しい面を味わってもらいたいと願う気持ちがあるとも語っている。

### ○ひとり親家庭による子どもの社会的不利や不便を心配する

ひとり親ということで子どもの進学や就職に支障がないか、母親が働き詰めで子どもとの十分な時間が持てない、両親がいれば役割分担できることができない、との声があり、ひとり親家庭による子どもの社会的不利や不便を心配している。

## (6) 今の生活になじめているか

子どもが避難後の生活になじめていると思うと多くが語る一方で、避難直後の生活、新しい地域・地方での言葉や生活になじむことの苦勞についても語られている。また、施設入所中の場合は、施設によって入所者の安全・安心を守るために門限や訪問者の制限等といった決まりごとやルールがあり、そうした入所生活において、特に思春期年齢以上の子どもがなじむことの難しさがあることも語られている。

## (7)子どもへの関わりに自信がもてない

### ○子どもと十分な関わりが持てていないのではないかと心配する

多子の場合に真ん中の子どもに目が行き届かない、話を聞いてあげたいが仕事があつてできない、仕事の時間が長く一緒に過ごす時間が短い等の声があり、避難後の生活再建のために家事、育児、仕事をこなす中でも子どもと関わりを持ちたいという願いがみえる。

### ○子どもがしたいことをさせてあげられていないのではないかと心配する

経済的基盤を一から再建しなければならない避難後の生活の中で、部活や勉強、習い事など、子どものしたいことをさせてあげられない悩みや、両親がいる家庭と変わらないことをしてあげたい気持ちを語っている。

### ○子どもが様々にあらわす行動への対応や叱り方に自信がない

避難後に、赤ちゃん返りがみられる、朝起きられなくなっている、意思を示さず何を考えているかわからない等、日々の子どもの行動への対応に自信がないと語る。特に叱る場合には迷いがありその程度がわからない、きつく叱った場合には「やってしまったと病むほど沈む」とも語っており、暴力のある生活におかれてきた子どもへの教育や叱り方に深い悩みがあることがわかる。また、発達障害と診断されている場合は、対応について専門家と相談しながら試行錯誤しているが、やはり自信がないと語っている。

### ○思春期の子どもへの接し方が難しい

思春期の子どもがいる被害者は、子どもへの接し方について、試行錯誤していると複数が語っている。また今後思春期を迎える子どもがいる調査協力者も、思春期の子どもへの対応について不安を感じていることが語られる。

## (8)その他

祖父母等の親族と触れ合う機会が少ないことでの影響を心配する、環境が変わり子どもが友達と会えなくなったことが本当に良かったのか常に深く悩む等、避難による子どもの交友関係や心理的側面への影響を心配する声があった。

## 2. 子どもが感じている不安や心配ごとについての会話

### (1) 加害者(父親等): 脅しや追跡など

子どもが加害者の追跡を怖がる、加害者の性格に似てきていることに子ども自身が不安を示す、加害者への嫌悪感等が子どもの不安として会話にあがっている。子ども自身もまた、加害者の追跡や自身への影響に対して強い不安を感じており、それを母親との会話で表現していることがわかる。

また、被害者は子どもが加害者を父親として慕う気持ちも子どもの発言から感じ取っていることも語られた。

### (2) 経済的: 生活費や貯金、借金など

子どもが家計を心配して状況を尋ねてくる、子どもが家計に協力する、日々の買物の節約など、経済的な状況を母子で乗り切ろうとしている状況が語られる。暴力のある生活当時に裕福だった場合には、子どもにその経済的な感覚が残っていることがあり、外食、買物等の子どもの要望を受けて家計の現状を説明する場合もあると複数が語る。中には、被害者が他界後に生活していくための計画を子どもと共有している場合もある。

子どものアルバイトを禁止している施設に入所中の場合は、アルバイトができないため家計の心配をする、退所に向けての引越し費用の貯蓄状況を心配する等が会話にあがっている。

※各施設によって決まりごとやルールは異なります。

### (3) 裁判や調停: 離婚や離婚手続きなど

離婚の進捗自体を心配する、名乗る姓の問題があるので尋ねてくる等、子どもが離婚手続きについて心配している様子が語られる。一方、離婚手続きの話題は嫌がるために話はしていないとの語りも見られた。

### (4) 住居: 長期的な生活の場や住宅など

避難後一定の期間経過している、既に定住する住居に落ち着いている等場合は話題にあがらない傾向だが、現在の居住地が施設や仮の住居の場合は、住居の悩みについて話題にあがっている。具体的には、施設入所中の子ども同士の人間関係のこと、退所後の居住先のこと、居住先での友達関係、引越し時期等が話題にあがっている。年齢によっては一人暮らしの計画について話し合う場合もある。

### (5) 就労: 母親の仕事など

母親が就労している場合は、仕事で疲れていることへの労い、働く母親への感謝、母親と過ごす時間がほしいとの気持ちから勤務状況を尋ねてくる、母親の仕事を通した子ども自身の将来の計画等が話題にあがっていると語られる。母親が求職活動中の場合は、就労開始時期などを気にして声をかけてくる子どももいる。このことから子どもは、母親の就労について、母親の疲労の心配、母親と過ごす時間の確保、自身の将来等の観点から、話題にしていることがうかがえる。

## (6) 健康: 母親の病気や心身の健康など

疲れている母親の心配や、肩を揉むなどの気遣い、母親が病気になった時の生活の心配などが話題にあがっていると語られる。中には、発言こそないが子どもが心配していることを雰囲気を感じるという語りもあった。子どもは、母親の健康を心配していること、母親の健康が生活に直結していることを理解していることがわかる。

## (7) 子ども: 子ども自身のこれからなど

習い事、転校先、進学、就職、将来の夢等が話題にあがっていると語られる。中には進学の話はプレッシャーになるので話さないと語る調査協力者もいる。また、高校卒業後就職した子どもが自分の給料の安さに家庭を持ってないと感じている、人を信用できず誰とも関わりを持ちたくないという将来への不安を口にする子どももあり、子どもが今後の自身の姿について不安を抱えている様子がわかる。

### 3. 学校関係についての不安や心配ごと

#### (1) 手続きについて

避難にあたり転校等の手続きは完了している調査協力者が多いが、その後の手続きの煩雑さが残ること、施設退所後の再度の転校手続きが必要な状態があることがわかる。具体的には、再度の転校手続きの際にどこまで学校に伝えるか迷う、大学受験時の名乗る姓の問題、戸籍上の姓が通称と違うために毎年の授業料免除や奨学金手続きで事情説明が必要、住民登録地と居住地が違うために通学手続きを毎年更新しなければならないこと等が語られた。

※居住する市町村により各制度の利用にかかる手続きは異なります。

#### (2) 通学先が加害者に知られないかどうか

遠方に避難しているためにその恐怖はない、学校側が様々に配慮してくれている、通学先は知られてはいるが安全に通学できている等と語られる一方で、知られてしまう恐怖を母子ともに感じているという語りもある。避難後の生活では、加害者から遠方という地理的条件や支援を得ることによって安心が増えつつも、なお追跡の恐れが拭えない状況があることがうかがえる。

#### (3) 学費など経済的なこと

就学援助や授業料免除によって学費は助かっているとの語りが一定みられる。一方、多くの被害者は、経済的基盤について一からの再建となる中で、習い事や大学等の先々の学費の不安について、両親がいる家庭と同じ選択肢を提示してあげたいとの気持ちが語られる。制服代や教科書代などの転校時の初期費用についても負担が大きく、場合によっては学校側の配慮がなされた例もみられた。

#### (4) 子どもが学校になじめているか

部活や教室でなじめているとの学校からの情報で安心している場合もあれば、不登校になっていること、学校で転校理由を聞かれること、子どもが学校で困った時の相談先等に不安があると多くが語る。DV からの避難という背景、それに伴う転居・転校等が子どもの学校生活に影響することを心配していることがわかる。

#### (5) 友達ができているか

友達はできており、うまく関係を結んでいるとの語りも多い一方で、友達がいると聞いてはいるが無理をしていないか心配、転校当初はいじめられていたこと、避難後に友達ができなくなった等の状況が語られる。また、子どもの友達への言葉遣いの心配や、子ども自身が友達への話しかけ方がわからないと悩むこと、対人関係の距離感が近く友達の負担になっていること、子どもが友達になじもうと相当努力していることが語られ、友達がいるかどうかの心配と友達との関係性がうまく築けているかの心配があることがわかる。

## (6)勉強や成績のこと

将来の目標に向かって勉強してほしい、高校進学はしてほしい、受験の時期のため心配といった、子どもの成長や進学に伴う不安が語られる。また、避難後の成績低下、暴力のある生活から解放され全く勉強しない、不登校のために勉強に追いつくことが難しい等の状況も語られ、DV から避難してきたという背景が勉強や成績に影響する不安があることがわかる。

## (7)学校や先生の実理解

避難当時の学校との話し合いによって理解を得られたこと、安全対策が講じられたことが語られ、現時点では学校や先生の実理解への不安は軽減されていることがわかる。一方で、現在は担任と話す機会がなくどこまで知っているのか不安、学校によってはDV の理解や対応に差がある、今後の進学先といつどのように情報を共有するのか悩む、他の子どもと同様に扱ってほしいため DV の事情を話すか迷うとの声も聞かれた。今後の学校生活については、普通の扱いをしてほしいという気持ちや、いつまで安全対策を続けるか等の悩みが、学校との情報共有の有無や程度に関係していることがわかる。

## V 調査結果：被害者と子どもの今を生きる工夫・力

本調査では、母子のDV被害の状況と支援ニーズを明らかにするという性質上、不安や心配ごとを中心に報告してきた。しかし調査協力者の語りにおいては、支援を得ると同時に、被害者自身のネットワークや行動力などによって不安や心配ごとを軽減していく様子、また、被害者と子どもがともに互いを思いやり、補い合いながら生活する力についても明らかになっており、ここに報告する。

### 1. 被害者の今を生きる工夫・力

#### (1) 幸せや安心を実感する

食事ができること、母子が楽しく暮らせること、買物や帰宅時間が自由であることを感じていると語られる。暴力の影響や不安は残りながらも、新しい生活の中で幸せや解放を実感できていることがわかる。また、相談支援や経済的支援、安全確保の支援を得られることの実感があると語られ、味方となる他者を得て、その存在があることで安心や心強さを感じていることがわかる。

#### (2) 今を生きるために乗り切る

今の生活を営むために、車の運転、読書、人との会話などで気分転換したり、自分自身で楽しく生きることを言い聞かせたりしていることが語られる。時にはあえて将来の展望を考えないようにしているとの語りも多くあり、被害者が心身のバランスを自己調整し、生活を保持している様子がうかがえる。

#### (3) 新しい今を生きていく

避難直後は借りていた家電や家具を新しく購入し、自分の生活道具が増えていく、経済的基盤が落ち着く、家を建てるなどといった生活を再生する日々を積み上げていくことによって、これまで奪われていた自信を取り戻す感覚があることが語られる。また、新たな居住地において、地域の集まりや人とのつながりの経験についても語られ、安全な対人関係を獲得していることがわかる。さらに、こうした新しい生活を営む中で、なお残る不安や不便と折り合いをつけながら、また、付き合いながら生きていく様子が語られている。

## 2. 被害者と子どもの今を生きる工夫・力

### (1) 被害者と子どもが二人三脚で生活を立ち行かせる

きょうだいの世話を子ども同士でしてくれる、家計を助けてくれる、家事を手伝ってくれる等、避難後の生活をつくっていく過程には、子どもも参加していることが語られる。中には日々の生活だけではなく、長期的な生活の展望や具体的な計画を子どもと話し合っている語りもみられた。また、本調査の協力依頼があったことについても、「子どもたちは一緒に戦ってきた同志だから」ということで相談し、「今苦しんでいる人のためになるなら」と調査の協力を決めた経緯を語る人もいた。被害者と子どもが、日々の具体的な生活の活動や長期的な展望、大事な決め事等について、ともに対応していることがわかる。

### (2) 母子関係を深める、再構築していく

母親が仕事から帰宅した時の子どもの出迎え、子どもが今の生活の方が良いと言ってくれること、家事を手伝ってくれること等といった子どもの思いやり、避難に伴う子どもの環境変化についての母親の切実な心配、言葉に出さなくても思い合っている母子の感覚等が語られた。また、避難後に生じた子どもの問題についても、母親と子どもが互いにコミュニケーションを工夫したり反省したりする等、話し合いながら生活している様子についても語られた。避難後の生活の再生には母子ともに心身のエネルギーを要するが、互いの思いやりやコミュニケーションの試行錯誤によって、母子関係を深め、再構築していく様子が見えてくる。

## VI 調査結果：欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望

### 1. 現在の生活で欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望

#### (1)安全について

安全については、長期間にわたって加害者の追跡への不安が続く中、安全対策関連の手続の更新期間の延長、警察や学校との連携等を望む声があがっている。

#### ○保護命令

- ・保護命令の再度の申立てによる発令の要件を緩和してほしい。
- ・保護命令の発令期間を半年ではなく、もっと長くしてもらえると安心できる。

#### ○安全確保のための手続きの更新期間

- ・避難後数年経ってもなお加害者の追跡が実際にあるため、安全確保のための各手続きの更新期間を延長してほしい。
- ・郵便の転送サービスの更新期間を1年ではなく長くしてほしい。避難後も特別な手続きが続く中で、うっかり忘れてしまうことが怖い。

#### ○学校の協力

- ・集団登下校が毎日実施されると安心。登下校中の加害者による子どもの連れ去りが心配。

#### ○警察との連携強化

- ・保護命令が発令されない実家等へも警察が見回りしてくれると安心できる。
- ・保護命令が発令されない場合でも、以前住んでいた住居(加害者がいる住居)に荷物を取りに戻る際に警察等の同行があると安心できる。
- ・入所施設を警察官立寄所にして、目に見える形で連携してくれると少しでも安心できる。

#### ○行政サービス

- ・乳幼児の検査・健診・予防接種等、重要な行政サービスの通知を居住地に郵送してもらえると手続きが遅れずにできる。

※居住する市町村によって、申し出により対応できる場合があります。

- ・住民票は避難先の役所窓口でも発行してもらえるが、市民税・府民税(所得・課税)証明書や戸籍謄本等についても同様の取扱いになると助かる。

#### ○加害者への対応

- ・被害を受けた側が特別な手続きをしながら苦しい生活をしなければいけない。加害者の逮捕等、加害者に対して何らかの対応を考えてほしい。

## (2)家事について

避難後も継続する心身の不調がある中でも、家事については基本的に自分がしたいとの希望もあるが、家事、仕事、育児を一人でこなす様々な場面において、サポートが欲しいとの声がある。

- ・仕事が遅くなり子どもがひとりで過ごす時間が長い、頼れる人がいない。どの市町村に避難しても、子ども食堂があれば安心できる。
- ・早朝から夜遅くまで仕事があり家が片付かない。頼れる人もいないので、何かサービスがあれば助かる。
- ・体調不良時に頼る人がいない。食べ物や水分の買物の手伝いがあれば助かる。

※本市では、ひとり親家庭等の方で要件にあてはまる場合、日常生活を営むのに支障があり、家事等が困難になった時、家庭生活支援員を派遣して食事・掃除・買物等、日常生活上の必要な生活援助をする「堺市ひとり親家庭等日常生活支援事業」を行っています。

## (3)経済的支援について

被害者の多くが経済的基盤について一からの再建となる中で、経済的なサポートは生活安定のために重要である。そうした状況の中で、離婚手続き中で保護命令の発令がない場合の制度利用要件の緩和や、避難直後の生活費の保障、各種保険料等への配慮等を望む声がある。

### ○離婚手続き中で保護命令の発令がない場合の制度利用

- ・他市に避難した時、離婚手続き中で保護命令の発令がない場合に、児童扶養手当の要件を満たさなかったり、子ども医療費の手続きが複雑だったりした。避難直後の大変な時期なので、要件を緩和したり、すぐに手続きできるようにしたりしてもらえると助かる。

### ○避難後の生活費のサポート

- ・避難直後はやっと避難できたという安心感から気が抜けてしまい、心身が不調になる。働けないほどに調子を崩すことも少なくなく、生活費の保障があると不安の軽減になる。
- ・経済的にぎりぎり生活しているひとり親家庭に何か経済的支援があると精神的にも安心できる。
- ・給食費免除だが一旦支払う仕組み。一旦支払いがない形での給食費免除になると本当に助かる。  
※本市では、公立の小・中学校に就学させるにあたって、経済的な理由により就学困難なご家庭に、学用品費や小学校給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。詳しいことは、学務課又は、お子さんが就学している学校へご相談ください。
- ・子どもの看病で仕事を休む場合に収入が減ってしまい、生活費全体が苦しくなる。何とか生活できるくらいの補助があれば安心できる。

### ○避難直後の保険料や保育料等への配慮

- ・健康保険料や年金保険料、税金等の減額があれば助かる。避難する時に退職せざるを得ず、就職活動しながら生活を立て直す中では、経済的負担が大きく精神的に苦しかった。
- ・他市にある実家に避難したが、実家の収入で保育料が決まり、就学援助制度も対象外となった。すべてを置いて避難してきた直後の厳しい家計の中で支払いが大変であり、実家は実家の生活があるため、配慮してもらえると助かる。

### ○各種支援制度の申請受付時間の拡大

- ・経済的支援を受ける手続きのために、平日の仕事を休む必要があり、収入が減ることがある。夜間や土日に手続きができると本当に助かる。

## ○児童扶養手当・児童手当

- ・児童扶養手当は要件によって支給金額が変わってしまうので、ついつい働き方を気にしてしまう。
- ・児童扶養手当の支給額が増えると、これまで通えていた習い事等を再開させてあげられるので助かる。
- ・児童扶養手当の支給方法を毎月支給にしてもらえると生活費の計画がたてやすい。
- ・児童手当が中学生までだが、中学卒業後の方がお金がかかるため、支給期間が延びると安心できる。

## ○予防接種代のサポート

- ・住民登録がない他市の居住地で子どもが予防接種を受ける場合、一旦料金を立て替えることになるが、高額で負担になっている。  
※本市では、平成 28 年 4 月より、DV のために住民票を異動せずに他市から本市に避難し居住している場合に、要件を満たせば予防接種手帳等の交付を受けることができるようになっています。
- ・インフルエンザの予防接種代が高く、避難直後の厳しい家計状況からの支払いが難しい。なんらかのサポートがあると安心できる。

## ○弁護士費用返済を含め生活設計へのアドバイスや情報提供

- ・被害者に就労経験がない場合は、収入の見込みが立たずに避難を諦めてしまうことがある。特に離婚手続きにかかる費用に大きな不安がある。法テラスを利用する場合もその後の返済があるため、その返済計画も含めて、生活費の計画のアドバイスや情報があると、一歩ふみ出せる。

## ○新しい生活に必要な家財道具等に関する支援

- ・避難直後の生活では、家電がそろえられずに困った。古い家電の譲渡や貸出、購入資金の貸付があると助かる。

## ○経済的支援をまとめた冊子

- ・経済的支援をインターネットで調べても様々な自治体の制度が出てきてしまい、複雑でわかりづらかった。経済的なサポートをまとめた冊子があると助かる。

## (4)住宅について

施設退所にあたっての情報提供、公営住宅の入居の配慮、住宅費用の補助、DV 被害者に配慮された住宅等があると安心との声があがっている。

## ○新たな居住地情報、住宅情報の提供

- ・施設を出るにあたり、初めての地域に避難してきたため地域情報がない。治安や環境を教えてほしい。
- ・施設を出たら公営住宅に入りたいが、遠方から避難してきているため情報がない。申込み方法の詳細を教えてほしい。

## ○公営住宅の入居の配慮

- ・安心して生活をしたいので遠方に引越したい。そのため、住民票のない他都道府県の公営住宅の申込みについて配慮があると助かる。
- ・離婚手続き中や保護命令の発令が無い場合の申込みについて、配慮してほしい。
- ・入居の決定は抽選ではなく、面接で事情を考慮して決めてもらえると助かる。
- ・福祉世帯で申し込むが抽選に外れる。避難後の仕事が安定するまで、優先的に入居できると安心する。

## ○住宅費用の補助

- ・避難直後の生活や仕事が安定するまで、家賃の補助があれば本当に助かる。
- ・賃貸契約の際、居住地が何らかの形で加害者に知れる可能性が心配で保証人を立てることができず、敷金や家賃が高くなった。家賃の補助があれば助かる。

## ○DV 被害者に配慮された住宅

- ・施設退所後の加害者の追跡が心配。DV に理解のある管理人が常駐しており、安心と安全が保障された住宅があると精神的に安心できる。

## (5) 仕事について

就労の相談窓口や入所施設に具体的で現実的かつ確実な情報提供が求められている。また、求職場面や就労場面での DV やひとり親家庭への理解や配慮がほしいとの声がある。

## ○就労先情報の提供

- ・求人情報にひとり親家庭の母親の雇用実績のある勤務先情報をまとめたものが欲しい。  
※本市母子家庭等就業・自立支援センターでは、初めての就業や久しぶりの再就職に不安がある方などを対象に、就職に向けての就業相談や就業情報の提供まで一貫した就労サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行っています。
- ・周りの支援者からは医療や福祉の仕事を勧められることもあるが、具体的にイメージがつかない人もいると思う。ボランティア等で実際の仕事の雰囲気を理解できる機会があればわかりやすい。高齢者と話していると自分の親との関係、子との関係の振り返りになる。人間関係(DV)で傷ついて出てきたが、人間関係をつなぎなおすには前を向ける仕事である。
- ・子育てに理解があり、DV に関しても理解してもらいやすい行政関係の仕事を紹介してもらえると、安心につながる。

## ○資格取得中の生活費や育児のサポート

- ・資格取得にかかる期間の生活費の補助があれば助かる。  
※本市では、ひとり親家庭の母又は父を対象に、就業に結びつきやすい資格を取得するために、一定の要件を満たす養成機関で修業する場合に、修業期間中(一定期間)の生活の負担軽減のために、給付金を支給する堺市高等職業訓練促進給付金支給事業を行っています。
- ・資格取得の勉強時間を確保するために仕事を早退した場合等には、入所施設に併設する保育所の対応時間について、相談の幅が広がると助かる。

## ○求職場面や就職面接場面における DV やひとり親家庭への理解

- ・ハローワークで資格取得の相談をしたところ、対応に傷ついた。DV やひとり親家庭に理解のある就労相談窓口があってほしい。
- ・就職面接場面で子どもがいるというだけで顔を曇らせる面接官の対応に傷ついた。もっとひとり親家庭についての理解が広まってほしい。

## ○離婚手続き中の場合、就職支援関連制度の利用要件がある

- ・ひとり親家庭の親を雇用した企業には補助金が出るが、離婚していない場合その対象にならず、就職活動の範囲が狭くなる。離婚が成立していなくても現状がひとり親家庭の場合は対象にしてほしい。

## ○就労開始後の配慮(子どもの急病時)

- ・働き出すと社会人としては休みづらい。子どもが急病の場合に休みやすくなると助かる。
- ・子どもが病気で仕事を休む場合の所得補償があると、安心できる。

## (6)離婚について

現在の生活において欲しいサポート等よりも、今 DV に遭っている人のために必要なサポートが語られた。DV に理解のある弁護士につながることで、裁判や調停の場の安全確保、調査協力者自身の離婚の手続きに関する経験を他の被害者に伝えたい等の声があがった。

- ・今 DV に遭っている人のために DV に理解のある弁護士に確実につながる機会や流れがあるとよい。
- ・裁判や調停の日は、裁判所において加害者と出会わないよう一定の配慮はしてくれているが、それでも加害者が巧妙に追跡してくるのではないかという不安や恐怖を強く感じる。日程や場所の設定等、配慮してもらえると安心して裁判や調停に行くことができる。
- ・本人訴訟で離婚できた経験を、弁護士費用に悩む DV の被害者に伝えたい。

## (7)心理的ケアについて

心理的なケアがほしいとの声があがっているが、気軽で身近な話し相手の要望もある。一方、人との関わりで再度傷つくことが不安で相談することを躊躇するという現状も多く語られている。

- ・遠方からの避難、身内と疎遠、経済的にも苦しい状況の上に、離婚裁判等を抱えているため、心理的には非常に不安定。カウンセリング等、話を聞いてくれる人がいないと、乗り越えられない。
- ・自分の心理状態の判断がつかない。専門的で客観的な立場から違った視点のアドバイスがほしい。
- ・相談員に話を聞いてもらえて楽になった。市町村によって相談の質が違わないようにしてほしい。
- ・専門的なケアというより、気軽に話ができる相談相手や場所が身近にあってほしい。
- ・聞いて欲しいとは思いますが、人との関わりで再び傷つくことが不安。人を信用しづらくなっており、相談できないことがつらい。

## (8)その他

周知・啓発、相談支援・相談体制、児童福祉関係機関との情報共有や連携、一時保護所や施設についての要望や提案の声があがっている。

### ①周知・啓発

#### ○相談窓口の周知

- ・相談窓口があること、相談窓口につながれば状況が変わることを多くの人に知ってほしい。
- ・友達や親きょうだいに言えないため、確実に対応してくれる相談窓口がある、という情報だけでも知ってもらえるようにしてほしい。
- ・同居している時は情報を調べられないが、早くに知っていたらもっと早く別れていた。相談窓口の情報が市民全体に行き渡るようにしてほしい。
- ・婚姻届提出時に DV の相談窓口の連絡先を含んだ生活情報の冊子を渡してほしい。はじめは関心がなくても、後から重要な情報になるかもしれない。

## ○身近にいる DV 被害者に気づいて声をかけられる社会

- ・警察に駆け込む時は命に危険を感じる時。それまでは被害者は自分で声をあげることができない。学校や職場等で、様子がおかしいと思えば周囲から声をかけてほしい。

## ○安全を確保できる社会資源情報の周知

- ・DV から避難できることや一時保護という安全確保の手段について、避難の局面で初めて知るのではなく、事前から知れていたらより早く抜け出せたかもしれない。被害に遭っている時から、そうした情報を社会全体が知っているようにしてほしい。

## ○避難後の生活を支える社会資源情報の周知

- ・避難しても、子どもが学校へ行けること、様々な経済的な支援があること等、生活を支える社会資源情報を知り、避難の決断の後押しとなった。今まさに暴力のある生活にいる人々へ届けてほしい。

## ○避難後の健康維持のための情報の周知

- ・被害者は、子どもとの生活を支える中心者であることから、健診・検診を受けるように啓発してほしい。

### ②相談支援、相談体制について

- ・市町村に関係なく、相談窓口確実につながる体制になってほしい。
- ・市町村に関係なく、相談窓口の質を均一になると、どの地域の被害者も安心して相談できる。
- ・避難後の生活の流れがわかるものや、避難後に必要になる物品リストをつくってほしい。
- ・DV 被害者やひとり親家庭のサポートグループを土日に開催してほしい。  
※本市では、ひとり親家庭の悩みや不安を解消できるよう、「堺ふおーらむ広場(堺ひとり親家庭交流事業)」を毎月第 3 日曜日に開催し、交流の場を提供しています。
- ・児童相談と詳しい情報が共有できるとよい。

### ③一時保護施設について

- ・長らく加害者に管理されてきたため、一時保護施設では安全と解放感が両方あるとよい。
- ・乳幼児にとって使いやすい環境を整えてほしい。
- ・施設内で作業や仕事ができると精神的に落ち着くと思う。少しでも子どもを養うために動いていると感ずることができる。
- ・一時保護中に子どもと離れて今後を一人で考える時間や(多子の場合)子どもを 1 対 1 でケアできる時間を確保できるようにしてほしい。

### ④各入所施設について

- ・施設内に、受け入れ実績のある会社等といった現実的に職につながる情報やそれを教えてくれる窓口を置いてほしい。
- ・幼い子どもたちを連れて遠出できないため、親子で参加できるイベント等があれば助かる。
- ・子どもが施設から習い事に出かけられるようになるとよい。
- ・ある程度大きな子どもが複数いる家庭にとってはやや間取りが狭い。住環境を充実させてほしい。

## 2. 子どもについて欲しいサポート、制度や支援についての意見・要望

### (1) 子どもへの接し方や関わりを学ぶ場所について

DVや虐待から避難後の子どもや思春期の子どもへの接し方や関わりを学ぶ機会を求める声がある。また就労しているために週末や休日の対応を望む声がある。

- ・暴力のある生活から避難し、子どもが自由に過ごせるようになったのはよかった。一方で必要な場合の叱り方に迷うことがある。専門家のアドバイスがほしい。
- ・思春期の子どもへの接し方について、教えてほしい。
- ・虐待を受けてきた子どもがどう成長していくのか、虐待の連鎖につながらないような話が聞きたい。
- ・子どもへの接し方や関わりを学ぶ機会を土日に開催されると助かる。

### (2) 子どもの心理的ケアについて

現時点の生活でDVの影響が出ていない子どもも含めた心理的ケアの要望が多くあがっている。また、心理的ケアに確実につながる仕組みを望む声も複数あがっている。

#### ○子どもの心理的ケアは必要

- ・DVの連鎖にならないよう、DVから避難した子どものためのカウンセラーがほしい。子どもも自覚して気にしている。今は影響がなくても子ども自身も気づいていない傷があるかもしれない。
- ・子どもは母親にはすべてを話せていないと思うので、子どもが本心話せる人がいてほしい。
- ・専門家の先生の見立てが聞けると母親としても対応の参考になると思う。

#### ○漏れなく受けられるカウンセリング体制

- ・DVから避難してきた子ども全員が自動的にカウンセリングを受けられる体制だとよい。思春期の子どもは自分で断ってしまって、心理的ケアにつながらないままになる。

### (3) 子どもが相談できる人や場所について

母親以外に子どもを気にかけてくれる身近な存在や声かけを望む声がある。

- ・子どもに「大丈夫？」と声かけしてくれる人が身近にいてほしい。
- ・学校等で悩んでいそうだったら話を聞いてあげてほしい。
- ・大人を信用できない分、相談は難しいかもしれないが、声をかけてあげてほしい。

#### (4) 子どもを預ける場所について

被害者は、避難後も継続する心身の不調がある中で家事、育児、仕事を一人で担っており、子どもを預ける安全な場所は重要な課題である。学童保育(放課後児童健全育成事業等)の学年要件や入所施設に併設する保育所の利用時間についての悩み、緊急時に子どもに対応する場所、学習支援の場所、施設退所後の保育所がない等の声があがっている。

- ・避難した先の地域では学童保育が3年生まで。利用対象範囲は市町村問わず6年生までにしてほしい。人との関係を絶って避難してきているのと、親族も高齢で、誰かに頼ることが難しい。
- ・入所施設に併設する保育所で預かってくれる時間について、柔軟に対応してくれると助かる。
- ・施設退所後に居住する地域の保育所が見つからない。何とか確保できる手段があれば助かる。
- ・施設入所中は施設内の学童保育があるので安心だが、施設退所後に居住する地域の学童保育や児童館は自宅近くかどうか分からないので不安。安心して預けられる場所がほしい。
- ・日祝の緊急時に預かってくれるところがほしい。
- ・就学前の好奇心のある時期に、子どもが知りたがることを教えてあげたいが、仕事があってできない。どの市町村に避難しても学習支援の場所がほしい。

#### (5) 子どもに関する経済的支援について

今後の高校や大学までの進学費用、学校関連の様々な費用、子どもがしたいことにかかる費用等についてサポートを希望する声があがっている。

- ・高校の進学費用の補助、学費免除等があってほしい。
- ・高校入学時等に給付してもらえる積立金や補助金のようなものがあってほしい。
- ・大学の奨学金給付条件を拡大してほしい。
- ・予定外の学校関連の費用や通学定期代等に補助があってほしい。
- ・ランドセルの価格が高く、今後下の子どもたちも続くと思うと厳しい。補助があれば助かる。
- ・避難前に通っていた習い事や塾等について、避難後は地域的にも経済的にも通えない状況になっており、補助があると助かる。

---

#### 参考文献

- 増井香名子. (2012). パワー転回行動:DV 被害者が暴力関係から「脱却」する行動のプロセス—当事者インタビューの分析より. 社会福祉学, 57-69.
- 増井香名子. (2016). 関係離脱後のDV被害者の生活再生プロセス—ソーシャルワーク支援の位置づけの必要性—. 社会福祉学, 29-42.

## VII 資料

### 1. 調査依頼文書・同意書

#### DV被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する聴き取り調査のご協力について

堺市男女共同参画推進課

堺市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいて、2013年度（平成25年度）に「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）」を立て、DVの根絶と被害にあわれた方の保護及び支援に関する施策等について、総合的かつ計画的に進めているところです。この計画の実施期間は2017年度（平成29年度）までとなっています。この計画の改定にあたり、DV被害者と同伴する子どもの支援の充実を重要課題の一つととらえ、その基礎資料とさせていただくことを目的に、暴力から離脱した生活をされているみなさまの状況や支援ニーズをお伺いする聴き取り調査を実施することになりました。

なお、ご回答いただいた内容については、総合的かつ統計的に処理しまとめるため、あなたの氏名等の個人情報や回答の内容が特定されることは決してありませんのでご安心ください。

聴き取り調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。調査に回答されない場合でも、不利益を被ることは一切ありません。

**目 的**：DV被害者と同伴する子どもの支援の充実のための基礎資料とします。

**方 法**：調査は以下の手順で行います。

- ① 市役所や区役所、その他ご希望の場所などで、男女共同参画推進課職員による30分程度の聴き取りをいたします。伺いたい内容は、現時点での生活状況や子どもさんに関するご不安や心配ごとなどです。お話しになりたくないことや個人に関する詳しい情報をお話しいただく必要はありません。途中で調査を終了することもできます。
- ② この際、お話の内容を正確にまた十分にお聴きするために、ICレコーダーによる録音についてご了承をお願いしております。なお、この録音データについては、文字化した後、責任をもって処分いたします。
- ③ 調査にご協力いただいた方には、調査協力費（調査実施場所までの交通費を含む）として、謝礼品（2000円相当）をお渡しします。

**倫理的配慮**：個人情報の保護については、十分配慮いたします。

- ① 氏名等の個人の情報については調査票に記入いたしません。
- ② 記入済み調査用紙、録音データは男女共同参画推進課の鍵付きロッカーに保管します。
- ③ 内容は総合的かつ統計的に処理し、個人が特定できないようにいたします。

調査期間：平成28年9月～11月

上記内容を理解の上、調査協力に同意します ⇒ （同意される場合はをお願いいたします。）

平成28年 月 日

## 2. 調査票

### (1) 本人票

#### DV 被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査 (本人)

##### 1. いま現在のこと

- (1) 年 代 : 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代以上
- (2) 国 籍 : 1. 日本 2. その他 ( )
- (3) 住 ま い : 1. 住宅 (民間・公営) 2. 公的施設 3. 実家親戚宅 4. 友人・知人宅  
5. その他 ( )
- (4) 就労状況 : 1. 常勤 2. 非常勤 3. 自営業 4. その他 ( )  
5. 仕事はしていない ⇒ 「5. 仕事はしていない」の場合、(4) - 2 へ
- (4) - 2  
求職状況 : 1. 探している 2. 探しているが見つからない  
3. 探したいが事情で探せない 4. 探していない
- (5) 生活費 : 1. 就労収入 2. 児童扶養手当 3. 生活保護 4. 貯蓄切崩し  
(複数回答可) 5. 実家等からの援助 6. 子どもの親から送られる養育費 7. 年金  
8. その他 ( )
- (6) 月 収 : 1. 5万以下 2. 6~10万 3. 11~15万 4. 16~20万 5. 21~25万  
6. 26~30万 7. 31~35万 8. 36~40万 9. 40万以上 ※生活保護や児童扶養  
手当なども含む
- (7) 回答状況 : 暴力からの離脱後 ( ) 年 ( ) か月後の回答

##### 2. 以前のこと、暴力を受けていた当時のこと

- (1) 婚姻状況 : 1. 夫 2. 内縁の夫 3. 前夫  
4. 生活本拠を共にする交際相手 5. 生活本拠を共にしない交際相手
- (2) 暴力内容 : 1. 身体的 2. 精神的 3. 性的 4. 経済的 5. 社会的 6. 子どもを利用した暴力
- (3) 同居期間 : ( ) 年 ( ) か月
- (4) 一時保護 : 1. 利用した 2. 利用していない
- (5) 保護命令 : 1. 申し立てた 2. 申し立てたが却下になった  
3. 発令前に取り下げた 4. 申し立てなかった
- (6) 暴力のあった期間 (精神的等の DV も含む) : ( ) 年 ( ) か月
- (7) これまでの身体的・精神的不調の有無 : 1. あり 2. なし
- (8) DV による受傷の有無 : 1. あり 2. なし
- (9) 本 人 : 1. 被虐待経験・育った家庭に DV あり 2. なし 3. わからない
- (10) 相 手 : 1. 被虐待経験・育った家庭に DV あり 2. なし 3. わからない

## DV 被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査（本人）

### 1. 現在の健康状況

- |          |          |        |            |         |
|----------|----------|--------|------------|---------|
| (1) 体調   | 1. とてもよい | 2. よい  | 3. あまりよくない | 4. よくない |
| (2) 睡眠   | 1. よく眠れる | 2. 眠れる | 3. あまり眠れない | 4. 眠れない |
| (3) 食欲   | 1. よくある  | 2. ある  | 3. あまりない   | 4. ない   |
| (4) 精神状態 | 1. とてもよい | 2. よい  | 3. あまりよくない | 4. よくない |

### 2. 今現在の生活について、不安や心配なことはありますか。それはどのようなことですか。

1. あり      2. なし      ⇒ 「1. あり」の場合、以下へ

(1) 相手：脅しや追跡など	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(2) 健康：病気や心身の健康など	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(3) 子ども：子ども自身のことや子育てなど	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(4) 手続き：保険証や住民票など	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(5) 経済的：生活費や貯金、借金など	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(6) 裁判や調停：離婚や離婚手続きなど	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(7) 住居：長期的な生活の場や住宅など	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(8) 就労：就職活動や仕事など	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(9) 支援者：今後の相談者など	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(10) その他（具体的に）				

### 3. 今現在の生活において、サポートがあればいいと思いますか。それはどのようなことですか。

1. 思う      2. 思わない      ⇒ 「1. 思う」の場合、以下へ

(1) 安全のサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(2) 家事のサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(3) 経済的なサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(4) 住宅のサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(5) 仕事のサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(6) 離婚についてのサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(7) 心理的なケアやサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(8) 子ども自身のことや子育てのサポート	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(9) その他（具体的に）				

⇒ 3-2へ

### 3-2. 子ども自身のことや子育てのサポートについて、「とても思う」「思う」と回答した方へ

(1) 子育てを相談できる人や場所	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(2) 子どもへの接し方や関わりを学ぶ場所	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(3) 子どもの心理的ケア	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(4) 子どもが相談できる人や場所	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(5) 子どもを預ける場所（保育所・学童保育など）	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(6) 子どもの経済的な支援	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(7) その他（具体的に）				

(2)子ども票・学齡児票

**DV被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査（本人→子ども）**

同伴されているすべての子どもお一人ごとにお答えください。

- (1) 同伴児のうち : ( )人中( )番目
- (2) 子どもの年齢 : ( )歳 (学年: )
- (3) 性別 : 1. 男児 2. 女児
- (4) 暴力(DV)のある環境にいた期間 : 約( )年( )か月
- (5) 相手との関係 : 1. 相手の子ども 2. 相手の子どもではない ⇒「2. 相手の子どもではない」の場合、(5)-2へ
- (5)-2 相手との関係 : 1. 自分の子ども 2. その他( )

**1. この子の妊娠中の同居および暴力の有無について**

- (1) 妊娠中の同居 : 1. あり 2. なし ⇒「あり」の場合(2)へ
- (2) 妊娠中のDVの有無 : 1. あり 2. なし ⇒「あり」の場合(3)へ
- (3) 当時の暴力の内容 : 1. 身体的 2. 精神的 3. 性的 4. 経済的  
5. 社会的 6. 子どもを利用した暴力

**2. 子どものDV目撃および認知について**

- (1) 1. あり 2. なし ⇒「1. あり」の場合(2)へ
- (2) 暴力の内容 : 1. 身体的 2. 精神的 3. 性的 4. 経済的  
5. 社会的 6. 子どもを利用した暴力

【エピソード】

**3. 相手(父親等)から子どもへの不適切な関わりや虐待**

- (1) 1. あり 2. なし ⇒「1. あり」の場合(2)へ
- (2) 内容 : 1. 身体的 2. 心理的 3. 性的 4. ネグレクト

【いつから・頻度】

**4. 暴力のある環境が、あなたの子育てに与える不適切な影響**

- (1) 1. あり 2. なし ⇒「1. あり」の場合(2)へ
- (2) 内容 : 1. 身体的 2. 心理的 3. 性的 4. ネグレクト

【いつから・頻度】

**5. この子に関して相手(父親等)から養育や養育方針についての圧力がありましたか。**

- 1. あり 2. なし

**6. この子に関して不安や心配はありますか。それはどのようなことですか。**

- 1. あり 2. なし ⇒「1. あり」の場合、以下へ

(1) 子ども自身の性格や行動、情緒面	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(2) 子ども自身の病気や健康	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(3) これまでの相手(父親等)やDV環境による影響	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(4) 兄弟姉妹間の関係(兄弟姉妹なし)	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(5) これからの父親不在の影響	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(6) 今の生活になじめているか	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(7) 子どもへの関わりに自信がもてない	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(8) その他(具体的に)				

ここからは、現時点で学齢以上（小・中・高・他）の子どもについてのみお答えください。

1. 離別・離脱の選択（家を出ること、転校など）について、子どもに説明していますか？

- (1) 1. している 2. していない ⇒「1. している」の場合、(2)へ  
 (2) いつ、どのように説明しましたか。  
 い つ： 1. 家を出る前 2. 家を出る日 3. 一時保護等安全な場所に着いてから  
 4. その他（ ）  
 どのように：

2. 家を出たことについて、子どもはどう言っていますか、思っていますか。（複数回答あり）

1. 仕方ない 2. 戸惑っている 3. いやだ 4. 悲しい 5. うれしい  
 6. よかった 7. わからない 8. その他(具体的に)（ ）

3. 子どもが感じている不安や心配について親子で話すことはありますか。それはどのようなことですか。

1. 話す 2. 話さない ⇒「1. 話す」の場合、以下へ

(1) 相手（父親等）：脅しや追跡など	1. よく話す	2. 話す	3. あまり話さない	4. 話さない
(2) 経済的：生活費や貯金、借金など	1. よく話す	2. 話す	3. あまり話さない	4. 話さない
(3) 裁判や調停：離婚や離婚手続きなど	1. よく話す	2. 話す	3. あまり話さない	4. 話さない
(4) 住居：長期的な生活の場や住宅など	1. よく話す	2. 話す	3. あまり話さない	4. 話さない
(5) 就労：母親の仕事など	1. よく話す	2. 話す	3. あまり話さない	4. 話さない
(6) 健康：母親の病気や心身の健康など	1. よく話す	2. 話す	3. あまり話さない	4. 話さない
(7) 子ども：子ども自身のこれからなど	1. よく話す	2. 話す	3. あまり話さない	4. 話さない
(8) その他（具体的に）				

4. 子どもの学校に関わることで、あなたの不安や心配はありますか。それはどのようなことですか。.....

1. あり 2. なし ⇒「1. あり」の場合、以下へ

(1) 手続きについて	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(2) 通学先が加害者に知られないかどうか	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(3) 学費など経済的なこと	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(4) 子どもが学校になじめているか	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(5) 友達ができているか	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(6) 勉強や成績のこと	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(7) 学校や先生の理解	1. とても思う	2. 思う	3. あまり思わない	4. 思わない
(8) その他（具体的に）				

5. 学校の先生に、これまでの事情を知っておいてほしいですか。

1. 知っておいてほしい ⇒配慮してほしいこと（ ）  
 2. 知られたくない ⇒その理由（ ）

6. 制度や支援について思うことや意見、要望をお聞かせください。

また、あればいいと思われる制度や支援についてアイデアをください。

## **第3部**

### **調査結果から見られる現状と課題**

# 目次

## I 調査結果から見られる現状と課題

1. DV・デートDVの被害状況.....	145
(1)暴力のある生活における被害状況.....	145
(2)避難後の生活における被害状況.....	146
2. 子どもの被害状況 .....	147
(1)暴力のある生活における被害状況.....	147
(2)避難後の生活における被害状況.....	147
3. 相談の状況 .....	148
(1)相談窓口の周知度.....	148
(2)DV被害の相談の有無と相談先 .....	148
(3)デートDV被害の相談の有無と相談先.....	148
4. 自立に向けた支援.....	150
(1)DV被害者が安心して生活するために.....	150
(2)避難後の生活における不安や心配ごと.....	150
(3)避難後の子どもの不安や心配ごと .....	151
5. DV・デートDVをなくすために .....	152
(1)「DV防止法」の認知度.....	152
(2)暴力の認識 .....	152
(3)デートDVの認知度 .....	152
(4)DVをなくすために必要なこと.....	152

※文中の「(問○)」は、「第1部 アンケート調査」の設問番号を示す。

# Ⅰ 調査結果から見られる現状と課題

## 1. DV・デート DV の被害状況

### (1) 暴力のある生活における被害状況

#### ① DV 被害経験

「アンケート調査」によると、これまでに DV が『あった』（「何度もあった」、「1、2 度あった」の計。）と回答した人は、女性で 38.2%、男性で 30.3%となっている。また、暴力の種別で見ると、男女とも「精神的な暴力」が最も高く、次いで「身体的な暴力」、「性的な暴力」と続いている（問 6）。これらは「H26 内閣府 DV 調査」と比して高い結果となっている。

#### ② デート DV 被害経験

「アンケート調査」によると、これまでに交際相手からの暴力が『あった』（「10～20 歳代にあった」、「30 歳代以上にあった」の計。）と回答した人は、女性で 16.6%、男性で 12.8%となっている。さらに、「同居の際」では、男女とも 17.1%が被害を受けている。また、性・年代別に見ると、特に女性の若年層になるほど被害を受けている。さらに、被害時期でみると、「30 歳代以上にあった」よりも「10～20 歳代にあった」が多く、若年層の被害が目立つ。暴力の内容としては、「精神的な暴力」が最も多く、「身体的な暴力」がそれに続く（問 17）。

#### ③ DV 被害を受けた際に離別しなかった理由

「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」被害者が全体で 19.3%であり、男性 10.1%に対し女性 24.0%となっている（問 10）。別れなかった理由として「子どもがいるから、子どものことを考えたから」、「経済的な不安があったから」が多くなっている。性別でみると、最も男女差があった項目は「経済的な不安があったから」であり、女性で 56.9%、男性で 0.0%となっている（問 11）。

さらに、子どものことで離別しなかった理由として、「子どもにこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから」、「子どもをひとり親にしたくなかったから」、「養育しながら生活していく自信がなかったから」が多くなっている。性別でみると、最も男女差があった項目は「養育しながら生活していく自信がなかったから」であり、女性で 27.3%、男性で 0.0%となっている（問 12）。

このことから、子どもへの影響、経済的不安等が離別をとどめる大きな理由であり、特に女性においては、経済的不安が大きい傾向がうかがえる。「被害者面接調査」においても、離別後の生活を支える社会資源情報（子どもへの支援、経済的支援情報）を得たことが離別の後押しとなった経験が語られ、事前に情報を得ることの重要性がうかがえる。

さらに、「別れたい（別れよう）とは思わなかった」被害者が女性で 27.7%いることにも着目したい（問 10）。「被害者面接調査」においては、暴力のある生活下において極度に疲弊しており、別れようという気力や発想がなかったことが多く語られていることから、被害者の多くが別れたいとは思っていないと解釈するだけでは DV の実態をとらえきれないと考える。

#### ④ デート DV 被害を受けた際に離別しなかった理由

「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」被害者が 12.9%となっている（問 18）。その理由として「相手が別れることに同意しなかったから」、「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」が多くなっている（問 19）。

### ⑤ 暴力が始まった時期(「被害者面接調査」)

本調査では、暴力が始まった時期についての量的調査は未実施だが、「被害者面接調査」においては「交際中から」、「同居(結婚)してから」、「妊娠後から」、「出産後から」、「(加害者)の失業後から」、「実家を出て核家族になってから」、「離婚を切り出してから」等と語られており、ライフステージの様々な場面に渡っていることがわかる。

### ⑥ 周囲の人の DV 被害・デート DV 被害

DV 被害・デート DV 被害を受けている(受けた経験のある)人を「知っている」が 14.7%、「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる」が 3.4%であり(問 24)、その人と回答者との間柄は、「友人・知人」が最も多く、「兄弟姉妹」、「親」、「近所の住民」が続く(問 25)。これに何らかの対応をした場合については、「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるように話した」、「暴力を受けている人に相談先を紹介した」との回答が多い。一方で、何もしなかった(対応しなかった)場合については、その理由として、「どう対応していいかわからず、何もしなかった」、「他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった」等の回答が多い(問 26)。

### ⑦ DV による具体的な被害状況(「被害者面接調査」)

様々な形態の暴力が複合的に発動し、加害者の暴力によって日常的に支配とコントロールを受けていた状況が語られ、被害者が本来持っている力が奪われていく状況がうかがえる。

### ⑧ DV がもたらす心身への影響(「被害者面接調査」)

暴力のある生活では心身共に疲れ切っている。その生活を生きのびるために感覚を遮断していたことや、経済的に立ち行かない状況への精神的負担、不調になっても誰も助けてくれない孤独感などが語られた。中にはうつ病や適応障害、不安障害の診断を受けた被害者もいた。また、白髪が増える、手が震える、発汗、胃痛、蕁麻疹、原因不明の高熱や意識消失などの身体症状が現れていたことも語られている。

## (2) 避難後の生活における被害状況(「被害者面接調査」)

フラッシュバックする、眠れない、男性が怖い、動悸や蕁麻疹が出る、涙が出てくる、人を信用できない、生活が安定しても対人関係の不安が続くなど、避難後も心身への影響は形を変えて継続していることが語られる。また、面会交流の機会に子どもを通じて被害者を監視する、養育方針に圧力をかけるなど間接的な支配が続き、大きな精神的負担になっているという語りも複数みられた。

#### ■課題

上記のように被害者が加害者に支配され自ら助けを求めることが難しい深刻な状況にある中で、周囲の人々がDVに気づき声かけする意識をもつためにはDVを正しく理解することが必要である。特に本調査でDVの認識が低かった精神的暴力(問4)も深刻な被害をもたらすことを含め、DVについての正しい理解の浸透が必要である。また、避難をとどまる理由として子どもに関する心配や経済的不安が大きいことから、避難後の生活を支える社会資源情報の周知も必要である。

また、デートDV被害が若年層になるほど高くなることから、若年層に向けた啓発が引き続き必要である。

## 2. 子どもの被害状況

### (1) 暴力のある生活における被害状況

#### ① 子ども虐待の状況

「アンケート調査」においては、「心理的虐待①(大声でどなる、無視など)」が14.9%と最も多く、「身体的虐待」10.5%と「心理的虐待②(子どもの前での暴力:面前 DV)」5.5%が続く(問 13)。「被害者面接調査」においては、子ども虐待は調査協力者の子ども全員に認められた。これは面前 DV が全員にあったためである。

### (2) 避難後の生活における被害状況(「被害者面接調査」)

子どもが、避難後一定期間が経過してもなお加害者の追跡や連れ戻しに怯える、湿疹、過呼吸などの身体症状、髪をむしる等の自傷行為などが語られた。いずれの場合も日を追うごとに軽減してきていることから、これらの状況は DV 被害によるものと推測される。避難後の生活ではアクティングアウトがみられる子どもも少なくなく、被害者と子どもはなおも続く被害の影響に苦しみを抱え、時にそれを表面化させ、しかし互いを思いやりながら、新たな母子関係を構築していくことに共に奮闘していることがうかがえる。

#### ■課題

面前 DV を含む子ども虐待による子どもへの被害は甚大であり、被害者同様に避難後にもその影響が継続している。DV と子ども虐待の関係は密接であり、これまでも個別ケースにおいては子どもがいる家庭の DV で子ども虐待を確認した場合には児童福祉関係機関と密接に連携しているところであるが、避難後の子ども自身への支援と母子関係の再構築等について、更なる連携が求められる。

### 3. 相談の状況

#### (1) 相談窓口の周知度

相談窓口の周知度は全体で4割弱にとどまっている(問3)。知っている相談窓口では、「警察」が83.0%と最も高く、「堺市各区役所『女性相談』」(41.1%)、「民間の専門家や専門機関」(27.1%)、「堺市配偶者暴力相談支援センター」(22.4%)と続く(問3-1)。「被害者面接調査」においては、警察に相談する時は命に危険が及ぶなどの極限の状態であり、それ以前に被害者自身による相談行動を起こすことが難しく、第三者である周囲の人々の声かけの重要性が語られている。

#### (2) DV 被害の相談の有無と相談先

##### ① 相談の有無と相談先

DVを受けたことについて被害者の34.2%が相談しない結果となっている。また、相談した場合の相手として「家族や親戚」、「友人や知人」が多く、誰もが身近な存在(被害者)からのふとした相談を受ける可能性があることを示している。一方、公的機関等の相談窓口の利用は少ない現状がうかがえる(問8)。

##### ② 相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思ったから」(58.9%)、「自分にも悪いところがあったから」(41.1%)、「自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから」(25.0%)、「相談してもむだだと思ったから」(23.4%)といった理由が多く、暴力のある生活において、現状をDV被害と認識することや相談行動に出ることの難しさがうかがえる(問9)。

#### (3) デート DV 被害の相談の有無と相談先

##### ① 相談の有無と相談先

デートDVを受けたことについて被害者の18.5%が相談しない結果となっている。また、相談した場合の相手として、DV被害と同様に、「友人や知人」、「家族や親戚」が多く、誰もが身近な存在(被害者)からのふとした相談を受ける可能性があることを示している。一方、公的機関等の相談窓口の利用は少ない現状がうかがえる(問22)。

##### ② 相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思ったから」(43.5%)、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」(21.7%)、「自分にも悪いところがあったから」(21.7%)といった理由が多く、DV被害と同様に、暴力のある交際関係において、現状をデートDV被害と認識することや相談行動に出ることの難しさがうかがえる(問23)。

#### ■課題

相談窓口の周知度は4割弱にとどまっており、更なる周知・啓発が必要である。

また、「アンケート調査」では、相談窓口として「警察」の周知度が最も高くなっているが、「被害者面接調査」の協力者からは、警察に相談する時は命に危険が及ぶなどの極限の状態であり、それ以前に被害者自身による相談行動を起こすことが難しく、第三者である周囲の人々の声かけの重要性が語られている。このことから、暴力が深刻化する前に早期に相談できること、周囲の人々の声かけが重要であること等を含んだ周知・啓発が求められる。

## 4. 自立に向けた支援

### (1) DV 被害者が安心して生活するために

被害者が相談しやすくなる方法として、「被害者が相談する場所等について安全やプライバシーが確保されるように配慮する」(73.0%)、「被害者にとって身近な相談窓口を増やす」(63.1%)、「被害者や子どもを保護してくれる施設を増やす」(55.3%)に対して支持が高い(問 28)。また、「被害者面接調査」においては、避難前や直後の不安を軽減するための情報が欲しいとの声が複数あり、その内容は、避難時から避難後の生活が安定していくまでの流れ、そのための準備行動等があがっている。

### (2) 避難後の生活における不安や心配ごと(「被害者面接調査」)

「被害者面接調査」では、「経済的:生活費や貯金、借金など」、「子ども:子ども自身のことや子育てなど」についての不安が特に高い。一時保護時点の「H24 大阪府 DV 被害母子調査」と比較すると、困りごとや心配が一定軽減されており、新しい生活を営む中で、避難に関する手続き、安全と住居確保、離婚の課題等が解決に向かいつつあることがうかがえる。一方、「経済的:生活費や貯金、借金など」と「子ども:子ども自身のことや子育てなど」の不安や心配は先述の通り継続して高値であり、避難後の中長期的支援の課題がみえる。

他にも様々な場面での困りごとが以下のように語られている。

- ・加害者:脅しや追跡など…加害者による執拗な追跡、子どもの連れ去り、施設と警察の連携が見えない不安感
- ・健康:病気や心身の健康など…生活を支えることに集中し自分の健康面を気にしている余裕がない、自分が倒れると子どもの生活に直接影響することが心配、生活再建を一手に担い疲弊する
- ・手続き:保険証や住民票など…住民基本台帳と居住地が違う場合の説明や手続きが煩雑、行政サービスの通知が届かない、家事・育児・仕事で手続きの時間がない、離婚手続き中で保護命令がない場合はひとり親家庭向けの社会資源利用に制限がある、市町村によって手続き方法に差がある
- ・経済的:生活費や貯金、借金など…住居費や学費の心配、経済的自立に見通しが立たないことへの限界感
- ・裁判や調整:離婚や離婚手続きなど…調停や裁判が長期化することへの苛立ち、面会交流による悩みや葛藤
- ・住居:長期的な生活の場や住宅など…一時避難先に身を寄せており早急に住宅を探したいが公営住宅の抽選に当たらない、施設退所後の居住地域、住居費、安全確保に悩む
- ・就労:就職活動や仕事など…求職場面、就労場面においてひとり親家庭への理解が十分ではない場合がある
- ・支援者:今後の相談者など…頼る人がいない孤独感、市町村によって相談対応の質に差がある、今後の生活の流れや行動をイメージしづらい
- ・その他…暴力によって大きく変化した人生の意味や生きる価値に悩み苦しむ

### (3) 避難後の子どもの不安や心配ごと(「被害者面接調査」)

子どもに関する不安や心配ごととして、「子ども自身の性格や行動、情緒面」、「これまでの相手やDV環境による影響」が多くなっている。子どもの学校に関しては、避難に伴う環境変化による成績低下といった「勉強や成績のこと」への心配や、ひとり親家庭となり経済的基盤の再建に追われる中での「学費など経済的なこと」への心配が多くなっている。具体的には、子どもの心理面への心配を中心に様々な不安が以下のように語られている。

- ・心理面への心配…集団行動が苦手、不登校、自傷行為、物品を壊す、激しいきょうだい喧嘩をする、暴れた後に部屋に籠り静かに泣く、わがままが爆発、言葉を選び思いのまま話せない、大人の事情を察して物事を諦めがち、母を支えようと我慢しすぎる、思春期が心配、見えない傷がいつか表面化する可能性、母に暴力を振るう、加害者に似ていることを気にして自尊心が低い、加害者への激しい憎悪
- ・学校関連の心配…住民基本台帳と居住地が違うため毎年の授業料免除や奨学金手続きが煩雑、姓変更のタイミング、環境変化による成績低下、勉強が嫌い、転校後の学校生活、友達との関係性、進学や就職が心配、学校がどこまで知っているのかわからない
- ・経済面への心配…塾や習い事、進学費用、学校関連の雑費、予防接種代

以上のように本調査の性質上、(2)(3)に示した避難後の悩みに焦点をあてているため、様々な困難に直面していることが明らかになっている。その一方で、「被害者面接調査」の協力者からは、これまでを生き抜いてきた経験についても多く語られた。具体的には、母子が困難を抱えながらも互いに心境を思いやり、二人三脚で新しい生活を成り立たせている日々の工夫や生きる力強さである。それらは、暴力のある生活から避難し、生活を再構築していく中では重要な要素のひとつになっているため、ここに追記しておく。

#### ■課題

被害者が安心して相談するには、今後も継続して安全な相談環境を提供することが必要である。また、声をあげることが難しい状況にある被害者が市民の中に存在することを考慮すれば、相談窓口の情報を安全に届けるために、引き続き市民への周知・啓発の徹底が望まれる。

被害者は避難後の生活においても継続する悩みや新たな課題に直面している。「被害者面接調査」の協力者からは、避難後の生活の流れや行動をイメージできるような情報、経済的支援や就労先情報等の集約を望む意見が多く、正確な情報が確実に伝わる工夫が必要である。また、新たな生活の不安や様々な場面での二次的被害、安全を感じられない面会交流等による精神的負担があり、心理的ケアや気持ちを表現できる身近な場が必要である。

また、心理面や環境変化による子どもへの影響を心配する声が多いことから、子どもの心理的ケアと就学・保育等の生活支援、母子関係の再構築等について、関係機関の更なる連携が必要である。

## 5. DV・デート DV をなくすために

### (1)「DV 防止法」の認知度

DV 防止法を『知っている』（「法律があることも、その内容も知っている」と「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」の計。）割合は、「H26 内閣府 DV 調査」と比して高くなっている。また、「法律があることを知らなかった」と回答した割合は若年層では高くなっている（問2）。

### (2)暴力の認識

本市では実際の被害状況として「精神的な暴力」が最も多いことはすでに述べたが、その一方で「精神的な暴力」を暴力とする認識が低い結果が出ており、このギャップは「精神的な暴力」による被害が社会から見過ごされる可能性があることを示唆する（問4）。「被害者面接調査」においても、被害者は怒鳴られるなどの行為について周囲の人々が過小評価することによって暴力のある生活を継続するに至った経験が語られている。

### (3)デート DV の認知度

デート DV という言葉を『知っている』（「言葉も、その内容も知っている」と「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」の計。）割合は、他の年代と比べて30歳未満が男女とも高い（問15）。しかしデート DV の被害を受ける可能性が高い年齢層であることを鑑みれば、デート DV という「言葉があることを知らなかった」割合が30歳未満の女性約4割、男性約5割であるという状況は懸念される。

### (4)DV をなくすために必要なこと

男女間の暴力を防止する方法として、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」、「加害者への罰則を強化する」、「地域・学校・家庭などで、暴力を防止するための教育を行う」、「被害者の保護や自立のための生活支援制度を充実させる」、「医療やこころのケア等のカウンセリングなどの専門相談を受けられる環境を整える」に対して半数以上が支持している（問27）。

#### ■課題

固定的な性別役割分担意識は緩和されつつある一方、DV が重大な人権侵害であることに照らせば、DV の理解やDV 防止法・デート DV の認知度が低い現状にある。特に、暴力の認識が低い結果が出ている精神的暴力も深刻な被害をもたらすこと、法律の存在や内容の啓発が必要である。また、誰もが被害者にも加害者にも、時に命綱となる相談相手にもなりえることなど、DV が身近な問題であることを実感できる教育と啓発の工夫が必要である。